	所属	<b>本水</b> 古米	事業概要と成果	R6	事	業の設定				振り返り しゅうしゅう	今後の方向性	
NO	所属 (旧名)	事務事業名 事務 業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)		R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
1	広報広聴室	広報紙発 刊事業	〇目的:まちづくりへの市民参加の促進や市政への関心を喚起させるため、市政情報、市からのお知らせ、イベント情報等の周知を行う。 〇対象:市民 〇対象:市民 〇実施手法:一部委託(レイアウト・リライト・印刷) 〇内容:月に1回発行し、支所などの公共施設、商業施設、駅、コンビニエンスストア等に配架するとともに、市ホームページ及びメール配信サービス「おだわら表情いいメール」、広報紙配信アプリ「マチイロ」により、記事全文を掲載する。 【令和6年度実績】 ・市民に分かりやすい紙面を意識し、特集号にゼロカーボンの取組を紹介。令和6年神奈川県広報コンクール広報紙部門(市部)にて優秀賞(2席)の受賞につながった。	44,806	広報紙発 行部数(年間·部)				妥当性:市政情報の発信は、 行政の責務である。 有効性:募集記事への申し込みや、掲載記事に対する意見	効率性:原稿作成・校正は職員 が行い、レイアウト・印刷は委 託することで効率を高めてい る。また、3年に1度プロポーザ ルを行うことで、一定期間の安	iv<.	①継続実施
2	広報広聴室	メディア活用事業	〇目的:様々なメディアを活用することで、市民が市政情報を入手する選択肢を増やす。 〇対象:主として市民 〇対象:主として市民 〇実施方法:委託 〇内容:FMおだわら、J:COM、タウンニュースやポスト広告などの地域メディアを活用し、市の情報及び市民活動団体の活動状況を積極的に発信する。 【令和6年度実績】・今年度どのような事業を行うのか市民にお知らせするため、年度当初にタウン誌等を活用して情報発信を行った。また、桜情報なども含めイベント開催情報などを各地域メディアで発信した。	40,970	年間放送 回数(回)	3,700	3,700		行政の責務である。市と協働で 行っている市民団体の取組等 は、市が発信すべきものであ る。 有効性:市が情報提供すること	効率性:FMおだわらの番組買 上料(15分間で25,000円)と、行 政情報番組制作・放送委託業 務を比較すると、年間番組買上 料は業務委託額を超えること から、事業コストは妥当であ る。		①継続実施
3	広報広聴室	ホームペーラン・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール	ホームページやメールマガジンなどインターネットを利用した情報発信ツールを活用し、市民へ即座に、きめ細かく情報提供するとともに、市民からの意見聴取の手段として活用することで、市民との情報共有に努める。【令和6年度実績】 ・トップページのコマーシャルエリアを活用し、PRしたい情報をより目立たせるよう務めた。 ・市民に対して、リアルタイムな情報とアーカイブとして価値ある情報をより分かりやすくするようアーカイブ機能の充実に努めた。	13,306	ホームペー ジ総アクセ ス数(単位: 千件)	14,000	11,21 1		務であるとともに、情報伝達には即時性が求められる。さらに、モバイル端末の保有率が9割を超える現代社会において、ホームページによるリアルタイ			①継続実施
4	広報広聴室	ふるさと大使事業	本市にゆかりのある様々な分野で活躍されている「ふるさと大使」を通じて、本市に関する情報を発信し、本市の魅力をPRすることにより、本市のイメージアップや産業、歴史、文化、観光等の振興を図る。 【令和6年度実績】 ・おだわらMIRAIアワード2024の授賞式にてスペシャルゲストとして富野由悠季監督に出演いただいた。	43	PR等活動 数(回)	33	8		著名人によるPRは大きな効果が望めることから、市が大使という形で委嘱し、活動しやすい環境を整えることはPR施策として大変有効である。	著名人が小田原のPRをしてくれるため、費用対効果は大き	引き続き、事業を実施していく。	①継続実施

N	所屋	事務事業名 事務業	事業概要と成果	R6 決算額		業の設定			評価・扱	長り返り	今後の方向性	
5	所旧 広報広聴室	事務事業名	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果) 市の実施する広報広聴活動を充実させ、市民参加のまちづくりを推進するために地区自治会ごとに広報委員を、また、市内26地区の自治会連合会ごとに広報委員長を選任。広報委員長を対象に月1回広報委員長会議を開催し、市からの広報事項を伝えるとともに、各地区の要望事項や意見、提案などを取りまとめて市に提言してもらい市政に反映していく。 広報委員長会議 月1回、広報委員表彰 年1回、アンケート 年1回【令和6年度実績】・広報委員長会議 市からの広報事項25件、地域からの要望等34件・広報委員アンケート 対象者数:1,250人 回答数:996件 回答率:約80%	(千円)	指標(単位)	12	R6 実績		妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性) 各地区広報委員長と理事者が一堂に会した場で、市政について説明し、また各地区の課題・実情を直接伺うことができる貴重な機会であり、本市の広報広聴活動の充実に大変有効である。	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開 引き続き、事業を実施していく。	1 継続実施
6	広報広聴室	市長への提案事業	市政に対する提案等を求め、市政に反映していくため、いつでも誰でも市長に対して提案を述べることができる制度として運営する。また、投稿用紙を公共施設・郵便局に配架するとともに、市ホームページに投稿フォームを用意し、市民が意見を述べやすくする。令和6年度受理件数 436件	0	受理件数 (件)	355	436	122.8%	する提案をしていただくことで、 市政に反映させる。	提案以外の投稿(要望や問い合わせ等)については、所管課で速やかに対応し、対応結果を市長へ報告することとしている。	いく。	①継続実施
7	広報広聴室	市民と市 長の懇談 会事業	市民が市長と直接懇談を行い、市政に対する理解と関心を深める。また、市民ニーズの把握につなげ、市政運営の参考とする。 【令和6年度実績】 基本構想行政案の5つのまちづくりの目標のうち、「地域経済が好循環し、多彩な資源が花開く小田原」、「未来を拓く「人」が育ち、地域の絆が結ばれる小田原」、「いのちを大切にする小田原」に係る分野についてテーマを設定して実施した。 (6回・参加者合計45人)	6	開催回数(回)	6	6		市民と市長が直接対話することで、市の取組、姿勢を市民に とで、市の取組、姿勢を市民に 感じてもらえるとともに、市長が 市民の思いや考えを直接感じ 取ることができる。		引き続き、事業を実施していく。	①継続実施
8	企画政策課	総合計画 等推進事 業	総合計画審議会、総合戦略有識者会議を運営するとともに、総合計画等の評価・進捗管理と市民アンケートを行う。また、総合計画等に位置付けた取組や新たな政策課題の解決・展開等に当たって、市長や各部局が専門的・学術的見地から意見を求め、施策構築における方向性決定の一助とするため、随時有識者をアドバイザーとして招く。〈令和6年度の実績〉・令和5年度に引き続き総合計画評価を実施した。内部評価をもとに総合計画審議会において討議するとともに、市民意識調査を実施し、総合計画の着実な進捗管理を行った。・「小田原市デジタル田園都市構想総合戦略」及び「地方創生関連交付金」の評価に関して、有識者から助言を得た。・政策課題検討に係るアドバイザーとして、小田原市の学校給食の在り方、持続可能な社会づくり、エネルギーの地域自給、エディブル・スクールヤードなどについて、有識者から助言を得た。	2,674	まちづくりに係る講演回数(回)	10	7	70.0%	第7次総合計画における将来 都市像である「誰もが笑顔で暮らせる、愛すべきふるさと小田原」の実現に向けては、目標達成のための青法は適見直しながら、着実に事業を推進することが重要である。そのため、審議会やアドバイザーから意見をいただきながら、計画の進捗管理を行うことが必要となる。	より、行政内部だけの考えにと どまらない進捗管理が可能と なっており、大いに効果があっ		①継続実施

	所属	<b>東京本州</b>	事業概要と成果	R6	事	業の設定			評価・排	長り返り しゅうしゅう	今後の方向性	
NO	所属 (旧名)	事務事業名 事務 業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	7 124 - 7 214122(17)	方向性
9	企画政策課	行政改革 推進事業	令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「第3次小田原市行政改革実行計画」に基づき、着実な推進と進捗管理を行い更なる行財政改革に取り組む。	0	効果額(千 円)	273,983	230,995	84.3%	推進するため、市自ら行政改 革に取り組む必要がある。	計画に位置付けの無い取組についても、各所管と積極的に調整し、庁内全体で行政改革に資する取組が増えるよう努めた。	個別の取組とは別に全庁に係る取組を進めていく必要があるため、「全庁的な事務事業の見直し」や「受益者負担の適正化」に向けて取り組むとともに、「第3次小田原市行政改革を行計画」を見直し、市を挙げた行政改革を強力に進めていく。	②見直し・改善
10	企画政策課	全庁的改革改善促進事業	改革・改善の機運を高め、市民サービスの更なる向上を図るとともに、業務等の効率化を推進するため、職員の自主的な改革・改善活動を促進、奨励している。 令和6年度は、職員提案制度について、提出を記名式とするとともに個別ヒアリングの実施など、制度の一部を見直し、より実効性の高い取組の提案に繋げた。また、実績褒賞制度(グッジョブおだわら)については、応募数の低下や費用対効果を踏まえ一旦休止とした。	0	職員提案数(件)	10	9	90.0%		気付かない業務改善策や検討 材料などとなり、職員の業務に 対する改善意識の向上にも繋 がっている。	令和6年度より、職員コンプライアンスの推進に関する取組は人事管理事業へ移管したこと、実績更旦休止度(グッジョブ)を一旦休止としたことなどから、本事ととしたことなる取組の性革推に組づく取組の性革推規模を鑑み、行政改革推進事業へ統合する。	③完了・休止・廃止
11	企画政策課	移住定住促進事業	WEBやSNS、情報誌などのさまざまなメディアの利用に加え、独自のPR媒体を制作・活用することで、小田原の魅力や暮らしの豊かさを市内外に発信し、人々の交流を促進するとともに、移住や定住の推進を図っている。令和6年度には、ふるさと暮らし情報センターへの出展、移住サポーター(先輩移住者など)と連携した移住セミナーの開催、オンラインによる移住相談、市内ゲストハウスとの連携によるお試し移住、小田原移住を促進するPR広告、リアラル移住制度やオンライングリーティング、移住体感イベントの開催など、既存の取り組みを継続した。さらに、新たな施策として、小田原への移住を検討している方や移住後間もない方を対象に、リアルな暮らしに関する情報提供や地域に関わる人々(先間移住者)との交流を支援する無料のオンラインコミュニティ「オダワラボコミュニティ」を開設した。移住相談件数は令和5年度から減少したが、オンラインコミュニティの登録者数は令和7年3月末時点で128名に達しており、コミュニティ内で活発な移住相談が行われている。この点を踏まえると、当該施策によって移住相談件数の減少が見られつつも、小田原移住に向けた動きがさらに加速していると考えられる。	6,067	移住相談件数(件)	385	400		や定住を促進するために、また、関係人口を獲得するために 不可欠な取組であり、小田原 のことを移住先として認知、把	ミュニティの開設など、移住希望者が先輩移住者と接点を持つ機会を増加させた。また、移	先輩移住者として移住希望者を支援する「移住サポーター」を、属性を多様化させながら増員するとともに、オンラインコミュニティでの投稿などを通じて、オンラインミュニティの盛り上もつな活力とで、カンの活動にもつなったで、更なる交流の活性化を目指す。 さらに、小田原中心に積極的に発信していく。	②見直し・改善
12	企画政策課	ふるさと応 援寄附金 事業	地域資源の魅力発信を図るとともに、市財政における歳入の確保や地場産品の返礼品による地域経済の振興につなげるため、地方税法の規定に基づき、ふるさと応援寄附金(いわゆる個人版の「ふるさと納税」)事業に取り組み、返礼品の拡充・調達・送付、ポータルサイトの活用、PR・広告宣伝、寄附金の採納などを行う。 令和6年度は、昨年度に引き続き、返礼品やポータルサイトの拡充、ポータルサイトの活用、PR・広告宣伝などを適宜行い、約1,051百万円の寄附を受けた。また、企業版ふるさと納税についても、中間支援事業者の活用や庁内での寄附募集プロジェクトの掘り起こしと市ホームページでのPRなどを行い、17.6百万円の寄附を受けた。	511,886	寄附金額 (百万円) ※個人版	1,500	1,051	70.1%	域経済の振興などの観点からみても、非常に有効な事業である。	ども継続的に行ったほか、ふる さと納税型クラウドファンディン	返礼品事業者等とフレキシブルな推進体制を構築し、返礼品の一層の拡充、魅せ方の向上、広告宣伝の充実などを進め、制度の範囲かで引き済き寄附額の増加を図り、企業版ふるさと納税も含め、更なる歳入の確保につなげる。	②見直し・改善

	正国		事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標		評価∙振	り返り	今後の方向性	
N	所属 (旧名)	事務事業名業務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日標	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
1	企画政策課	自治体間連携推進事業	身近な生活圏である県西地域2市8町の広域連携を推進するとともに、この枠組みにとらわれない多様な枠組みによる自治体間連携を推進し、関係自治体との相互補完や適切な役割分担により互恵的な関係を築くことで、高度化・複雑化する広域的な課題に的確に対応する。 令和6年度は、神奈川県西部広域行政協議会(西部協)を運営、首長会議を3回、事務局会議を4回実施し、首長同士の対面による意見交換を実施したほか、広域連携を推進する組織として運営体制の一部を見直した。ほか5部会(広報・職員研修・環境・都市交通・防災)を運営した。また、新たな広域連携として、令和7年2月に「2市8町パートナーシップ宣誓制度に係る協定」(人権・男女共同参画課所管)の締結に協力した。ほか、富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議(S.K.Y.広域圏)は、小田原市が代表となり、本会議のあり方について検討を進め、37の構成団体へ組織のあり方についてのアンケート調査を実施した。	738	広域連携 による取組 数(件)	124			基礎自治体を取り巻く社会経済環境の変化への的確な対応や、高度化、複雑化する課題に対し、広域連携による課題解決は重要な手段である。	第3回首長会議と「2市8町 パートナーシップ宣誓制度に係 る協定」締結式を同日開催とす	「西部協」を中心として、必要な分野において広域連携による課題解決を図っていく。また、「S.K.Y.広域圏」については、構成団体へのアンケート調査を踏まえ、引き続き組織のあり方を検討していく。	②見直し・改善
1	職員課	職員採用事業	職員の士気を高めて自発的な能力開発を促し、公務能率の向上を図る強い組織づくりを進めていくために、本市が求める職員像(情熱をもって職務に取り組む/自ら考えて行動する/課題や目標に果敢にチャレンジする)に合致し、市民の最良のパートナーとしてふさわしい有能な人材を確保するとともに、適材適所による人事管理を行う。 《採用方法》 ①最終面接を含む3次試験を実施 ②1次試験については、オンラインにて、録画面接及び適性検査を実施 ③2次試験については、3人の面接官による個別面接を実施(一般事務) ④3次試験のグループワークでは、毎年、内容を変更し実施 《令和6年度の委託内容》適性検査作成及び採点等業務、ウェブ面接業務 《新規採用》 68人(医療職・育児休業代替任期付職員除く)	4,533	新規採用年 度1の初月評価のの のの記 のの記 の一般 の一般 (100点中)	69	68.8	99.7%	市が実施していくべき事業であり、市内外を対象に公平公正に実施している。新規採用者(一般事務)の初年度10月評価が本市職員としてほぼ必要な水準に達した。	効率性については、民間で対応可能な業務(筆記試験等)は既に委託している。また、オンラインで実施可能な録画面接等を導入し、面接官、受験生の労力を大幅に削減した。本市が求める人材を責任を持って採用するという観点から、他の業務(面接等)においては、委託での効果は期待できない。	試験官の負担や試験実施 に係るコスト等を鑑み、申 込みを紙媒体からど、オン ライン等の活用を図りなが うイン等の活の見直しを今 後も図っていく。 定年延長の導入に伴う退 職者の減と新規採用のバ ランスを考慮しながら、採 用者数 る。	①継続実施
1	職員課	職員研修事業	職員研修:職員の育成を通じて、市民の最良のパートナーとなる組織をつくりあげる 〇意識改革、組織風土の改善 ・人材マネジメント部会、クロスメンター制度 〇集合研修 ・階層別研修、実務研修、課題研修、広域研修ほか 〇職場研修 ・OUT、新採用職員職場研修、職場研修支援ほか 〇派遣研修 ・自治大学校、市町村アカデミー、市町村研修センター、視察研修ほか 〇自己啓発 ・外部研修受講支援、自主研究グループ活動支援ほか	6,124	職員研修 参加者アン ケート結果 (最大5ポイント)	4.30	4.34		のため該当しない。 有効性については、研修等へ の参加により一定のスキルアット プが図れている。 また、研修を通じてコミュニケー ションが図れている。		参加者アンケートなどをも とに分析を行い、次回の研 修参加に向け改善を図る など、PDCAサイクルの実 行へつなげていく。	①継続実施
1	職員課	福利厚生事業	【健康管理事業】 (1)身体的管理 ・定期健康診断又は人間ドックの受診(令和6年度特定保健指導該当者191人) ・保健指導の実施(令和6年度実施者数:68人) (2)精神的管理 ・メンタルヘルスチェックの実施 ・「Self健康相談室」の提供(令和6年度相談件数:23件) ・カウンセリング実施(令和6年度精神科医実績:延166件、臨床心理士実績延94件) 【リフレッシュ事業】 (1)各部対抗ウォーク大会事業の実施(参加者数:170人) (2)各部対抗モルック大会の実施(参加者数:41人)	44,790	【健康管理 事業】 年度神的疾 患体職者 (人)	5	9		康管理は、労働安全衛生法で 定められており、当然市が実施 していくべき事業である。 有効性については、休職者及	がら、従来の対面面談を実施したほか、感染拡大状況や面談対象者の状況に合わせてオン	【健康管理事業】 目標を達成するためには、 問題を抱えている職員の 早期発見と早期対応が求められる。 【リフレッシュ事業】 職員の親睦や健康管理に 資することができる事の満 継続して実施させるような取 組をしていくことが効果的 である。	①継続実施

	所属		事業概要と成果	R6		業の設定	定指標		評価・	振り返り	今後の方向性	
NO	(旧名)	事務事業名 ***	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)		R6 目標	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
17	職員課	外部人材登用事業	社会や組織の変化等に伴う新たな行政課題に対し、スピード感を持って課題解決を図るため、課題解決の担い手として、民間企業等において各分野の第一線で活躍している専門人材を、副業兼業限定で「事業コーディネーター」として登用するもの。令和3年10月から、〇公民連携プロデューサー(未来創造・若者課)〇移住定住コーディネーター(企画政策課 移住定住係)〇女性活躍推進プロデューサー(職員課 女性活躍推進チーム)の3人を登用していたが、職員だけでの自走体制が整っていたことから令和5年度末で登用を終了。  事業としての3人の登用は終了となったが、職員課女性活躍推進チームのプロデューサーにアドバイスや相談を行うことを想定。 結果的に会議や打ち合わせ等は実施せず、未執行となった。	0	会議実施 回数(回)		0	0.0%		必要な場合にアドバイザーからの助言を想定していたが、職員のみで自走できる体制となってきたことから、次年度の計画等も職員のみで実施した。	事業の廃止	③完了・休止・廃止
18	政策調整課	ゼロカーボ ン・デジタ ルタウン創 造事業	本事業は、市が目指している2050年の脱炭素社会実現に向けた取組を加速させるため、2030年(令和12年)の街びらきを目標に「宛極のゼロカーボン」と「社会変化に適応した豊かな暮らし」との両立を「最先端のデジタル技術」で支え、社会課題の解決を図りながら幸せを実感できる暮らしを体現する新しいモデルタウンを創るものである。そして、この街で生まれた技術やノウハウを市内外に広げていくことで、世界のカーボンニュートラルの実現に貢献することを目指す。	54	指標設定 が適さなる 事業である ため、対 外	-	-	-	「ゼロカーボン・デジタルタウン」は、最新技術を集約し、エリア内のエネルギーマネジメントをしながら、エリア全体のゼロカーボンを達成するものであり、かつ、街びらき後も長期にわたってコンセプトを維持していくため、市が民間事業者を主導していく必要がある。		令和6年度の事業見直し により、廃止した。	③完了・休止・廃止
19	政策調整課	エリアブラ ンディング 構想策 事業	令和5年度に策定したエリアブランディング構想(早川エリア)については、令和6年10月に研究会を開催し、水産市場の再整備や健やかな食のまち小田原の取組を中心に各事業の進捗状況を共有し、意見交換を実施した。令和6~7年度にかけて取り組んでいるエリアブランディング構想(御幸の浜海岸・かまぼこ通り周辺)については、関係団体へのヒアリング調査や来訪者のニーズ把握を目的とした実態調査、地域住民へのアンケート調査などの基本調査を行い、エリアの魅力や課題を整理した。	9,284	関係者等と行った意見交換の延べ人数(人)	100	103	103.0%	本事業は、多様な関係者と広く 合意形成を図りながら、エリア が目指すべき将来の姿を共有 する事業であり、暮らしや観 光、商業など様々な視点から 地域の魅力向上や課題解決を 目指す、公共性の高い事業で ある。	早川エリアについては、引き続き研究会で各事業の進捗を共有するとともに、構想の実施した。 御幸の浜海岸・かまぼこより間では、地域住民、高、のは、大学の関係者への、日のアンケート調査を通じても、関係者別、分野別策定に、関係7年度の構想、会和7年度の構想、会和7年度の構想、定に、関係7年度の構想、定に、関係7年度の構想、定に、関係7年度の構想、定に、関係7年度の構想、定に、関係7年度の構想、定に、関係7年度の構想、定に、関係7年度の構想、定に、関係7年度の構想、定に、関係7年度の構想、定に、関係7年度の構想、定に、対域が対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対対	早川エリアについては、構想に位置付けた個別事業ごとに研究会員との議論を行いながら、実現可能性の高いのを第1期実行計画に位置付けるなど、実現に向けて取り組んでいく。御幸の浜海岸・かまぼこ通り度のヒアリングや調査の結果をもとに、関係者とさらに議論しながら、令和7年度末にエリアブランディング構想(御幸の浜海岸・かまぼこ通り周辺)を策定する。	①継続実施
20	政策調整課	市民会館 跡地等活 用事業	平成30年度に策定した「三の丸地区の整備構想」の短期計画に位置付けた市民会館跡地等を対象エリアとして、整備を進める。令和5年3月に策定した市民会館跡地等活用計画に基づき、市民や市内事業者を対象としたワークショップにおいて、試験的活用の概要や対象地に求められる施設等機能など、活用及び整備イメージを検討したほか、管理運営事業に興味を示す民間事業者への意向調査を実施するなど、公民連携により令和6年10月に基本構想を策定した。また、それらを踏まえ、今後の基本計画の作成、基本設計に向け、対象地の使われ方等の確認や、各種事業等での来場者属性やニーズ、近隣住民等に与える影響などを検証・把握するため、個人や団体など様々な方に実際に利用してもらう試験的活用を開始した。	302,068	意見交換 会(合意形成の機能 成の開催 数(回)	15	15	100.0%	区の整備構想」の短期計画に 位置付けた区域の具現化に向けた事業である。 また、市民や市内事業者との 意見交換等を行い、活用及び 整備イメージの検討を経て、整	市民や市内事業者との活用及び整備イメージに関する検討を始め、民間事業者への管理運営に係る意向調査を行うなど、検討段階から将来的な活用と要備、管理運営などの分財民連携の事業スキームを検討した。	令和6年度に策定した「市 民会館跡地等整備基本構想」に基づき、整備に向けた基本計画の策定、基本 設計などに取り組む。	①継続実施

	所屋	+	事業概要と成果	R6		業の設定	定指標		評価・抄	長り返り しゅうしゅう	今後の方向性	
1	所属 (旧名)	事務事業名 事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 月標	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
2	政策調整課	早川駅周辺整備事業	早川駅周辺地域の活性化に向け、神奈川県西部漁港事務所やJR、市などで構成する小田原漁港活性化検討会議を設置・検討を行い、平成31年3月に「早川駅・本港・西側エリアの3拠点の魅力を高め、地域全体の活性化を図る」などの方針をとりまとめた。令和元年度以降は、JR・県・市で構成する早川駅・周辺整備検討会議にて、多様な関係者との意見交換を実施し、具体的な取組を検討した。令和5年度からは、当該検討会議に新たな関係者を加えた、「エリアブランディング構想策定事業研究会」にて、エリアブランディング構想(早川エリア)策定事業を進め、令和6年3月末に構想を策定した。令和6年10月には、策定した構想に基づき、事業の進捗状況の報告や情報交換を行った。	0	検討会議 (合意形成 の機会)の 開催数 (回)	1	1		令和5年度に構想を策定した研究会を中心に構想の進捗状況を共有することで、継続的な取組につなげるなど、構想の実現のために有効な事業である。	No19エリアブランディング構想	No19エリアブランディング 構想策定事業に統合し た。	③完了・休止・廃止
2	政策調整課	イノベー ション推進 事業	公民連携・若者女性活躍の推進拠点である「おだわらイノベーションラボ」では、独自のノウハウや各種資源を有する民間事業者や大学などの多様な主体が集い交流することにより、地域課題の解決を目指した民間事業者との交流会、大学のゼミとの連携事業、公民連携・若者女性活躍・SDGsに関する各種ワークショップなど、新たなまちづくりにつながる取組、イノベーションを引き起こすきっかけとなる取組が展開された。また、フリー型とテーマ型の2つの提案方式で民間提案制度を運用するとともに、包括連携協定の締結を推進した。なお、令和6年度においては、フリー型での実施を予定していた民間提案制度について、下記理由によりフリー型を一旦休止としたため、実施しなかった。募集締切まで提案内容が不透明である、提案内容が所管課の方向性と合致するとは限らない、詳細協議に時間を要する提案により事務負担が増える、提案数が減少傾向にある。	16,098	民間提案制度提案件数(件)	10	0	0.0%	だけでは対応することが難しくなりつつあるなか、独自のノウハウや各種資源を有する民間事業者等との連携は重要であ	公民連携・若者女性活躍の拠点である「おだわらイノペーションラボ」では、様々な分野で地域課題の解決につながる取組が進められた。 包括連携協定の締結を推進するなど、公民連携の取組を展開するとともに、民間提案制度については、左記課題を鑑み、民間事業者等から自由なをイデアを募集するフリー型を回った。	民間事業者等の独自のノウハウや各種資源を活用しながら、民間提案制度の運用、包括連携協定の締結など、引き続き推進していく。 おだわらイノベーションラボの運営については、財政面など総合的にあ案したうえで、施設の在り方について検討していく。	②見直し・改善
2	政策調整課	若者未来創造事業	民間企業と職員による市政課題解決の場(若手交流会)を実施したほか、令和5年度に創設した、若者が描く夢を実現できる魅力的なまちづくりを進めるため、本市のまちづくりに寄与する若者ならではのアイデアを募集し、採択となった方に補助金を交付する「おだわら若者応援コンペティション」や、志の高い意欲にあふれた若者を表彰する「おだわらMIRAIアワード」を実施した。また、市内の高校と連携したチョークアートなどの取組も行った。なお、民間事業者等が主催する若者を対象とした取組については、名義後援することで、活躍を後押しすることとしている。	2,217	民間企業を 機員企業を 時員政課場 開催化数 (件)	1	1		視点やアイデアが生かされる 環境を創出するとともに、その 強みや活力を発揮し、活躍でき る場を提供することで、新たな まちづくりにつなげていくため、	花王コスメプロダクツ小田原株式会社との若手交流会では、若手職員による施策が検討・実施された。市が抱える課題の対し、若手ならではの柔用をかけず、新たなまちづくりにつながる提案がなされた。また、おだわら若者応援コンペティションやおだわらMIRAIアワードを実施することで、小田原で活躍したいと思う誰もがチャレンジできる環境を整えることができた。	件数等を踏まえ、その実	②見直し・改善
2	政策調整課	SDGs普及 啓発事業	民主体の「おだわらSDGs実行委員会」を中心に、パートナーと一緒に「おだわらSDGsデイ2024」や「みんなでSDGsを学ぼう!」など、各種SDGs普及啓発イベントを開催。また、パートナーを対象とした交流会を開催するとともに、SDGsをテーマとしたブレゼン・ブレストを行う「課題解決ワークショップ」を継続して実施することで、パートナーの交流を図った。その他、市内中学符等への出前講座、SDGs普及啓発冊子「Think MIRAI 小田原から未来を考える」の発行、HPやラジオの運営など、様々な取組を行うことで、SDGsの認知度やSDGsに対する関心は、確実に高まっている。神奈川県の「つながりポイント事業」と連携した、スマートフォンのアプリケーション「まちのコイン」を活用したSDGs体感事業では、各種イベントでの「おだちん」の活用、アブリ内でのオンラインイベントなどにより、SDGsを身近に感じてもらうことができた。なお、SDGs体感事業については、当初の目的を達成したものと考えられることから、事業を終了した。	4,901	SDGs体感 事業 利用 ア リダウン ロード者 数)(人)	7,000	6,559	93.7%	SDGsモデル事業」に選定されており、持続可能な地域社会の実現を目指す本市として、取組を推進していくべき事業である。	令和6年度は新たなパートナーを25者登録したことにより、パートナー数は335者となった。パートナーとるSDGs体感ブースの出展などを行った「おだわらSDGsディ2024」には、約700人が来場し、夏休み中の小・中学生を対象に、パートナーが先生となり全16回のワークショップなどを行った「みんなでSDGsを学ぼう!」には、318人(保護者含む)が参加した。また、SDGs体感事業「おだちん」のユーザー(アプリダウンロード者)は、事業終了(令和6年12月)時点で6.559人であった。	実行委員会への負担金が減少する中、事業内容の見直し、歳出の削減を図りながら、これまでの取組を継続しつつ、さらに深化取組を実施することで、これまで以上に、パートナー間のつながりや連携を強化していく。	①継続実施

	所屋	*****	事業概要と成果	R6		業の設定	≅指標		評価・扱	<b>張り返り</b>	今後の方向性	
NO	所属 (旧名)	事務事業名 事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)		R6 目標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
25	政策調整課	デジタル化 によるまち づくり推進 事業	個人情報保護に万全を期した上で、行政基盤のDXと市民の利便性の向上に資するデジタルインフラやデータ連携基盤、オープンデータの整備等の両輪を、産学金官の緊密な連携やデジタル人材の確保・育成を通じながら推進する事業である。令和6年度は、これまでに整備した地域ポイントアプリやスマートポール、MaaSアプリ、デジタルサイネージ等の地域課題の解決や市民の利便性の向上に資するデジタルサービスを継続するとともに、安定的に稼働するようシステム運用を図った。また、高齢者等のデジタルデバイド対策として、市民向けデジタル活用講習会(スマホ教室や体験型スマホ教室)を携帯販売事業者と連携しながら市内各所で実施した(4月~3月:計37回)。	130,812	市民向け デガ講習・ (スマ東施代 室) (4) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	38			市民生活に関わる多くの分野でデジタル化を推進するためには、その環境を備も含め、行政が積極的に関与することでその効果は高められるものと考える。また、デジタル化の恩恵を受けられない市民をなくすよう配慮していく取組も行政が担うべき役割であると考える。	これまでに実装してきた個別の サービスには、市民ニーズとの 乖離等により普及拡大に伸び 悩んでいるものもあり、費用対	これまでの取組について 見直しを行うとともに、新た 見直しを行うととも場合に 表	①継続実施
26	情報システム課	基幹業務システム管理運用事業	基幹業務システムは、市民の住民基本台帳、市税、及び国民健康保険に関する情報を管理するもので、当該事業は、住民への証明発行や税額、資格書類、料金等の通知を職員が遅滞なく適切に行うことができる環境の整備を行うものである。そのために、基幹業務システムを常に正常に稼働させるとともに、必要に応じてパソコンや各サブシステムの更新を行う。平成30年度からプロポーザルによる業者選定、仕様の検討を行い、令和2年度にシステムの更新を行った。	406,455	, システム稼 働率(%)	99.7	100		るものであり、市民の個人情報を管理する業務である。基幹業務システムを安定的に稼働させることにより、窓口業務等を停滞せず接客等の支援がなされている。	を行い、外部データセンターを活用することにより、従来よりも低コストで、保守体制や物理的なセキュリティ等を向上させることができた。 令和6年度からはシステム標準化の対象となっている業務に	各種業務のやり方について見直しを図っていく。また、令和7年度末までにシステムの標準化を完了で	①継続実施
27	情報システム課	庁内ネット ワークシス テム管軍 運用事業	職員が庁内ネットワークシステムを構成するパソコン及び、グループウェアやファイルサーバ等の各サブシステムを効率的に使用できるように管理運用を行うために実施する事業である。 事務処理が適切に行えるように、庁内ネットワークシステムを正常に稼働させるとともに、必要に応じてパソコンや各サブシステムの更新を行う。令和6年度は、516台のパソコンを更新した。	234,636	, 更新パソコ ン数(台)	550	516		ワークシステムを提供する事業 である。庁内ネットワークシステ	理・運用に際して、適切に民間 事業者に業務を委託することに より、業務効率の向上を行って		①継続実施
288	情報システム課	電子申請 システム運 用事業	神奈川県及び神奈川県内の市町村等が、情報システム等の整備及び運営を共同で行うことにより、市民の利便性向上及び行政事務の効率化を図るために実施する事業である。電子申請のシステム(デジタルイノベーション課所管)及び電子入札システム(契約検査課所管)を共同で運営している。令和6年度のシステム利用件数は、目標を上回り、11,920件であった。	923	システム利 用件数 (件)	10,500	11,920	113.5%	実施する事業の申請等を受付管理するシステムである。 パソコンやスマートフォンからも申請ができるため、市民の利 便性が向上している。	ムの更新、及び運用の変更が 予定されているため、各所管と	電子申請システムの受付申請項目数を増やして、システム利用件数を増加させる。国が構築した全国の市町村が利用できる「ぴったりサービス」についても、利用件数を増加させる。	①継続実施

	- 市屋		事業概要と成果	R6		業の設定	官指標		評価・排	長り返り	今後の方向性	
NO (	所属 旧名)	事務事業名 事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)		R6 日煙	R6 実績	達成	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
29	情報システム課	公共施設 うかシステム 東田事業	公共施設予約システムは、本市の公共施設の会議室やスポーツ施設などの予約・照会を、パソコンやスマートフォン・携帯電話から行うことができるシステムであり、このシステムを安定的に管理運用するために実施する事業である。公共施設予約システムを正常に稼動させるとともに、必要に応じて機器の更新を行う。 令和6年度のインターネット予約件数は、47,193件であった。	6,144	インター ネット予約 件数 (件)			102.6%	インターネット環境上で、市が 所有する対象施設の予約、管理を行うためのシステムである。 パソコンや携帯電話からも予約 ができるため、市民の利便性 が向上している。また、予約受付等の事務が簡略化され事務 の効率化につながっている。	公共施設予約システムの運用 に際して、適切に民間事業者 に業務を委託することにより、 業務効率の向上を行っている。	システムにより予約可能な施設を増やし、更なる住民サービスの向上を図っていく。	①継続実施
30	情報システム課	統合型地理情報を受ける場合を表現である。 建立の表現である。 を表現である。 を表現である。 を表現である。 を表現である。 を表現である。 を表現できませる。	全庁的に利用可能な統合型地理情報システムを運用し、各種地図データを整備・拡充するために実施する事業である。 紙で管理していた情報の電子地図データ化を進めるとともに、システムの安定的な運用を図る。また、随時新規マップの公開をする。令和6年度末時点の掲載地図数は23件であった。	3,940	掲載地図 数(件)	23	23	100.0%	て妥当である。	運用に際して、適切に専門性 のある民間事業者に業務を委 託することにより、業務効率の 向上が図られている。	システムにより公開する地 図情報について、より多く の情報を提供し、利用者 のニーズに応えられるよう にする。	①継続実施
31	総務課	平和施策推進事業	小田原市平和都市宣言の趣旨に基づき、平和を次の世代に引き継いでいくために、児童・生徒の若い世代を始め、広く市民に対し、平和施策を実施する。令和6年度は、学校訪問講話会や市内戦争遺跡巡り等の事業を実施した。	91	平和事業 中の数調素加 人数問請中 会、遺 議 会、遺 ( 人 ( 人 ( 人 ( 人 ( 人 ) ( 人 ) ( ) ( 人 ) ( 人 ) ( 人 ) ( 人 ) ( 人 ) ( 人 ) ( 人 ) ( ) (	600	525	87.5%	本市は、平成5年に制定した「小田原市平和都市宣言」において、戦争の惨禍を繰り返すことのないよう平和を守り次世代に引き継いでいく責務があることを宣言している。こうしたことから、平和への意識を高めるための事業は、継続的に実施していく必要がある。	ンで実施するなど事業内容を 工夫し、今後も平和事業を継続	戦後80年の節目を迎える 令和7年度は、平和の大 切さを次世代に継承する 取組として、中学生沖縄派 遣事業や平和の樹植樹事 業を実高齢化が進むなか、 若い世代が平和の意義を 主体的に学び、考える機 会の創出に努める。	①継続実施
32	総務課	文書管理 システム運 用事業	文書管理・電子決裁システムを導入し、公文書の作成から廃棄までを一貫して電子的に管理することにより、行政事務の効率化を図る。令和5年2月に当該システムを導入し、令和5年3月から本番運用を開始した。令和6年11月から財務伝票との電子決裁連携を開始した。	14,784	電子決裁率(%)	80	88.7		業である。当該システムを安定 的に運用することで、市の職員	の運用開始により、起案と供覧 をデジタル化することができ、	行政事務の効率化を図る とともに、ペーパーレス化 を進める。	①継続実施

		. #	事業概要と成果	R6	事	業の設定	2指標		評価•놼	長り返り	今後の方向性	
N	) 所属 (旧名	事務事業名 事務	事業似安と成未 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点		方向性
3:	資産経営課	土地開発 公社用地 中取得事 業	土地開発公社の保有土地全ての用地購入費については、令和20年度までの債務負担が設定されている。 土地開発公社用地の再取得を行い、公社保有土地を減少させることは重要な 課題であることから、従前の経営健全化計画が終了した平成30年度以降は、 総合計画の実行計画に公社用地の再取得を位置付け、土地開発公社保有土 地の簿価残高を減少させる。	<b>名様で予算措置</b>	-	<b>一</b>	<b>一</b>	-		公社用地等の再取得を行った。	公社保有土地を縮減し健全経営を推進するために、総合計画の実行計画に公社用地の再取得が可能なものは位置付け、再取得を継続していく。	②見直し・改善
34	資産経営課	土地開発公社経営支援事業	平成30年度以降も引き続き事業用地に相当する支払利息等について、利子 等補給金を交付し、公社保有土地の簿価の増加を抑制するとともに、運営費 貸付金として3億円の無利子貸し付けを実施し、土地開発公社の資金運営を 容易にする。	300,973	利給子実円等のペ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	305,000	300,973	101.3%	では、公社借人金利子等は公社保有土地の簿価に算入されていたため、小田原本の将来負担額が	しては、入札を実施し、金利負担の軽減に努めている。	今後も無利子貸し付けを 実施し公社の資金運営を 容易にするとともに、事業 用地に相当する支払利息 額等に対し利子等補給金 を交付し、簿価の増加を抑 制していく。	②見直し・改善
3:	資産経営課	公共施設 再編活用 事業	公共施設の機能・配置を見直し、施設の複合化や統廃合などを計画的に行うとともに整備・管理運営について、民間の活力を生かした手法による効率的・効果的な施設管理を促進することを目的とする。 公共施設再編基本計画において短期的に取り組む主な事業(平成31年度~令和8年度)として位置付けた再編事業については、施設を所管する関係部局等との情報連携を密にして取組を進めている。 公民連携による課題解決に向けて、有識者をアドバイザーとして、庁内関係課の担当者による公共施設マネジメントに関する庁内検討会を開催した。なお、事業の進捗が進まず、公共施設再編活用事業の着手にまで至らなかった。	4	公民連携 手法の 予入施設 (施設)	0	0	0	老朽化した施設が一斉に更新の時期を迎え、施設の建替え・改修の費用が今後30年間で1,070億円不足することが見込までおり、全ての施設をこれまでおりに維持していくことは困難である。公共施設の再編を進め財政な行政サービスを実現するためには必要な設運営を行うため、民間の社がある。公共施設の対策である。公共施設の対策である。公共施設の対策である。公共施設の対策を行うため、民間の活力である。公共を関係が大きを表している。		再編基本計画の7章に位置付けた2026年度までの短期的に取り組む主な事業を中心に取り組む。 民間の活力を生かした手法を促進し、市有財産の有効活用の検討を進める。	②見直し・改善
36	資産経営課	市有建築物長期保全事業	市有建築物の計画的な維持保全による安全性の確保及び長寿命化、並びに 長寿命化による更新費用の平準化を図ることを目的とする。 市有建築物の劣化状況等を把握し、長期保全費用のシミュレーションを行い、 計画的な維持保全を行う。 市有建築物の維持修繕については、平成29年度から、施設や設備の劣化度 や不具合の情報を集約して、施設横断的な優先度付けを行い、それを施設所 管、企画部門、財政部門、営繕部門で共有し、予算化していくスキームを構築 した。	657,732	維持修養 養婦 優先け全般 で位維用 に一の%) 化率(%)	100	100	100.0%	多額の財源不足が見込まれている。	が個別に予算要求していたが、本課が一元的に情報を集約し、優先度付けを行い予算要求につなげたことで、限られた財源の効率的、効果的な執	公共施設マネジメントシステムを活用して、施設の点検結果や不具合等の情報を集約・蓄積し、維持保全の優先度付けに反映していく。	②見直し・改善

	託屋		事業概要と成果	R6		業の設定	官指標		評価・振り返り		今後の方向性	
١	。 (旧名	事務事業名業務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 効 目的に対する事業自体の有効性) その	率性(費用対効果)・ の他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
3	資産経営課	庁舎等維 持管理事 業	市庁舎の機能維持のため各種設備等の改修を実施する。市庁舎は竣工から 45年以上が経過し、耐用年数を大幅に経過している設備も多いため、優先度 の高いものから計画的に改修を実施していく。 また、庁舎管理の面から必要となる機能の強化や、職場環境の改善を図る。	235,286	施設·設備等の改修等工事数(件)	12	38		市庁舎は竣工から45年以上が 台風被害経過しているが、平成27年度に が多く発耐震改修を実施したことに伴い、老朽化した設備を順次改修することにより、今後20年程度は現在の庁舎を使用することになっている。	[等により緊急の修繕	市有建築物維持修繕計画に則り、計画的に修繕を実施していく。	①継続実施
3	契約検査課	かながわ 電子入札 システム運 用事業	かながわ電子入札システムは、入札に関する手続をLGWAN回線を通じて行う システムである。神奈川県及び県内市町村と共同で運営している。	12,316	電子入札による執行件数(エ事)	200	190		契約検査課が執行する入札の ほぼ全ての案件を電子入札で 行うことにより、事務が簡素化 され契約検査課及び事業者の 負担が軽減されるとともに、入 札・契約の透明性・公平性が図 られている。	あり、法律の改正やイットのセキュリティ対策		①継続実施
3	市税総務課	市税収納率向上事 〇業	税負担の公平性や市税収入を安定的に確保することを目的に、市税滞納者の実態と滞納原因を把握し、地方税法その他の関係法令に基づき、滞納者の実情に応じて滞納整理を行う事業。令和6年度も前年度に引き続き、市税等納付促進センターによる電話での納付勧奨を行うとともに、市税を自主納付しない滞納者には預金等の差押えによる滞納処分の厳正な執行を行った。また、滞納整理に関する専門的知識を有する元国税局職員2人を徴収指導員として任用し、徴税吏員の滞納整理に関する技術力の向上を図った。	37,525	-	-	-	-	に取り組のとなるというでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	の差押えを行い、公売んだ。令和6年度は んだ。令和6年度は 公売を実施、うち1件 なり、約101万円を市 き当した。公売きを いて、公売対象となってい いて、約2,088万円 付を促すことができ 来からの市税等納税に よる電SMSによる電SMSによ 即便を実施し、一定の 認した。	術の向上を図りながら、滞納者に対し、滞納処分の 執行による厳正な対応に より、市税の確保に取り組む。	①継続実施
2	市税総務課	市税収納 管理事業	納付された市税の情報を適正に管理し、過誤納金が生じた場合は、地方税法に基づき、遅滞なく還付又は未納の市税への充当を行うほか、市税の口座振替による納付の促進、新たな納税環境の検討・整備を行う事業。令和6年度は、前年度に引き続き、納付された市税の収納消込み(各税目の課税データと納付済データの突合)を行い、過誤納金が生じた場合には、還付又は未納の市税への充当を行った。また、これまでの間、市税のコンビニエンスストア収納、スマートフォン決済アプリを利用した市税の納付、口座振替の利用促進と口座振替が連続して振替ができなかった市税の振替を停止し、納付書による納付へ切り替える対策などを実施し、納期内納付の促進を図ってきている。	31,083	-	-	-	-	より、個別では、 は関連を表示して、 は、入事を表示して、 は、入事を表示して、 は、入事を表示して、 は、入事を表示して、 は、入事を表示して、 は、入事を表示して、 は、入事を表示して、 は、入事を表示して、 の、「と、」、「と、」、「と、」、「と、」、「と、」、「と、」、「と、」、「と、	在一GRコードの導入に 人市民税(普通徴収)、 E税・都市計画税、軽 (種別割)をスマート プリやクレジットカー の金融機関で納付できなった。eLTAXについ 人市民税(特別徴収)、 表税に加え、市たばこ 税の電子申告及び納 るようになった。	市ホームページにおいて、地方税統一QRコードの納付方法に関する動画等を掲載することで、納税者の利便性と納税環境の整備のPRを進めるとともに、個人市民税(特別徴収)及び法人市民税のeLTAXによる電子納付の推進を図っていく。	①継続実施

Ē	斤属	事務事業名 事務	事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標		評価・排	長り返り	今後の方向性	
(II)	日名)	事務事業名業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
41	総	地方税事 務電子化 ○ 事業	地方税共同機構が運営するeLTAX(エルタックス:地方税ポータルシステムの呼称で、地方税における申告・申請・納税などの手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステム)を活用し、市税の課税事務、収納事務、及び軽自動車税関係手続事務の電子化を推進することにより、市税における納税者の利便性向上と課税事務の効率化を図った。	19,154	-	-	-	-		電子申告等の活用を推進する ことにより、税務事務の効率 化・正確化を図った。	継続して実施していくとともに、制度のPRを行い電子申告の利用率向上を図る。また、eLTAX機能の拡大に合わせて税務事務の電子化を進めていく。	②見直し・改善
42		土地·家屋 評価事業	固定資産税・都市計画税を課税するに当たって、土地鑑定評価(時点修正)、 航空写真、路線価算定業務委託によって算定された路線価などの各種データ を活用し、課税客体である土地・家屋を正確に把握し、土地評価支援システム 及び家屋評価システムを用いて適正な固定資産評価を行う。	30,500	-	_	_	-		土地評価支援システム及び家屋評価システムの活用により 課税客体である固定資産の状況把握や適正な評価額の算出を行った。 土地評価に係る業務委託で、令和7年度課税に向けた路線価の時点修正を行った。	土地評価では、令和8年度課税に向けた路線価の時点修正及び令和9年度 請修正に向けた路線価度算定定に向けた路線 では、航空写真を活用した家屋の異動判読(新築・増築・滅失)による的確な課税客体の把握の研究についても、引き続き行う。	①継続実施
43	業	小田原競 輪経営改 善事業	包括業務委託の導入(継続)や他場を借上げてのミッドナイト競輪の実施等の経営改善策を行い、一般会計繰出金を確保する。令和6年度は、記念競輪の売上が昨年度より1億円増の53.8億円だったことに加え、モーニング競輪やミッドナイト発売等の通常開催の売上が引き続き好調であり、昨年度と比べてG皿グレードの開催が1開催減ったものの、昨年度同額の一般会計繰出金1.5億円を達成したほか、3億円を小田原競輪場施設等改善基金に積立てることができた。	150,000	一般会計 繰出金1億 門/年の達 成(%)	100	150	150.0%	経営改善策を行う。	ド解体撤去工事」の現場工事が始まることから、令和6年度 下半期は本場開催ができなくなるため、上半期に1年間分の	包括業務委託の契約期間が令和4年度から令和8年度までの5年間となっており、効果を検証するとともに、様々な観点からの経営改善策を行う。	②見直し・改善
44	政	市民功労 者等表彰 事業	「小田原市褒賞基金に関する条例」に基づき、本市に関する学術・文化、教育・福祉等において功績があった個人・団体、また小田原の名を高めた個人・団体を表彰する。市民に受賞者の功績を周知するとともに、文化・福祉等の活動を行っている個人・団体の目標や励みとなり、さらに活動を発展させることを目的としている。 令和6年度は、市民功労賞1個人2団体、市民栄誉賞2個人を表彰した。	459	褒賞件数(件)	6	5	83.3%	基金をもとに、さまざまな分野 の功労者を市が表彰すること で、市民の目標や励みとなり、 また、活動の発展にもつながっ ている。	平成29年度から一般財源ではなく、褒賞基金を取り崩して事業を実施することとした。また、事業所管課と推薦担当課との役割分担を見直し、受責者に対するより細やかな対応や、受賞者の功績をより知らしめることができた。	市の発展に貢献いただいた個人や団体を広い分野で吸い上げ、基金の目的に沿った表彰を継続して行う。	①継続実施

	所屋	事務事業名 事務	事業概要と成果	R6	事	業の設定	2指標		評価・排	<b>辰り返り</b>	今後の方向性	
NO	所属 (旧名)	事務事業名業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 月標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
45	地域政策課	おだわら地域力市民力表彰事業	地域別計画に定めた内容の実現に向けて、地区自治会連合会ごとに、自主的・積極的に地域に貢献している人(団体)を「おだわら地域力市民力表彰」として表彰する。その活動を広く紹介することにより、一人でも多くの人が自分の住む地域の発展に貢献したいと思う心を育むことを目的としている。令和6年度は、10地区から推薦のあった9個人1団体を表彰した。	77	受賞者数 (件)	26	10		市が受賞者を紹介し、周知することで地域活動の活性化に資する。	表彰式は、地域活動団体が多く集まる「地域活動シンポジウム」(主催:小田原市地域活動	地域コミュニティ組織(まちづくり委員会等)から推薦者に関する情報提供を受けるとともに、周知を強化し推薦を促進する。	①継続実施
46	地域政策課	地域コミュニティ推進事業	地域課題の解決に取り組む地域コミュニティ組織の活動を地域担当職員の配置や地域コミュニティ推進事業費負担金の交付等を通じて支援した。各地域における組織や活動の持続性に対する課題認識から、「市民と市長との地域活動懇談会」を通じて、地域と行政が協働して地域活動を継続していくための方策について意見交換を行った。	6,934	分科会数 (分科会) ※単独型・ プロジェクト 型は1と数 える。	93	93		課題の解決に地域の実情に応じて取組を行う、地域コミュニティ組織の活動を支援することは必要不可欠である。	住民ニーズの拡大と担い手不		①継続実施
47	地域政策課	地域活動 拠点等整 備事業	公共施設がなく、既存施設が老朽化等している地域を対象に小学校の空き教室を活用し、地域活動の場を整備することで地域活動を促進し、持続可能性を高める。令和6年度は、町田小学校のふれあいホール(多目的ホール)を地域活動の場として整備した。また、酒匂市民集会施設用地については民間事業者等に貸し出すことで土地の有効活用を図っている。	1,170	土地利活 用契約数 (件)※R3 貸付開始	1	1		務局の設置などは地域活動の 促進や持続可能性を高めるこ	木の空間づくり事業と併せて実	があれば、地域活動の場	③完了・休止・廃止
48	地域政策課	市民集会施設維持管理事業	施設を安全に使用できる間の活用を前提に、地域住民等の活動の場を確保するため、地域の自治会連合会に貸与している市民集会施設の維持管理。令和6年度の利用者数は17.869人であり、地域活動の場の確保という目的は達成できている。	1,685	利用者数 (人)	17,000	17,869		保及び使用可能な間の市の保 有施設としての維持管理は必 要である。	管理を地域に委ねることで効率性が図れている。 性が図れている。 機械警備や浄化槽点検を公共 施設包括管理業務委託に含め ることにより、効率化を図って いる。 豊川市民集会施設の廃止に向けた調整を行った。	市公共施設再編基本計画に基づき、今後について検	②見直し・改善

	ᇙ	F	事業概要と成果	R6		業の設定	E指標				今後の方向性	
1	(旧:	事務事業名事務事業名事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果) 地域活動や生涯学習活動の場の提供による地域の活性化が目的の事業であ	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性) 市民力を高める各種コミュニ	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点 民間委託により効率化を図って	今後の事業展開	方向性
4	地域政策課	川果タワンセンター管	地域活動や主産子自治動の接続による地域の活性にから的の事業であり、経年劣化に伴う維持修繕や設備の更新を行うとともに、川東タウンセンターマロニエの円滑かつ効率的な運営に努めている。令和6年度の施設稼働率は約48%で、地域活動や生涯学習活動の場の提供により地域の活性化に寄与している。		稼働率(%)	60.0	47.8		III氏力を高める存在コミューティの地域活動や生涯学習活動の場を提供し、地域の活性化が図られている。	民間安部により効率化を図りている。 2階トイレ及びエレベーターの 改修により、利用者の利便性と 快適性を高めた。 高圧受変電設備の更新により、電気事故等の未然防止を 図った。	民窓口、子育て支援、選 挙、バリアフリー型風水害	①継続実施
į	地域政策器	城北タウン センター管 理運営事	地域活動や生涯学習活動の場の提供による地域の活性化が目的の事業であり、経年劣化に伴う維持修繕や設備の更新を行うとともに、城北タウンセンターいずみの円滑かつ効率的な運営に努めている。令和6年度の施設稼働率は約59%で、地域活動や生涯学習活動の場の提供により地域の活性化に寄与している。		稼働率(%)	60.0	59.3		市民力を高める各種コミュニティの地域活動や生涯学習活動の場を提供し、地域の活性 化が図られている。	民間委託により効率化を図っている。 高圧引込ケーブル更新等の計画的修繕により、電気事故等の未然防止を図った。	公共施設としての役割(住民窓口、子育て支援、選挙、パリアフリー型風水害避難場所等)を果たしつつ、安心・安全に利用できるようサービスを提供していく。	①継続実施
ţ	地域政策 語	橘タウンセンター管理 運営事業	地域活動や生涯学習活動の場の提供による地域の活性化が目的の事業であり、経年劣化に伴う維持修繕や設備の更新を行うとともに、橘タウンセンターこゆるぎの円滑かつ効率的な運営に努めている。令和6年度の施設稼働率は約43%で、地域活動や生涯学習活動の場の提供により地域の活性化に寄与している。		稼働率(%)	45.0	42.6		市民力を高める各種コミュニティの地域活動や生涯学習活動の場を提供し、地域の活性 化が図られている。	民間委託により効率化を図っている。 玄関庇や給水タンク修繕等を 計画的に実施し、不具合の解 消を図った。	公共施設としての役割(住 民窓口、子育て支援、選 挙等)を果たしつつ、安心・ 安全に利用できるようサー ビスを提供していく。	①継続実施
ţ	地域政策 52 政策 誤	自治会活 動活性化 事業	自治会総連合に対し、自治会の活性化につながる環境美化活動や総連合が主催する問題解決に向けた理解を深める機会の場等への補助を行う。地域活動の主体である自治会組織を支援することにより、活動の活性化と行政との協働によるまちづくりを進め、誰もが住みよいまちを築き上げることを目的としている。また、令和4年度にデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、市で購入した、おだわら防災ナビアプリを搭載したタブレット端末を各地区自治会長へ貸与。自主防災組織の長である自治会長が、当該アプリを確実に利用できるよう支援するため、連合会長会議や新任自治会長研修会の場で、操作研修を行っている。また、おだわら防災ナビにはアプリ利用者全体向け配信とは別に、自治会長のみに向けたグループ配信が可能なことから、連合会長会議の電子資料を閲覧可能とするとともに、会議日程の情報共有を行っている。	16,623	自治会加入世帯数(世帯)	63,000	58,422	92.7%	自治会組織は行政事業の一部を担うなど公共性が高く、活動を継続していくための補助事業を行う必要性は高い。	の環境美化活動や、総連合の	引き続き、自治会活動の 活性化に向け、自治会加 入促進や研修の充実について、自治会総連合の活動を支援していく。 動を支援していく。 動た会事務の簡素 化・効率化に向けたデジタル技術の活用について、 地域の要望を丁寧に聞き 取りながら支援していく。	①継続実施

	正属		事業概要と成果	R6	事	業の設定			評価∙振		今後の方向性	
5	所(旧 地域政策課	事務事業名 ******  地区行政 事務委託 事業	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果) 行政文書の回覧・各戸配布、ポスター等の掲示、各種調査や委員等の推薦等 について、自治会に委託することで広く情報を伝達する。 令和6年度は、自治会に対し、97件の回覧配布等を依頼した。		指標(単位) 回覧等依 頼件数 (件)	130	R6 実績 97	達成割合 74.6%		段としては、全戸へのポスティ	今後の事業展開 様々な情報が広く行き渡る よう、継続して情報伝達を 行っていく。	方向 ②見直し・改善
5	地域政策課	市民活動推進事業	市民活動推進委員会が調査研究等を実施し、市民活動を支援する事業の構築や時代に合った制度改善を行うとともに、まごころカードの交付やボランティア活動補償制度の運用等により、市民活動の活性化につながる環境の整備を図る。また、市民の創意を生かした市民主体のまちづくりを進めるため、市民活動団体が行う公益性の高い事業を財政的に支援する市民活動応援補助金や、市民活動団体又は行政(市)からの提案に基づき、適切な役割分担により事業を実施する提案型協働事業を実施する。令和6年度は、市民活動推進委員会では、市民活動応援補助金をリニューアルした市民活動・協働応援制度補助金の審査のほか、改定した協働ガイドラインの概要版作成や、リニューアルした補助金のブラッシュアップを検討した。また、まごころカードを459枚交付し、ボランティア活動補償制度では6件を補償した。さらに、市民活動・協働応援制度補助金として10団体に対し計1,724千円を交付した。	2,752	市内NPO 法人数(団 体)	87	77	88.5%	ら、地域課題の解決につなげ ていくためには、市民活動の活性化は不可欠なものであり、市 民活動の推進に向けた調査研究や各種施策の実施は市の重	型協働事業については、市民活動推進委員会からの提言を基に、市民活動団体のより活象に向けた、行政を含む多様な主体との連携促進を	市民活動・協働応援制度 について、実施しながらより効果的な運用について 検討を重ねていく。また、 改定された協働事業ガイド ったといる概要版を活用し、 市民活動団体等への効果 的な周知に努めていく。	②見直し・改善
5	地域政策課	市民交流 センター管 理運営事業	市民の多様な活動を支援し、交流を促進することにより、市民の福祉の増進を図るため、おだわら市民交流センターUMECOを設置し、中間支援組織として市民活動の推進を図る。会議室や市民活動に使えるスペース等の貸出しを始め、市民活動に役立つ研修会やワークショップのほか、情報紙やホームページ等による情報収集・提供を行い、市民や市民活動団体、企業など、様々な主体の交流・連携を創出する。令和6年度は、感染症の影響を受けることなく年度当初から通常どおりの運営となり、積極的な施設運営を心掛けた。また、おだわら市民交流センターUMECOのホームページが更新され、スマートフォン対応となり、より情報を効果的に届けられるようになった。	68,037	市民交流センター登録団多数(団体)	394	385	97.7%	交流を促進することにより、市民の福祉の増進を図るため、行政が実施すべき事業である。 多くの利用、交流があり、意図した目的は達成できている。	指定管理者制度を導入し、効果的な運営を行っている。施設 果的な運営を行っている。施設 稼働率は、令和6年度も向上 し、実際の会議室稼働使用時間は過去最大となった。。 また、防炎対応展示パネルの 計画的な整備のほか、損傷が 目立った備品について修繕し た。	施設の稼働率向上と、中間支援組織としての更なる充実を目指し、継続する。	②見直し・改善
5	地域安全課	地域防犯灯整備事業	防犯灯を整備し、夜間における明るさを確保することにより、犯罪を抑止し、安全・安心なまちづくりの実現を図ることを目的とした事業である。 平成26年度までは地域の自治会が防犯灯を設置・管理し、市は各自治会に対し整備費補助金を交付するなど支援をしてきたが、平成26年10月から「防犯灯ESCO事業」を導入したことにより、防犯灯のLED化を実施した。「防犯灯ESCO事業」が令和6年9月に終了し、その後は市が直営管理することとなった。 令和6年度は、47灯の新設を行ったほか、防犯灯ポールの修繕や道路後退対応などに伴う移設等を計42か所行った。	57,400	防犯灯新 設数(灯)	74	47	63.5%	なまちづくりの実現につながっている。また、利益は広く市民に還元されている。	民間事業者と10年間の債務負担行為を設定し事業を推進したため、毎年度の支出が平準化され、短期間でのLED化、市による一元管理ができた。今和6年9月にESCO事業が終了し、その後の防犯灯の管理は、費用対効果を考え直営管理とした。	備の安全性を確保できる よう整備、新設を行う。	①継続実施

所	事務事業名事業	事業概要と成果	R6	事	業の設定	指標		評価・排		今後の方向性	
(旧:	事務事業名	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
地 均 57 安全 課	地域防犯 灯維持管 理费结果	夜間における生活空間の明るさを確保することにより、犯罪を抑止し、安全・安心なまちづくりの実現を図るための補助事業である。 従来自治会が設置・管理していた防犯灯を、平成26年度に防犯灯ESCO事業を実施し、市が管理することとしたが、諸事情により、一部維持管理を自治会が継続している箇所があり、その維持管理費の一部を市が助成するものである。 令和6年度は、LED灯108灯、蛍光灯86灯、水銀灯等15灯、合計209灯分の維持管理経費として、520,210円の補助金を交付した。	521	防犯灯維費 持助灯数 (灯)	213			夜間における明るさが催保さ れ、安全・安心なまちづくりの実	防犯灯を管理する自治会の費 用負担を軽減し、防犯灯ESC O事業により市に移管した自治 会との均衡を図ることができて	防犯灯ESCO事業で対応できなかった防犯灯については、自治会の金銭的な負担を軽減するため、今後も補助を継続する。	①継続実施
地 塚 安 全 課	地域防犯 力強化事 業	安全・安心なまちづくりを実現するためには、地域住民による防犯活動の推進が必要不可欠であることから、地域の防犯活動を支援し、更なる普及、充実を図ることを目的とした事業である。 防犯指導員協議会小田原支部会への補助金を交付し、主に防犯意識の高揚を図る啓発広報活動を助成した。 平成29年度に地域防犯カメラ整備費補助金を創設し、防犯カメラの設置を希望する自治会に補助金を交付しており、令和6年度は、5自治会に対し、計657,000円を交付した。 令和4年度に特殊詐欺対策電話機器購入費補助制度を創設し、市内在住の70歳以上の方に対し、迷惑電話防止機能が付いた電話機の購入費用の一部を補助しており、令和6年度は100件、584,000円を交付した。	1,834	小田原市 内刑法犯 認知件数 (件) ※年 単位	978	1090		は、地域防犯力の強化につな	り、地域の実情に応じた防犯活	助金については、県の補	①継続実施
地 均 59 安全 謂	交通安全 運動推進 事業	交通安全意識の高揚と交通安全思想の普及を図ることを目的に、交通安全教育指導員による交通教室の開催、小中学生を対象とした交通安全ポスターコンクールの実施、交通安全功労者表彰等を行う。令和6年度の交通教室開催実績は、186回(受講者11,956人)であった。また、小田原市交通安全対策協議会に対し補助金を交付することにより、各団体が行う交通安全に関する啓発事業を促進する。令和6年度に自転車乗車用ヘルメット購入費補助制度を創設し、市内在住者に安全認証を満たした自転車乗車用ヘルメットの購入費用の一部を補助しており、令和6年度は575件、573,807円を交付した。		交通教室 受講人数 (人)	10,000	11,956		市民が安全に暮らすため、市の主導だけでなく、県や関連団体と連携して交通安全の普及啓発を行うことは、より多くの市民の意識の高揚に大きな効果がある。	高齢者や外国人技能実習生な ど幅広い世代を対象として開催	今後も事業を継続する。	①継続実施
地 均 60 安 全 謂	自転車等 放置対策 事業	公道や公共施設に自転車等が放置されることを防止することにより、良好な生活環境を保持し、併せて非常時における緊急活動の場を確保することを目的に、放置禁止区域(鴨宮駅、下曽我駅、小田原駅西口、小田原駅東口、足柄駅の周辺)を指定するともに、自転車駐車場の維持管理、放置自転車等に対する警告札の取り付け、保管場所への移動、所有者の特定、引取通知の送付、処分を行う。令和6年度の市内の放置自転車等移動台数は、958台であった。	30,969	市内の放車等移動(台)	1,200	958		いた事務事業であり、安全・安	業務の委託や指定管理者制度 の導入など、民間活力の活用 により、最大限の効果を得てい る。	今後も事業を継続する。	①継続実施

	所屋	+ 76 + 44 6 3	事義	事業概要と成果	R6	事	業の設定	指標			長り返り しゅうしゅう	今後の方向性	
NO	所属 (旧名)	事務事業名	業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日標	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
61	地域安全課	消費生活相談事業	け施消①②③め④⑤討令	門知識を有する消費生活相談員が、住民からの消費生活相談を受け付、あっせんや適切な助言を行う。市町村による消費生活相談等の事務の実については、消費者安全法第8条に明記されている。費生活相談は、次の5つの役割・機能を果たすために実施している。消費者被害からの回復や問題解決に向けた助言等の消費者支援行政処分等の行政監督制度の端緒としての機能地域住民の消費生活の実情や起きている問題の把握等の消費者行政のたのセンサー機能消費者庁による消費者事故等に関する情報の一元化のための機能消費者による消費者事故等に関する情報の一元化のための機能消費者保護や産業の健全化のための法律改正や制定等に関する分析・検に寄与する機能和6年度の消費生活相談件数のうち、解決した件数、助言により消費者の主的な交渉につなげた件数の割合(%)は87.2%であった。	9,144		-	-	1		消費生活センターが関わることにより事案の解決、又は消費者の自主的な交渉につなげる件数を増加させるため、WEB研修を活用し、消費生活相談員の知識・技術・資質向上に努めた。	実施する。	①継続実施
62	地域安全課	消費生活啓発事業	成ほや消共令①②夕③④害	費者被害の未然防止及び消費者の知識向上を図り、自立した消費者を育するため、「くらしの講座」・「消費生活出前講座」などの啓発事業を実施するか、県等関係機関と連携しながら、消費者トラブルの注意喚起等、年齢層事例に合わせて、市民へ適切な情報提供を行う。 特費者基本法第4条及び消費者教育の推進に関する法律第5条の【地方公団体の責務】に位置付け) 和6年度は、次のとおり啓発事業を実施した。 「くらしの講座」を消費者被害の対策をテーマで1回実施した。 「消費生活出前講座」を社会福祉協議会、短期大学、地域包括支援センーを対象に3回実施した。 「親子おこづかい教室」は、夏休みに1回実施した。 「親子おこづかい教室」は、夏休みに1回実施した。 民生委員や地域包括支援センターなどの関係機関と連携を図り、消費者被の未然防止のための啓発活動を行った。	7,211	-	_	-	1		頼し、経費の削減に努めた。	発品を活用した注意喚起、 消費生活パネル展示等の 啓発事業については、消 費生活相談事業と統合し、 引き続き実施する。	②見直し・改善
63	地域安全課	市民相談事業	ラ: に 令	般相談及び専門家による特別相談により、市民の諸問題の相談に応じ、トブルの解決を支援する。また、市民相談を通じて収集された諸問題を市政反映させ、市民サービスと市民生活の向上を図る。 和6年度の一般相談の件数は1,194件、特別相談の件数は557件、計1,751となっている。	11,369	相談件数 (件)	2,000	1,751		無料で気軽に受けられる市民 相談は、「安心して暮らせるま ち」の実現のため、市の役割と して必要不可欠な事業であると 考える。 現状の相談体制で、おおむね 相談者の要望に対応できてお り、一定の成果は出ている。	職員制度に移行したことに伴い、一般相談員を5人から3人	市民の安全・安心を確保するため、相談にとなる市民相談の国本を継続することは、必要を持ちることは、必要を持ちることは、必要を構成して、ものである。また、複雑化・多様代する相談に対していても相談についても相談についてもを確保し、対応していく。	①継続実施
64	地域安全課	犯罪被害者等支援事業	等のの な絡て ※	罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪の被害により、直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うとともに、日常生活等支援を行う。  お、令和6年度は「小田原市犯罪被害者等支援に関する懇談会」や「庁内連会議」を開催し、犯罪被害者等の支援の在り方の検討や連携体制等につい情報共有を行った。 令和6年度時点では、条例に基づく支援事業は未実施のため、令和7年度事業開始に合わせて指標を設定する。	100	_	-	-	1	犯罪被害者等基本法の中で、「地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する」ことが、地方公共団体の責務として位置付けられている。 犯罪被害者等に対する日常生活支援等については、住民にとって最も身近で、既存の社会保障・社会福祉制度等、生活を支援する制度・サービスを担っている市が実施することが妥当である。	-	「小田原市犯罪被害者等 支援条例」に基づき、犯罪 被害者等に対し、相談及 び情報の提供等を実施す るほか、日常生活支援や 住居支援、支援金の支給 等の支援を行う。	②見直し・改善

	所属	******	事業概要と成果	R6	事	業の設定			評価・拮	振り返り しゅうしゅう	今後の方向性	
	(旧名)	事務事業名 事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
6	人権・男女共同参画課	人権施策推進事業	【目的】 人権施策の総合的かつ効果的な推進を図る。 【内容】 ①令和5年3月に改定した「小田原市人権施策推進指針」に基づく人権施策の 進捗管理や評価方法について、小田原市人権施策推進委員会による検討、 協議を開始した。 ②人権団体が実施する人権啓発活動事業に対し、補助金を交付した。 ③職員の人権意識向上のため、人権団体が主催する講演会・研修等に職員 を派遣した。令和6年度は、計13件の研修に延べ150人の職員を派遣した。	2,278	人権団体 が 諸 ( を ( を の 参 加 ( 人)	120			第6次総合計画が目標とする多様性が尊重される社会の実現に向けて、誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくりを基本理念とした「小田原市人	講演会への職員派遣については、テーマに関する実務担当者を所管課から推薦してもらい派遣している。また、参加者には庁内研修の際に講師で努めたまたったが、情報サカに努め	引き続き現行事業を充実 させていく。	①継続実施
6	人権・男女共同参画課	人権啓発 事業	【目的】 小田原市人権施策推進指針の基本理念である「誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくりの実現」を目指して、啓発事業を実施する。 【内容】 ①「人権メッセージパネル展」の開催。11月18日~25日の期間、市民ロビーにスポーツ・文化・芸術等の各界で活躍している方々から寄せられた人権メッセージを掲載したパネルを展示し来庁者に人権の大切さを伝えた。 ②「人権を考える講演会」を令和7年2月8日、三の丸ホール大ホールで開催した。参加者は105人。令和6年度は、前半はこどもの意見を尊重に関する演劇を収録したDVDの上映。後半は子どもの生きる力を育むために必要なことについて講演を行った。	326	_	-	-			パネル展で展示するパネルは、県から借用している。 講演会は、神奈川県の人権啓発活動地方委託事業を活用しているので、事業コストが抑えられている。 人権を考える講演会の開催に当たり、小田原市人権擁護委員会の協力を得て、円滑なイベント運営を図った。	引き続き現行事業を充実 させていく。	①継続実施
6	人権・男女共同参画課	人権擁護委事業	【目的】 小田原市人権擁護委員会の会員相互の研修及び職務遂行の促進を図り、 もって人権擁護の目的達成に資するため、同委員会の職務遂行等の支援を 行う。 【内容】 ①人権擁護委員候補者の法務大臣への推薦。 ②小田原市人権擁護委員会の事務局として、人権擁護委員活動の補助や法 務局との連絡調整、各種資料作成等の支援を行った。	283	特設相談 の実施 (回)	15	13	86.7%	人権擁護委員は、人権擁護委員は、人権擁護委員は、人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、各市町村ごが主義の意見を聴いてするもので、市域によっては、法務大臣によっては、基ので、接することは、基のでは、基のでは、基のでは、基のでは、基のでは、基のでは、基のでは、基ので	め、人的支援を最小限にとどめ	現行事業を継続し、人権 擁護委員会組織の自立化 を支援する。	①継続実施
6	人権・男女共同参画課	自立·更生 保護活動 支援事業	【目的】 犯罪や非行に陥った人の更生保護活動を支援するとともに、地域社会における犯罪非行防止活動を推進し、もって明るく住み良い社会づくりの実現に資するため、各種事業を実施する。 【内容】 (力法務省が主唱する全国的な運動である「社会を明るくする運動」を実施した。小田原駅周辺で街頭キャンペーン(7月3日)、中学生作文コンテスト(夏休み)、各地区でのミニ集会の開催(通年)、各種広報活動(通年)等を実施した。また、環境美化活動として、東日本大震災の「復興のひまわり」の苗を市内中学校に配布した。 ②小田原地区保護司会、小田原市更生保護女性会、小田原地区BBS会の事務補助として、書面会議開催等の調整や資料作成等の支援を行った。	811	ミ二集会参加(人)	600	1,082		省が提唱し、基礎自治体に協力を求めていることから、市が	の地域団体に主体的に参加してもらうことで、草の根運動的な支援の輪を広げている。	現行事業を継続し、更生 保護団体の自立化を支援 する。	①継続実施

	所属	事務事業名 事務	事業概要と成果	R6	事	業の設定	E指標		評価・扱	長り返り	今後の方向性	
1	。 所属	事務事業名業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
(	人権・男女共同参画課	男女共同参連推進事業	【目的】 第3次おだわら男女共同参画プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けて各種事業を実施する。 【内容】 ①小田原市男女共同参画推進協議会(庁内組織)の開催(7月)。第3次おだわら男女共同参画プランにおける各課の取組事業及び審議会等への女性の参画率の報告等を行った。 ②男女共同参画セミナーを2回開催した。 ・第1回8月24日「どうする?子どもの性のこと」(会場 UMECO 参加者22人)・第2回11月2日「性の多様性を認め自分らしく生きられる社会づくり」(会場 UMECO 参加者3人) ③おだわら男女共同参画推進サポーター2人を県主催の男女共同参画施策推進者研修に派遣した。	1,947	審議会等における女性の参画率(%)	40.0			本事業は、男女共同参画社会基本法に基づく取組を、市町村が総合的かり計画的に実施する取組であり、市が実施すべき事業である。 男女共同参画社会基本法第14条第4項に基づき定めた市町	啓発事業の実施に当たって は、課題ごとに体系化を図り、 偏りがないよう配慮している。 男女共同参画推進サポーター 登録団体の啓発イベントを後	第3次おだわら男女共同 参画プランに基づき着実な 事業実施を図っていく。 また、審議会等への女性 参画率の向上について、 着実に進めていく。	①継続実施
	0 人権・男女共同参画課	女性活躍推進事業	【目的】 第3次おだわら男女共同参画プラン(女性活躍推進法における市町村推進計画)に基づき、女性の職業生活における活躍の推進のために各種事業を実施する。 【内容】 ①小田原Lエール事業の推進。令和6年度は新規17社、更新51社を認定した。また認定企業の取組を市広報紙やホームページ、パネル展開催等により紹介した。 ②女性活躍推進アドバイザーを派遣した。令和6年度は5社に計8回の派遣。 ③女性活躍推進講演会を開催した。対象は企業のトップや管理職。 令和7年2月4日 オンライン 参加者52人 ④女性活躍推進セミナーを開催した。 ・シャセトアセミナー 10月10日、10月31日 参加者延べ11人 ⑤女性のためのキャリア相談を実施した。令和6年度の相談件数40件。	6,388	女性活躍良規 建業報数 (社)	20	17		性の職業生活における活躍の	令和4年度から国の地方創生 推進交付金を活用することで、 事業費の負担軽減を図ってい る。	第3次おだわら男女共同参画プランに基づき着実な事業実施を図っていく。	①継続実施
	人権・男女共同参画課	女性相談事業	【目的】 「売春防止法」及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、DV被害者に対する相談体制の充実を図るとともにDV被害者支援に係る啓発活動を行う。 【内容】 ①女性相談支援員による女性相談実施。令和6年度の実績は297人。 ②DV被害者等の緊急一時保護対応。令和6年度は一時保護なし。 ③DV防止に関する意識啓発。4月「若年層の性暴力被害予防月間啓発展示」(UMECO)、11月12日~22日「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、DV防止啓発展示(UMECO、市民ロビー)と関連書籍紹介(東ロ図書館)、パープルリボンプロジェクト、小田原城天守閣のライトアップ等を実施した。また、市内大学の学園祭等の機会にアンケートや啓発グッズの配布を行った。	9,142	女性相談 の受付 (人)	200	297	148.5%	及び被害者の保護に関する法律」に基づき、専門の相談員を配置して実施しており、行政が 実施すべき事業である。	議(庁内)を開催し、支援体制に遺漏が生じないように庁内関係課との連携を図っている。かながわ女性相談支援員業務研究会に参加し、県内各市の相談員がお方に連集協力を図れる場合がお方に連集協力を図れる場合がお方に連集協力を図れる場合がお方に連集協力を図れる。	引き続き現行事業を充実 させていく。	①継続実施
	2 人権・男女共同参画課	外国籍住 民支援事 業	【目的】 外国籍住民の言語によるハンディを軽減し、地域で安心して暮らせるように支援する。 【内容】 ①「通訳・翻訳ボランティア」の登録及び派遣。令和5年度は派遣実績なし。 ②「かながわ医療通訳派遣システム」への参加。令和6年度の小田原市の利用は45件。 ③自動通訳翻訳機を各課窓口対応等の際に貸し出している。令和6年度は25件。 ④外国籍住民の情報取得の利便性を図るため、市HPにポータル的なページを作成した。	51	通訳実施 件数(件)	15	17	113.3%	多様性が尊重される社会の実現に向けて、地域に住む外国籍住民との相互理解を深めるともに暮らしやすい生活環境をつくることは、行政が実施すべき事業である。	国が作成した多言語生活情報 誌の活用や、多言語対応の WEBサイトの案内等経費節減 を図っている。 医療通訳については、神奈川 県の医療通歌派遣システム推 進自治体協議会に加盟することで、経費の節減を図ってい る。また、自動通訳翻訳機の利 入により、通訳ボランティアと利 用者の日程調整に要する時間 と経費の節減が図れるように なっている。	引き続き現行事業を充実させていく。	①継続実施

	所属		事業概要と成果	R6		業の設定	官指標		評価・持	振り返り	今後の方向性	
N	所属 (旧名)	事務事業名 事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)		R6 日標	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
7	戸籍住民課	証明書コン ビニ交付 サービス 事業	マイナンバーカードで利用できる利用者証明用電子証明書を活用し、コンビニエンスストアに設置されているマルチコピー機や、住民窓口・市民窓口に設置されているかんたん窓口システムにより住民票の写しなどの証明書を取得できるサービスを提供する。	11,559	証明書発行件数(件)				支所等の廃止に伴う証明書交付手段の代替として、マイナン 付手段の代替として、マイナン で活用した便利・簡 単・安心のコンビニ交付サービスを導入。住民サービスの向	平成31年1月15日にサービスを開始して以降、マイナンバーカードが普及していることを受け、証明書発行件数が増えており、利便性の向上につながっている。	引き続き、本サービスの周 知を図り、利用を促進す る。	①継続実施
7	戸籍住民課	証明書郵便局交付サービス事業	市域の10郵便局の窓口職員が住民票の写しなどの請求を専用のファクシミリを用いて市へ取り次ぎ、郵便局の窓口で各種証明書を交付するサービスを提供する。	242	証明書発行件数(件)	1,086	763		支所等の廃止に伴う証明書交付の代替手段として、市民の身近にある郵便局10局において対面で対応する郵便局交付サービスを導入。住民サービスの向上及び窓口の混雑緩和を図る。		引き続き、本サービスの周 知を図り、利用を促進す る。	①継続実施
7	戸籍住民課	広域証明 発行サー ビス事業	小田原市・南足柄市・大井町・松田町・箱根町内に住所地がある住民が、最寄りの行政窓口において、相互に住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍謄抄本(改製原戸籍、除籍謄抄本を除く)を取得できるサービスを提供する。 広域サービスの提供により住民の利便性を向上させるとともに、市町間の広域連携の推進を図る。	84	証明書発 行件数 (件)	480	372	77.5%	各自治体における証明書発行 は法令等に基づく事務である が、広域での証明書取得を可 能とするため、参加自治体間で 協定を締結している。 協力6年度は、他市町で交付し た小田原市の証明が171件、小 田原市で交付した他市町の証 明が107件あり、需要に応えら れている。	地、本籍地の自治体に納付され、事務委託経費として手数料	本事業による交付実績の推移、代替サービスの開始等を踏まえ、本事業の廃止に向けた協議を行う。	②見直し・改善
7	防災対策課	地震被害軽減化事業	大規模地震による人的被害を軽減するために、危険なブロック塀の撤去に対して助成を行う。 地震に強い安全なまちづくりを推進することを目的とし、危険な塀等撤去促進事業においては、地震災害等による被害の軽減及び避難路の安全の確保を図るため実施している。	320	ブロック塀 等撤功会費 補助数(件)	10	4	40.0%	大規模地震による人的被害を軽減するために、危険な塀の撤去に対して助成を行う。 地震に強い安全なまちづくりを推進することを目的とし、危険な塀等撤去促進事業においては、地震災害等による被害の軽減及び避難路の安全の確保を図るため実施する必要がある。	補助により市民の防災力の向上が図れるほか、市民の意識 啓発としての意味合いもあるため、時機に応じた補助制度を継続して行っている。		②見直し・改善

	正屋	事務事業名 事務	事業概要と成果	R6	事業	業の設定	2指標			 長り返り	今後の方向性	
NC	所属 (旧名)	事務事業名業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
77	防災対策課	防災拠点 整備事業	広域避難所において被災者が衛生的な避難生活を送れるように、マンホールトイレの整備を令和5年度から開始し、令和6年度には下中小学校、桜井小学校、富水小学校、下府中小学校、豊川小学校の5校に整備した。	167,247	マンホールトイレ整備数(箇所)	5	5		大規模地震により断水が発生した場合、水洗トイレが使用できなくなるため、被災者の健康を維持するための衛生的なトイレ環境を維持する必要があることから、マンホールトイレを上下水道局とともに整備している。	災害時において防災拠点となる施設等の整備は重要な事業であり、予算の範囲内で必要な整備の充実を図った。マンホールトイレ関係のマニュアルを防災アプリ「おだわら防	引き続き、防災拠点となる 公共施設や広域避難所等 の施設の機能維持・強化 に努めていく。	②見直し・改善
78	防災対策課	災害対策 用資機材 整備事業	災害時備蓄計画を策定し、災害時に必要となる応急対策用資機材や備蓄食料等の充実を図るとともに、防災倉庫の維持管理を行い、災害発生時に効果的な応急対策を実施し、被害を最小限に抑える。 街頭消火器については、令和3年度から10年かけて、更新本数の半減を進めている。また、広域避難所にある防災倉庫の棚卸を実施した。	29,928		-	1	-			多様な状況に対応できるよう、必要な資機材の充実を図るため、災害時備蓄計画に基づき、資機材や備蓄食料の整備を進める。	②見直し・改善
79	防災対策課	災害情報 収集伝達 体制整備 事業	非常時通信システム基本計画に基づき、デジタル技術を活用した情報伝達手段として令和5年2月に導入した防災アプリ「おだわら防災ナビ」の普及啓発に努めている。 努めている。 併せて、経年により老朽化している防災行政無線について、防災情報の提供 手段としての必要性を改めて確認し、今後の整備方針を検討することとした。 また、市管理河川等に危機管理型水位計、河川監視カメラ、海岸監視カメラ、 土石流検知センサーを設置し、河川氾濫予測災害感知システムを構築し、6 時間先の洪水・氾濫予測を行うことが可能となった。	34,838	防災アプリ 「おだわら 防災チナビ」 のダウン ロード数 (件)	11,000	27,000		防災行政無線の更新に合わせて、情報伝達手段の全体的な見直しにより、情報の共有、発信の効率化に資する防災のデジタル化を推進し、発災時に市民に漏らさず、情報提供できる体制を構築する必要がある。		「非常時通信システム基本計画」に基づき、防災アプリにおだわら防災ナビ」の普及を図り、ダウンロード数は、約27,000件に増加した。今後も引き続き防災情報のデジタル化を進めているとともに、老朽化している防災行政無線の更新方針を決定する。	②見直し・改善
80	防災対策課	防災啓発 〇	防災アプリ「おだわら防災ナビ」を令和5年2月から稼働させ、災害発生時に一人ひとりの手元に情報が届くことで、より自分に合った避難行動につなげられるように説明会等を行い、周知啓発を図っている。個人や家庭単位での災害時対応が円滑に行われるような防災知識の周知を図るため、地域防災計画や水防計画等の改訂にあわせ、令和4年度に各種ハザードマップ等を一本化し各世帯に配布した新しいハザードマップをおだわら防災ナビでも見られるよう整備した。また、防災教室や防災講演会により、マイ・タイムラインの作成や、発災時のリスクを正しく理解できる環境を整えた。	2	-	-	-	-		, ハザードマップの見かたや災害 用資機材の取扱い方法などの 動画を市ホームページにて公 開し、防災アプリ「おだわら防 災ナビ」からも見られるようにす るなど、デジタル技術を活用 し、市民周知の効率化を図っ た。	ね揃い、ハザードマップが 一元化できたことから、防 災講演会や防災教室、防	②見直し・改善

	所属	+ 70 + 44 A = **	事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標		評価・折	長り返り	今後の方向性	
1	。 (旧名	事務事業名 事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日標	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
1	防災対策課	自主防災活動業	災害発生時の初動において、行政による公助だけでなく、自助・共助が非常に重要となることから、地域の防災力を向上させるために、自主防災組織自らが実施する地域の防災訓練や資機材の整備を支援する。 資機材等整備事業は、6月から1月までの間に、87自治会が補助金申請をし、自主防災活動に寄与する資機材を整備した。 地区防災計画の作成について、単位自治会に対して啓発を行った。	6,415	防災資機 材購入補 助件数 (件)	100	87	87.0%	災害時の被害を最小化するためには、地域ごとの自主防災 組織の充実を図ることが必要 であり、そのために市は支援を 行うべきである。 各自主防災組織で防災資機材	助成制度により、各自主防災 組織で効果的に資機材等整備 が進められ、また、全自治会連 合会で防災訓練が行われてい る。	地域防災力を向上するには、地域防災が自ら防災訓練や資機材整備に継続して取り組織が多端であることから、計画資機材購入ている。 年次組織が果りに対けるよう、周知していく。 以上、計画の策定の支援を対しるよう、周については、計画の策定の支援を行う。	①継続実施
4	防災対策課	住民防災訓練事業	自主防災組織と、他の地域団体や地域内の事業所、学校、ボランティア等とが協力し、市や関係機関と連携して行う総合防災訓練を実施し、地域の総合的な防災力の向上を進める。 災害発生時に各地域の住民が相互に協力し、自らの手により適切な対応が取れるように、地域ごとに実施される防災訓練を支援する。 防災力向上のためには、自助・共助・公助の連携協力により、相乗的に効果を上げることができる。総合防災訓練では、この点を重視して実施し、市の防災を更に向上させることを目的とする。 いっせい総合防災訓練は、より実践的な訓練となるよう、協定団体とも協力し、市内25か所の全広域避難所が、訓練前にそれぞれ運営委員会を開催し、全自主防災組織と連携した訓練を検討した。当日は雨が降ったため、訓練内容の変更や規模の縮小はあったが、市職員と地域住民が同日に防災訓練を実施した。	1,814	総合防災加 人数(人)	5,000	4,305	86.1%	めには、地域ごとの自主防災 組織の充実を図ることが必要 であり、そのために市は支援を	助成制度により、各自主防災 組織で効果的に資機材等整備 が進められ、また、全自治会連 合会で防災訓練が行われてい る。	地域防災力を向上するには、地域が自ら防災訓練 地域が自ら防災訓練 や資機材整備に継続して 取り組むことが重要である ことから、事業を継続す る。 防災訓練がより効果的な 訓練となるよう制度を見直 す。	②見直し・改善
1	防災対策課	危機管理 諸計 備事業	小田原市地域防災計画の改正については、国の防災基本計画や県の地域防災計画などの改正を踏まえ、また、市防災会議における関係機関からの意見や、パブリックコメントによる市民からの意見などを反映させた。また、仕事の塊を分担業務とする班に対して人員(組織)を割り当てた新たな災害対策本部体制による図上訓練を実施し、災害対策本部の円滑な運営を目指すとともに、各部による振り返りを基に課題の洗い出しを行い、その課題に対して各部と防災部が意見交換を行いながら共有することで改善を図り、市役所全体の防災力の向上につなげている。	219	-	-	-	-			様々な災害に対応できるよう、引き続き、国や県の計画との整合を図りなが画いたにおける各種計画等の修正等を進めていく。本の修正等を進めな訓練を実施し、様々な災害に迅速かつ的確に対応できるように諸計画やマニュアル等を検証する。	②見直し・改善
4	防災対策課	災害時応 援連携事 業	災害時相互応援体制の確立のため、各種協議会等(県西部広域行政協議会防災部会、S.K.Y. 圏防災部会、中越大震災ネットワークおぢや、富士山火山防災協議会、箱根山火山防災協議会、相模湾排出油防除協議会、東海道五十三次市区町災害時相互応援協定、湘南七市四町防災事務連絡協議会等)による連携活動を行った。防災関係機関(県、自衛隊、警察等)や市内関係団体(医師会、歯科医師会、薬剤師会等)との連絡調整を行った。商工会議所・連合自治会及び市との包括協定に基づき、単位自治会と会員企業とのマッチングを行った。協定締結は1件のみであったが、引き続き調整を行っているものもあり、また、住民とと地元企業の意見交換の場を設定することで、地域の防災力の向上に繋がっている。新たな災害時協定として、小田原布本の場所と国立印刷局との包括連携協定において、「事業者向けの被災者支援相談窓口の開設」及び「ブッシュ型支援の受入拠点」に関する協定を締結した。	116	市内事業 者(所) 者(所) 者(所) 者(所) 者(所) 者(所) 者(所) 者(所)	3	1	33.3%	が関与して取り組まなければな らない事業である。	災害時相互応援体制の確立の ための必要最小限の事業費で あり、これ以上の削減は難し い。	災害時に迅速かつ円滑に応援体制をとれるよう、また、本市が被災した際にも適切な援助が受けられるよう、今後も、平時からの関係性を強化していく。	①継続実施

	所属	***	事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標		評価・拮	長り返り	今後の方向性	
	。 (旧名	事務事業名 事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
:	文化政策課	職人育成研修等推進事業	本事業は、本市の歴史的景観や固有の情緒等を構成する歴史的建造物の保全・有効活用に必要な伝統工法に通じた職人を育成する事業等である。 伝統工法の習得に意欲をもつ職人(大工等)・設計関係者(建築士・設計士)・職人志望の学生等を対象として実施。公有物件や景観形成等の面で重要な歴史的風致形成建造物等を教材として選定し、職人育成と景観向上とを一体的に進めている(実践型研修)。 実施に当たっては、NPO法人おだわら名工舎に業務委託しており、令和6年度は、歴史的建造物を教材とした研修を実施した(3回)。(旧保健所跡地板塀の修復及び出入り口簡易門柱設置、旧松本剛吉別邸) 教材物件選定等の過程で候補物件所有者から歴史的建造物としての価値や修理方法等に関する相談にも応じている。	1,600	政策型、実 践型研修 の実施 回数(回)	4	3	75.0%	伝統工法に関わる技術等については、地域資源であり、固有の歴史的景観等を構成してい	都市部と連携して、公有物件を 教材に選定し、研修による修繕 を実施して、効率的な財源の運 用を図った。	建造物及び職人が少なく	②見直し・改善
1	文化政策課	歷史的建 造物整備 活用事業	本市の所有する歴史的建造物の維持保全を行いつつ利活用を推進し、認知度と回遊性を高める取組を進め、小田原城周辺及び南町・板橋の歴史的風致の維持向上を図る。 ①清閑亭 本市の歴史、食材、風景等の地域資源を体験できる施設として、魅力を発信した。 ②旧松本剛吉別邸及び皆春荘 庭園整備事業を実施し、令和7年3月にリニューアルオープンした。引き続き、民間事業者による活用促進業務委託を継続し、維持管理を行う。 ③豊島邸 令和5年2月に飲食店として利活用を開始した。ギャラリーの一般開放やテレビ取材の協力を行い、豊島邸の認知度の向上につなげた。 ④旧内野醤油店 実施設計を経て、耐震補強等改修工事を開始した。	139,099	歴史的建 造物剛(旧松 郵紙、管養 在主)の入場 者数(人)	11,000	6,141		に、利活用等を通じて認知度向 上を図る必要があるため、行政 が実施すべき事業である。	旧松本剛吉別邸及び皆春在 は、庭園整備事業の実施と、 令和7年末に再オープンし、等 を整備することで来館者の利 便性向上を図った。 豊島邸は、引き続き民間事業 者の利活用により、認知度 向上を図るとともに、民間貸付 を行うことで維持保全経費の削 減を図った。 域を関った。 して、 を関する は、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、	旧内野醤油店については、耐震等改修工事を実施し、民間活力も含めた管理運営のあり方を検討しながら、地域資産として魅力発信とともに、地域の活性化につなげる。	②見直し・改善
:	文化政策課	文化振興推進事業	「小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画」の進捗について文化振興審議会で評価を行う(令和5年度評価は10月に実施予定)。市の文化情報のみならず、市民の文化活動の情報や小田原の文化を広く情報発信を行う。令和6年度は、引き続きメールマガジン、及び文化レポーターによる情報発信を実施した。	155	メールマガ ジンの登録者数(人)	1,600	1,629		創造、発信する環境整備と支援をしていく事業であることから、行政が実施すべき事業である。	ルマガジンを隔週で配信した。 また、市民8人に小田原文化レ ポーターとして活動していただ	令和3年度に策定した「小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画」に沿って、文化によるまちづくりを推進する。	①継続実施
:	文化政策課	市民文化活動支援事業	市民の芸術文化活動の発表の場、鑑賞の場として、市美術展覧会及びおだわらカルチャーアワードを行い、市民の文化活動を支援する。 ①市美術展覧会 市民から美術作品(洋画、日本画、彫塑、工芸、書道、写真、共同作品)を公募し、市内の芸術文化団体の関係者等が作品審査を行い、優秀な作品の表彰を行う。これまで生涯学習センターけやきを会場に実施してきたが、令和4年度から小田原三の丸ホールに会場を移し開催した。令和6年度の入場者数は2,192人となった。②おだわらカルチャーアワード「小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画」に掲げた9つの小田原ならではの多彩な文化を振興するとともに、文化の担い手となる市民による文化活動を更に発展させ、文化によるまちづくりを推進していくための支援策として活動団体の表彰を行う。これまで行ってきた文化活動のPRの機会を提供する「アクション奨励部門」では9件を表彰、産業・観光など他分野との連携によりこれから行われる文化活動・企画を募集する「チャレンジ応援部門」では5件を表彰した。また、来場者の投票により決定する「市民チョイス賞」を1件表彰した。	3,579	市美術展 来場者数 (人)	2,100	2,192	104.4%	人ひとりが文化の担い手である ことを認識し、まち全体で小田 原の文化を承継・創造していく 気運の醸成を図るとともに、多	適切な役割分担や実施内容等 について継続的に見直しを行っ ている。 また企業協賛を募り、事業費の	の育成を図るとともに、多 くの来場者が気軽に文化・ 芸術に触れる機会を増加 させるため、引き続き小田	①継続実施

	新届		事業概要と成果	R6	事	業の設定	≧指標		評価・振り返り		今後の方向性	
мо (	所属 旧名)	事務事業名 事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 効率性(費用対 目的に対する事業自体の有効性) その他改善を図		今後の事業展開	方向性
89	文化政策課	文化活動 担い手育 成事業	小田原の芸術文化を支える新たな担い手、鑑賞者を育成するため、各種事業を行う。 ①アウトリーチ事業 音楽、美術、伝統芸能等の芸術家を小中学校等へ派遣し、質の高い芸術文化に触れ る機会を提供する事業。令和6年度は23か所で25回実施し、児童生徒の参加者数は 4,501 人(全体4,860人 教員等含)となった。また、定量的、定性的評価を行うため、参 加児童全員と教員にアンケート調査を実施し、児童生徒の満足度(5点満点)の平均は 4.8点であった。 ②三の丸ホール鑑賞事業 小田原三の丸ホールの質の高い舞台環境で芸術を鑑賞する体験を通じて、地域の文 化資源の認知と誇りを醸成し、出演者は若手芸術家とすることで活動支援を行う。 令和4年度から新規事業として開始し、市内全25校の4年生を対象に開催し、児童生 徒の参加者数は1,360人となった。また、定量的、定性的評価を行うため、参加児童全 員と教員にアンケート調査を実施し、児童生徒の満足度(5点満点)の平均は4.6点で あった。	2,019	アウトリー チ事加児童 の満足満 (5点満点)	4.7		102.1%	令和3年度に策定した「小田原ならではの文化によるまちづくり基本計画」では、「文化と触れあう機会をつくる」、「未来のまちを引造する」ための目標が定められている。各事業はこの計画に基づき実施し、公益性が高い事業であることから、行政が主導していく。  が主導していく。  「対していく。  「対していく。  「大学のである。とから、行政が主導していく。  「大学のである。とから、行政が主導していく。  「大学のである。とから、行政が主導していく。  「大学のである。とから、行政が主導していく。  「大学のである。とから、行政が主導していく。  「大学のである。とから、行政が主導していく。	て小田原ないないでは、からないできょうでは、これではいいではいいではいいでいます。これではいいでいるでいいで、いいで、いいで、いいで、いい、といい、といいで、いい、といい、といい、	沿って引き続き事業の実施を行う。 小田原三の丸ホールでの芸術鑑賞の機会を提供するため、小学生を対象とし	①継続実施
90	文化政策課	市民ホール管理運営事業	市民が文化・芸術活動を行う拠点として、安心・安全にご使用いただくため、小田原三の丸ホールの管理運営、維持管理を行うとともに、本市の文化振興を促進するために、官民共同で組織した実行委員会とともに、観賞事業等の自主事業を実施する。 ①小田原三の丸ホール施設の貸出 ②小田原三の丸ホールの維持管理 ③市民ホール文化事業の実施	220,186	小田原三 の丸ホー ルの来館 者数(人)	400,000	352,078	88.0%	小田原三の丸ホールは、市民の文化・芸術活動の発表の場として、また、市民が気軽に音楽や演劇等を鑑賞する場として整備し、開館以来多くの方にご利用いただいている本市の文化・芸術の拠点である。したがって、市が常に安心・安全な環境を整え、質の良いサービスを提供できるよう適切に管理運営・維持管理を行う必要がある。	、館内サイ に館者が利 整えるため また、要望 前庭の使用か	令和7年4月から指定管理 者制度へと移行する。	①継続実施
91	文化政策課	文化交流推進事業	1 国外姉妹都市及び友好都市との交流 ①姉妹都市青年交流事業/小田原海外市民交流会 小田原海外市民交流会と協働で、アメリカ合衆国チュラビスタ市との青年相互交流事業を始めとする国際交流事業を実施する。 令和6年度は、相互で再開に向けた検討を重ねたが、新型コロナウイルス感染症の影響などの中止期間を経て、再開に向けた相手の市の体制が整わなかったことから中止となったが、両市にある高校との交流を支援した。なお、令和7年度から再開することが決定した。 ②ときめき国際学校開催事業 国際感覚や問題意識を持つ青少年を育成するオーストラリアノーザンビチーズ市との相互交流事業であるが、令和6年度は、相互で再開に向けた検討を重ねたが、新型コロナウイルス感染症の影響などの中止期間を経て、再開に向けた相手の市の体制が整わなかったことから中止となった。 2 国内姉妹都市及び友好都市とは、相互のイベントによる交流や名産物を活用した給食メニューの提供などの交流を実施した。	265	姉妹都市・ 友好都市と の文事数 (回)	8	8	100.0%	本事業は、市が締結に関係した姉妹都市等との都市間交流事業であるため、行政が関与して取り組む必要がある。また、民間団体と行政、市民と行政が連携・協力することにより、本市の国際化を効果的に、継続的に推進することができる。	善を図り、 交流など新	国内の姉妹都市等とは、 新型コロナウイルス感染 症の収まりに伴い、通常の 交流へと戻っており、交流 も活発化してきている。国 外の姉妹である交流 については、各国の出入 国規制が解除され、事業 の再開及び再開に向けた 協議を実施している。	①継続実施
92	文化政策課	地域大学連携事業	平成23年度から小田原大学連携連絡協議会を設置し、定期的な情報交換や意見交換を行っている。 意見交換を行っている。 また、大学施設の活用により、災害協定などの取組も実施しているほか、市民公開講座や市のイベントへの学生の参加、大学の講義への職員などの講師派遣、市の事業への大学職員の参画といった連携事業を実施した。	0	市と大学の 連携事業 数(本)	12	15		地域の高等教育の発展や市民などが大学が提供する優れたなどが大学が提供する優れた機会に触れられるようにするためには、行政・大学間での連携は重要と考えている。また、大学が学部の特性を活かした地域貢献は本市にとって大きな価値がある。	大学の自主	市及び大学双方がメリットを感じることができる連携 事業へと推進する。	①継続実施

	新届		事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標		評価・振り	り返り	今後の方向性	
(I	所属 旧名)	事務事業名 事務 業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
93	生涯学習課	おだわら市民学校事業	地域の課題解決の担い手育成のため、各分野の実践者を講師に招き、官民協働で実施する2年制の学びの場「おだわら市民学校」を運営する。 1年目として、さまざまな分野の魅力や課題を知り、郷土愛を育む基礎課程「おだわら学講座」を実施。【全15回連続講座、40人が受講】 2年目として、各分野の学びを深め、実践活動へつなげる専門課程を実施【全4分野、53人(内6期生28人)が受講】。 併せて、深く小田原の魅力を学び教養を高める教養課程を実施【全2分野、32人(内6期生12人)が受講】。 また、活動団体等向けに「人づくり課題解決ゼミ」を実施した【全3回連続講座、15人が受講】。	10,148	受講者人数(人)	126			地域の課題解決の担い手の育成は、各部局をまたがる共通の課題である。 潜在的な担い手を発掘し、いで体系的に取り組む本事業は、第6次総合計画の詳細施成にとりの担い手育成として手を力がられている。また、SDGs推進の中心的いるため、市の関与が必要である。	当事業費のほか、関係各課も はの年間107回の講座を実施 ける職員の人手が掛かる。 会和6年度は、受講希望者の 高りや類似分野の効率性を考 は、専門課程を6分野から4 分野に再編し、定直したら た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。 た。	現在の専門分野が、本市の現状に即し、実際に担い手育成を必要とする活動分野なのか、改めて現状の把握を行うとともに、カリキュラムの充実や運営組織のあり方の見直しを図り、より有効な担い手育成の仕組みづくりを進める。	②見直し・改善
94	生涯学習課	家庭教育学級事業	心身ともに健全な子どもを育成するために必要な家庭教育に関する知識や技能を講話や話し合いを通じて学習するほか、子育でをともに相談しあえる仲間づくりを支援するため、子育で期の養育者を対象に、PTA等で実施される学習会のほか、幼稚園や保育園、小中学校で行われる入園、入学前説明会の機会に、専門家を講師に招いた家庭教育講座や、子育で世代の交流を生み出すような事業を開催する。令和6年度は、コロナ禍前の開設状況には程遠いものの、家庭教育学級開催数が徐々に増えつつあり、各PTA等において、「思春期の子供たちへ~性教育や性犯罪を防ぐための保護者としてのアドバイス~」、「毎日がんばっているみなさんのためのいのちの大切さ」、「親と子のための保健室~お互いを語りませんか?~」ほか、さまざまなテーマで行われた。家庭教育講演会は、「あなたのままでいい!~自己肯定感を育てるための大人の関わりとは~」というテーマで、小中学生の保護者のほか、社会全体で家庭を支える裾野を広げていくために地域や事業者等を含む一般の方々を対象に開催した。	241	家庭教育 学級参加 者数(人)	800	1,023	127.9%	支援は教育委員会の事務として位置付けられている。本事業は家庭教育支援に位置付けられる事業であり、行政の関与が必要である。事業を通じて、家庭教育に関する知識や技能を学ぶほか、子育てについて相談しあえる場が設けられている。	ト部講師だけでなく、協議を主 よとしたもの、内部講師(校内・ 関内の教師等)の採用、小田	家庭教育力の向上を図るために、今後も支援が必要であるため、引き続き支援を続けていく。	①継続実施
95	生涯学習課	PTA研修 事業	PTA活動の充実発展及び家庭教育力の向上を図るため、子育て世代の中心的な団体であるPTAに対して、各家庭、地域に共通する問題の解決方法を研究したり、情報交換の機会を創出する研究集会やPTA役員に対する研修会を行う。 令和6年度の市PTA研究集会は、「子どもの防犯について」というテーマで、犯罪コメンテーターの佐々木成三氏、株式会社Ottaを講師として招いて開催した。 このほか、生涯学習課では、例年、各校・園の担当者を対象とした「PTA広報担当者研修会」や「PTA成人教育等担当者研修会」を開催している。	143	研究集会 参加者数 (人)	200	104		社会教育法において家庭教育 支援は教育委員会の事務とし て位置付けられている。本事業 は家庭教育支援・社会教育支 援に位置付けられる事業であり、行政の関与が必要である。 事業を通じてPTA活動の充実 発展が図られている。	5PTA連絡協議会への委託に り、業務の効率化等が図られ		①継続実施
96	生涯学習課	郷土文化館本館管理運営事業	本市の博物館相当施設である郷土文化館について、施設利用者に対する利便性や安全性に配慮して学習環境を整えるとともに、収蔵資料の適切な保管や展示に留意した施設の維持管理を行い、郷土文化館で行う諸事業の円滑な実施に資することを目的としている。郷土文化館を設定対象に、適切な管理運営・維持修繕を行うとともに、国指定史跡外への施設移転が完了するまでの間、老朽化が進んだ施設の機能維持のための整備を図る。令和6年度は、引き続き施設の維持管理を行った。	9,824	郷土文化館入館者数(人)	38,000	30,532		信頼性の観点からも市の関与 清		現状の施設は建築後80年近く経過し、国指定史跡内に立地しているため、現在地での建替えや大規模な改修が難しいことから、史跡外へ移転することとなっている。移転までの間は、必要な維持修繕や改修等を継続する必不足に、は、危機は脱したものの、は、包括的な解決にはよっておら、根本的な解決には表っておらず、包括的な解決には表め、変養備は引き続き必要である。	②見直し・改善

	-	F.E		事業概要と成果	R6	事	業の設定	定指標		評価・排		今後の方向性	
V	(II)	所属 日名)	事務事業名 事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
Ę	17	生涯学習課	郷土文化 館本館資 料収集・保 管・活用事 業	博物館相当施設(改正博物館法では、みなし指定施設)として、郷土文化の質の向上に資することを目的に、資料収集、調査研究などを行うほか、企画展示、講演会、研究会、講座などを開催し、これらの成果を発表する場として郷土文化館研究報告を刊行している。令和6年度は、企画展「学校に眠るお宝展」を開催し、関連イベントとして、ギャラリートーク、郷土研究講座「学校に眠る郷土のお宝を発掘!」、歴史探究会「荻窪の遺跡を歩こう」、自然科学フォーラム、教員のための博物館の日「学校に保管されている文化財を教育の現場で活用する」を開催した。コーナー展示としては、「HANIWA展」、「海藻おしば教室参加者作品展」を開催し、自然探究会「磯の生物を観察しよう」等のイベントを開催したほか、県立生命の星・地球博物館主催のミューズフェスタ2025に参加し、ブースを出展した。また、郷土文化館研究報告第61号を刊行した。	1,481	事業の参加人数 (人)	200	756	378.0%	小田原の豊かな自然や歴史・ 文化に関して蓄積した情報を 市民に還元する公立の博物館 施設の特性を活かした事業で ある。	市民の学習ニーズを踏まえた 適切なメニューと事業数を設定 するとともに、事業のメニューに 応じ、外部講師等の活用や他 館・地域の研究会との連携、博 物館実習生の活用など、効率	ズを踏まえた事業を展開	②見直し・改善
ę	18	生涯学習課	郷土文化館分記理運営事業	松永記念館について、茶室等の歴史的建造物や収蔵資料の適切な保管・展示に留意した施設の維持管理を行い、松永記念館で行う諸事業の円滑な実施に資することを目的とする。 松永記念館の諸施設(本館・別館・収蔵庫・烏薬亭・葉雨庵・老欅荘・無住庵・庭園)を対象に、その文化財的特性を生かした適切な管理運営・維持修繕や度電業務を継続していく。 令和6年度は、庭園の植木選定等の景観維持や、消火設備の改修等を行った。	29,320	松永記念 館の入館 者数(人)	18,000	19,770		寄託・寄贈された美術資料等を 収蔵し、広く市民や学校等の利 用に供する施設の管理運営事 業であり、信頼性の観点からも 市の関与が必要である。	年度任用職員のみの配置で管理するとともに、光熱水費の抑制に努め、可能な限りの事業 費縮減に取組んでいる。	今後は、整備改修した歴史的建造物や庭園を適切に管理していきながら、利活用を推進していく必要がある。	②見直し・改善
ę	19	生涯学習課	郷館永資保事 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生 生	松永耳庵・益田鈍翁・野崎幻庵ら、近代小田原三茶人を始めとする地域の文化人に関する資料を収集・保管・公開・調査研究するとともに、事績を顕彰することで、地域文化の一層の振興を図ることを目的としている。令和6年度は、常設展「松永耳庵と老欅荘」(通年)、収蔵資料展「収蔵洋画展」、収蔵版画展「小田原と浮世絵」、収蔵品展「新春を寿ぐ」を開催したほか、市民ボランティア団体等による呈茶(13回)、板橋秋の交流会実行委員会の主催による、「夢見遊山いたばし見聞楽」を開催した。	382	事業参加 者数(人)	2,000	1,631		会等との連携や円滑な連絡調	は、人手不足に対応するため、 テント等の機材は実行委員会 の経費でリースし、個別イベン いの「植物観察会」や「いたばし の水巡り」の講師は外部組織	引き続き、資料収集や調査研究を進めるほか、「板 査研究を進めるほか、「板 橋秋の交流会実行委員 会」などの地域団体や、文 化芸術関連の団体などと 連携を図りながら、事業を 継続していく。	②見直し・改善
1	00	生涯学習課	特別展開催事業	郷土の文化芸術や歴史資産を時宜にかなったテーマで、市民に広く紹介する特別展を開催するほか、関連講座等の開催、図録等の出版を行う。令和6年度は、(仮称)「横田七郎展」の開催に向けて、作品の選定や資料のデジタル化等の準備を行った。	1,424	特別展入 場関整事者 (人)	1,300	0	0.0%	施設の特性を活かした事業で	を徴収するとともに、図録につ	今後も時宜にかなった テーマで開催を継続してい く。	②見直し・改善

	所屋	事務事業名 事務	事業概要と成果	. R6	事	業の設定	官指標		評価・拮	<b>辰り返り</b>	今後の方向性	
N	所属 (旧名)	事務事業名業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 月標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
10	生涯学習課	尊徳記念 館管理運 営事業	尊徳記念館の管理運営を適切に行うことにより、市民の生涯学習の場として、かつ二宮尊徳翁の事績を顕彰する場として、来館者が安全快適に過ごせる施設を提供する。 貸館(含宿泊)、図書室運営及び展示室公開を行っている。令和6年度は、軒天ほか改修(南、西側)、照明LED化更新、階段壁面タイル剥落防止補強工事を実施した。	123,544	尊德記念 館来館話者 数(展修室) (人)		31,714		二宮尊徳翁の事績を顕彰する 中核施設として、また、社会教 育法における社会教育に関す る地方公共団体の任務を遂行 するため、市民の生涯学習活	清掃管理、警備保安や設備運転保守については、外部委託により効率化を図っている。コロナ禍においても、市民の学習活動や文化活動の拠点として安心して使用ができるよう、	建物や設備等の老朽化に対し、公共建築マネジメント基本計画及び市有建築物維持修繕計画の方針に則り、修繕や更新を計画的に実施し、長寿命化に取り組んでいく。	②見直し・改善
100	生涯学習課	尊徳資料 収集·保 管·活用事 業	二宮尊徳翁の教えや事績を後世に伝えるために、尊徳翁が残した遺品や関係する当時の資料を収集し、保全を図り、これらのデータを整備し、一般への公開を進める。また、県指定重要文化財である二宮尊徳生家を保存し、公開する。 尊徳生家を良好に管理するため、二宮尊徳いろりクラブによる煙燻蒸、火焚きを月2回、すす払いを年1回実施している。 令和6年度は、二宮尊徳生家土間等改修を実施した。	7,047	尊徳記念室 後展示室 (人)	10,000	6,528		者になり得るものである。生家 の保存を含め、資料等を継承	「二宮尊徳の教えを継承する」 コースやその前身である報徳	展示室や二宮尊徳生家の 大規模更新に向けて、国 等補助金の活用を視野に 入れながら検討していく。	②見直し・改善
10	生涯学習課	尊徳学習· 顕彰事業	二宮尊徳翁の教えや事績を学び、実践し、市内外の人々に発信することを目的とする。 尊徳翁の教えや報徳の考え方を学芸員が市民に伝える「金次郎を学ぶ会」 や、関係団体、地元桜井地区の市民の方々と尊徳翁の事績を顕彰する「尊徳 祭」(「二宮金次郎と私」作文発表会、表彰式含む)ほか自主事業の開催を行っている。 また、令和5年度に引き続き令和6年度も、映画「二宮金次郎」上映会を2回実施し、好評を得た。 このほか、市内小学校5・6年生を対象にした「二宮金次郎とわたし」を主なテーマとする作文募集、展示観覧者への解説を始め学校や団体への派遣を行うボランティア解説員の配置、尊徳翁の教えや事績をまとめた冊子「二宮金次郎物語」「二宮金次郎を学ぼう」の刊行販売を行っている。	1,421	尊徳紀示場) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	643,200	621,844		の教えや事績は本市の貴重な 財産である。これを学び、実践 し、後世に伝えるための事業で あることから、市の関与が必要 である。	る。 作文募集は市内各小学校4年	ボランティア解説員の確保・育成に取り組むとともに、小田原ガイド協会など関係団体とも連携しながら、事業の推進を図っていく。	②見直し・改善
10	生涯学習課	博物館構想推進事業	平成29年に策定した博物館基本構想を具現化し、新博物館を整備することを目的としている。 令和6年度は、未デジタル化資料の撮影等を進め、デジタルミュージアムの更なる内容充実を図ったほか、新博物館での主要な柱の一つとなる教育現場との連携について、講演会を開催した。博物館講演会「博物館と教育現場の連携」では、展示や収蔵資料をどのように活かしていくことができるかについて、参加者とともに考える契機となった。	7,709	事業参加 者数(人)	150	164	109.3%	替施設の整備、及び市民の共 有財産である博物館資料や市		基本計画策定に向けた検	②見直し・改善

		. 2	市 学 揺 亜 し 六 田	R6	事	業の設定	E指標			長り返り	今後の方向性	
NO	所属 (旧名	事務事業名	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6	達成	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点		方向性
109	生涯学習課	キャンパス おだわら 事業	誰もが気軽に生涯学習に取り組むことができるよう「学習講座の提供」、「人材バンクの運営及び活用」、「学習情報の収集及び発信(自分時間手帖の作成)」、「学習相談」を市民主体で運営することで、より市民ニーズにあった学習講座を提供するとともに、学んだ成果を活かす機会を提供するなど、市民の生涯学習を推進してきた。平成30年度から、学習講座の提供、人材バンクの運営及び活用、学習情報の収集及び発信などの事業をNPO法人との協働事業として実施したが、令和2年度からは、市直営に変更した。具体的には、多様な生涯学習情報を掲載した「自分時間手帖」の発行を始め、年4回発行の定期情報誌やホームページ等により、広く情報発信するとともに、人材バンク事業として、小学生向けの「夏休み子どもおもしろ学校」もした、人材バンク事業として、中学中けの「夏休み子どもおもしろ学校」を制造したほか、令和6年度は、静岡大学名誉教授 小和田哲男氏による「関東戦国史 北条氏康の足跡を追う ~戦国大名北条氏が目指したもの~」と題した公開講座、主に大人を対象とした「キャンパス講師による1日体験講座」を開催した。	9,821	講座受講者数(人)		<del>美</del> 種 62,546	312.7%	社会的課題の解決のためには 社会教育的な視点が必要であ り、市民主体のより良い生涯学 習を実現するためにも、市の関 与が必要である。	令和2年度から市直営に変更したことにより、事業が迅速かつ円滑に進められ、費用面でも効率化が図れている。また、令和5年度からは、キャンパス講師による1日体験講座の開催など、人材バンクの更なる活用を図っている。	本市が直接運営することとしたが、今後もこれまでの理念や目的を継承しながら、市民主体の生涯学習の更なる推進を図る。	①継続実施
100	生涯学習課	生涯学習本では管理を関係を対しています。	誰もが生涯学習活動を通じ、知識や技能を身に付けることにより、生活の中で楽しみや生きがいを見つけ心豊かになることで、生活の質の向上を実感できるようにすることを目的とし、生涯学習センター本館の施設管理及び運営を行い、開館後40年以上経過し老朽化した建物本体及び設備の更新を実施する。令和6年度は、避難経路である扉の修繕、雨漏りの原因と推定されるサッシ枠の修繕、脱落する危険性のある窓の戸車の更新、消火栓ポンブユニットの更新などを行い、建物の維持管理を行った。また、Wi-Fi機器の貸出を開始し、けやき利用者の利便性の向上を図った。	48,570	施設利用 者数(人)	95,000	103,659		社会教育法において、社会教育に関する地方公共団体の任務に関する地方公共団体の任務が、されたり、生涯学習ることに努めることに努めることにあり、市民の生涯学習活動等の拠点である施設の管理運営に市の関与は必須である。	更新など、建物の安全安心に関わる部分の更新を行った。また、Wi-Fi機器の貸出を開始し、けやき利用者の利便性の向上	として、活用促進を図ると ともに、施設の適正利用と	②見直し・改善
101	生涯学習課	生涯学習国習の世界では、生涯を見る。	誰もが生涯学習活動を通じ、知識や技能を身に付けることにより、生活の中で楽しみや生きがいを見つけ心豊かになることで、生活の質の向上を実感できるようにすることを目的とし、生涯学習センター分館国府津学習館の施設管理及び運営を行い、開館後40年以上経過し老朽化した建物本体及び設備の更新を実施する。令和6年度は、老朽化したエアコンを更新し、利用者に快適な環境を提供するとともに、省電力化を図った。	6,239	施設利用 者数(人)	16,000	18,161		社会教育法において、社会教育に関する地方公共団体の任務が示されており、生涯学習の振興に寄与することに努めることとされ、市民の生涯学習活動等の拠点である施設の管理運営に市の関与は必須である。	アコンを更新することで、利用者の快適性を向上させるととも	生涯学習活動の拠点施設として、活用促進を図るとともに、施設の適正利用と管理運営に努める。	②見直し・改善
108	生涯学習課	学校施設 等開放事 業	社会教育の振興を図るため、身近にある小中学校の施設・設備を市民等に開放することで、気軽に生涯学習活動を行うことができ、また、身近な生涯学習活動の場の提供を行うことで、市民生活の質の向上に資することを目的とし、市内小中学校の施設、設備を学校教育上支障のない範囲内で、社会教育活動の利用に供する。	0	-	-		-		団体の登録手続きのみを行っている。	課題を検討しつつ、現状ど おりのサービス提供を続 ける。	①継続実施

	所屋	事務事業名 事務	事業概要と成果	R6	事	業の設定	2指標			長り返り	今後の方向性	
N	所属 (旧名)	事務事業名業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
100	生涯学習課	生涯学習支援事業	生涯学習に関する市主催事業等に参加を希望する幼児等の保護者が安心して参加できるよう託児による支援を行う。令和3年度までは生涯学習支援者育成事業という名称で、主に託児ボランティアグループの育成・支援を行っていたが、令和2年度末に当該グループが解散したことを受け、民間事業者による託児の機会を提供することで、保護者の生涯学習を支援する事業として位置付けし直し、令和4年度から名称も生涯学習支援事業と改めた。令和6年度の託児利用は、令和6年度 PTA成人教育等担当者研修会と、令和6年度家庭教育講演会における2件であった。	5	支援者数 (人)	10	2		育児中の保護者の生涯学習事 業への参加を促進するため、 託児は不可欠である。	託児を行うことにより、子どもがいる参加希望者の生涯学習の機会の創出が図られ、生涯学習活動の振興に効果がある。	引き続き、出張託児を行う 民間事業者を活用しなが ら、安定した託児の機会を 提供することで、生涯学習 事業に参加しやすい体制 を維持していく。	①継続実施
11	生涯学習課	生涯学習フェステイバル開催事業	市内における生涯学習活動への取組や生涯学習団体の活動を広く一般に紹介することで、会員の拡大や団体活動の充実発展につながる場を提供し、団体間の相互交流や市民の自発的な生涯学習活動を支援、推進することを目的としている。 生涯学習活動を行っている団体が実行委員会を組織し、音楽・舞踏などの発表、美術・工芸品の展示、ミニ講座などを自ら企画し、生涯学習フェスティバルを開催する。 新型コロナウイルス感染症拡大以後、中止や規模の縮小を余儀なくされていたが、令和6年度はコロナ禍前同様の規模に戻った。	100	生涯学習フェスティバルの参加団体)	30	38			会により、市民力を生かし事業 費を見直すことで、低予算で開 催することができている(平成	成果発表の場としてより多くの市民の参加を得るため、参加団体のを生かした新たな広報手段を検討していく。	②見直し・改善
11	生涯学習課	地区公民館支援事業	地域住民の社会教育の振興を図るため、身近にある地区公民館へ補助を行うことで、地域における生涯学習活動の活性化を図り、市民生活の質の向上に資することを目的としている。 地区公民館における生涯学習活動を支援するとともに、公民館の老朽化に伴う新築、建替え、改修、修繕などの工事費に対する補助を行う。また、地区公民館を活動の場としている文化・学習サークルの日頃の成果の発表と交流、相互理解の場として、地区公民館いきいきフェスタを開催する。令和6年7月6日に公民会大会を研修講座と併せて実施するとともに、地区公民館いきいきフェスタを令和6年11月24日に開催した。	29,333	地区公民 館いきいき フェスタの 参加団体 数(団体)	50	24		とって最も身近な"学びの場"であり、事業の目的はおおむね達成できている。 連成できている。 地区公民館は、地域の生涯活動の拠点であるため、活動や施設の維持に対して市が支援する必要がある。	して、大きな効果が得られている。 平成28年度から地区公民館修 繕費補助金の下限を100万円 から50万円に引き下げ、小規 模な修繕にも対応できるように した。 令和6年度は地区公民館7館 の修繕要望があり、要望のあっ	地区公民館の老朽化が進み、建替えや耐震化、修繕等の要望が増えるとともに、その費用も高額となることが予想されることから、令和4年度の補助金から、付助率を従来の30%から40%に増額するとともに、補助対象メニューも、家庭用クーラーやWi-Fi機器等の設置工事にも対応できるようにしている。	②見直し・改善
11	生涯学習課	集会所管理運営事業	地域改善対策特別措置法に基づき、小田原市集会所を設置し、生涯学習活動、自治会活動、子ども食堂など地域住民に開放する。	490	施設利用 者数(件)	1,000	1,157		市が特定の目的をもって設置 した施設であり、地域に管理運 営を委託することで、有効活用 が図られている。		現状の運営形態で継続。	①継続実施

	ᇙ	Z	本名 事務:	事業概要と成果	R6	事	業の設定	指標			 辰り返り	今後の方向性	
NO	所加	事務事	<b>美名</b> 業務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
111	文 化 3 財 課	原城跡存活用	呆整	史跡小田原城跡の保存と活用を図るため、令和2年度に策定した「史跡小田原城跡保存活用計画」に基づき史跡整備を進めており、遺構の保護や来訪者の安全確保のための環境整備は継続的に実施している。平成22年度から修景整備を行っている御用米曲輪については、令和6年度は前年度に引き続き発掘調査を実施し、「御用米曲輪戦国期整備検討部会」において、今後の整備方針について検討を進めた。	94,277	整備面積(㎡)※年	500	0		国指定史跡の保存と活用は管理団体(小田原市)が行うものと文化財保護法に定められている。	整備が完了した場所は一般開放し市民や観光客に親しまれ	「史跡小田原城跡調査・整備委員会」及び「御用米曲輪戦国期整備検討部会」の議論を踏まる、史跡のの値を高めその魅力をの構からに伝えられるように整備を進めていく。	①継続実施
11	文 化 財 課	地取得		遺構の保護等の目的で必要がある土地については、地権者の理解を得ながら公有化を行ってきた。 ら公有化を行ってきた。 令和6年度は史跡小田原城跡の城内地区(約134.77㎡)と谷津地区(約122.35㎡)を公有化した。	100,560	公有化面積(㎡)※ 年毎	200	257			公有化は8割の国庫と1割の県 費を用いて実施している。	財政状況を勘案しながらも臨機応変な対応を行う必要がある。	①継続実施
11	文化 財 課	史砂石 <sup>2</sup> 山保全	垣対	史跡石垣山には落石の危険性がある場所が点在していることから、市民や観光客の安全を確保するための保全対策事業を進めている。 出・県と工法等に係る協議を行い、個別の箇所ごとに実施設計行い工事を実施してきた。令和6年度は引き続き井戸曲輪内の石垣について保全対策工事を行うとともに、南曲輪の石垣保全対策工事のための実施設計を行った。	38,934	保面(㎡) 全積(㎡) (㎡) (曜) 保計 全積 面 積	30	49.1		国指定史跡の保存と活用は管理団体(小田原市)が行うもの 理団体(小田原市)が行うものと文化財保護法に定められており、保全対策を行う義務がある。	工事内容であるが、効率性を 踏まえた実施設計に基づき施 工している。	優先順位を付け保全対策を行っており、実施設計に を行っており、実施設計に 基づき、南曲輪の保全対 策工事を実施する。 また、「石垣カルテ」の作成 や「保存活用計画」を策定 するための準備を行う。	①継続実施
11	文化財課	城石垣	<b>三</b> 石	江戸城築城に使われた石垣を切り出した早川石丁場群は、分布調査、散策路・説明板整備、暫定的な一般公開、測量調査及び分布調査報告書の刊行などを行い、また、文化庁、神奈川県のほか、同様の石丁場を有する静岡県及び熱海市・伊東市との協議を経て、平成27年度に「江戸城石垣石丁場跡」として国史跡に指定された。近年(平成28年度)は、文化財公開事業としてシンポジウムを開催したほか、文化庁や関係自治体と連絡調整を行ってきた。	0	※事業の 性質証 性標設 体が困難。	-	-	1	理団体(小田原市)が行うもの と文化財保護法に定められて いる。 具体には、文化庁や神奈川県	に具体的な整備計画がないため、近年、会議の開催を静岡 県側自治体主体でお願いして おり、必要に応じてそれの出席 することで終費の軽減をしてい	用するための「保存活用計画」を策定に向け、文化 庁、神奈川県、静岡県、熱 海市、伊東市と調整してい	①継続実施

	8	F.E.		事業概要と成果	R6	事	業の設定	E指標			長り返り	今後の方向性	
1	° (II	所属 日名)	事務事業名 **	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
1	7	文化財課	文化財保会護運営事業	文化財の保存及び活用について、調査・研究あるいは意見具申をするため開催する審議会。令和6年度は3回開催し、市指定文化財の指定に係る答申や「文化財保存活用地域計画」の策定に向けた協議を行った。	336	開催回数	3	3		文化財保護法に定めのある	「市非常勤の特別職職員の報酬等に関する条例」に基づいて	必要な案件について専門 的な見地から議論いただく とともに、教育委員会から の諮問に答申をいただく。	①継続実施
1	8	文化財課	指定文化 財等保存 管理事業	史跡や歴史的建造物、天然記念物など市所有の指定文化財等を適切に保存管理するため、見回り監視や草刈業務等を行っているほか、老朽化している説明板の更新などを実施している。また、手続きとして現状変更に伴う関係書類の作成や台帳類の管理も行っている。令和6年度は曽我別所地域の説明版1基を更新した。	10,642	説明版の 更新件数 (件)	2	1		る貴重な文化財を後世に引き 継いでいくためにも、今後も実 施する必要がある。	明治天皇行在所など、一部史 跡の日常管理を自治会に託す などしている。 説明板の維持管理について は、観光課と相互に老朽箇所 の情報提供を行うなど、連携し ながら実施している。	市所有文化財の適切な管理の一環として除草や樹木剪定等を行う。また、説明板の管理・更新を行う。	①継続実施
1	9	文化財課	文化財保 存修理等 助成事業	民間所有者が指定文化財を適正に保存管理できるよう管理奨励金を交付し、その過程で現況や修繕の必要性などの把握に務めている。修繕が必要な有形文化財所有者や継続的な後継者育成支援が必要な無形民俗文化財保存団体に対し補助金を交付している。このほか、市所有文化財の日常的な管理をお願いしている自治会に謝礼を支払っている。令和6年度は6件に対し補助金を交付した。	3,959	管理奨励 金交付件 数(件)	86	83		文化財の適正な維持・修繕に は多額の費用が掛かるため、 奨励金・補助金制度は必要で ある。	修繕内容と見積書のチェックは もちろんのこと、作業前後の現 況確認や必要に応じて事業者 とのヒアリングも行っている。		①継続実施
1	20	文化財課	文化財公開事業	市民や来訪者に小田原の歴史資産についての理解を深めてもらうとともに、 埋蔵文化財保護意識の醸成を図るため、発掘調査の成果を報告書にまとめ て刊行するほか、遺跡調査発表会、最新出土品展、遺跡見学会、シンポジウム・遺跡講演会の開催を通じて啓発している。 また、紅葉の時期に合わせ、民間所有者にも御協力をいただきながら文化財 建造物の見学会・観覧会を開催している。 令和6年度は、最新出土品展2024(11月2日~12月15日)、遺跡調査発表会 (11月23日)、遺跡講演会(11月24日)、文化財建造物の観覧会(11月30日、12月1日)、遺跡見学会(令和7年3月15日)を開催し好評を得た。	3,018	公開事業 来訪者数 (人)	6,200	7,561		及・啓発する上で重要な事業であり、発掘調査の成果を公開・活用できるのは、調査主体者である小田原市だけである。参加者や来訪者の関心も高く毎回一定の集客があることから、	最新出土品展は、郷土文化館の展示事業と連携を図り、告知効果を高めた。 文化財建造物の公開事業は、紅葉の時期に実施し、現地案内は建物・歴史に造詣の深いNPO法人小田原ガイド協会にお願いした。また、令和6年度は清閑亭の公開を行った。		①継続実施

	話題		事業概要と成果	R6	事	業の設定	定指標		評価∙拮	長り返り	今後の方向性	
N	所原 (旧名	事務事業名	事業概要と成果 ・ (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日堙	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
12	文化財課	緊急発掘調查事業	市内に所在する282か所の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)において開発行為等が計画された場合は、事前協議を行い、遺跡に影響を及ぼす可能性のある計画に対して試掘調査を実施している。その結果等を受けて実施することとなった本格調査のうち、個人住宅及び併用住宅等の場合は、市民の金銭的負担が大きいため国の補助金を活用して市直営で発掘調査を行い、それ以外の営利を伴う開発については、事業者に対して本格調査の調整・指導を行う。また、発掘調査の成果を記録し、公開・活用するため報告書を刊行する。令和6年度は試掘調査を28件、本格調査を7件実施し、12地点の調査報告書を刊行した。	103,774	試掘·本格 調査件数 (件)	50	35		個人住宅等の開発に伴う本格 調査については、市民の金銭 的な負担が大きいことから、引	発掘調査を効率的に進めて期間の短縮に努めた。発掘調査を迅速に行ったことで施主の負担を減らしつつ、適切に埋蔵文化財包蔵地の記録保存が達成	ら、引き続き市直営で実施	①継続実施
12	文化財課	遺物保存管理事業	出土した木製品・金属製品の腐食を防止する保存処理を行っている。また、報告書の執筆・刊行、記録図面類の整理、出土遺物等の整理(洗浄、注記、接合など)・保存処理などを行っている文化財整理室や出土品を保管するための収蔵庫を管理・運営している。	2,397	展示等で 公開した調 査地点数 (地点)	15	12	80.0%		は、そのままでは劣化し朽ち果ててしまうものがあるため、保	文化財の保存と活用のため、出土遺物を整理・保管し、公開・活用が可能となるよう進めていく。	①継続実施
122	図書館	小田原文学館管理運営事業	小田原出身・ゆかり(居住歴のある者)の文学者の作品や事績等について、彼らの創作活動に影響を与えた本市固有の歴史・風土・文化とともに紹介するため、旧田中光顕伯爵別邸である本館(昭和12年建築)、白秋童謡館(大正13年建築)及び市内曽我谷津から移築した尾崎一雄邸書斎の三施設からなる小田原文学館を設置し、関係資料の収集、公開・展示、調査研究等を行う。令和6年度は、小田原文学館(本館)の開館30周年に当たることから、館蔵資料を中心に小田原出身・ゆかりの文学者の手蹟を幅広く紹介する特別展、普段は公開していない貴重資料の特別公開(2回)、初の試みとして北原白秋宛を中心とする文士らの年賀状等の展観する新春企画展を開催するとともに、これら展示の撤収に合わせて計画的に常設展を更新・拡充させた。また小田原ゆかりの劇作家北條秀司の親族より、文壇から演劇界に及ぶ広範な関係資料の寄贈をうけ、詳細調査・目録化を進めるとともに、その一部を上記展示において活用した。	29,063	来館者数	10,000	5,864	58.6%	により、個性豊かな文化を育 み、全国に向け発信することは 市(行政)の責務である。文学 館は常設展や特別展の開催な どを通じ、本市固有の文化資	よって、来館者の興味関心をより一層喚起するとともに、その 理解を助けるため、新たな展示 技法の導入、小田原出身・ゆ	原ゆかり文学情報の発信	①継続実施
122	図書 館	旧保健福 祉事務所 跡地活用 事業	西海子エリアの小田原文学館や旧松本剛吉邸などの歴史的建造物に隣接した旧保健福祉事務所跡地に閑静な住宅環境と調和した交流の場となる空間を創出し、小田原駅からかまぼこ通り、板橋地区、早川地区への回遊性を高めるため、将来的に地域文化発信拠点施設を整備し、歴史や文化の薫るまちづくりを推進する。令和5年度は、当該地は第一種低層住居専用地域であり、商業的利活用の幅に限界があるため、地域文化発信拠点施設整備を視野に入れながら用途地域の規制を踏まえ旧保健福祉事務所跡地の利活用について検討を行った。令和6年度は、用地取得から10年となり一般会計での買戻し(208,600千円)のため決算額が大幅に増加している。	209,477	指標設定 が適さないる を が、対象 外	-	-	-	西海子エリアは、江戸時代は 武家屋敷が集積し、明治以降、 北原白秋、谷崎潤一郎らの文 豪の居宅や政財界人が別邸を 構え、桜並木と歴史的な佇まい が残されている。 これらの歴史的景観と閑静な 住環境を保全しつつ、静かなる 交流の場を創出し、歴史や文 学と、その風情を肌で感じられ るまちづくりを推進することは 市が取り組むべき事業である。	め、短期間の使用でかつ行政 財産としての目的を害しない範 囲での使用については行政財 産目的外使用許可を行ってお り、その使用料は、草刈りなど		①継続実施

	ĒF	F屋	事務事業名 事務	事業概要と成果	R6	事	業の設定	指標		評価・扱	- 長り返り	今後の方向性	
1	(IE	所属 日名)	事務事業名業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
1	25	図書館	館管理運 営事業	市民及び利用者の学習や余暇時間の充実及び読書活動の推進を目的として、広範な分野の資料の収集と提供を行った。 令和6年度は、空調調和機の部品交換による機能回復と高効率化、自動ドアエンジン装置の更新による安全性向上、迅速な設備管理を通じて施設機能の維持・改善に努めた。 また、市民の図書館活動に対する主体的な参画により、図書館が活性化させることを目的とした市民参加型図書館活性化事業を実施し、利用者提案型イベントの開催や、一箱本棚オーナー制度により、利用者の活躍の場が広がった。	252,560	市民一人当たりの貸出冊数(冊)	4		73.8%	住民に対し、情報や学習の場を提供し、文化的な営みに寄与 を提供し、文化的な営みに寄与 するとともに、住民の「知る権 利」を保障することは、公立図 書館の重要な責務であり、図	中央図書館は開館後30年が経	中央図書館として本市図書館事業の総合的な企画運営を行うとともに、日常的な図書館利用の促進に一点が大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大大	①継続実施
1	26		東口図書館管理運	平成27年2月に策定された「小田原市図書施設・機能整備等基本方針」に基づき、ミナカ小田原6階フロアに令和2年10月19日、「まちの活性化」、「次世代育成」、「利用者層の拡大」をコンセプトに新たに小田原駅東口図書館を開館。指定管理者制度を導入し、併設する子育て支援センターとの連携強化及びフロア管理に係る責任の明確化、柔軟な運営のため、ゆうりん・おだたんグループにより2施設一括の管理運営を実施。新規利用者、リピーターが多く集まる魅力ある図書館づくりのため、おはなし会を中心とした幼児・児童向けイベントをはじめ、ゲーム・音楽会・演劇等、閉館後の図書館を使った新規イベント、小田原の様々まなコンテンツを紹介し、街・人を応援するイベント、展示等を実施した。また、これらについてホームページ、広報、X(旧Twitter)などの媒体を介して、小田原駅東口図書館を市民に広く周知した。	178,692	貸出者数(人)	83,000	83,913	101.1%	を提供し、文化的な営みに寄与するとともに、住民の「知る権利」を保障することは、公立図書館の重要な責務であり、図書館を設置し図書館サービスを実施することは、地方公共団体の責務である。	セプトとし、令和2年10月19日 の開館以来、コンセプト実現の ための様々なイベント等の実施 により、来館者等の増加につな がっている。	「まちの活性化」の実現を	①継続実施
1	27	図書館	図書館郷 土資料整 理·保存· 公開事業	図書館が開館以来収集してきた地域固有の貴重資料(古文書・記録等。市史編さん事業における収集資料を含む)を中央図書館の地域資料コーナーにおいて保存・公開している。対象資料は図書館で扱う一般図書とは大きく性格を異にするため、事業推進に当たっては、専門知識を有する者を雇用し、適正な整理・保全に当たるとともに、専門性の高いレファレンス等に対応している。また、令和3年度からは貴重資料の活用促進等のため、分かりやすい解説を付してその一部を一般に展観する「図書館の宝もの」等の事業を実施している。令和6年度には、貴重資料の保全と利活用の促進の両立に向け従来から進めてきたデジタル化において、「デジタルミュージアム(以下、「DM」)」による公開・活用を推進している。また、新聞マイクロフィルムのデジタル化、初版本等貴重図書ラベル除去等の修復保存処理、文学資料の脱酸処理を実施し、貴重資料の確実な保存に供した。さらに、「図書館の宝物2024 武術を極める藤田西湖文庫」を実施し、広く市民に公開した。	8,815	入室者数 (人)	2,000	2,614	130.7%	これら資料を着実に保全し、公開活用を図ることにより、人々の暮らしや様々な営みにおいて先人が残したメッセージを伝	報の発信、市民等による活用 の利便性向上のため、貴重資 料のデジタル化を進め学言課 が、令和4年度に生涯学習課 ほか関係所管と連携して、DM を構築し、これを活用した公開 を行った。 修復保存においては、保全と 利用促進の整合的推進のた め、利用度の高い資料を優先	貴重資料原本の着実な保全のための環境(保存空間・設備等)及び体制を整備する一方、デジタル化の機能を拡充規作成が充分した。既存や新元を力をした。既存や新元の公開体制を整える。本語・借用資料についた協議を進める。	②見直し・改善
1	28	図書館	読書推進· 図書館用 図活用促進 事業	図書館所蔵の図書、視聴覚資料、地域資料の活用を通じて読書に親しみ郷土の歴史文化への理解を高め、図書館利用の向上を図るため、さまざまなイベントを開催した。令和6年度は、例年開催している読み聞かせや図書館を使った調べる学習コンクール関連のイベント、中央図書館を撮影の舞台とするドラマで話題となった番組のプロデューサーによる読書活動推進講演会のほか、特別イベントとして、読書会や絵本の読み聞かせに関する講座等も開催した。また、インターンシップ・職場体験・図書館見学の希望も増加した。	258	参加者数 (人)	2,000	3,180	159.0%	な知識を得つつ図書館や図書 資料についての理解を広げる 気料についての理解を広げる ができ、参図書館の価値を 合った新たな図書館の価値を 創造していくことができる点で	体的な参画により、図書館が活性化させることを目的とした市民参加型図書館活性化事業を開始し、利用者提案型イベント	続して実施する必要があるイベントは今後も引き続き実施し、図書館利用が少ない世代や市民向けの新たなイベントの実施を検	①継続実施

	正国	事務事業名 事務	事業概要と成果	R6	事	業の設定	定指標				今後の方向性	
NO	所属 (旧名)	事務事業名業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
129	図書館	図書館ネットワーク等運営事業	2図書館(中央・東ロ)、6ネットワーク施設(生涯学習センターけやき図書室・ 尊徳記念館図書室・国府津学習館図書室・川東タウンセンターマロニエ図書 室・城北タウンセンターいずみ図書コーナー・橋タウンセンターこゆるぎ図書 コーナー)をオンラインシステムで結び、資料検索、貸出や予約業務が可能と なっている。 また、自動車文庫では、各小学校の放課後児童クラブほか各所に図書を配本 し、読書に親しむ機会の拡大に努めている。 令和6年度は、継続してオンラインシステムの運用や自動車文庫の配本を行 うとともに、中央図書館等の所蔵資料をネットワーク施設に移管する事業を試 行し、ネットワーク施設の活性化を支援した。	36,655	インター ネットでの 予約サービ 入利用件 数(件)		106,997		広範囲に市域が広がる本市においては、図書館と市内の地域センターや生涯学習施設の図書室を結ぶことにより各施設利用者の読書機会を拡大するとともに、各施設の蔵書を有効活用することができる。	システム事業者との定例会を 行い、システムの安定稼働に 努めた。	引き続きシステムの安定 稼働に努めるとともに、現 状の運用や課題点を整理 し、機能改善を図る。 また、ネットワーク施設の 活性化を支援する。	①継続実施
130	図書館	デジタル図書館事業	情報技術の進展や生活様式の変化を背景に多様なサービスが求められる中、読書や情報取得に対する利便性の向上を図るため、令和4年10月27日から、インターネットに接続したパソコン、タブレット、スマートフォンで利用できる電子書籍の貸出サービスを実施した。令和6年度は、引き続き、市内小中学校の児童生徒に利用者ID・PWを付与し、学習用端末などから電子書籍を活用できる環境を整えた。また、何人でも同時に読むことができる読み放題パック(児童用)を拡充した。	4,572	閲覧回数(回)	60,000	43,557	72.6%	可能であるため、図書館の開館時間内に来館できない方にも読書機会を提供することが可能となる。また、音声読み掛けず 持つ電子書籍を通じて、ハンディキャップのある方へ読書機	仕事や育児などにより来館が 困難な利用者を想定した書籍 (ビジネス、育児書、料理本等) やティーンズ世代と小中学生の 読書意欲を向上させ、図書館 利用につながるような書籍を購 入した。また、市内小中学校の 児童生徒に利用者ID・PWを付 与し、読書活動の推進を図る。	連携のもと、学習用端末を 活用した電子図書館の利	①継続実施
131	スポーツ課	ウォーキング啓発事業	日常生活にウォーキングを定着させるために各地域に設定したコースの周知を図る。 令和6年度も未就学児や学童期が多く参加するイベントと連携し、幼少期から歩くこと・身体を動かすことの楽しさを啓発する「歩育体験」を実施した。	90	イベント等参加者数(人)	1,000	1,269	126.9%	小田原市スポーツ振興基本指針ではスポーツ実施率の向上を目標に掲げているが、スポーツ実施状況等市民アンケートにおいて「Q.今後実施してみたい運動・スポーツ」で最も回答が多かったウォーキングを啓発していく。	携して実施することで、効果的・	市民のスポーツ実施の きっかけとなる事業展開 を、市民ニーズ等を踏ま え、検討していく。	①継続実施
132	スポーツ課	城下町お だわらツー デーマー チ開催事 業	市民及び全国のウォーカーが、西さがみを舞台に、歩くことを通じて自然に親しみ、心と体の健康づくりを図るとともに交流を深めてもらう。また、ウォーキングを通じて、参加者の心と体の健康づくりに寄与するとともに、小田原を始め箱根・真鶴・湯河原(西さがみ)の魅力を全国に発信することを目的とする。また、令和6年度も2日間の通常開催で、市内外から延べ4,155人が参加した。さらに、関係機関と協議の上、観光ガイド付きの「観光ガイドウォーキング」、車いす利用者を対象とした「ユニバーサルウォーク」に加え、子ども向けのスタンプラリー企画「ペコちゃんウォーク」を新たに実施した。	5,500	参加者数	6,000	4,155	69.3%	全国的な規模を視野に入れたイベントであり、小田原の魅力の発信、市民の健康づくり、参加者同士の交流の場となっている。また、市民と行政げてきている。また、幸を成し遂げてきており、今後も全市的なイベントとして発展させていくために、市の関与は必要と考える。	ことで、イベント従事者の削減 を継続しつつ、給水所等でのお もてなしを充実させ、参加促進	ることで老若男女が楽しめ	①継続実施

	āF	屋			R6	事	業の設定	官指標		評価∙拮	振り返り	今後の方向性	
N	所旧	名)	事務事業名 ***	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
1:	ファ オー 関	ť Ι	市体育協会補助事業	各種スポーツ教室の開催、市からの移管事業(おだわら駅伝競走大会開催事業、かながわ駅伝競走大会派遣事業、市民総合体育大会開催事業、日体大スポーツキャンプ事業、ニュースポーツ普及・促進事業)を含むスポーツ大会の開催、地区体育振興会・種目協会の支援を通じて、市内のスポーツ振興を推進している(公財)小田原市体育協会へ助成を行った。	68,787	参加者数		18,726		行政では開催が難しい各種スポーツ教室や、大会を開催することにより、市民の健康増進とスポーツの普及・発展、競技力	各競技団体等で構成される(公	おいて、競技という側面の みでなく、レクリエーション や普及という側面も視野に	①継続実施
1:	フ オ 4 ※ 記	ポ   ソ	柔·剣道錬 成事業	小田原スポーツ会館を会場として、柔道・剣道錬成教室を開催した。 委託事業として、錬成教室の開催、館内大会の開催、暑中及び寒稽古の実施、各種大会への派遣等を行っている。	4,075	参加者数	5,000	5,285	105.7%	小田原市内に柔道教室はなく、 日本古来の武道の普及・振興 に多くの市民の体力向上・健康 増進を図るためにも民間の教 増進を図るためにも民間、市の 関与は妥当である。10 古音 の武道(柔道・剣道)の普及・振 興を図るとともに、柔道・剣道、 興を図るとともに、柔道・剣強、 精神力の養成、健全育成に概 ね寄与できている。	ることにより、柔・剣道を通じた 青少年の健全育成に寄与する	市民が参加しやすい仕組みづくりについて、参加者や関係団体等の意見を聴きながら改善を進めていく。	①継続実施
1:	5 I	ť Ι	地域スポーツ活性化事業	小田原市スポーツ振興基本指針に掲げるスポーツ実施率の向上を目指し、「する」「みる」「ささえる」スポーツの振興を図るものであり、関係団体と連携しながら事業展開しているところである。令和6年度は、新たに「ジュニアアスリート支援事業」として、全国大会に出場する小学生及び中学生に対して奨励金を交付することにより、自己の夢やられ、学ャレンジできるよう支援するとともに、競技スポーツの振興を図った。また、、「り2024パラリンピック「ゴールボール競技」において金メダルを獲得した本市出身の鳥居選手の祝賀セレモニーを行い、併せて競技についても広報等により周知を図った。さらに、主催者や競技団体等の協力により、バスケットボールやサッカー等様々なトップスポーツを「みる」機会を市民に提供するなど、スポーツの振興を図った。	329	ジュニアアスリート交景事業分(人)	100	36		ひいては本市のスポーツ振興	市中体連の支援対象外である クラブチームに所属し、全国大 会に出場する選手を支援する ことで、小学生や中学生のジュ ニアスリートの活動を効果的 に後押しすることができてい る。	携し、市民のスポーツを "する""みる""ささえる"の	①継続実施
1:	ラオー 6 ツ部	t∜ I	総合型地 域スポー ツクラブ推 進事業	総合型地域スポーツクラブについて市民へ周知するとともに、当クラブ事業に参加を促すことで市民が主体となったスポーツ振興を図るものである。令和6年度は、市内で活動する総合型地域スポーツクラブの体験会のチラシを市内公共施設等に配架することで、同クラブの周知及び支援を行った。また、神奈川県主催の総合型地域スポーツクラブ代表者との合同会議等において、意見交換を行った。	0	講師派遣を したイベン ト等への派 遣者数 (人)	100	130		活動支援は、地域スポーツの	ラブと協力して、実施すること で、市内同クラブの周知や強化	神奈川県の総合型地域スポーツクラブへの支援の方向性を考慮しつつ、地域などへ講師を派遣する形でクラブの活動を支援していく。また、体験会や実形の事業等の案内チラシを配架し、会員数の増加を図る。	①継続実施

	51	- F.		事業概要と成果	R6	事	業の設定	E指標		評価・振り返り	今後の方向性	
N	o (IE	f属 3名)	事務事業名	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日標	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 効率性(費用対効果)・ 目的に対する事業自体の有効性) その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
1;	37	スポー ツ課	スポーツ 推進委員 活事業	市民が行うスポーツ活動の指導・助言や小田原市のスポーツイベントに関する運営協力を行っているスポーツ推進委員を委嘱し、地域への生涯スポーツ振興を図るとともに、スポーツ推進委員協議会に活動費を助成した。	2,969	イベント参び加者を選集 がある がままれる がままる 人数 (人)	150			スポーツ推進委員の活動に対 スポーツ課とスポーツ推進 し支援・助成することにより、ス 協議会との連携を密に取る ポーツ推進の体制を整備し、市 め、スポーツ推進委員協議 民のスポーツ活動の推進を図 における常任委員会を開作	た ターとして地域スポーツの 推進を図るため、市と密接	①継続実施
1:	38	スポーツ課	小田原ア リーナ等管 理運営事 業		413,797	利用者数(人)	636,000	547,963	86.2%	スポーツ振興を図るため、身近 にスポーツのできる環境を整え る必要があることから、市として スポーツ施設を維持管理して いく。	、 ニスガーデン、城山陸上競技場、小峰庭球場の管理 支援。 東営。	①継続実施
1:	39		城山庭球球運営事業	城山庭球場を安全・快適に利用できるようにし、経年等に起因する劣化や不 具合について、その規模や緊急性を考慮した中で維持修繕した。 また、利用者サービスの向上を念頭に置いて経費節減を図り、効率的な管理 を行った。	5,306	利用者数 (人)	14,000	10,347		スポーツ振興を図るため、身近 にスポーツのできる環境を整え る必要があることから、市として スポーツ施設を維持管理して いく。	ਹਿਹ	①継続実施
144	10	1	市営プール管理運営事業	御幸の浜プールを、安全・快適に利用できるようにし、経年等に起因する劣化や不具合について、その規模や緊急性を考慮した中で維持修繕した。	15,505	利用者数 (人)	5,900	8,037		スポーツ振興を図るため、身近 にスポーツのできる環境を整え る必要があることから、市として スポーツ施設を維持管理して いく。		①継続実施

	所屋	+	事業概要と成果	. R6	事	業の設定			評価・振り返り	今後の方向性	
00 (	所属(旧名)	事務事業名業務業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果) 城内弓道場を安全・快適に利用できるようにし、経年等に起因する劣化や不	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性) なの他改善を図った点 スポーツ振興を図るため、身近 施設管理に弓道協会の協力を	7 124 - 7 - 14 124 17 13	方向性
41	スポー ツ課	城内弓道 場管理運 営事業	具合について、その規模や緊急性、指定史跡内での制約等を考慮した中で維持修繕した。	2,209	利用者数(人)	8,100	4,434		にスポーツのできる環境を整え 得ることで、職員等を常駐させる必要があることから、市としてスポーツ施設を維持管理している。		①継続実施
42	スポーツ課	スポーツ 広場管理 運営事業	酒匂川スポーツ広場、鴨宮運動広場を安全・快適に利用できるようにし、経年 や気候条件等に起因する不具合や器具の劣化等について、その規模や緊急 性を考慮した中で維持修繕した。	8,968	利用者数(人)	146,000	226,117		スポーツ振興を図るため、身近 にスポーツのできる環境を整え る必要があることから、市として スポーツ施設を維持管理して いく。	宮運動広場の管理運営。	①継続実施
43	スポーツ課	酒匂川左 岸サイクリング場管 理選営事	安全に自転車に親しむことができる施設を広く市民に開放し、自転車の貸出しを通して自転車の乗り方や交通ルールを身に付けるとともに、市民の健康増進を図り、いつまでも健康で暮らせるための環境づくりを進めた。	6,455	貸出自転 車利用者 数(人)	12,000	14,734		安全に自転車の乗り方や交通 管理運営業務を一般財団法人 ルールを身に付ける場を提供 することで、スポーツ振興や市 民の交通安全に寄与する。	酒匂川左岸サイクリング場 の管理運営。	①継続実施
44	スポー ツ課	酒匂川サイクリングコース管理事業	市民が酒匂川の自然に親しみながらサイクリングを楽しめるよう、小田原市酒匂川サイクリングコースを管理した。	519	整備総延長(m)	5,133	5,133		サイクリングやウォーキング・ラ 維持管理に係る直営と業務委 ンニングをする場を提供し、身 近に運動できる環境を整えるこ とで、スポーツ振興・健康増進 に寄与する。	酒匂川サイクリングコース の管理。	①継続実施

	記見	<sub>+</sub> 義	事業概要と成果	R6	事	業の設定	定指標		評価・놼	長り返り	今後の方向性	
NO	所属 (旧名)	事務事業名 業務	事業似安と成末 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)		R6 目標		達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
14:	スポーツ課	学校体育 施設開放 事業	学校体育施設開放事業は、学校施設開放事業、学校運動場照明開放事業、学校プール開放事業の三つの事業がある。 (1)学校体育施設開放事業は、市民がスポーツに親しむ機会を提供し、健康の増進とスポーツの振興を図るため、市内の小学校25校、中学校11校の体育館及び小学校2校、中学校2校の運動場を学校教育に支障のない範囲で登録団体に開放している。 (2)学校運動場照明開放事業は、国府津小学校、豊川小学校及び酒匂中学校の運動場に照明施設を設置し、夜間の時間帯に利用登録団体に開放している。 (3)学校プール開放事業は、PTAを含むプール運営委員会が主体となって実施しており、夏休み期間の学校プール開放事業運営費の一部を支援している。令和6年度は、下府中、桜井、曽我、富士見小学校で実施された。	35,948	利用者数(人)		<b>176,668</b>		学校教育に支障のない範囲で学校施設を開放し、地域のスポーツ活動・交流の場を提供することで、スポーツ振興を図る。	学校の体育施設を地域住民に 開放することにより、施設の効 率的利用を進めるとともに、市	学校施設開放事業、学校 運動場照明開放事業、学 校プール開放事業の実 施。	①継続実施
146	スポーツ課	スポーツ施設を計事業	本市におけるスポーツ施設の在り方を検討するため、諮問機関として「小田原市スポーツ施設整備基本計画策定検討委員会」を設置するほか、本市のスポーツ推進に関する重要事項を調査審議しているスポーツ推進審議会やその他関係団体にも意見を聞きながら、新たな施設整備や公民連携の手法のほか、既存公共施設や民間資産の活用なども踏まえて検討し、「小田原市スポーツ施設整備基本計画」を策定した。今和6年度は、策定検討員会及びスポーツ推進審議会での意見やスポーツ関係団体のヒアリング等を経て、既存施設の個別事業計画や新規施設のモデルプランをまとめ、令和7年1月の厚生文教常任委員会において報告を行った後に、パブリックコメントを実施した。	7,459	スポーツ推進審議会 数(回)	5	5	100.0%	本市のスポーツ施設においては、経年による老朽化や大雨による冠水被害といった課題があるとともに、スポーツを取り巻く環境や市民ニーズが変化してきていることから、既存スポーツ施設のあり方を検討し、市民が身近にスポーツができる環境の整備につなげる。	支援を民間事業者に委託し	既存スポーツ施設や新たなスポーツ施設のあり方を検討し、令和5年度と6年度の2か年変情基本計画を策定した。事務事業の名称を変更を強いる。既存とでは、各施設に係る事業の中で整備を推進していく。既存に係る事業の中で整備を推進していく。	②見直し・改善
14	環境政策課	地域循環共生圏構築事業	地域循環共生圏の構築に向け、荒廃竹林や獣害対策など先導的な取組を創出する。併せて環境保全活動に係るプラットフォーム機能を担う「おだわら環境志民ネットワーク」の機能強化等を図る。 令和6年度は、「おだわら環境志民ネットワーク」の自立化を支援し、自主イベントの開催、催事等への出展、会員間の情報交換会、フィールドワーク、会員連携による保全活動への支援事業や、会員の商品を「おだわら森里川海ブランド事業(Green Selection)」として認定し、おだわらグリーンマルシェにおいて特設販売を行うなど、PRおよび販路拡大を図った。 <主な実績> ・取組数 6件(R4:ハンターバンク事業 R5:小田原産メンマ、植物染め、R6:グリーンセレクション認定、ジビエフェア、おだわらグリーンマルシェ)・NW会員数 94(R7.3.31現在 団体38 企業13 個人43)・活動支援事業 9件(22個人・団体 ※共同申請者含む)	3,102	地域循環の構築に向けた取組数(累計)	3	6	200.0%	て市内に先導的な取組を増や していくため、市の役割は大き い。	年度)や国のデジタル田園都市 国家構想交付金(1/2)の活用	民ネットワーク」の機能強	①継続実施
148	環境政策課	環境基本計画推進 〇事業	小田原市環境基本計画の策定及び改定、進行管理を行うとともに、計画策定等に必要な自然環境調査を行う。また、専門的な知見や市民意見を反映するため、小田原市環境審議会を運営する。 令和6年度は、進行管理・評価の実施要領に基づき年次報告書の作成及び成果指標の達成状況等を管理するための中間評価を実施し、環境審議会において協議等を実施、公表した。また、令和5年度に若手ワーキングチームによる検討を行った、市職員が身近に取り組める「脱炭素アクション」として、不要品シェアリングを実施し、職員の行動変容を促した。その他、計画に係る指標に必要な自然環境モニタリングの調査を実施した。 <主な実績> ・環境審議会 2回	1,324	-	-	-	-		脱炭素アクションプランの「不要品シェアリング」を実施する際に、庁内トップページの活用等を通し、職員が気軽に取り組める環境を整えることで、職員酸水を図った。	う。	①継続実施

	ā	F届		事業概要と成果	R6		業の設定	≅指標		評価・排	<b>長り返り</b>	今後の方向性	
	(II)	所属 日名)	事務事業名 事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
	49	環境政策課	環境活動推進事業	市民の環境意識の向上を図るため、将来を担う子どもたちに対する環境学習を行うともに、市民による環境活動の促進を図る。 令和6年度は、市内小学校の夏休み期間を活用し様々な環境分野について、活動を実践している団体や連携協定の法人を講師として招き、自由研究のテーマ選びにもなる環境教室を開催した。また、おだわら環境志民ネットワークと初共催で「おだわらグリーンマルシェ×環境フェス@HaRuNe小田原」を開催した。 <主な実績> ・夏休み子ども環境教室(13回)参加者数 263人(前年度14回/153人)・おだわらグリーンマルシェ×環境フェス@HaRuNe小田原(ワークショップ7、イベント3、展示1)参加者数 約342人	159	市で実施している環境学習や講座の実施件数(件)	20			多様な主体の育成・活躍の推	夏休み子ども環境教室はこれまで	夏休み子ども環境教室については、参加数の増加が見込める内容を工夫し、参加者を増やしていく。また、イベントについては、関連する事業との連携など、引き続き推進していく。	①継続実施
	50	環境政策課	ごみ減量 意識啓発 事業	ごみに関する情報を市民に提供し、ごみの減量意識啓発を図る事業である。環境情報誌「ゴミダス」等の冊子類や自治会回覧、ホームページなどを活用し、ごみの分別方法や、ごみの減量化・資源化、処理に関する情報を提供し、市民のごみ減量意識の啓発を図る。ゴミダスの発行、ごみと資源の分け方出し方ガイドの発行、環境メールニュースなど、冊子やインターネットを活用するとともに、自治会や小学校等での啓発活動に努める。市施設にウォーターサーバーを設置し、ブラスチックごみ削減やマイボトルの持ち歩きの促進を行った。・生ごみサロン13回・段ボールコンポスト店頭実演27回・出前講座9回・ごみに関する授業6回・夏休みこども環境教室4回	1,579	啓発回数 (回)	50	59	118.0%	ごみの分別方法の情報提供、 ごみ減量の意識啓発を図ることは、市が取り組むべき事業で ある。	マイボトル携帯の促進のため、市施設に給水ができるウォータサーバーを設置し、民間事業者と協定を結び啓発事業を協働で行った。また、リュース活動の促進のため、協定を締結した民間事業者とリユースの周知啓発を行った。	する情報を提供し、市民のごみの減量意識の啓発を図ることは重要であり、今	①継続実施
-	51	環境政策課	指定ごみ袋販売事業	「燃せるごみ」用指定袋を作成し、販売する。 市民が「燃せるごみ」を排出する際、市の指定袋を使用することで、ごみの減量意識の啓発、正しい分別の促進、市外からのごみの搬入を防ぐ。 なお、令和3年度からはカーボンニュートラルの考え方からパイオマスプラス チック含有率10%のごみ袋に切り替えを行った。	61,997	準義務的 ・ ・ ・ ・ ・ ・ があり 定な標準 なたを設定 なたを設定 ない。	-	-		ごみの減量意識の啓発、正しい分別の促進、市外からのごみの搬入防止のため、指定ごみ袋を作成、販売することは有効である。		施する。また、今後は販売店からの受注方法の見直しや導入したバイオマスプラスチックの含有量増加を	①継続実施
	52	環境政策課	事業系ご み減量強 化事業	事業系一般廃棄物の減量化と資源化を目的に、排出事業者や収集運搬業者に対して検査・指導を実施している。また、多量排出事業者に対しては、毎年度「減量化及び資源化計画書」の提出を求めるとともに、必要に応じてヒアリング調査を実施している。また、公園、学校、農道から出る剪定枝の資源化に取り組んでいる。令和6年度は、約10tを資源化した。	265	排出計画 提出率(事 業所)(%)	102	101	99.0%	事業系一般廃棄物の減量化や 分別徹底の指導は市が取り組 むべき事業である。	書の内容を確認した上で、必要	事業系一般廃棄物の減量 化と資源化は、燃せるごみ の減量化に向けて取り組 む必要があり、今後もヒア リング等を行い、減量・資 源化に向け協力を仰いで いく。	①継続実施

	所屋	事務事業名 事務	事業概要と成果	. R6	事	業の設定	E指標		評価・排	長り返り しゅうしゅう	今後の方向性	
N	所属 (旧名)	事務事業名業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 月標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
155	環境政策課	生ごみ減 量・資源化 推進事業	燃せるごみの約30%を占める生ごみの減量化を目的に、段ボールコンポストを活用した家庭での生ごみ堆肥化事業を推進している。新規参加者には初期セットを無料で配布しており、出前講座等で積極的にPRを行っている。市内各地域で生ごみサロンを開催しているほか、市内各所のスーパーマーケットにおいて店頭実演を行っている。また、夏休み期間中には小学生を対象とした環境教室を行っている。 食品ロスの削減に関しては、食材を捨てずに使う料理教室と座学を組み合わせた講座を実施し、事業系食品ロス削減のため、食べきり協力店制度を実施している。	1,874	生ごみ堆進規帯 単進規帯 数(世帯)	200	169		市民の力で生ごみの減量に取り組む事業であり、燃せるごみの減量につながることから、市が推進することは妥当である。食品ロスに対する意識啓発の観点からも有効な事業である。	段ボールコンポスト新規参加世帯の増加及び参加者の継続率向上のため、イトーヨーカドー・ 田原店、小田原首店、しまった。夏季には小学生向けに環境教室を実施し、段ボールコンポストを通じて自然の仕組みとごみ減重の必要性を説明した。また、作り方動画を作成し、取り組みやすさを向上させた。 食品ロスに関しては、食品ロス実態調査を実施し、今後の効果した。	に努める。 食品ロス削減に向け普及 啓発等に取り組む。	①継続実施
15	環境政策課	焼却灰等 資源化事 業	市内で排出される廃棄物を安全かつ適正に処理し、併せて循環型社会の構築に向け資源化処理の推進を目指す。 本市最終処分施設の残容量がひっ迫する中、ごみの焼却により発生する焼却灰や、不燃物の処理により発生する不燃残渣、可燃残渣、ガラス残渣等について、リスク分散を考慮しながら最終処分先を確保するとともに、最終処分業者による資源化を推進している。	380,952	焼却灰資源化率 (%)	16.1	16.6		廃棄物の適正処理と資源化は 市の責務である。	外部委託により効率的に実施 している。 焼却灰の資源化率の向上、リ スク分散を考慮し、新たに焼却	焼却灰については、地域 的リスク分散も含めた最終 処分先の確保に努めると ともに、資源化率の向上を 目指す。 有価物については、売却 品目の細分化を図るなど 歳入増を目指す。	②見直し・改善
15	環境政策課	容器等再資源化事業	循環型社会の構築を目的に、トレー類、プラスチック容器、ペットボトルを分別 収集し、引取り品質ガイドラインに沿った破袋や異物除去等の中間処理を行っ た後、(公財)日本容器包装リサイクル協会へ再商品化委託を行う事業。	58,350	容器包装 比協会検査 結果)(%)	95.0	95.74		分別の徹底と容器等の再資源 化は市が取り組むべき事業で ある。		(公財)日本容器包装リサイクル協会では、市町村が引き渡した資源物の品質質をを行っており拒否となる。 明書をあることである。 分別の像の場合があるに合理となる場質であれば合理とがあることが分配される場合があることが分別の徹底を図り、資源物の品質確保に努める。	①継続実施
15	環境政策課	古紙リサイクル事業	紙類を確実かつ安定的に分別収集し資源化することを目的に、自治会、古紙リサイクル事業組合、市の協働により取り組んでいる事業。収集経費から紙・布類の売却益を差し引いた不足分を賄う協力金を古紙リサイクル事業組合に支出している。燃せるごみに混入している紙類の分別の徹底を図るため、「その他紙」分別について周知啓発するとともに、高齢者や障がい者のみの世帯を対象に紙・布類の登録制戸別収集を実施している。平成31年1月に、高齢者の年齢要件を65歳以上に引き下げた。・出前講座9回・ごみに関する授業6回	40,000	古紙リサイ クル推進 発回数 (回)	12	15		廃棄物の適正処理と資源化は 市の責務である。	低減できている。 平成27年度から開始した高齢 者や障がい者のみの世帯を対	引き続き、自治会、古紙リサイクル事業組合、市の協働により紙類の収集・資源化を行う。燃せるごみの減量化を図るため、今後も紙類の分別の徹底について周知・啓発を行う。	①継続実施

	所屋	事務事業名 事務	事業概要と成果	R6	事	業の設定	E指標		評価・排	長り返り しゅうしゅう	今後の方向性	
NO	所属 (旧名)	事務事業名 業務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
15	環境政策課	小田原市・ 足でに いた に に た り の に た り の り れ の り れ の り れ り れ り れ り れ に れ り れ に れ り れ に れ ま れ ま れ ま れ ま れ ま ま ま ま ま ま ま ま ま	【目的】 小田原市と足柄下郡3町(箱根町、真鶴町、湯河原町)が、各市町の地域特性や、将来の計画などを踏まえ、施設の老朽化、新たな施設整備の必要性、ごみの資源化・減量化などの課題を解決するため、今後、相互に協力していくことが望ましい事項について、1市3町を枠組みとした広域的なごみ処理を実施する計画を策定し、その方法等について検討することを目的とする。 【対象】 小田原市・箱根町・真鶴町・湯河原町 【実施手法】 合議制による検討 【内容】 (1)協議会の運営 (2)広域的なごみ処理体制の検討 (3)国交付金を受けるための事務手続き等の調整	25	準義務的的あ数 業業指困難 指し定なた改設 で標整 指し ない。	_	-	1	本市が単独で施設整備や資源循環型社会に向けた取組等を行うよりも、複数の市町共同で取り組むことが、経費削減など、効率的なごみ処理事業の運営に有効である。	小田原市と足柄下郡3町のエリア内でのごみの分別区分や収集方法の統一を目指すとともに、各市町の地域特性に応じた効率的な広域処理システムの実現について検討している。	広域事業であり、次期広に域事業であり、次実現に向け、構成下町の意見集 (小田原市系統) 次期広域処理システムの実現に域の地域ので、 実現に向けた検討を行う。 (足柄下郡系統) 衛生組と。機能の一裏の 衛生の、3町共同を理していく。	①継続実施
158	ゼロカー ボン推進課	地球温暖 化対策推 進事業	温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化対策を推進するため、家庭及び事業者に対し、地球温暖化対策に資する設備導入の支援を行うとともに、普及啓発活動を行う。令和6年度は、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金(重点対策加速化事業)を活用した補助事業において、太陽光発電設備、高効率空調、高効率照明及びソーラーシェアリングの導入に対する補助に加え自己所有の家庭用蓄電池の補助を行うとともに、地球温暖化対策推進事業費補助金を引き続き行った。また、市、事業者、市民協働による「おだわらゼロカーボン推進会議」において、「おだゼロフェア」を始めとしたゼロカーボンに資する事業を展開したほか、イベント開催などの機会を捉え普及啓発を行った。	117,175	補助金交付件数(件)	236	182	77.1%	地球温暖化対策として、温室効果ガス排出量を削減するためには、家庭部門における省エネ性能に優れた住宅等の導入に対し、効率よく補助を行い効果を高めるとともに、国県の施策との連動や事業者等との協働により相乗効果を得る必要があり、行政が関与すべき取組である。	備の拡大や件数を増やすことができ、地域の再生可能エネルギー導入の拡大、省エネル	FIT後における国の政策 動向等を見据え、引き結 き、温室効果対ス排機器と の削減導入するを 地域導入者を を更に促進する。 「おだわらゼロカーボン推 進会議」など公民連携して で、地域に がなどの民連携して 取り組んでいく。	①継続実施
159	ゼロカーボン推進課	再生可能 エネル ギー導入 促進事業	エネルギーを地域で自給する持続可能なまちの実現を目指し、小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例及び小田原市気候変動対策推進計画に基づき、再生可能エネルギーの利用を促進するため各種事業を実施する。令和6年度は、事業用太陽光発電設備に対して奨励金(5件)を交付した。	1,021	奨励金交付対象出力 備総出力 量(kW)	677	131		脱炭素に限らずエネルギーの 地産地消による地域経済対策 の側面もあり、引き続き行政が 関与して取り組む必要がある。	ける重点対策加速化事業補助 金の創設によって再生可能エ ネルギー発電設備に対するイ	による再生可能エネル ギー利用を促進するととも に、エネルギーの地域自 給の促進に向けた事業を 公民連携により取り組んで	②見直し・改善
160	ゼロカーボン推進課	市役所脱 炭素化推 進事業	市有施設の脱炭素化を図るべく、再生可能エネルギー発電設備や省エネ機器を導入する。令和4年5月に環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金のうち重点対策加速化事業に採択されたことに伴い、令和6年度はこの交付金を財源に13施設11事業の再エネ・省エネ改修を行った。	20,444	市有施設の再工ネ改修省工工を後施工数(件)	11	13		り、行政機関としての小田原市はCO2を多く排出する事業者でもある。 2030年カーボンハーフ、2050年カーボンニュートラルに向けた取組を進めるに当たり、自ら率先して範を示す必要がある。	金といった財源確保を始め、建物のライフサイクルコストを踏まえた改修計画及び改修効果	べく、重点対策加速化事業の事業採択期間である令和8年度までに集中的	②見直し・改善

	THE B	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	事業概要と成果	R6	事	業の設定	E指標				今後の方向性	
٨	所 (旧名	事務事業名 事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日標	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
1	ゼロカー ボン推進課	分散型エ ネルギー システム先 行モデル 構築事業	2050年の脱炭素社会の実現に向けて、その基盤となる仕組みを作るため、官民連携により再生可能エネルギーの導入促進に資する先行的なモデル事業を構築する。令和6年度は、EVを活用したエネルギーマネジメント事業や小中学校におけるVPP事業、地域マイクログリッド事業等の公民連携事業に引き続き取り組んだほか、脱炭素先行地域づくり事業において「電力地産地消ブラットフォーム」の構築に向け関係事業者と協定を締結し、推進体制を強化した。また、視察の受け入れや講演等を通じて、本市の取組をPRし、新たな官民連携事業の端緒とした。	164,771	実施中の 官民連携 事業数 (件)	5		100.0%	脱炭素化領域は、新技術の開発や新たなイノベーション公民連発生する領域であり、公民連携により民間事業者による民族素にジネスを本市域内で本国開・拡充させていくことは、本国・一般に表して極めて本国である。そのためにも本市が脱炭素におけるトップランナーであり続	官民連携を主眼にして、民間資本による脱炭素ビジネスの市内展開に務めたことにより、市財政に負担を掛けることなく各種施策を展開することができ	従来の官民連携事業を継続するとともに新規事業開拓に努める。 また脱炭素先行地域づくり 事業については、重点的 に取り組んでいく。	
1	環境保護課	コアジサシの保護事業	環境省のレッドリストにおいて絶滅危惧 I 類に分類され、世界的に生息数が減少している市の鳥コアジサシを保護する活動を行うとともに、その活動を通して、市民の環境保全意識の醸成・向上を図ることを目的に、飛来及び営巣したコアジサシの数を把握した。	25	コアジサシ の飛来数 (羽)	100	50		絶滅のおそれのある野生生物の種の保存は、地方公共団体として市が施策の策定・実施に	経費は、コアジサシの保護事業の開催費に充てているもののみであり、事業そのものの実施に当たっては、環境保護団体との協働により実施している。	当面はコアジサシの営巣 場所付近での観察会実施 により、環境保全意識の醸 成・向上を図る。	①継続実施
1	環境保護課	メダカの保護事業	環境省の汽水・淡水魚類レッドリストにおいて絶滅危惧 II 類に分類され、地域 固有の遺伝子を有する市の魚メダカを保全する活動を行うとともに、その活動 を通して市民の環境保全意識の醸成・向上を図る。 「酒匂川水系のメダカ」の保全啓発のため、メダカを配布して大切に育てていただく制度である、「メダカのお父さんお母さん制度」の実施や、市民、行政・地元自治会、環境保護団体等で構成される市民メダカ会議を開催し、保全・啓発活動の推進、情報共有を図るとともに、環境保護団体と連携して生息域の保全活動などを行うことで、市民の自然環境保全意識の向上を図った。	385	メダカのお 父さん・お 母さん新規 登録者数 (人)	80	6	7.5%	の保存については、地方公共 団体として施策の策定・実施に 努めるべきものである。 メダカのお父さんお母さんの登 録者数が増加していることとを また市民の有志によるメダカの生 護団体が結成され、メダカの生 息地における草刈りやパトロー ルなど、ボランティア活動を活 発の作用が得るなる。	を保護団体等と協働することに よって、メダカの生息環境の保全 がなされている。また、平成28年	との連携により、市民への 啓発活動の更なる充実を 図りつつ、企業や学校、団	
1	環境 4 4 護課	野猿等対策事業	「神奈川県ニホンザル管理計画」に基づき、市や小田原市鳥獣被害防止対策協議会等の関係機関が連携し、追い払いや加害個体の捕獲等を実施することにより、野猿による被害を防ぐ。 猟友会へ野猿監視、追い払いの委託、小田原市鳥獣被害防止対策協議会(農家による追い払いを実施している)への補助金の支出、H群の群れの除去を実施。現認される全ての個体の捕獲が完了した。また、ハクビシンなどの有害鳥獣による生活被害(住居の汚損等)を軽減することにより、良好な生活環境を形成することを目的に、適正な捕獲の許可を行い、捕獲檻の貸出し及び処分等の支援により、有害鳥獣等による被害を防止した。	5,152	野猿捕獲 数(頭)	7	5	71.4%		去については、現認される頭数 の捕獲を実施したため、追い払いの委託内容を大幅に変更す ることで費用対効果を高めてい	れる頭数の捕獲を実施した。	② 見 直 し

	。 所	I + 22 + 40 = 1	事業概要と成果	R6	事	美の設定	指標			振り返り しゅうしゅう	今後の方向性	
1	。 (旧:	事務事業名	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 月標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
1	環境 (名5 (名5) (名) (表)	水質保全 事業	【事業概要】 河川や海域の水質調査監視体制を強化するとともに、排水事業者と協働による取組や生活排水対策を進め、良好な水環境の保全に努める。 【目的】 市民の良好な健康保持と快適な生活環境を維持し、良好な水環境を保全するため。 【実施内容】 公共用水域水質常時監視調査、河川定点水質調査、水浴場水質調査、工場・事業場排水立入検査、合併処理浄化槽補助金に係る事務、法に基づく届出受理事務、県条例に基づく申請・届出の経由事務。	54,308	公共用水常延 域水監視点 (地点)	132			法令、条例等に基づく義務的な 事業事務の業務量の占める割 合が約9割である。 合併処理浄化槽整備費補助金	合併処理浄化槽への転換促進のため、対象者に対し補助金制度と「家庭でできる生活排水対策」の周知を図っている。水質汚染事故の未然防止のため、有害物質を使用する事実	法令、条例等に基づく義務 的な事業務の業務量の 占める割合が約9割である ため、現状維持。 合併処理浄化槽整備費補 助金については、効果的 な制度の周知方法や補助 制度の在り方について検 討を行っていく。	①継続実施
1	環境保護課	地下水·土 壌保全事 業	【事業概要】 豊かで良好な地下水資源を将来に残すため、地下水・土壌に関する調査や指導を実施し、将来に向けて地下水・土壌を保全する。 【目的】 市民の良好な健康保持と快適な生活環境を維持し、良好な地下水、土壌環境を保全するため。 【実施内容】 公共用水域水質常時監視調査、地下水汚染追跡調査、地下水水位調査、地下水塩水化調査、開発事業者等への土壌汚染対策法に基づく指導・監視、市条例に基づく届出受理事務。	2,757	公共用水 域水質視(地 下水)地点) 数(地点)	8	8	100.0%	法令、条例等に基づく義務的な事業事務の業務量の占める割合が約9割である。 地下水汚染追跡調査については、地下水汚染追跡調査については、地下水汚染が確認された事業所の周辺地域に対し、継続的な水質調査を実施することで、市民の安心・安全へつながるために必要な調査である。		法令、条例等に基づく義務的な事業事務の業務量の 占める割合が約9割である ため、現状維持。 地下水汚染追跡調査については、結果の推移を踏 まえ、今後の調査地点数 や頻度等、必要に応じて 検討を行っていく。	①継続実施
1	環境 (257 (25) (25) (25) (25) (25) (25) (25) (25)	大気保全 事業	【事業概要】 市民の良好な健康保持のため、大気環境を的確に把握し、良好な大気環境の保全に努める。 【目的】 市民の良好な健康保持と快適な生活環境を維持し、良好な大気環境を保全するため。 【実施内容】 ダイオキシン類大気環境調査、自動測定器による大気環境調査(NO、NO2、SO2、SPM)、窒素酸化物簡易調査(PTIO法)、酸性雨調査、空間放射線量率調査、法に基づく届出受理事務、県条例に基づく申請・届出の経由事務。	1,138	自動測定 器による大 気調査 (NO,NO2,S O延べ地点 数(地点)	4	4		法令、条例等に基づく義務的な事業事務の業務量の占める割合が約4割である。 大気環境調査においては、交通量の多い主要交差点で、開発が進み交通量が多くなっている川東南部地域周辺の窒素酸化物簡易調査を実施することで、周辺環境への影響の有無について調査を行う。		現状維持であるが、法令、 条例に基づかない大気環 境調査においては、調査 地点の選定や頻度の検討 を行い、業務の効率化や 調査の必要性の検討を行 う。	①継続実施
1	環 境 (58 (ま) ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま ま	騒音振動 対策事業	【事業概要】 自動車騒音常時監視調査、環境騒音調査及び工場・事業所の騒音・振動防止対策指導等を行い、市民の快適な生活環境の維持に努める。 【目的】 市民の良好な健康保持と快適な生活環境を維持し、良好な環境を保全するため。 【実施内容】 自動車騒音常時監視調査、環境騒音調査、新幹線騒音・振動調査、工場・事業所の騒音・振動防止対策指導、法令に基づく届出受理事務、県条例に基づく申請・届出の受理・副申事務。	777	自動車騒音常時点数 (地点)	9	9	100.0%	法令、条例等に基づく義務的な 事業事務の業務量の占める割 合が約9割である。		法令、条例等に基づく義務的な事業事務の業務量の占める割合が約9割であるため、現状維持。環境騒音振動調査においては、現状の周辺環境を考慮し、調査に適する地点の選定を行う。	①継続実施

	所屋		事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標			<b>辰り返り</b>	今後の方向性	
NO	所属 (旧名)	事務事業名 事務 業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
169	環境保護課	公害防止対策事業	【事業概要】 ・公害発生源への立入調査、監視を行い、市民が快適で健康に生活が送れるよう、指導体制の強化を図る。 ・安全で衛生的な飲料水の確保を図るため、各種届出の手続きや、立入検査を実施する。 【目的】 ・市民の良好な健康保持と快適な生活環境を保持し、法令改正、防止対策等に対応し、公害問題に対応するため。 ・飲料水利用者の健康を保護し、公衆衛生の向上に寄与する。 【実施内容】 ・新しいタイプの公害問題、法令改正、分析方法、防止対策等について、環境省主催の研修会・説明会等で習得する。神奈川県県市環境保全事務連絡協議会、西湘地区公害行政研究会等へ参加し、情報交換を行う。 ・水道法関連の法令・条例に基づく確認・受理事務、立入検査業務。	1,111	水道法に 係る立入検 査数(件)	20	10	50.0%	法令、条例等に基づく義務的な事業事務の業務量の占める割合が約9割である。環境関連の協議会や研究会へ場で、公害苦情に関する対応への知見を習得することが、実際の苦情対応に生かすことができる。	公害苦情発生未然防止の観点 から、比較的苦情の多い、解体 工事に伴う騒音・振動・粉じん については、実施事業者への		①継続実施
170	環境保護課	酒匂川水 系保全事 業	酒匂川水系の環境及び水質の保全、そして、酒匂川水系の豊かな環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とし、酒匂川水系保全協議会の事務局として、水質保全及び環境の維持向上に資する諸事業を支援。(協議会は、昭和35年に発足。令和7年3月末現在の会員数は78会員。)	200	事業参加 人数(人)	330	242	73.3%	和35年に設立された歴史ある 団体であり、酒匂川水系を保全	が少なく、設定目標は達成でき	流域事業場への加入を働き掛けるとともに、酒匂川	見直-
171	環境保護課	地域美化 促進事業	きれいなまちをつくるため、市民、事業者、行政との協働により、まちの美化を推進するとともに、身近な地域環境を快適に維持するため、自治会、ボランティア団体等の活動を支援し、美化促進の啓発をすることを目的とする。環境美化推進員を各自治会から1人推薦していただき、ごみステーションでごみの捨て方を指導するなど、地域美化のリーダーとして活動していただいている。また、美化活動が顕著な方(個人、団体)を環境美化活動表彰において表彰するなど、地域美化意識の向上を図っている。自治会清掃、ボランティア清掃時に、ごみ収集袋を無償提供し活動を支援した。	1,606	美化清掃実施回数(回)	600	625		市きれいなまちと良好な生活環境をつくる条例」の実効性を高めるため、ボランティア団体や	年一回開催している環境美化 推進員研修会において、アン ケートを実施したことにより今 後の事業に活かせる意見を収	ボランティア団体や環境美化推進員の高齢化や担い 手不足が進んでいる状況 から、事業を再度見直し、 幅広い世代に美化啓発を 呼びかける。	
172	環境保護課	環境美化 促進重美化 事業	きれいなまち「小田原」をつくるため、小田原駅周辺を指定した環境美化促進重点地区内における美化及び市民の意識の向上を図ることを目的とする。環境美化促進重点地区内の啓発を兼ねた清掃、喫煙場所の設置・管理を行っている。かつてはポイ捨て禁止を呼びかけるポイ捨て防止キャンペーンをしていたが、協働団体である「まちをきれいにする会」の参加者が減少したことから、北イ捨て防止キャンペーンの実施を取りやめ、代わりに小田原駅前のデジタルサイネージを用いた啓発を行い、重点地区内の美化が図られた。令和6年度においては、環境美化促進重点地区の路面サイン表示を一部リニューアルした。	2,235	ごみ収集 量(キログ ラム)	1,000	906	90.6%	喫煙を規制したことによる効果の検証と今後の啓発活動等施策の検討のため、また小田原駅周辺環境美化促進重点地区のポイ捨ての実態を調査し、デッタルサイネージ等で環境美化を啓発するために必要な事業である。	てきた「ポイ捨て防止キャンペーン」に代わる、より効果的なものとしてデジタルサイネージによる啓発を実施した。 環境美化促進重点地区内については、シルバー人材センターにより清掃を実施した。また、	環境美化促進重点地区の 路面サイン表示が老朽化 していたので一部リニュー アルしたが、残りのものに ついてもリニューアルを検 討する。また、喫煙検討を行い、誰もが快適に過ごせる 環境づくりに取り組んでい きたい。	

	-	F.E.	***	事業概要と成果	R6	事	業の設定	定指標		評価・拐	<b>長り返り</b>	今後の方向性	
	(	所属 日名)	事務事業名 事業	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 □ ±=	R6 実績	達成	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
11	'3	環境保護課	海岸美化推進事業	美しい海岸の姿を保ち、自然環境保全と快適な利用環境を創造することを目的とした事業であるが、活動に伴うボランティア清掃ごみ袋の提供や(公財)かながわ海岸美化財団へ活動負担金を支出した。	1,945	(公財)かながも海財団を なが美化る量 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、 のでは、	100	42		海岸漂着ゴミの清掃は市及び 県が行うものであるが、神奈川 県では、県及び海岸を有する 13市町が出資して設立された (公財)かながわ海岸美化財団 が清掃を行っており、当該財団	この事業を、本市単独で実施する場合は、人的にも費用的にも負担が大きくなるため、(公財)かながわ海岸美化財団に負担金を交付(市1/2、県1/	今後も地域ボランティアへのごみ収集袋の無償提供の支援及び(公財)かながわ海岸美化財団への費用負担を通じて、海岸美化の推進に努めていく。	①継続実施
1	'4	環境保護課	害虫駆除事業	不快害虫であるユスリカや、生命に危険を及ぼすスズメバチなどを駆除することで、良好な生活環境を保ち、市民の健康増進、安全を確保することを目的とする。 不快害虫が発生しやすい指定水路を定期的に消毒を行うほか、その他の水路については、発生状況によって随時消毒を実施し、スズメバチについて、市民からの連絡等に基づき現場を確認して駆除を実施した結果、市民生活の安心・安全の確保が図られた。	17,928	スズメバチ の駆除件 数(件)	200	173	86.5%	いことから、良好な生活環境を保持するため、必要な事業である。	直営で行っているが、直営で行うことができない場合は、入札により単価契約を行った専門の業者に委託している。 ユスリカ駆除は、専門の業者への年間委託契約により実施しているが、実施する水路については、発生状況から見直しを行っている。	は件数も減少しつつあり、 民間駆除業者も多いため 直営実施については検討 する。ユスリカについては 水路の変化にともない指 定水路の見直しを引き続 き行う。	②見直し・改善
1	'5	環境保護課	公衆便所管理事業	廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、市町村は必要と認める場所に公衆 便所を設け、衛生的に維持・管理しなければならないと規定されている。 これにより、市で設置した公衆便所を、市民等がいつでも清潔・快適に利用で きるよう維持管理することを目的とし、市内6か所の公衆便所及び2か所の準 公衆便所について、衛生面の保持、施設の維持・整備を実施した。 また、これまで便所を洋式化する計画において、本市が管理する公衆便所(準 公衆便所含む。)8か所における大便器27基中(御幸の浜公衆便所分5基を 除く)、22基を洋式化した(洋式化率(20基/27基)=74%)。 令和6年度においては、老朽化したオムツ交換ベッドやベビーチェアの更新を 行った。	8,494	洋式化率 (%)	74	74				今後も検討する。	②見直し・改善
1	6	環境保護課	公衆浴場補助事業	自家風呂を持たない人や、災害時の入浴支援など、市民等の衛生面を確保し、また、地域コミニュティの場ともなる公衆浴場の利用が促進され、公衆浴場が維持されることを目的とする。 小田原公衆浴場組合へ、公衆浴場利用促進の一環として、公衆浴場利用促進事業費補助金を交付し、ゆず湯等の季節イベントが実施されたことで利用促進が図られたとともに、公衆浴場設備の一部に不具合が生じ営業に支障を来す恐れがあることから、公衆浴場施設整備費補助金を交付し、改修工事が行われ、営業継続と利用の確保が図られた。なお、例年こどもの日に小学生以下の子どもを対象に菖蒲湯の無料入浴を実施しているが、令和6年度は店舗休業のため実施されなかった。	78	無料入浴 の数 (人)	40	0		面の確保を図るため、必要な 事業である。		当面の間は現状を維持する。	①継続実施

	所信	B	VII	事業務	事業概要と成果	R6	事美	業の設定	指標			<b>長り返り</b>	今後の方向性	
NO	, 所属 (旧名	子(1)	務事業名	BJ	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果) 汲取り便所、浄化槽及び仮設便所から生し尿等を収集し、処理を適切に行 い、良好な生活環境をつくることを目的とする。	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	から料金賦課・収納管理を行っ	現状を維持しつつ、料金改定の必要性を引き続き検	方向性
17	環境保護課	尹	尿収集 <sup>‡</sup> 業		生し尿、浄化槽汚泥の収集、運搬を実施した結果、生活環境の保全が図られた。	289,285	-	-	-	-		とも連携をとっている。	討する。 災害時における具体的な 対応の検討を行う必要が ある。	②見直し・改善
17	環境保護課	ン管恵	町クリー センター 理運営 3業		市内の生し尿、浄化槽汚泥等について、適正に希釈し公共下水道へ放流することにより、生活環境の保全を図ることを目的とする。 小田原衛生公社への委託により施設を管理し、生活環境の保全が図られた。 令和5年度で長寿命化計画で予定していた設備改修工事は終了した。	151,659	光熱水費 (千円)	182,041	113,966		市内の全世帯に下水道を整備 することは不可能であり、今後 も安定的な処理の継続が求め らるため、必要な事業である。		基準内に収まるように調整 しつつ、段階的に希釈倍 率を引き下げ、下水道使	①継続実施
177	環境保護課	犬 方 啓	・猫飼い マナー マキ事業		大や猫の飼い主や餌やりをする人に対して、飼育マナーの啓発を行うことにより、糞尿の被害等の減少を図り、糞の不始末等の迷惑行為のない快適な生活環境をつくる。 広報小田原、市HP等への飼い主のモラル向上を図る記事の掲載や、愛犬手帳でのマナーの周知、糞放置禁止等のモラル向上看板の貸与を実施した。また、野良猫の減少に向けて、野良猫を捕獲し、屋内で自ら飼養する人に対して、去勢・不妊手術に係る費用の一部を補助した。 さらに、犬の飼い方マナーを向上させる施策の一環として、上府中公園において仮設のドッグランを開催するとともに、扇町クリーンセンターにおいてもドッグランを試行開催した。	4,000	啓発看板 の配布枚 数(枚)	100	183	54.6%		術事業に参加し、ボランティア活動者とともにTNR活動を行っている。また、野良猫の去勢・不妊手術費補助金を交付し、野良猫の減少に取り組んでい	野良猫対策は、根本的な解決策がないため、TNR事業や、野良猫の去勢・不妊手術費補助金の交付に加えたする調が主のいないないない。 実施譲渡会に協力するないないないないないないないないないないないないないない。 とともに、改善策を検討しながら、野良猫の減少に努める。	②見直し・改善
18	環境保護課	狂防	5大登録・ 大病予 注射事		公衆衛生の向上を図り、狂犬病予防法に基づき集合注射の実施及び飼い犬の登録事務を実施する。なお、令和6年度末現在での犬の登録数は9,625頭である。 近犬病予防集合注射の実施や、犬の登録申請書、犬の死亡届出書、犬の登録事項変更届出書、犬の鑑札・注射済票再交付申請書を受理し、犬の鑑札の交付又は再交付、注射済票の交付又は再交付を実施。	6,289	-	-	_	-		令和6年度においては、集合注射会場での実施頭数が減少傾向にあることから会場数を5会場へ見直した。 令和7年度以降は、狂犬病予防注射の接種率等を踏まえ、さらに集合注射会場の見直しを検討していく。	は、引き続き法令に基づき、事業を実施するとも に、狂犬病予防集合注射 については、会場数の見	②見直し・改善

		*	古坐柳市した田	R6	事	業の設定	宇指標			<b>まり返り</b>	今後の方向性	
NC	所属 (旧名)	事務事業名 事務 業的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6		達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、	効率性(費用対効果)・		方向性
18	環境保護課	斎場管理 運営事業	公衆衛生に寄与することを目的とし、火葬需要に対して安定した火葬を提供する。 小田原市が事業主体となり南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、箱 根町の2市5町でPFI事業として斎場を運営している(令和元年7月供用開始)。 令和6年度は、304日間運営し、4,390件の火葬を行った。 総火葬件数のうち2市5町居住者4,037件(うち小田原市居住者2,500件)、管 外居住者353件。	193,530	利用者満足度(%)	95		104.2%	(火葬場含む)の経営の主体 は、地方公共団体、宗教法人、 公益社団法人とされており、民 間による経営は困難であるた	その他改善を図った点 令和元年7月から現斎場の供 用を開始し、指定管理者が維 持管理を行っている。	PFI事業により令和15年度まで指法管理者が維持管理運営を行う。 事業の要求水準及び事業者提案が達成されているかのモニタリングにより適正な事業運営を監督していく。また、火葬葬受刊はいの充実を指定でいた。またに対応し、共葬受刊体制の充実を指と協議する。	②見直し・改善
18:	環境保護課	保存樹·保 存樹林 校 村 動業	樹容が特に優れている樹木及びその集団の樹容が特に優れている樹林の保全を図ることで、美観風致を維持することを目的とし、健全で美観上優れる樹木・樹林を保存樹・保存樹林に指定し、奨励金を交付する。 保存樹については1本当たり3千円、保存樹林については100㎡当たり800円及び固定資産税・都市計画税相当の奨励金を、所有者に交付した。	681	保存樹・保 存樹林の 指定数 (件)	161	142	88.2%	優れた樹木等の保全に資する ことで美観風致を維持すること ができている。		現状を維持する。	①継続実施
18	環境事業センター	分别排出奨励事業	市民自らが、ごみの分別を徹底することにより、ごみの減量化、資源化を図ることを目的とし、ごみ集積場所を主体的に管理する自治会を対象に、協力金を交付する。	5,551	資源化率 (%)	24.7	23.2		所の管理を行うことで、ごみの 分別等について実効性を持た	だみ集積場所は、6,500か所以上あるため、自治会が主体的に管理することが、最良であると考える。	得ながらごみ集積場所等	①継続実施
18-	環境事業センター	ごみ分別指導事業	一般廃棄物の分別排出を徹底し、資源化を推進することによる減量化を図るため、啓発及び指導を行う。 施設の開設時間に常時排出できる資源ごみ回収拠点を、環境事業センター、梅の里センター、尊徳記念館に設置し、かん類、びん類、紙・布類(環境事業センターのみ)の資源回収を促進している。	25,724	資源化率 (%)	24.7	23.2		また、廃棄物の減量化は、環境負荷の軽減を図るために不可欠であるとともに、減量化を図ることで、収集運搬や処分に係る行政の経費負担の軽減も図れる。	れるごみの分別の啓発や指導を図るととともに、一層の資源 に、減量化を図るためには、事 業系一般廃棄物の指導を徹底 することが効果的であることか	自治会と協力し、適正な排出方法や分別の徹底によるごみの減量化に努める。また、資源ごみ回収拠点の周知を図り、ごみの減量化、資源化を促進する。	①継続実施

	==	- P		<b></b> 義	事業概要と成果	R6	事	業の設定	2指標			長り返り	今後の方向性	
N	(IE	「属 日名)	事務事業名	業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点		方向性
1	# 85	環境事業センター	ごみ収集 運搬事業		法令上の実施義務に基づき、家庭から出される一般廃棄物等を収集し、清掃工場に運搬する。	741,040	-	_	_	-		全収集業務の70%程度を委託	人口は減少していくが、ご み集積場所の数は増加展 特、社会環境が大きく変わ る中ごみ収集についてが、 を を 中ごみ収集についてが る中ごみ収集について で を の力を を の力と を のか のか のか のか のか のか のか のか のか のか の の の の	①継続実施
1	# B6	環境事業センター	リサイクル 施設等管 理運営事 業		市内に発生する一般廃棄物のうち、「燃せないごみ」と「資源ごみ」について、 リサイクルセンター及びペットボトル減容施設において適正に中間処理し、再 資源化できるようにする。また、その施設や付帯設備について、計画的な修繕 等をするほか、適正な施設の運営、維持管理を行う。	194,155	-	-	-				処理停止が起こらないよう に、適切な修繕と適正な運	①継続実施
1	37 -	環境事業センター	焼却施設 管理運営 事業	0	市内に発生する一般廃棄物のうち、「燃せるごみ」について、「廃棄物の処理 及び清掃に関する法律」に基づき、適正にかつ効率的に焼却処理する。また、 その焼却施設や付帯施設について、計画的に修繕等することにより、適正な 施設の運営、維持管理を行う。	623,162	-	-	-			る。	め、事故・故障等ないよ う、適正な維持管理に努め る。	①継続実施
1	# # # # # # # # # # # # # # # # # # #	環境事業センター	埋立処分 場管理運 営事業		廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、堀ヶ窪埋立処分場と中村原 埋立処分場の適正な施設の運営、維持管理を行う。	16,270	-	-	-			防止を行っている。	焼却灰の搬出入について、引き続き適正に管理する。 また、灰の搬入が終了しても、廃棄物の処理に基づき、 協設廃止までの間、適正に維持管理する。	①継続実施

	丽	·屋	+ 7h + 4k h	事業務	事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標		評価・扱	<b>長り返り</b>	今後の方向性	
No	。 (旧	f属 3名)	事務事業名	業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	7 124 - 7 - 14124 1713	方向性
18	# 19 19 19 19 19 19		不法投棄 防止対策 事業	0	良好な生活環境の保全を図るため、廃棄物の不法投棄の防止対策に取り組む。	446	-	-	-	-		不法投棄防止用啓発看板の貸出し等による未然防止策の実施、県との連携による小ロールの実施、警察や県などの関係機関との情報共有を推進する。	今後は必要に応じ、不法 投棄された土地の管理者 等に対し、適正な土地の 管理を行うよう求めていく。	①継続実施
19	· 社 四	政	重層的支 握体制整 備事業		地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法などに基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民やその世帯に対する支援等を一体的に推進する。令和6年度は、「福祉まるごと相談」として多機関協働事業に取り組んだほか、アウトリーチ等を通じた継続的支援を行う「地域福祉相談支援」の支援員を1人増員し5人体制とした。	44,938	多携援援は支で例る。り携援援援は支で例る。りは、数議層会かに件連支支又的議事限ののでは、	5	9	180.0%	ため、福祉行政においては、包	機関協働事業とアウトリーチ等を通じた継続的支援は関係性の深い事業であるため、連携した支援が円滑談上で行えるよう「福祉まるごと相談と「地域福祉は路支援」として、同一法人に	機関の連携した支援が行 えるよう、重層的支援体制 整備事業の枠組みのも	②見直し・改善
19	· 11 正 5		成年後見 制度利用 促進事業	0	権利擁護支援を目的に、成年後見制度の利用の促進に関する法律等に基づき、成年後見制度に関する中核機関として「おだわら成年後見支援センターTOMONI(ともに)」及び小田原市成年後見制度利用促進審議会を運営する。令和6年度は、「おだわら成年後見支援センターTOMONI(ともに)」で相談業成等定施する目か、制度に関する普及啓発(講演会等)、市民後見人の養成務連座を行い、第2期生4人が市民後見人候補者として新たに名簿登録した。また、小田原市成年後見制度利用促進審議会を2回開催して、成年後見人等への送付先一括変更の受付や報酬費用の保佐人及び補助人への直接支払いの実施等の報告を行った。	12,202	-	-	-	-		などの権利擁護事業を実施し	高齢化社会の進展により、 今後成年後見制度の利用 を必要とする方の増加が 見込まれることから、制度 の普及啓発に努める。	①継続実施
19	12 正	福祉政策課	福祉監査 指導事業		社会福祉事業の担い手として、社会福祉法人の適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図るため、法人に対し必要な指導・監査を行う。	81	-	-	-	-			現状どおりの事業を実施し つつも、事業の効率化を 検討していく。	②見直し・改善

	- E	- 日		事業概要と成果	R6	事	業の設定	定指標		評価∙拮	<b>長り返り</b>	今後の方向性	
N	۱۱) ه	所属 日名)	事務事業名 業	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
19	93	福祉政策課	民生委員員事業	地域福祉のキーステーションである民生委員・児童委員の活動に対する積極的な支援を通じて地域福祉基盤の充実を図る。	50,937	民生委委員員支 児児の相談 (件)		5,300		民生委員・児童委員活動が充実することで地域福祉の向上が図られるが、民生委員・児童委員が地域で充分に活動していくためには市との連携協力が必要である。	民生委員・児童委員の活動経費は、行政が一定程度負担する必要がある。また、市民生委員児童委員協議会が広報PRチームを作り、民生委員とはどういう人たちなのか、また、その活動内容について分かりやすく市民に広く周知する活動に協力するなど、円滑な協議会運営に努めた。	引き続き実施する。	①継続実施
199	94	福祉政策課	市社会福祉協議会補助事業	市社会福祉協議会の運営費(人件費)及び地域福祉推進事業費に対する助成事業。	115,948	補助金額 (千円)	115,948	115,948		社会福祉協議会の事業として、地区社会福祉協議会の活動の充実を図り、高齢者等の見守りなど「すべての人が安現に向けた取組を行っている。市内全域に活動を展開する上で、必要不可欠な組織である。	のみならず、地域の方と協力 し、現在の事業を実施すること ができている。	社会福祉協議会が地域に 根ざした地域福祉の中核 組織となり、また、地域共 生社会の実現に向けた地 域福祉に必要な事業の実 がを適切に行うことができ るよう、効果的、効率的な 助成を随時検討していく必 要がある。	②見直し・改善
19	95	福祉政策課	地域共生社会推進事業	高齢者、障がい者、子育て家庭など支援を必要とする方々を市民、事業者、 行政等が一体となって支える仕組みづくりに向けて、市内各地区を対象に各 種事業を実施する。 物価高騰の影響等により、生活に困窮する家庭への食糧支援が安定的に行 われるよう、フードバンク活動団体を支援する。	3,474	生隊び育の区区 活事担成実数) (国際のでは、100円である。 (国際のでは、100円である。)	9	9		政も協働して取り組む必要が ある。	サロン活動等の実施状況を現地で把握するほか、会議等で助言等を行い、活動が適切に行われるよう支援した。	活動に取り組む地区に対する財政的支援を継続するとともに、地域コミュニティ組織及び社協との連携を図りながら、各地区の活動の拡充に向けた助言や働きかけを行っていく。	①継続実施
19	96	政	避難行動要支援事業	高齢者や障がい者等のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれのある場合に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」について、名簿の整備を進めるとともに、個々の状況に合わせた具体的な避難方法等を定めた「個別避難計画」の作成に取り組むことで、災害時の円滑かつ迅速な避難を図る。	1,104	個別避難 計画の作 成件数 (件)	-	-		災害対策基本法に基づき、避難行動要支援者名簿が義務付けられており、個別避難計画の作成については努力義務と規定されているため。		現在はモデル地区での取 組を進めているが、今後は 市内全域の避難行動要支 援者について計画を作成 する方向で進めていく。	①継続実施

	ĒF	i 屋	***	事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標		評価・扱	長り返り	今後の方向性	
N	O (IE	i属 1名)	事務事業名 ***	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
199	)7 Ī	福祉政策課	社会福祉センター管理運営事業	福祉団体・関係者が活動の拠点として活用している社会福祉センターの管理運営事業。	15,769	会議室の 利用者 (人)		17,615		市民の福祉の向上のためには、福祉団体の研修及びボラ	おだわら総合医療福祉会館の 貸館業務を市社会福祉協議会 に委託し、人件費削減を図って	引き続き実施する。	①継続実施
19	98 i	攺	ふらっと城 山管理事 業	平成24年に当時の所有者から高齢者の憩いの場として活用してほしいと土地及び建物の寄付を受けたもの。平成26年度からは、市社会福祉協議会が運営している。	550	延利用者数(人)	680	902		平成26年度から、施設を市社 会福祉協議会に貸し付けてお り、地域福祉を推進する拠点と り、地域福祉を推進する拠点と することで、事業の内容の充実 と市社会福祉協議会の活動の 充実を図っている。		引き続き実施しながら在り 方を検討する。	①継続実施
15	99 <u>i</u>	攺	生活困窮 〇 括事業	生活困窮者の自立の促進を図ることを目的に生活困窮者自立相談支援事業の実施、生活困窮者住居確保給付金の支給その他の生活困窮者に対する自立の支援を行う。令和6年度は、自立相談支援、住居確保給付金の支給のほか、引き続き、就労準備支援、家計改善支援、子どもの学習・生活支援の各任意事業を実施した。	23,366	-	-	-	-		生活困窮者自立支援制度のおける自立相談支援機関を直営で運営することにより、他機関(他課)との連携が迅速かつ円滑に行うことができている。	令和5年度から自立相談 支援については、重層的 支援体制整備事業の一部 として実施している。また、 複雑化する相談に対立や保 をが、社会福祉士や保 健師といった専門職の配 置に努める。	①継続実施
200	00 i	富业政策課	中間的就	生活困窮者自立支援制度、生活保護制度の就労支援のプログラムと連携し、 長期間就労していない方などを対象に、個々の状況に応じて、清掃作業など の就労体験の場を提供し、一般就労に向けた支援を行う。	3,795	年間利用 者実人数 (人)	20	8		直ちに一般就労することが困難な支援対象者が就労体験を積むことができる場を提供する事業として必要なものである。	限の人員配置となっている。	就労体験を行う場が、受託 者が請け負う公園清掃な どに固定化した状況にあ るため、個々の状況に応じ た多様な場を提供できるよ う改善を図る。	②見直し・改善

	所屋	+-74-+-4-2 事 <sup>義</sup>	事業概要と成果	R6	事	業の設定			評価・排	長り返り	今後の方向性	
NO	所属(旧名)	事務事業名 事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
201	福祉政策課	中国在留 邦人等支 援事業	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付費、配偶者支援金の支給等の援護の実施	1,895	-	-	-				法令に基づき支援を実施する。	①継続実施
202	福祉政策課	行旅病人· 死亡人援 護事業	行旅病人及行旅死亡人取扱法に基づく旅行中の病人の救護並びに旅行中死亡した引取者のない者及び身元不明の死亡者の火葬等事務墓地、埋葬等に関する法律に基づく死体の火葬を行う者がない又は判明しないときの火葬等事務	6,586	-	-	1	1			法令に基づき事務を実施する。	①継続実施
203	福祉政策課	被災者支援事業	小田原市災害見舞金等交付要綱に基づく小規模災害に対する見舞金等の支給 災害用慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害見舞金の支 給並びに災害援護資金貸付の実施	5,110	【対象外】 火災災等の が災済る見 対金等のた め	-	-		災害にあった者の精神的被害の回復及び緊急の生活資金等のための災害見舞金の支給は必要である。		引き続き実施する。	①継続実施
204	福祉政策課	遺族援護等事業	先の大戦における戦没者に対し市を挙げて追悼を行うとともに、遺族等に対する援護を行う。小田原市戦没者慰霊祭の実施及び遺族会等に対する助成事業。	1,150	助成団体 数(団体)	2	2		必要がある。	遺族会の活動経費は、行政が一定程度負担する必要があるとともに、専属の担当職員の配置が円滑な運営のために必要である。また、遺族会とを有情報、所有情報、力体制の充実が事業の大きな目的の一つである。	引き続き実施する。	①継続実施

	莳	i屋 + z	77. 古. # 5. 事義	事業概要と成果	. R6	事	業の設定			評価・排	長り返り	今後の方向性	
	(IE	i属 i名)事系	務事業名 業務 業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
:	05 j	趾 齢れ		国民年金法施行時(昭和36年4月1日)における国籍条項により国民年金制度 への加入が認められず、その後の法改正によっても、なお公的年金を受給す ることができない外国籍市民等の高齢者、障がい者に対する福祉給付金の給 付事業。 【給付額】 外国籍高齢者 月額20,000円 外国籍障がい者 月額38,000円	131	給付対象 者数(人)	6	1		公的年金の受給要件を制度上満たすことができない外国籍高齢者等の福祉の向上のため、支給は必要である。		引き続き実施する。	①継続実施
::	:06 I	対応対応	価高騰援 で支金 会業	物価高騰による負担増を踏まえ、物価高騰対応支援給付金を給付し、経済的負担軽減を図った。 対象世帯(者)及び給付金額 ①住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり10万円を、18歳以下の子 どもを扶養する住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯に対し、 子ども1人当たり5万円(申請期間R6.8.31まで) ②令和6年度に新たに住民税非課税化・均等割のみ課税化世帯に対し、1世 帯当たり10万円を、また18歳以下の子どもを扶養する上記世帯に対し、子ども 1人当たり5万円(申請期間R6.7.12~R6.10.31) ③定額減税しきれないことが見込まれる納税義務者に対し、定額減税しきれない額(当初給付)(申請期間R6.7.12~R6.10.31) ④住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円、18歳以下の子どもを扶養する上記世帯に対し、子ども1人当たり2万円(申請期間R7.2.25~R76.8.31)	2,263,727	-	-	-	-				②見直し・改善
:	107	* ふれ ・ フェ	きがい れあい ェスティ ル開催	明るい長寿社会の実現をテーマに、市民と関係諸団体の協力のもとに、世代を越えて市民が触れ合うイベントを開催し、高齢者の生きがいづくりと社会参加の促進を図る。	278	来場者数	800	800	100.0%	生活するため、普段の活動の 成果を発表するなどの場の提	て再開している。今年度は前年 度同様約20団体の参加して実 施をしている。高齢者の生きが いづくりや社会参加の促進に	他施設でも類似するイベントが行われている中、約20団体の参加があり、集客もそれなりにある。感染症へのリスクもあり、最盛期よりりは参加者が少なくなってきているが、高齢者の生きがいづくり、健康づくりに寄与しているため、その規模や運営方法は見直しつ、、今後も継続していく。	②見直し・改善
:	:08 1 208	业 ふれ 政 セン	きがい れあい ンター管 運営事	高齢者の生きがいづくり及び健康づくりに関する活動の推進を図ることを目的 として設置された「生きがいふれあいセンターいそしぎ」の管理運営を行う。	94,246	利用者数 (人)	58,660	58,473		一定以上の規模を持った施設 が必要であり、市が施設を提供 しなければ活動の推進は難し い。	の利用の人数を控える動きも 続いており、コロナ禍前に比べ	引き続き実施する。	①継続実施

			車業概画とは用	R6	事	業の設定	2指標		評価・振り	]仮り	今後の方向性	
N	所属(旧名	事務事業名業	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)			達成 割合		効率性(費用対効果)・		方向性
20	福祉政策課	前羽福祉館管理運営事業	市民の福祉増進を図ることを目的として設置された「前羽福祉館」の管理運営を行う。	1,822	利用者数(人)				各種福祉団体の連絡、活動の  建	ンレール及びカーテンの修繕	引き続き実施しながら在り	①継続実施
21	福祉政策課	下中老人 憩の運営 事業	老人福祉の増進を図ることを目的として設置された「下中老人憩の家」の管理運営を行う。	2,522	利用者数	9,000	5,217			用者の利便性を考慮し、駐  場を新たに4台分確保した。	引き続き実施しながら在り方を検討する。	①継続実施
21	1 福祉政策課	鴨宮ケア センター管 理運営事 業	居宅において援護を要する高齢者に対し、通所による各種サービスを提供することにより高齢者の居宅生活を支援する。	1,847	延利用者数(人)	8,000	6,369	79.6%	要介護者、要支援者その他居宅において援護を要する高齢者に対し、通所による各種サービスを提供の支援を図る施設として設置されたが、介護保険制度が同種のサービスを提供するようになっており、市が実施するべき必要性は薄れている。		引き続き実施しながら在り 方を検討する。	①継続実施
21	生活援護課	生活保護事業	生活保護法に基づく保護を実施する。	6,258,508	-	-	-	-	能対だ89長促人者介用量確ので	働年齢層(16歳~64歳)で就労可と判断された生活保護利用者にし、就労支援員による自立に向者は事場人中31人の就労が決まった。期入院中の利用者に対し、退院進員が働き掛けを行い、対象者14中2人が退院となり、長期入院患の社会的自立を促進した。)。護事務支援員による介護扶助利者の計画票点検を実施し、計画・サービス料が適正であることに除者介護対害サービスへの移行を進ている。	現状どおり事業を実施していく。	①継続実施

	-	正屋		事業概要と成果	R6	事	業の設定	定指標		評価・振り返り	今後の方向性	
١	(I	所属 旧名)	事務事業名 事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6	R6 実績	達成	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 効率性(費用対効果)・ 目的に対する事業自体の有効性) その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
2	13	高齢介護課	アクティブ シニア応 援ポイント 事業	高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進するため、市内在住の60歳以上の高齢者が、市指定の介護保険施設等においてボランティア活動を行った場合、その活動実績をポイントとして評価し、ポイント数に応じた商品を交付する。	1,570	参加延べ 人数(人)			83.5%	高齢者の生きがいづくりや社会 ボランティアのコーディネー 支援を実施している社会福 カティブ・エイジングの視点から、豊かな経験や知識を持った。 豊かな経験や知識を持ったことができない、とは、地域社会に活力を与えるだけでなく、介護予防 や認知症予防にもつながるものであり、市として推進していくべき事業である。	かけとして、活動しやすい 環境づくりを進め、登録者 ト 数を増やしていけるよう周 、 知等に努める。	②見直し・改善
2	14	高齢介護課	シルバー 人材セン ター運営 補助事業	高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かして就業等の機会を得ることは積極的な社会参加を促すとともに、高齢者の生きがいづくりにつながることから、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第5条の趣旨に則り、高齢者の意欲及び能力に応じた雇用の機会その他多様な就業の機会の確保等に努めているシルバー人材センターに対し運営費を補助する。	14,839	指標設定 が適さない 事業である ため、対象 外	-	-		高年齢者等の雇用の安定等に 関する法律第5条の趣旨に則 り、高齢者の雇用及び就業の 機会を確保する団体に対し支 援することは、市が行うべき事 業である。		①継続実施
2	15	高齢介護課	老人クラブ活動補助事業	高齢者の社会参加や生きがいづくりを推進するため、老人福祉法第13条の趣旨に則り、健康増進の活動や友愛活動を行っている老人クラブの活動に対し、神奈川県高齢者在宅福祉費補助金交付要綱に基づき補助金を交付する。	4,644	老人クラブ 数(団体)	99	89		老人福祉法第13条の趣旨に則 職員人工を最小限で実施しり、老人福祉の増進のための事業を支援することは、市が行うべき事業である。	て 生きがいづくりや健康づく りなど各種活動を行ってい る老人クラブの活動は、閉 じこもり防止や介護予防の 観点から重要であり、引 き続き老人クラブに対する 補助を行っていく。	①継続実施
2	16	高齢介護課	福寿カード交付事業	60歳以上の市民を対象に市と協定を締結している旅館に協定料金で宿泊できるほか、市内各公共施設を無料で利用できるカードを交付し、高齢者の外出を促進する。	0	優待施設数(箇所)	13	13		高齢者の心身の健康増進と介 護予防のために外出を促進す ることは市が行うべき事業であ る。 や高齢者のためのガイドブ、 等への掲載により周知を行 た。	知 施していく。また、対象者 の年齢要件等、本事業の	②見直し・改善

	所属		事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標		評価∙拮	<b>振り返り</b>	今後の方向性	
N	所属 (旧名)	事務事業名業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日標	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
2	高齢介護課	高齢者は り・きゅう・ マッサージ 等施術事業 助成事業	高齢者の心身の健康増進を図るため、市内在住の75歳以上の方が、はり きゅう等の施術を受ける場合に、施術費の一部を助成する。 助成内容は、1回につき1,000円分×3枚の助成券の綴りを、1人当たり年1回 交付する。 助成券の交付申請は、高齢介護課窓口のほか、支所等の窓口でも受け付け ている。	2,709	利用延べ 人数(人)		2,674		高齢者がいきいきと健康的に	職員人工を最小限で実施する	令和元年度から対象年齢を1歳ずつ引き上げ、令和5年度に75歳以上となった。事業の周知などに努めていく。	①継続実施
2	高齢介護課	敬老行事· 長寿祝事 業	高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って自立した生活を続けられるよう、老人福祉法第5条の趣旨及び国民の祝日に関する法律第2条の趣旨に則り、多年にわたり社会に尽くしてこられた高齢者を敬愛し、長寿を祝う。 【敬老行事】地区敬老行事実施団体を通じて、敬老行事の開催を行う。 【最寿祝】満100歳の長寿を祝うため、市長が訪問し祝状・祝金を贈呈する。	40,611	地区敬老 行事対象 者数(人)	28,600	28,600	100.0%	老人福祉法第5条及び国民の祝日に関する法律第2条の趣旨に則り、市民の長寿を祝うことは、市が行うべき事業である。	令和3・4年度に実施した敬老 行事あり方検討会において、検 討し、令和4年度から88歳は、 祝品を市が一斉郵送、100歳 は、市が実施している長寿祝に 事業統合し、市長又は職員か ら祝金を手渡す形に変更、併 せて他の祝品の内容や贈呈方 法の変更した。	営スタッフの高齢化といっ た運営上の課題に加え、	②見直し・改善
2	高齢介護課	地域包括 支援セン 支一運営 事業	高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、高齢者の心身の健康の維持、保健、医療の向上、生活の安定のために必要な援助、支援を包括的に行なう中核機関として地域包括支援センターを設置・運営する。センターの主な業務(介護保険法に基づく「包括的支援事業」)は次のとおり。 【総合相談支援業務】高齢者の抱える生活全般の悩み・相談に対して、適切なサービスの紹介や、解決のための支援を行う。 【権利擁護業務】高齢者虐待の防止・早期発見や、消費者被害の防止のため、関係機関と連携して支援を行う。 【包括的・継続的ケアマネジメント業務】適切なサービスが提供されるように、地域における関係機関等との連携・協働の体制づくりやケアマネジャーに対する支援等を行う。 【介護予防マネジメント業務】介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント。要介護状態を予防するため、心身の状態に応じた適切なサービスを受けることができるよう必要な支援を行う。	257,174	相談件数 (件)	13,500	31,115	230.5%	市は、介護保険法に基づき地域支援事業のうち包括的支援事業を支援事業のうち包括的支援事業を実施することとされている。地域包括するための施設として設置されるものだが、その職員として条例で定める専門職の配置が必要であり、事業の効果的な実施のため、委託により行っている。市内12の日常生活圏域ごとにセンターを設置することで、高齢相談の方との実族にとって身近な総力である。	類作成等の簡素化を行い、持 続可能な運営体制の構築を 図った。	介護業界のには地域包括支援を関する。 が域包括支援に関連などのは、 大学を表する。 大学を、一、 大学を、	①継続実施
22	高齢介護課	地域ケア会議開催事業	地域の保健・医療・介護サービス等の社会的基盤が有機的に連携することができるような環境整備を行うとともに、高齢者及びその家族が、住み慣れた地域で生活し続けられるよう支援するために、地域包括支援センターが主体となって、個別ケア会議と圏域ケア会議を開催する。個別ケア会議では支援が必要な高齢者等の個別課題の解決と個別事例からの地域課題を明らかにする。圏域ケア会議では地域や医療・介護に関わる関係者等のネットワークの構築や個別ケア会議がら明らかになった地域課題の共有を通じて、課題解決に向け協議し、地域の実情に応じた支援体制づくりを進める。また、各圏域ケア会議での課題を集約し、市は全体会議となる、おだわら地域包括ケア推進会議を開催する。令和6年度は、前年度の会議での検討結果を踏まえ、有償ボランティアのマッチングサービスを行う民間企業との連携協定に至った報告のほか、「小田原版ファーストキャッチの仕組みを考える〜支援を必要とする高齢者の早期発見・早期対応のために〜」をテーマに、議論が行われた。また、介護予防・重度化防止の視点から、市が主体となって多職種でケアブランを検討する「自立支援ケア会議」を平成30年度から開催し、地域ケア会議に位置付けている。	4,247	検討ケース (件)	97	56	57.7%	映ができることから、協議の場	令和5年度の地域ケア会議でのテーマであった「担い手不足」に係る検討結果から、有償ボランティアのマッチングサービスを行う民間企業との連携協定を締結。担い手不足の解消を図った。	個別ケア会議、圏域ケア会議については、提出書類の簡素化等を図り、会議開催の負担を軽減していくことで開催の促進を図る。自立支援ケア会議については、成果の見える化などの検討も含め、1事例ごとの会議の質の向上を図る。	②見直し・改善

	所屋	事務事業名 事務	事業概要と成果	. R6	事	業の設定	2指標		評価・排	<b>辰り返り</b>	今後の方向性	
NC	所属 (旧名)	事務事業名 業務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
22	高齢介護課	在宅医療· 介護連携 事業	2025年に団塊の世代が後期高齢者になり、介護需要が大幅に増加することが見込まれることから、それを見据え体制整備が必要となってくるため、地域における医療・介護の関係機関が連携及び人材の養成と確保に向けた支援をすることで、包括的な在宅医療・介護の提供ができるように在宅医療の仕組みづくりを行う。また、高齢化の進展により在宅医療の重要性が高まる中、自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けられるようにするため、行政が中心となり、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的な在宅医療・介護体制を整えるための準備を進める。具体的には医療・介護に係る多職種による共同研修を開催し、講義により知識を深めるとともに、参加者によるグループワークを通して意見交換・協議を行った。また、医療・介護の専門職と行政が一同に会する検討会では、医療・介護連携が求められる4つの場面の中から「日常の療養支援」について検討を行った。	18,786	研修会参加数(人)	500		61.4%	地域包括ケアシステムの構築は、市全域のものであり、今後の医療・介護事業にとっても要となって行っていく必要がある。 医療、福祉、介護事業者等の多くの参加者があり、連携体制の構築に向けたきっかけ作りとなっている。	コロナ禍で導入した会場とZoomのハイブリッドでの開催して、参加者の拡充等につながったため、引き続き同様の形態で実施。テーマをタイムリーかつ参加者からの希望が多い内容とすることで、有効的な情報共有や、医療介護連携体制について給討することができ	引き続き多職種協働研修 を通して各専門職の役割 を通して各専門職の役割 もになる事門職を図る連絡 が取れるよう、ではかす。 だことを実践には、いの検証 だこと検討会リールの検証 や、地域共通の課題感の ある状況に 実施する。	
22	高齢介護課	生活支援 体制整備 事業	高齢者の日常生活を支援する、多様な主体によるサービス(介護保険サービスに限定されない社会資源)を把握・発掘・開発し、支援体制を整備することを目的としている。合議機関としての「協議体」の設置と、実働者としての「コーディネーター」の配置により事業を行うこととされており、市全体の第1層、日常生活圏域・地域ごとの第2層にそれぞれ設置・配置して実施している。平成27年度から、市事業担当者を第1層コーディネーター、地域包括支援センターの社会福祉士を第2層コーディネーターとして位置付けてきたが、平成30年度から第2層コーディネーターを小田原市社会福祉協議会に変更したことにより、より地域に入り込むことができ、協議体としての地域に関する多くの話し合いが行われた。また、多様な主体によるサービスに従事する担い手の育成のために、基準緩和型サービス従事者研修を実施している。	13,801	協議体会議開催回数(回)	250	551	220.4%	の人手不足解消や、ボランティアなどの多様な担い手を確保育成し、介護の人手不足解消や、ボランティアなどの多様な担い手が参入することにより、介護給付費の減少が見込まれることから実施している。	ターを市社協に委託し実施した。地域に入り込んで活動した成果として、資源開発につながり、活動が開始された。令和6年度より重層的支援体制に位置付けたことから対象となる協議体を拡充したことで実績が大		①継続実施
22	高齡介護課	認知症サポーター養成事業	一般市民、介護関係従事者や市内の民間企業に勤務する者に対して認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に関する正しい知識を普及するとともに、認知症サポーター養成講座を終了した者や認知症に関する基礎的な知識を有する者に対するフォロー研修を年2回開催する。	153	受講者数	1,000	425		国の認知施策推進大綱に位置付けられている。市内15か所以上の公共施設等を中心に事業を開催することで、地域住民が身近な場所で知識が得られるよう考慮している。	ティアで構成されており、今後 も無償ボランティアで行う予定	高齢者の生活に身近な企業へ積極的に働き掛けるほか、聴覚障がい者、外国人向けのツール作りを検討する。また、学校関係に働き掛け、若い世代の対象者に認知症に関する正しい知識の普及を図る。	①継続実施
22	高齡介護課	認知症地域支援推進事業	認知症地域支援員により、地域における認知症の実態把握や認知症ケアパスを作成し、認知症の人を支えるネットワークを形成する。	162	認知症地 域支援推 進員数 (人)	2	2		おける理解醸成が必要である。 認知症地域支援推進員は、医療・介護等の連携役として市町村に設置する者であり、市の取り組むべき事業である。	小限の経費で実施している。 認知症ケアパスを作成し、医療 機関や介護事業所へ配布する とともに、地域の身近な支援者 である民生委員や地域のサロ ン等で配布し、認知症への正し	引き続き、認知症ケアパス の普及啓発を行うととも に、認知症カフェを運営す る者へ運営費を補助し、認 知症カフェの立ち上げや継 続的な運営支援を行うな ど、認知症の方形を安心して 生活できるような共生社会 づくりに向けて取り組む。	継

	56	- F	**	事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標		評価・拼	<b>長り返り</b>	今後の方向性	
N	° (IE	f属 3名)	事務事業名 事業	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日堙	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
2	25 1	高齢介護課	認知症初 期集中支 援事業	認知症になっても住み慣れた地域で生活が継続できるように、認知症の人やその家族に対して、地域包括支援センターの医療職及び福祉職並びに専門医が訪問等を行い、早期診断・早期対応できるよう支援体制を構築する。	95	ケアマネジ メント件数 (件)	5	3		国の認知症施策推進大綱に位置付けがあり、市町村が具体 間付けがあり、市町村が具体 的な計画を定め進めていくこと されているため、市の取り組 むべき事業である。	本市では、認知症初期集中支援のチーム員を地域包括支援センターに置いている。認知症初期集中支援センターに置いている。認知症初期集中支援のチーム損害をはいませずることで、認知症ができいる。といる、認知知症をするしたが可能となっている。といる。		①継続実施
2	26 1 1	高齢介護課	高齡者 成制 支 援事業	認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない者に対し、自己決定権の尊重や本人の保護を図るため、本人に代わって後見人等が契約行為や財産管理ができるよう、市長が家庭裁判所に成年後見の申立てを行う。申立てを行った者のうち、低所得者に対しては、審判請求に掛かる費用及び後見人等に対する報酬の全部または一部を助成する。	5,842	成年後見 人等報酬 助成件数 (件)	30	25	83.3%		審判の申立てに掛かる費用及び後見人等への報酬の助成については、現状を的在いる。 に、事業費を計上している。 市長申立ての要は、第一次を会議を3課(福祉政策)、高齢介護課、で行わる。 会議を3課(福祉政策)、で行わらば、名前を接見とからおりません。 でいる。令和5援センターをしている。 でいる。では、のセンタき、適 でいるというにもにしている。 にも出席いただくことがでより。 にも出席いただくことができた。	て案件以外でも申立費用 や報酬の助成が行えるように整備した。また、市民 後見人の活躍を推進す る。 中核機関や他課と協議し つつ制度の利用促進を図	②見直し・改善
2	27 言	高齢介護課	家族介護教室開催事業	在宅で介護されてる家族を対象に、基礎的な介護に関する知識や技術を学ぶための教室を開催する。また同じ立場にある家族同士日頃介護に関して抱えている悩みや思いを打ち明け合うことができる会を開催する。	80	参加延べ 人数(人)	432	350		すためにも、市が介護する家族 を支援することは必要である。 参加した家族からは一定の評価を得られている。	認知症の基礎知識や対応例、高齢者の自立度に大きな影響を与える口腔ケアと限等で明まるの間で等を行い、正しい知識の習得を図った。また、介護者の精神的負担を軽減する講座を実施した。Web会議システムを活用し、来所することがるようにした。	今後ますます家族介護者の増加も見込まれるなか家族介護者の身体的及び 家族介護者の身体的負担の軽減のために、事業を継続していく必要がある。	①継続実施
22	28 1	高齢介護課	家族介護 用品支給 事業	小田原市内に住所を有し、かつ介護保険法の規定による要介護認定において、要介護、5、4又は3と認定されている住民税非課税の者を介護している家族の経済的負担を軽減するため、介護用品として紙おむつ等を給付する。要介護3と認定されている者は、認定調査の結果おむつが必要と認められる者が対象。 在宅でねたきりや重度認知症の高齢者を介護している家族に対し、介護保険の給付対象外となっている介護用品を支給することによって、家族の経済的な負担の軽減を図る。	1,034	支給延べ 人数(人)	466	142	20.5%	実情に応じて、市町村の判断で任意に実施できる事業であり、在宅の要介護者を介護している家族に対し必要な介護用品を支給し、保育の負担を軽減することは、在宅介護の支援という観点からも市の関与の必要性は高い。	を拡大(地域包括支援センター やケアマネジャーへの協力依 頼等)を行った。その結果、役 務費を削減することができた。	本事業は、在宅で要介護 者を介護する家族の経済 的負担を軽減するもので あり、今後は支給方法等 の見直しを図り、家族に対 する支援方法を検討して いく。	②見直し・改善

	8	-F		事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標		評価・持	振り返り	今後の方向性	
N	o (II	「属 日名)	事務事業名 事務業	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6	R6 実績	達成	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
222	29	齢 介 護	認知症等 高齢者 SOSネット ワーク事 業	徘徊のおそれのある認知症高齢者等の情報を事前に登録しておき、行方が分からなくなった場合、警察の捜索と並行して関係機関に協力を依頼し、行方不明者を少しでも早く発見・保護し、家族の元に帰れるよう支援する。	0	新規登録 者数(人)	100	<b>天</b> 模			行方不明時に全国の市町村に 捜索依頼をする仕組みを作る ことで、早期の発見・保護につ		② 見 直.
23	30		食の自立 支援事業	在宅の高齢者に対し、食事を定期的に宅配することにより栄養状態の改善及び安否確認を行うことを目的とし、事業委託により配食サービスを提供している。(介護予防・日常生活支援サービス事業、任意事業)	7,667	配食実人数(人) ※介は護常サー氏支事業の合	40	55			担してもらっている。(1食あた		1
233	31	<b>川</b> ■#	高齢者教 急要請 カード配付 事業	救急活動の円滑化を図るため、在宅で生活している概ね75歳以上の高齢者に対しあらかじめ持病やかかりつけ医などの緊急時に必要な情報を記載するための「救急要請カード」を配布する。また、地区民生委員の戸別訪問等により救急要請カードを配付することで、担当地区の高齢者の状況把握を行うことができ、見守り体制の強化を図る。	157	新規対象 者配付率 (%)	96.0	96.7		高齢者が安心して日常生活を送れるよう、高齢者の見守り体制を強化することは、市の取り組むべき事業である。	委員による戸別訪問時に行っ	救急要請カードの様式の変更や、配付方法について、小田原市民生委員・児 重委員協議会と調整していく。	①継続実施
23	32	介	独居老人等緊急通報システム事業	高齢者が、在宅で日常生活を安心して送ることができるようにするため、要介護認定において要介護3以上の認定を受けた方で、65歳以上のひとり暮らしの高齢者、又は高齢者のみの世帯の方からの要望に応じ、緊急通報システムを設置し、緊急事態が発生し救助を要請したいときに簡単な操作で警備保障会社に通報するシステムのサービスを提供する。	221	設置台数(台)	15	9			事業費はシステムに係る経費 のみであり、職員人工も最小限 で実施している。		①継続実施

	āF	屋		東義	事業概要と成果	R6	事	業の設定	E指標		評価・持	 振り返り	今後の方向性	
N		i属 1名)	事務事業名	事務業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日堙	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
23	i3 力	介	福祉タク シー利用 助成事業		在宅の介護を要する高齢者等の通院及び日常生活の利便に供するため、要介護認定において要介護3以上の認定を受けた在宅の高齢者に対し、通院等にタクシーを利用した場合に初乗り運賃相当分を助成する。	2,180	利用台数 (台)		3,193			職員人工を最小限で実施して	利用券の交付など、実施 方法に問題はない。事業 の周知などに努めていく。	①継続実施
23	ば 34 力 言	<b>ガ</b> 準	高齢者虐待がルワーク事業		市役所職員、市内介護サービス事業所向けにハイブリット形式で個人情報保護法に関する研修を実施した。当該研修の開催を優先したため、ネットワーク会議については未実施となった。	30	-	-	-	-		高齢者虐待への対応等については、高齢者虐待防止法に基づま国及び地方公共団体が必要な支援や措置を講びるよう努めなければならないことされており、民間等への委託はなじまない。	研修会に関しては、より介 護職員の現場の状況に即 した内容を検討し、即効性 のある研 大する。 表言齢者虐待防止ネットワー ク会議に関しては、対 予防対策を徹底し、対 開催ができるよう調整す る。	①継続実施
23	部 5 15 言	介	老人ホー ム入所等 措置事業	0	①老人福祉法第11条第1項第1号の規定に基づき、65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者について、養護老人ホームに入所を委託する措置を採る。 ②老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づき、65歳以上の者であって、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者が、虐待等のやむを得ない事由により、介護保険法に規定する介護を人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときに、その者について特別養護老人ホームに入所を委託する措置を採る。 ③老人福祉法第10条の4の規定に基づき、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害がある者が、虐待等の「やむを得ない事由」により介護保険法に規定する在宅サービスを利用することが著しく困難であると認めるときに、その者について要介護認定と同一の手続きを実施し、職権をもって介護サービスの提供に結びつける。	11,313	-	-	-	1		本事業概要に該当する高齢者 に対し、措置により高齢者施設 に入所させることにより当該高 齢者の身体・生命の保護及び 安定した生活の保持を図った。		①継続実施
233	超 66 力 言	龄 介	高齢者福 祉介護計 画推進事 業		おだわら高齢者福祉介護計画に定めるべき事項を検討するため、有識者や 市民により構成する計画策定検討委員会を設置・運営する。	414	-	-	-	1		事業予算は必要最低限の報償 費である。	第9期おだわら高齢者福祉介護計画の進捗管理を行う。 令和9年度から令和11年 度を計画期間とする第10 期おだわら高齢者福祉介護計画の検討・策定作業 を行う。	①継続実施

	訴	冨		事業務	事業概要と成果	R6	事美	業の設定	≧指標			長り返り	今後の方向性	
N	所(旧	名)	事務事業名	業的	/+************************************	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
22	高 歯 17 介 該 誤	<b>ቁ</b>	介護保険 整 備費 業		介護保険施設の計画的な整備を推進するため、事業者の財政負担の軽減を図ること及び日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、地域包括ケアシステムの推進を図ることを目的に、3年ごとに市町村が策定することとされている介護保険事業計画の中の施設整備計画に基づき整備される介護保険施設等の事業主体に対し、施設整備費、開設準備経費等の一部を補助する。 第9期計画の初年度である令和6年度は「認知症高齢者グループホーム36床」「小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護1箇所」の整備事業者の公募選定を実施した。	41	指標設定 が適さない 事業の 対象 外	_	-		国県補助金を主たる財源としており、他自治体が実施する中でおり、他自治体が実施する中で本市が実施しない場合、本市域における介護保険施ある。 整備が滞る可能性がある。 施設整備を着いまし、対する補助 は必要と考える。		第9期おだわら高齢者福祉介護計画に基づく施設整備に係る補助金支出を行う。	①継続実施
23	福 介語語	令を	介護保険 事業運営 事業	0		477,601	-	_	1	-			必要となる職員数及び専門職を適正に配置するとともに、法改正等に伴う事務処理システムの改修により効率的かつ適正に事務を執行する。	①継続実施
2:	富士 金田	令上	要介護認定事業		要介護等認定申請がされた場合、訪問調査(市訪問調査員又は委託)を行うとともに、主治医意見書を取り寄せる。その後、介護認定審査会を開催し、要介護等の判定を実施する。要介護認定の有効期間は、新規申請及び区分変更申請の場合は、原則、申請日から6か月間、更新申請の場合は、原則、認定期間満了日の翌日から1年間である。	183,873	-	-	-	-			介護保険制度に従い、当 該事業は継続して実施し ていく。	②見直し・改善
24	高鮨 介語 語	令 <b>~</b> 隻	介護保 <b>除</b> 給付事業		介護保険サービスを高齢者に適切に提供するために、被保険者又は介護保険事業者に対し、介護報酬の算定基準に基づき、サービス費用の9割、8割又は7割、高額介護サービス等費及び高額医療合算介護サービス等費(サービス利用等に伴う自己負担が上限額を超えた分)、特定施設入所者介護等サービス費(介護保険施設等の良費・居住費等について負担限度額を超えた分)の給付を行う。また、事業者からの保険請求に対する審査・支払いについて国民健康保険団体連合会に手数料の支出を行う。	17,052,728	-	-	-	-		住宅改修費及び福祉用具購入費について受領委任払いを行い、被保険者の負担を軽減している。	介護保険制度に従い、当 該事業は継続して実施し ていく。	①継続実施

	丽	屋 + 3	***	事業概要と成果	. R6	事	業の設定	2指標		評価・排	長り返り こうしゅうしゅう	今後の方向性	
	(旧	·属 名)	務事業名 事義 業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
2	推 41 が 記	ア ビス	獲サー <b>ス事業</b> 指定等	居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所、地域密着型サービス事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業サービス事業所の指定を行う。	0	-	-	_	-				①継続実施
2	# 42 が 記	1 業者	指定事 者指導 〇 香事業	介護(介護予防)サービスを提供する事業所や施設に対し、計画的に実地指導及び集団指導を行うほか、介護サービス事業者の不正等が疑われる場合は監査を実施し、事実確認の上必要な是正勧告等を行うもの。市が事業所指定を行う地域密着型サービス事業所及び介護予防支援事業所に対する指導は、市が単独で行い、場事業所指定・登録を行う事業所や施設に対する指導は、県(小田原保健福祉事務所)と合同又は、県単独で行っている。令和6年度については、全49サービスの指導を実施した。	0	-	-	-	-		職員人工を最小限で実施している。	介護保険制度に従い、当 該事業は継続して実施し ていく。	①継続実施
2	# 43 が 記	" ビス	護サー ス事業 支援事	介護サービスの質の確保・向上を図るため、市内の全ての介護サービス事業者を対象とした連絡会議を開催し、高齢者施策等に係る情報提供等を行うことにより、介護保険制度の円滑な運営のための環境形成を図る。令和6年度は、11月に小田原三の丸ホールにおいて会議を開催した。	30	事業者連 絡会議数 (人)	210	227	108.1%	業者に対する情報提供、制度 内容等の周知徹底は、介護保 険制度の円滑な運営と被保険 者が適切な介護サービスを享 受するために、保険者の責務と	り制度内容等各種情報提供を 行ったが、新型コロナウイルス	介護保険制度を適切かつ 円滑に運営するため、当 該事業は継続して実施し ていく。	①継続実施
2	世 44 <b>グ</b> 記	リメン	アマネジ 小技術 上支援 業	介護給付適正化の取組の一環として、居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員及び地域包括支援センター職員のケアマネジメント技術の向上を図るため、ケアプランを提出してもらい、委託業者が点検をする。また、ケアプランとサービス計画書の連動性を図るため、介護支援専門員及び地域包括支援センターの職員、介護サービス事業所を対象に研修を行った。	3,180	ケアプラン 点検数 (件)	108	108	100.0%	介護サービス利用の要となる 介護支援専門員の資質向上 は、本市の介護保険全体の質 の向上につながるものであり、 介護保険の保険者である市が 取り組むべき事業である。	ている専門業者へ委託すること により、効率的・効果的にケア プラン点検が行えた。 一方で、市内のケアマネジャー のほぼ全員がすでに一度は点 検を受けていることから、今後	要3事業」に位置付けられることから、引き続き実施する必要がある。点検対	②見直し・改善

	所屋	事務事業名 事業	事業概要と成果	R6	事	業の設定	2指標		評価・排	長り返り	今後の方向性	
N	所属 (旧名)	事務事業名業	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 月標	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
24	高齢介護課	介護相談員派遣事業	介護サービスを提供する施設等に市に登録のある介護相談員(1人当たり月約5回)を派遣し、利用者からの相談等に対応することにより、利用者の不平や不満の解消を図りながら、苦情に至る事態を未然に防止するとともに、事業者のサービスの改善に結びつけることにより介護サービスの改善に結びつけることに見し、高齢者虐待の担当者や地危機り、施設における高齢者虐待を早期に発見し、高齢者虐待の担当者や地危機包括支援センター等と連携し迅速に対応することを目的とする。また、介護相談員の連携を深め、情報を共有するための連絡会議を年4回、介護相談員と派遣事業所との意見交換会を年1回開催する。	1,313	事業所訪問回数 (回)	1,168			高齢者が安心して施設等で日常生活が送れるようにするため、介護相談員を施設等へ派遣する事業を保険者(市)として実施する必要がある。	新型コロナウイルス感染症拡 大の影響により、感染拡大防 止のため、派遣を休止していた	新型コロナウイルス感染症の動向を見ながら、派遣施設を増やしていく。	①継続実施
244	高齢介護課	社会福祉 法人人 1 社 大 日 教 日 華 報 華 報 著 中 軽 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が、その社会的な役割に鑑み、低所得者で生計が困難である者の介護費負担分、食費・居住費(滞在費)及び宿泊費を軽減した場合に、軽減分の一部を社会福祉法人等に助成する。	387	-	-	-	-		施法人数を増やしている。	国が定める実施要項に規 定される事業のため、継続 して実施していく。	①継続実施
24	高齢介護課	居宅介護業務等事	介護保険サービスの住宅改修を行う場合、「住宅改修理由書」が必要となる。 居宅介護(介護予防)サービスを利用していない要介護者及び要支援者から の依頼を受け、この理由書を作成する場合、作成に掛かる経費については介 護保険から給付されないため、理由書を作成した介護支援専門員を雇用する 居宅介護(介護予防)支援事業者に対して、その業務に対する費用の一部を 助成する。	60	対象となる 住理由を 作成件 (件)	80	30		居宅介護サービスの利用のない要介護者等であっても、住宅改事介護者等であっても、住宅改修を円滑に行うことができるよう市としてり、他自治体同様、本市においても実施をすることが適当である。		国が定める実施要項に規定される事業のため、継続して実施していく。	①継続実施
24	高齢介護課	介護給付適正化事業	サービス利用者が介護報酬請求の内容を確認することにより、事業者に対し、適切な請求に向けた抑制効果を上げるため、介護給付費通知を発送している。	0	指標設定 が適さない 事業である ため、対象 外	-	-		め、サービス利用者が介護報 酬請求の内容を確認すること により、事業者に対し、適切な 請求に向けた抑制効果を上げ	職員人工を最小限で実施している。給付費通知の発行を行うシステムの改修をし、別途作業を行っていた資格喪失者の通知発行を取り消す処理を通知発行する処理と同時に行えるようにし、事務軽減を図った(令和2年2月発送分より実施)。		③完了・休止・廃止

	所属			R6	事	業の設定			評価・振り返り	今後の方向性	
1	。 (旧名	事務事業名 事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 宝結	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 効率性(費用対効果)・ 目的に対する事業自体の有効性) その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
2	高齢介護課	訪問型 サービス 事業	要支援認定を受けた被保険者及び基本チェックリスト判定による事業対象者に対し、介護予防・日常生活支援総合事業の一つである訪問型サービスを提供するもの。 旧来の介護予防訪問介護に相当するサービスのほか、基準緩和訪問型サービス、住民主体訪問型サービス、短期集中訪問型サービスを提供する。	79,488	-	-	_	-	扶助費の増加抑制の観点から、国基準訪問型サービスから基準緩和訪問型サービス及び住民主体訪問型サービスへの移行を促進するために、市民への制度周知とサービス従事者の増加を図った。	引き続き、市民に対して積極的に周知していく。また、適切な事業実施方法や利用促進等について、事業所及び地域包括支援センターと必要に応じて打合せ及び方策の検討を行う。	①継続実施
2	高齢介護課	通所型 サービス 〇 事業	要支援認定を受けた被保険者及び基本チェックリスト判定による事業対象者に対し、介護予防・日常生活支援総合事業の一つである通所型サービスを提供するもの。 旧来の介護予防通所介護に相当するサービスのほか、基準緩和通所型サービス、住民主体通所型サービス、短期集中通所型サービスを提供する。	261,571	-	-	-	-	市民に対して積極的に周知していく。また、事業所及び地域包括支援センターと必要に応じて打合せを行い、介護予防ケアマネジメントの主体である地域包括支援センターと連携して、高齢者の自立を支援するサービスとして利用されるように取り組んでいく。	引き続き、市民に対して積極的に周知していく。また、事業所及び地域包括支援センターと必要に応予で打合せを行い、介護予防ケアマネジメントの主体である地携して、高齢である地携して、高齢であると連携して、高齢でスサービスとして利用されるように取り組んでいく。	①継続実施
2	高齢介護課	介護予防 ケアマネジ メント事業	要支援の認定を受けた者やチェックリストに該当した事業対象者が、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用する際に、地域包括支援センターにおいて、アセスメントを実施しケアプランを作成した場合に、掛かる費用について支払う。	44,716	-	-	-	-	ケアプランの質の向上を図ることを目的とし、まずは、居宅サービス計画書を念頭に置いた「ケアプランの基本的な考え方と書き方マニュアル」を作成し、その周知に努めた。	介護予防プラン作成マニュアルやケアプランを書き方文と書き方文と書き方文と書き方文とを受けている方とをつかれるよう介護支援で行われるよう介護支援をであるが、介護予防ケアマネジメントの適切な実施に努めていく。	①継続実施
2	高齢介護課	介護保険 事業特別 会計への 繰り出し	介護保険法に基づき一般会計から介護保険事業特別会計へ繰り出す。	2.845,928	-	-	-	-		介護保険制度に従い、当 該事業は継続して実施し ていく。	①継続実施

	所属			R6	事	業の設定	定指標		評価・振り返り	今後の方向性	
1	。 (旧名	事務事業名 事務業名	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6	R6 宝结	達成	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 効率性(費用対効果)・ 目的に対する事業自体の有効性) その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
2	高齢介護課	一般介護 予防事業 評価事業	令和9年度から令和11年度までを計画期間とする「第10期おだわら高齢者福祉介護計画」の策定に向けて、高齢者福祉及び介護保険事業の施策形成のための基礎資料とするための市内高齢者の状況やニーズ等については、令和7年度に実施予定。	0	-	_ <b>日</b> 伝	<del>大</del> 根	-	令和元年度の調査時におい は、プロポーザル方式により 施したが、参加事業者数が	り し 式 こ	①継続実施
2	障がい福祉課	障がい者 相談支援 事業	日常生活から障害福祉サービスの利用まで障がい者の生活全般に関する相談窓口を設置し、障がい者が地域で孤立することなく生活ができるよう支援を行う。また、地域における相談支援を効果的に実施するため、関係機関との連携体制の構築や、民間相談支援事業所への専門的な指導・助言等を行う。  〇おだわら障がい者総合相談支援センター(委託先)  1 社会福祉法人宝安寺社会事業部  2 社会福祉法人永耕会  3 社会福祉法人永耕会  4 社会福祉法人よるべ会  〇基幹相談支援センター(委託先) 社会福祉法人風祭の森  4 社会福祉法人風祭の森  〇障害者生活相談支援員の配置 障がい者及びその家族からの相談に応じる非常勤嘱託員を障がい福祉課窓口に配置する。	70,510	-	-	-	-	既に本事業は民間社会福祉 人等への委託により実施して いる。	支援センターを中心に、重層的支援体制、地域生活支援拠点の整備などを踏まえ、地域の相談支援体制を強化していく。	①継続実施
2	障がい福祉課	障がい福 祉関係諸 計画推進 事業	○訓練等給付や障害児通所支援の利用者数等の増加傾向に対し、適正な利用基準案の検討を進める方針としており、1市3町からなる障害者自立支援協議会との協議を重ねて着実に進めている。 ○施設から地域へといった地域生活移行の推進に向け、施設長会との協議や自立支援協議会などでの周知を進めており、希望する利用者が早期に利用できるよう受入れ環境の整備を進めている。	70	-	-	-	-		訓練等給付や障害児通所 支援について適正な利用 基準の見直しを検討を進 めていく。 障がいの程度の重い方が 安心して過ごせる入所先 や通所先の確保に取り組 む。	①継続実施
2	障がい福祉課	障がい者 理解促進・○ 啓発事業	ノーマライゼーション理念の普及啓発を図るため次の事業を実施している。 〇精神保健福祉普及啓発地域交流会 精神障がい者への理解を深めるため、ハルネ小田原で「おだわらハートフェスタ」を開催し、市民ロビーで展示を行った。 〇ノーマライゼーション理念普及啓発 障がい者団体等から、広く一般市民を対象としたノーマライゼーション理念普及に資する事業を募集し、そのうち事業を市で選定したうえ、応募団体へ事業委託し、ノーマライゼーション理念普及啓発を実施した。令和2年度までは講演会を中心に行ってきたが、コロナ禍での中断を経て、令和4年度に実行委員会を創設。令和6年度は普及啓発イベントとして当事者の作品展示や物品販売、パネル展示などをハルネ小田原で行った。	234	-	-	-	-	地域の課題等を関係機関が 識して、事業を実施するもの あり、その支援を行っていく。 は、ノーマライゼーションの音 及に寄与している。	とを実施できる事業スキー	①継続実施

	所属		_ 事義	事業概要と成果	R6	事第	業の設定	2指標		評価・扱	長り返り	今後の方向性	
N	所属 (旧名	事務事業:	名 事義 業務 的	/+************************************	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
25	障がい福祉課	障がい者 成年後見 制度利用 支援事業	0	認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない者に対し、自己決定権の尊重や本人の保護を図るため、本人に代わって契約行為や財産管理ができるよう、家庭裁判所が後見人を選任する。後見人が必要な者のうち、申し立てを行える親族等がいない場合に市長が家庭裁判所に成年役見の申立てを行うとができる。また、成年後見制度の申立てを行った者のうち、低所得者に対しては、審判請求に掛かる費用及び後見人等に対する報酬の全部又は一部を助成する。併せて、老人福祉法第32条の2の規定に基づき、成年後見制度の利用を必要とする高齢者や障がい者の権利を擁護し、地域での生活を身近な市民が支える「市民後見人」の体制を整備していく。	4,439	-	-	_	-		審判の申立てに係る費用及び後見人等への報酬の助成については、現状を的確に把握し、事業費を計上している。	の申立てに係る費用や後	①継続実施
25	障がい福祉課	特別障害 者手当等 給付事業	0		63,518	-	-	-	-		依頼した医師によるチェックを するなど、二重の判定の上、支 給決定をしている。	国の制度であるため、法令に基づき着実に実施する。	①継続実施
25	り 福祉課	市心身障 害児 事業 事業		小田原市に引き続き1年以上住所を有する障がい児の保護者の申請に基づき、手当を支給する。  ○対象児童 国制度の障害児福祉手当を受給していない次に該当する児童 (1) 身体障害者手帳1級~4級の交付を受けている児童 (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定された児童 (3) 精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている児童 〇手当の額 月額 2,000円(生活困窮者については1,000円を加算)	4,246	年間延べ 受給者数 (人)	2,113	2,111		心身に障がいを有する児童の 生活の向上を経済的側面から 支援することが目的であるので 必要な事業である。	支給要件としているので、疑義		①継続実施
26	障がい福祉課	障害福祉 サービス 費等給付 事業	0	障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス費を給付する。 障害福祉サービスの利用を希望する障がい者は、市から受給者証の交付を 受け、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設と契約を結び、サービスを 利用し、市はサービスの提供に要した費用の額から利用者負担額を控除した 額を障害福祉サービス費として給付する。	4,504,039	-	-	-	-		障害福祉サービスの受給者証の交付に当たっては、サービス等利用計画に沿った支給決定等利用者により、その利用者により適正なサービス提供ができるよう必要に応じて利用者や家族、事業者と相談しながら決定している。	年々増加傾向にある。 希望するサービスを利用 できない課題も生じている ことから、適正な給付とな るよう適宜利用基準を見	②見直し・改善

	Ēĥ	i属 =	事務事業名 事務	事業概要と成果	R6	事	業の設定			評価∙掛	長り返り しゅうしゅう	今後の方向性	
	(IE	「属 日名)	事務事業名 業務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
:	61 t	, E	章害支援 3分認定 ○ 等事業	障害福祉サービスの利用する際に必要となる障害支援区分の審査及び判定を行う。  ○障害支援区分認定調査 障害支援区分の認定を行うため心身の状況に関する80項目のアセスメントを行う。  ○障害支援区分認定審査会 80項目のアセスメントから判定された障害支援区分の一次判定について、主治医意見書等を踏まえて、障がい保健福祉をよく知る委員で構成される審査会で、二次判定を行う。	13,777	-	-	-	-			国の制度であるため、法令に基づき着実に実施する。	①継続実施
	62 t	いっぱっぽっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱっぱい	章害者自 互支援医 原費給付 享業	自立支援医療制度は、心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度  〇更生医療 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な自立支援医療費の支給を行う。 〇育成医療 児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児(障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある児童を含む。)で、その身体障がいを除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる者に対して提供される、生活の能力を得るために必要な自立支援医療費の支給を行う。	212,735	-	-	-	-		対象者に制度や手続きについ て周知を図っている。	国の制度である本事業と 地方自治体の制度である 重度障害者医療費助成事 業との整合について国等 に要望していく。	①継続実施
:	63 1 163 1	V (	重度障が 予度 関助成事 と	重度の障がい者に対して、保険医療費の自己負担分を助成する。ただし、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けていることにより助成対象となる場合は、通院医療費のみが助成対象となる。 〇対象者 本市に居住する社会保険各法による被保険者、組合員若しくは被扶養者のうち、次のいずれかに該当する方 (1) 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方 (2) 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が35以下と判定された方 (3) 身体障害者手帳3級の交付を受け、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定された方 (4) 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方	594,931	受給者証 所持者数 (人)	3,484	3,432	98.5%		平成27年度末から、社会保険等に関する審査・支払の委託先を変更した。このことにより、高額療養費の事務処理等の軽減を図るとともに、医療機関手数料を廃止した。	対象の要件等の検討を続けながら当面は現状を維持し実施していく。また、国の制度である障害者自立支援医療費給付事業と地方自治体の割合について国等に要望していく。	①継続実施
4	64 1 164 1	,  -   ク	ミュニ アーション を援事業	聴覚障がい者、音声言語機能に障がいのある方を対象に意思疎通の支援を行う。 〇手話通訳者の配置 障がい福祉課の窓口に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者からの相談、行政手続の支援を行う。 〇手話通訳・要約筆記者の派遣 社会生活上必要な手続等のため意思疎通が必要な場合に、聴覚障がい者等からの申請により手話通訳者又は要約筆記者を派遣する。 〇手話奉仕員(通訳者)・要約筆記者の養成派遣手話通訳者及び要約筆記者を担う人材を発掘、育成するため、養成講座を開催する。令和6年度は、手話奉仕員養成講座を全42回、手話通訳者養成レベルアップ講座を全20回開催した。	3,857	-	-	-	-		平成28年度から、手話通訳士の資格を有した職員を配置し、窓口における聴覚障がい者への対応力の向上、効果的な養成講座の開催及び派遣のコーディネートの適正化が図られた。令和3年度からは、雇用形態を任期のない常勤職員として新規採用した。	市が義務として行う手話奉 仕員養成を実施するほか、通訳者増員のため、 県の通訳者養成講習会の 県の通訳者養成講習会の 受講を可能にするための 講座も継続して実施する がある。併せて要約 筆記者の育成にも努め る。	①継続実施

	正国		事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標		評価・振り返り	今後の方向性	
NC	所属 (旧名)	事務事業名	*** (**********************************	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 宝结	達成	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 効率性(費用対効果)・ 目的に対する事業自体の有効性) その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
26	障がい福祉課	障がい者 生活支援 事業	障がい者の日常生活を支援するため次の事業を行う。  ○重度障がい者住宅設備改良費助成事業  ○移動支援サービス事業  ○日中一時支援サービス事業  ○重度障がい者訪問入浴サービス事業  ○日常生活用具給付事業  ○軽度・中等度難聴児補聴器支給事業	131,116	-	<u>-</u>	_	-	各サービスの利用に当たって は、申請時に聞き取り等を行い 適正な給付に努めている。	県内他市の動向に注視するなど、既存制度に改善 の必要があれば対応していく。	①継続実施
26	障がい福祉課	障がい者 自立支援 事業	在宅で生活する重度障がい者等の自立を支援するほか、施設に入所等をしていた障がい者がグループホームに居を移したときの家賃の一部を助成する。ここ数年、事業所数の急増とともに利用者数も増加しており、家賃補助額も増加傾向にある。	26,882	-	-	-	_	各サービスの利用に当たっては、申請時に聞き取り等を行い適正な給付に努めている。 グループホーム利用者への家賃助成について、令和元年度から助成期間を3年間に延長するとともに、地域移行者以外の利用者についても助成制度を創設した。		
26	障がい福祉課	情報パリアフリー事業	障がい者の日常生活及び社会生活を支援するためには、適切な情報提供が必要であることから、視覚障がい者の障がい特性に配慮した方法により情報提供を行う。	142	点訳冊子 等の発行 部数(部)	120	120	100.0%	行政情報の提供であるため市 が実施すべき事業であり、視覚 に応じた行政情報の提供体制 障がい者へ行政情報を提供す ることができた。 「内に、視覚障がい者の求め に応じた行政情報の提供体制 は整っていない中で、必要な情 報提供を行っている。	障がい福祉課所管の特定 の情報のみを点訳・音訳しているが、視覚障がい者 が望む情報伝達手段は 様々である。 視覚障砂して、点字より汎 用性が高い音声データに よる情報伝達を強化してい く。	続続
26	障がい福祉課	歯科二次 診療 診療 選 業	障がいの程度や設備の面で一般の歯科診療所では対応が困難な障がい者に対し、安全でより高度な歯科診療と口腔保健指導を行う。(指定管理制度適用施設) (所在地)小田原市南鴨宮2丁目27番19号 (診療日) 歯科診療: 火曜日と木曜日の午前9時から正午保健指導: 月曜日から木曜日の午前9時から午後5時(ただし、歯科診療日の火曜日と木曜日は、午後1時から午後5時)(診療受付)完全予約制 令和5年度に令和6年度から5年間の指定管理者として、一般社団法人小田原歯科医師会を指定した。	52,709	年間延べ 受診者数 (人)	1,200	1,240		障がいの特性などから、一般の歯科診療所で治療できない重度障がい者のための歯科診療所で、一般社団法人小田原歯科医師会を指定管理者として委託している。 運営費は、2市8町で負担している。	建物や付帯設備、診療機 器の経年劣化が進んでい るため、今後も計画的に施 設修繕等を行っていく必要 がある。	

	所属		事業概要と成果	R6		業の設定	≧指標		評価∙振	り返り	今後の方向性	
1	。 (旧名	事務事業名 事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)		R6 日標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
2	障がい 福祉課	障がい者 福祉監支 援事業	障がい者の日中活動の場である地域活動支援センターの運営や支援困難者を受け入れる体制を整える団体に対して、運営費補助金を交付する。	116,807	地域活動 支援セセ間 7 ター利用 数(人)		12,182		障がい者の日中活動、社会参	補助金の支出に当たっては、 審査を厳格に行っている。	時代の変化とともに、障がい者を取り巻く状況は変化してきており、それらのニーズに合わせた補助内容を検討していく必要がある。 支援員の処遇改善について県への要望など検討していく。	①継続実施
2	障がい 福祉課	障がい者 福祉施整備 設備整事 業	○グループホーム等設置費補助金 障がい者のグループホームを新たに開設する法人に対し、建設費及び冷蔵 庫、洗濯機等の購入に要する初度調弁費を助成する。 補助上限は、建設費が500万円、初度調弁費が50万円。 令和6年度は申請がなかった。	0	グループ ホーム設置 補助件数 (件)	3	0	0.0%		事前に事業者と情報交換しな がら実施している。	軽度・中度の知的障がい者を対象としたグループホームは比較的整備が進んでいるが、事度の知的障がい者や事度を対象を表したがいる。 まず を 対象を したがい あいので、 積極的に補助 事業について 周知を図っていく。	①継続実施
2	障がい 福祉課	障がい者 就労支援 事業	就労を希望する障がい者を支援する目的で次の事業を実施する。 ○障害者就業・生活支援センター運営費の助成(県西2市8町共同事業) 障がい者からの相談に応じ、必要な指導及び助言を行うとともに、公共職業 安定所、社会福祉施設、特別支援学校その他の関係機関との連絡調整を行う障害者就業・生活支援センターを運営する法人に補助金を交付する。 ○農福連携 障がい者の社会参加の推進と農業従事者の働き手の確保を目的とした事 業。障害者支援センターぽけっと(社会福祉法人よるべ会)に業務を委託し、 農福連携に係る調査や先進事例の視察、障がい福祉事業所と農家への普及 啓発活動を行い、双方のマッチングを支援する。	10,750	障害者就 業・生活ター 登録 (人)	510	535	104.9%	雇用の促進、職業の安定を図るために必要な施策を、障がいる者の福祉に関する施策と連携を図り、推進するように努めなければならない。 農福連携による障がい者の社会参加により、自信や生きがいた変響に、地域共生社会を実現に寄与する。	がい者の就労に対しては、就 職後のサポートも必要である。 豊福連携は、将来的な自走を 見据え、障がい福祉事業所と 農業従事者の橋渡し役を配置	就業・生活支援センターとの連携を継続して障がいるの就労を支援していく。 農福連携の取組を周知するための啓発活動及び新たなマッチングの成立とちてフターフォローを行うとともに、農福連携推進懇談会を運営などを行う。	①継続実施
2	障がい 福祉課	障がい者 スポーツ・ 文化活動 支援事業	障がい者の社会参加を支援するため、スポーツ・レクリエーションに関する事業を行うほか、障がい者の社会参加を推進する事業を行う団体を対象に事業費を助成する。  ○スポーツ・レクリエーション事業  障がい者理解の普及啓発イベントとしてパラスポーツおだわらを小田原アリーナ にて開催した。イベントのメイン企画としてパリパラリンピックの金メダリストをお招きし、交流会の開催を行った。  ○社会参加促進に関する活動を行う団体に対する助成  障がい者のスポーツ大会等を行う団体に対して、運営費を助成する。  ○知的障がい者サークル活動  在宅知的障がい者の日常生活活動に必要な基礎知識の習得や余暇支援を行う。	1,243	スポーツ・ レクリエー ション事業 参加者数 (人)	100	70		行)の見直しの結果、創設した 性 経緯がある。 障がい者団体との協調事業で あり、スポーツ・レクリエーションを通じた障がい者の社会参 加の推進に寄与している。	NPO法人小田原市障害者福祉協議会が主催するレクリエーション大会に合わせて実施していたが、令和3年に同協議会が解散したため、令和4年で障がい者スポーツクラブと連携して障がい者スポーツ・クリエーションをです、ですがいですがい。特性を限さいたが、障がいがもないたけでによりではいたが、ではいたが、ではいたが、ではいたが、ではいたが、ではないとして開催した。	参加できるスポーツ・レクリ エーション事業として開催 し、お互いが理解しあえる	①継続実施

	所属	+ 75 + # 2	事業概要と成果	R6	事美	業の設定	E指標		評価・扱	長り返り しゅうしゅう	今後の方向性	
N	(旧名)	事務事業名 事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日標	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
2	障がい福祉課	障がい者 交通費助 成事業	障がい者の日中活動の支援や社会参加の機会の増加等を目的に交通に係る費用を助成する。  ○障がい者施設等通所者交通費助成事業就労移行支援事業所、就労継続支援A・B型事業所、生活介護事業所、地域活動支援センター等に通所する障がい者の通所に係る交通費を助成する。 ○障がい者自動車改造費助成事業 一定の障がいがある方に、自分で運転するために必要な改造に係る費用を助成する。 ○障がい者福祉タクシー利用助成事業 特定疾病医療受給者証、身体障害者手帳1・2級を所持しているなど条件を満たした障がい者等に対し、初乗り運賃等分を助成するタクシー券を交付する。	54,405	通通実数 (人)	600	656	109.3%	障がい者の社会参加に資することができている。	通所交通費助成事業について、近隣事業所の充実に伴い、令和7年4月に要綱改正し、7月に施は県内最終駅を対象としていたが、上限額20,000円に設定し、静岡県方面の利用も額を3か月定期相当額に変更集協とした。1か月定期相当額を3か月定期相当額に変更業所の利用者約2.6%に上限額が50に大限額が50に、令和7年度後期が50戻される。年間効果額は約70万円を見込む。	それぞれの事業について、対象者や助成金額等について検証しながら実施していく。	②見直し・改善
2	障がい福祉課	障がい児 通所支援 事業	児童福祉法に基づき障害児通所支援給付費等を給付する。 児童発達支援、放課後等デイサービスなどのサービスの利用を希望する障がい児の保護者は、市から受給者証の交付を受け、サービス事業所と契約を結びサービスを利用し、市はサービスの提供に要した費用の額から利用者負担額を控除した額を障害児通所給付費として支給する。	1,042,580	-	-	-	-		利用児童数は年々増加しており、複数事業所の併用も増えているため、利用者が希望するサービスを十分に利用できない課題がある。 適正な利用機会の確保に向けて、利用基準案を検討している。	問支援を活用するため、	②見直し・改善
2	保険課	国民年金 事業	・国民年金第1号被保険者に係る資格得喪、裁定請求等の受付・送付及び相談業務。(法定受託事務) ・国民年金広報の充実 市民の年金受給権の確保、年金受給額の最大化に向け、積極的な広報活動(広報紙やモニター広告等)を展開する。	12,137	-	-	-	-		年金機構発行の機関紙等での 情報収集や法改正の動向を注 視し、早め早めにタイムリーな 記事の把握に努めた。		①継続実施
2	保険課	保険料収納率向上対策事業	国民健康保険の制度運営の根幹をなす保険料収入を確保するため、次の各事業を中心に展開していくことで、収納率の向上を目指す。・徴収嘱託員事業滞納整理事務の一環として、保険料滞納者宅を訪問し、保険料の徴収及び納付指導や現地調査を行うため、また、庁内で職員の滞納整理事務の一部を担ってもらうため、徴収嘱託員を設置する。・電話納付勧奨事業滞納整理事務の一環として、国民健康保険料の滞納累積を抑止するため、外部委託による滞納初期段階における電話納付勧奨業務を行う。・滞納情報管理事業滞納替理事業滞納者との折衝や被保険者からの問い合わせへの迅速な対応、滞納整理に関する書類や統計等の作成の効率化を図るため、世帯構成、保険料額、収納状況、交渉経過等を滞納整理管理システムで一括管理する。	13,852	現年度国民健康保持収納率(%)	95	94.67		おいて財政基盤の安定化と負担の公平化を担保するものであり、市が積極的に取り組む必要がある。電話、SMS及び自宅への訪問による催告により滞納者に直接働き掛けることで、円滑かつ迅速な滞納整理が可能となる。	前年度よりも更に積極的に滞納者に 対する自主的な納付の勧奨を行い、 また、適切な時機を逸することなく差 押え等の滞納処分を剥付するため に滞納者の生活状況や納付資力を 客観的に把握できる財産調査についても積極的に行った。 8月より、携帯電話のショートメッセージサービスを利用したSMS催 告送付動奨や自宅への訪問催告に反応がない滞納者の早期納付及級 納付相談につなげた。8~3月の8 か月間の実績は送信対象者数約 500件に対し、滞納削減額270万円 超の効果があった。	現状の事業内容を維持しつつ、より効果的に運用できるよう取り組み、滞納解消につなげていく。	①継続実施

	NO F	听属	事務事業名 事務	事業概要と成果	R6	事	業の設定			評価・振り返り	今後の方向性	
	(1	所属 旧名)	事務事業名 業務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 効率性(費用対効果)・ 目的に対する事業自体の有効性) その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
2	77	保険課	国民健康 保険事会計 の繰り 出し	繰出金には、法定繰り出しと法定外繰り出しがあり、このうち法定外繰り出しについては、保険料の収納不足、基金積立や保健事業の充実等、国保財政の安定化に資するため措置しているが、令和6年度決算において597,705,572円繰り出したので、徐々に減少させていく。	1,860,000	-	-	-	-	法定外繰出金を繰り出すに当たり、決算見込総括表と繰出金の内訳を確認し、内容が妥当であるかチェックした。		①継続実施
2	78	保険課	国保施特へ出民健診事業計り	片浦地域における唯一の医療機関として地域医療を担い、かかりつけ医として大きな役割を果たしている片浦診療所の財源不足を補うため必要な繰り出しを行う。	9,000	一般会計 からの繰出 額 (千円)	11,000	9,000		議入の大幅な増加が見込めな い中、安定的な運営のために 必要である。		①継続実施
2	79	保険課	後期高齢 者医療事会 計への繰 り出し	後期高齢者医療制度運営のため、医療費に係る負担分や運営事務費等について、一般会計から繰出金を支出する。 ・事務費繰入金(保険料徴収等に係る人件費・物件費) ・保険基盤安定繰入金(低所得者等の保験料軽減) ・広域連合事務費繰入金(広域連合でかかる経費) ・医療費負担金(国・県・市で負担する医療費の定率負担) 令和6年度は、前年度に比べ被保険者数が増加しているため、医療費や保険料軽減に係る費用が前年度に比べ増加している。	2,653,446	-	-	-	-	医療費の抑制策として、高齢介護課、健康づくり課と連携して、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を行った。		①継続実施
2	80		片浦診療 所あり方 検討事業	片浦診療所は昭和31年5月に開設し、今日まで地域の診療所として運営している。木造建築物である当施設は、老朽化が著しく、平成31年3月策定の「小田原市公共施設再編基本計画」において、「当面は機能・施設ともに現状のまま継続するが、今後の運営の効率化や計画的な修繕等について検討する」とされている。これに沿って令和4年度から小田原市国民健康保険運営協議会において今後の片浦診療所の在り方について検討を始め、令和6年度は市長から同協議会へ諮問がされ、施設や管理運営等の協議が計3回行われた。	0	指標設定 が適さない 事業である ため、対 外	-	-	_	平成31年3月策定の「小田原市 公共施設再編基本計画」において、「当面は機能・施設ともに現状の当ま継続する」ともに現状の当まといる。 後の運営の効率化や計画的な修繕等について検討する」とされている施設であり、市として今後の方向性を決定する必要がある。	国民健康保険運営協議会 にて、今後の在り方につい て検討する。	①継続実施

	所屋	+ 70 + AL D	事義	事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標		評価・排	長り返り こうしゅうしゅう	今後の方向性	
N	所属 (旧名)	事務事業名	·* 89	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
28	健康づくり課	健康相談事業	康に相る O		32	1	_	-	1		新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、地域活動を再開した地区が増加したことで、健康相談の機会が増えた。また、公民連携事業者と協働した事業実施をすることで、野菜	な活用や、健康相談の実施場所を集容がある施設に変更していくなどにより、健康に関心を寄せる機会を多く提供できるようにし、健康の健康増進を推進する。	①継続実施
28	健康づくり課	訪問指導事業	てし康と	東増進法第17条に基づき、心身の状況、その置かれている環境等に照らし療養上の保健指導が必要であると認められる者を保健師等が家庭訪問集活習慣病の予防、関係制度の活用、関係機関との連携、介護家族の健管理等、本人及び家族に必要な指導を行い、要介護状態になることの予防健康の保持増進を図る。	266	-	-	-	-		制度の狭間で支援やサービス につながっていない方や、医療 の必要性があるが医療ど、他関から連絡を受け行政保健師が介入する場面が増加しの知り、市民の健康問題をきめいに解決するため重要で訪問である。 護行ついるが、行う、民が、行うは、保護を行っているが、行うは、保護を行っているが、それとは異なるため、市の事業として必要である。	行政の保健師による訪問 指導の周知徹底を行いつ	①継続実施
28	健康づくり課	健康診査事業	き尿るつそ防の	給者の医療の確保に関する法律第20条及び、健康増進法第19条に基づ75歳以上の後期高齢者医療の被保険者や生活保護利用者等に対し、糖病等の生活習慣病の発症や重症化予防を目的とした健康診査を実施すまた、被用者保険が実施する特定健康診査において実施されない項目にいて、追加項目・詳細項目を実施する。D他、20、30、40・45・50・55・60・65・70・75・80歳になる者に、生活習慣病予D一環として歯周疾患予防のための成人歯科健診を実施する。田原医師会及び小田原歯科医師会に委託。	200,840	-	-	-	1		長寿健診は、受診者数が増加した。単年度の受診ではなく毎年継続的に検診を受診することで、早期発見や早期治療につながり、ひいては健康寿命の延伸になる。また、令和6年度から成人歯科健診の対象者に、20歳と30歳を追加し、「小田原はたちのつどい」でも若年層への受診勧奨を実施したが、受診率には大きく影響は見られなかった。	受診勧奨はSNSを活用するなど、対象に合わせた勧 奨方法を検討していく必要	②見直し・改善
28	健康づくり課	がん検診事業	によ がん	東増進法に基づき、市民のがんの早期発見、早期治療により、市民のがんたる死亡率の減少を図るとともに、市民の健康に対する意識の高揚を図る。 心検診(胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮がん、前立腺がん)、肝ウイルス検診の実施及び要精検者の管理を行う。	246,866		-	-			令和5年に引き続き、がん検診の啓発を民間団体と連携したことで、啓発の拡大につながった。また、集団検診の日曜日開催を場の拡充、市職員の健康診費会の拡大を図り、受診者を協会の拡大を図り、受診者が増加した。さらに、がんイベントや保健事業の際に予約者を確保したほか、未受診者への受診者が確保したほか、未受診者への受診率が向上したにか、未受診者への受診率が向上した。とで受診率が向上した。とにか、を構築したことで受診率が向上した。	引き続き未受診者通知対応イベントや他の保健事業の際に集団検診の予約ができる体制を教えて! )	②見直し・改善

	所屋	****	事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標		評価∙拮		今後の方向性	
	所属 (旧名)	事務事業名業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
2	健康づくり課	健康情報 システムテム管 理運用事 業	健康診査やがん検診、予防接種等の受診者の情報を経年的に管理する健康情報システムを、法改正等により必要に応じて改修し、総合的な保健指導に資する。 また、国は地方公共団体の基幹業務システムにおいて、令和8年3月までに全国的にガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を行うことを目指しており、それに向けた標準化移行作業を行っていく。	7,078	-	-	-	-		個人の健康に関する情報が一 元化され、経年管理できること で、健康づくりのための保健指	適切な個人情報の管理を 行うための運用と管理方 法の検討を行うとともに、 ガバメントクラウドを活用し た標準準拠システムへの 移行を行っていく。	①継続実施
22	健康づくり課	特定健診・ 特定保健 指導事業	本事業は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき平成20年度から実施している「特定健康診査・特定保健指導実施計画」を基に推進するものであり、生活習慣病対策としてメタボリックシンドローム(内臓脂肪型肥満)に着目した健診と、その結果に基づいて必要な方には特定保健指導を行うものである。計画の中では、特定健診の受診率・特定保健指導の終了率や、メタボリックシンドローム該当者等の減少等、目標値を定めている。特定健診受診率向上の取組として、次のとおり実施した。 ○実効手法 ・70歳以上の被保険者と住民税非課税世帯は自己負担金を免除 ・特定健診が和年度である年度内40歳到達者の受診料免除 ・5年間特定健診未受診かつ生活習慣病での医療機関受診歴がない者等を対象に、10月に集団健診を実施 ・特定健診の代わりに人間ドックを受診した者に対し助成金を支給 ○普及啓発・・受診券発送後にケーブルテレビの放送や広報紙への掲載、各種イベントでの受診動奨を実施 ・②受診動奨を実施	113,540	-	-	-	-		を目的とした取り組みであり、長期的には10年、20年といったスパンで医療費の適正化が図られるものである。対象者ごとに適切	果の提供者にノベルティを 進呈する「みなし健診」を導 入し、受診率の向上を図る ものである。また、国民健康	②見直し・改善
2	健康づくり課	感染症予 防事業	・新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種は、令和6年3月31日をもって終了した。特例臨時接種の終了に伴う国からの通知に基づき、下記を実施した。 ①使用できなくなったワクチン等を廃棄。 ②国から市へ無償譲渡されたディープフリーザーや保冷バックなどの備品について、有効活用のため医療機関等に譲渡。 ・新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種の予診票について、汚損や破損のリスクを回避し、接種記録の確認を迅速かつ確実に行う環境整備を目的として電子化を実施。 ・感染症対策として、消毒液等の備蓄を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する冬の時期に、庁内各部署へ消毒液の配布を行った。	21,784	-	-	-	-		・予診票の電子化は、国庫を活用し、市の負担が無いよう対応した。	・感染症対策として、引き続き防護服や消毒液等の備蓄を行う・・小田原市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定を行う。	②見直し・改善
2	健康づくり課	予防接種 事業(健康 づくり課)	感染性の疾病を予防することにより、社会の維持及び市民の生命の保護・健康の維持を目的とするため、高齢者等に対する予防接種を実施する。 医師会等と業務委託の契約をし予防接種の実施環境を整えるとともに、対象者に接種を行った。 帯状疱疹ワクチン任意予防接種について、市民からの強い要望に応えるために接種費用の一部助成を継続して実施した。 令和6年10月から、新型コロナワクチン定期予防接種を開始した。	296,235	-	-	-	-		の個別接種となっており、市で は適切な接種と請求がされて いるかを、予診票等の精査によ り確認した。	対象疾病の拡大等が随時 検討されているため、その 動向を注視し、適宜、事業 の拡大や適切な周知を 行っていく。	①継続実施

	所屋	事務事業名 **	事業概要と成果	. R6	事	業の設定	指標			長り返り	今後の方向性	
NC	所属 (旧名)	事務事業名業	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
28:	健康づくり課	健康增進計画推進事業	小田原市健康増進計画の目標である健康寿命の延伸を目指し、市民の健康や疾病の状況を把握し適切な保健事業を展開している。 ・第2期健康増進計画をスタートさせ、健康増進計画推進委員会を開催し、計画の進 排管理等について協議した。 ・小田原歯科医師会等と実施している「おくちのけんこうフェスティバル」は、イベント形 式で実施をした。 ・令和3年度から取り組んでいる「食事」と「運動」について引き続き事業を進めている。 「食事」については、コンビニエンスストアに「野菜プラス1皿」のPOPを掲示し、食生活 改善のヒントを載せたチラシの掲示や配架を行った。スーパーマーケットでは「野菜 たっぷり(ひそかに減塩) 弁当」を販売も引き続き実施した。「運動」についても令和4年 度に引き続き健幸ポイントアプリを活用したウォーキングイベントを開催した。 ・第2期健康増進計画の位置付けのもと、健康増進の環境づくりに向けた取組の検討 を行った。	190	単の設立を受ける。単のでででは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	-	-		市民の健康寿命を延伸するために、様々な統計等から市の健康課題を抽出し検討した市の健康づくり計画であり、市が	第2期計画の重点目標である 高血圧対策プロジェクトの推進	機会を設け、広く市民にア ピールしていくためにイベ	①継続実施
290	健康づくり課	保健センター管理運営事業	市民の健康増進に寄与する拠点施設として、清掃、受付、人的警備を実施し利用環境の維持に努める。また、施設機能を安定して稼動させるため、設備機器等の維持管理に努めるとともに、保守点検を定期的に実施するほか、段階的に改修計画を立て改修事業を実施する。清掃、受付、人的警備、中央監視業務は民間委託(包括管理業務対象)している。また、設備機器については、定期的な保守点検を委託しているほか、必要に応じて維持修繕等を実施している。なお令和6年度は、館内のLED化等を推進し、環境負荷の低減と施設環境の改善を図った。	93,784	会議室等利用件数(件)	1,000	975		の拠点として市が維持していく 必要がある。 乳幼児健診等のサービスの提 供や休日・夜間急患診療所等	専門的な分野については委託 するなど適切な運営を図ること ができている。 清掃、受付、中央監視業務や 設備機器等の保守点検等は委 託化している。	適切な維持管理を継続するとともに、開館後30年以上が経過していることから、計画的に設備機器等を更新していく。令和7年度は熱源機器改修を行う。	②見直し・改善
29	健康づくり課	健康教育事業	健康増進法第17条に基づき、市民の健康保持・増進を図るために、保健センターや地域で、生活習慣病予防や健康増進に関する講習会を開催する。市民の関心が高い腹囲改善を目的とした教室(「おだわらシェイプアップチャレンジ」)は、令和6年度は1クール実施した。 依頼による健康教育件数は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に変更され、地区活動が再開されたことにより増加傾向にある。	2,207	-	-	-			(「おだわらシェイプアップチャレンジ」)は、7回コースで教室を実施し、個別に電話や面接で	じて、検討していく。 また、参加者の腹囲や減	②見直し・改善
29:	健康づくり課	ふれあい けんこう フェスティ バル開催 事業	健康に関連した相談・各種健康チェック等健康づくりを中心に、市民の健康づくりを推進する普及啓発イベントを行政と関係団体が一体となって開催し、健康に対する意識の向上を図る。 年1回、ダイナシティウエストを会場に開催。 令和元年度は、台風のため中止となった。 令和2年度~令和4年度は、新型コロナウィルスの感染拡大防止のため中止となった。令和5年度はダイナシティウエストの会場が確保できなかったため、川東タウンセンターマロニエを会場に開催。 令和6年度は6年ぶりにダイナシティウエストを会場に開催。	315	延べ参加 者数(人)	1,800	2,051			会等が、それぞれの事業を	引き続き各団体で協力し、 市民の健康意識向上のために実施していく。	①継続実施

	所屋	事務事業名 事務	事業概要と成果	. R6	事	業の設定	E指標			<b>辰り返り</b>	今後の方向性	
N	所属 (旧名)	事務事業名業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)		R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
29	健康づくり課	健康おだわら普及 員事業	市民一人ひとりが積極的に疾病の予防を行い、健康の増進に努めるための健康づくり運動を地域に根差すため実施する。 健康おだわら普及員を育成するため、健康づくりに関する各種研修会の開催のほか、定例会の開催、普及員からの相談や支援を行う。	2,516	定例会参加者数(人)	400	277		地域に健康づくりを普及啓発していくには、市民と恊働して事業を展開していく必要がある。 普及員は全地区から推薦され	普及員の担い手不足の課題があったため、普及員活動を12か所の包括圏域単位等で行うことや、医師講話、栄養教室、健康講座など開催数を減らし、るイベント系の事業形態へ移行することなどの検討を進めた。	だき、市民体操や減塩味・ 市民体操や減塩医活動を行う際の普及員よう、 育成を経動するとともに、 事業回数の変更によりりは に応じた活動も展開してい く。 伊後は、一登録していただけるように促す。	①継続実施
29	健康づくり課	地域自殺 対策強化 〇 事業	自殺対策基本法に基づき、本市における健康づくりを、より包括的・効果的に進めるとともに、市民の健康意識向上に向け、より分かりやすく伝えていくため、これまで個別に策定していた「健康増進計画」、「食育推進計画」、「自殺対策計画」を一体化した「第2期小田原市健康増進計画」を策定し、令和5年4月から開始している。 普及啓発活動としては、市役所本庁舎でのパネル展示を実施した。教育委員会との共催で自殺対策講演会をオンラインで実施した。また、自殺対策を支える人材の育成の一環として、ゲートキーパー養成研修の実施や、困ったときに助けを求められるよう、児童生徒のSOSの出し方に関する教育を対象を拡大し市内小学校20校に対し実施した。	138	-	1	-	1		する教育を市内全小学校の6年生を対象とし、21校(1,056人)に実施ができた。ストレスマネジメントや相談することで、児切さについて伝えることで、児童のこころの健康と自殺対策へつなげることができた。	る。SOSの出し方教育は、 国によって推進されている 自殺予防対策のための心 理教育であるが、小学校 での実施や効果検証報告 数が限られていることか ら、本市の実践の効果検 証を行う。令和7年度も引 き続き全小学校6年生を対 象に実施する。	①継続実施
29	健康づくり課	健幸ポイント事業	スマートフォンアプリを活用し、20歳以上の市民を対象に健康増進及び健康管理意識を高めることを目的とする。また、昨今の状況から、いわゆる新型コロナウイルスが引き起こす「健康二次被害」について、ウォーキングを促進することで予防に努める。 なお、インセンティブ付きポイント事業として実施することで、健康無関心層へも生活習慣の改善を働きかけていく。令和6年度は、引き続き新規登録者を増やすための周知を行った結果、登録者を増やすことができた。	6,382	アプリ登録 者数(人)	4,300	4,869	113.2%	る。 スマートフォンのアプリを活用 することで気軽に健康への関 心を高められる。また、市が実	したウォーキングイベントを実施した。参加者から好評であり、イベント実施により登録者数も徐々に増加していたため、運動習慣のなかった人の取り込みには一定の効果はあったと考えるが、個人情報を取得していないため、健康増進に関する効果が見えにくいことが課	令和6年度末での契約終 了の区切りを迎えるため、 費用対効果や目的を明確 にすることが必要であり、 事業は終了とする。	③完了・休止・廃止
29	健康づくり課	データヘル ス計画事 業	平成25年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略」において、「すべての健康保険組合に対し、レセプト(診療報酬明細書)等のデータ分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として『データへルス計画』の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」となっており、本市では平成28年度に「第1期データへルス計画」を策定し、平成30年には、「第2期データへルス計画〜第3期特定健康診査・特定保健指導実施計画〜」を策定した。平成30年度から開始した第2期データへルス計画の振り返りを踏まえ、令和6年3月に第3期データへルス計画を策定した。健診結果やレセプトデータを活用し、特定健康診査受診率向上事業、特定保健指導利用勧奨事業、生活習慣病重症化予防事業、及び受診行動適正化事業を実施した。	13,310	_	-	-			と同様、医療費の適正化は10 年、20年といった中長期のスパ	事業を実施していく。 30歳代の若い働き盛りの 世代に健康意識を啓発し、 40歳以上からの特定健康 診査の受診行動の定着を	②見直し・改善

	丽丘	<b>a</b>		惠義	事業概要と成果	R6	事	業の設定	2指標		評価・拼	長り返り	今後の方向性	
N	) 所加	多) 事	務事業名	事務	( <b>** ** ** ** ** ** ** **</b>	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
29	健康づくり課	保と防的	の一体 ]実施事	0	高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、加入する医療保険制度における保健事業の接続性や介護予防に着目した疾病予防の取組の必要性から、 法の改正があり、市町村が主体的となって高齢者の保健事業と介護予防事業 を一体的に実施することとなった。 (1)ハイリスクアプローチ(健康相談) 建診受診者のうち、異常値を指摘されているが、受診行動等のない高血圧、 は質異常症等などの疾患が重症化するリスクの高い者に、健康相談の場を案 内し、受診勧奨等の保健指導を行う。 (2)ポピュレーションアプローチ 市の認知症予防教室といった高齢者が集う通いの場で健康教育や健康相談 を実施する。	80	-	-	-	-		(1)ハイリスクアプローチについては、対象者を健康相談に呼ぶコム形を取っていたが、参かてデタ分析を行い、必要な事業の検討を行った。 (2)ポピュレーションアプローチでは、従来の認知症予防教域の健康相談に加えて、地域の健康相談に加えて、地域の通いの健康相談を行った。保健師等が関与できる	亡率が県や国に比較して 高い現状にあるが、ター ゲット層の選定にあたり、 改めてデータ分析を行い、 人工透析者の原因疾軽化 高血圧に起因方径硬化 症や、糖尿病性腎症によ るものが多いことがわかっ たため、腎臓病予防のた	②見直し・改善
29	健 康 づくり 課	介把	護予防 提事業		アンケード調査を行い、回告者のでに刊定和来等を記じたアドバイス宗を送 すした。 調査結果をまとめた調査結果報告書を作成した。 生活圏域別の個人調査結果データを希望する地域包括支援センターに提供 した。	4,455	連携した地域包括支援センター数(箇所)	12	6	50.0%	行うことにより、対象者の日常生活状態を判定して、フレイル(虚弱状態)になる前に適切なでがイス行い、市が行っている各種の介護予防事業を紹介することができる。個人別のリスク判定結果を地域包括支援センターと共有することができる。	に違いが見られたため、調査 結果報告書に性別に係る資料 と記述を追加した。	判定結果の有効活用について検証と検討を行う。 市内12か所全ての地域結 技援センターが修設 現データの利用をできるよう調整を進めていく。 耳の間で記している。 可見で設定し、る調 項間に表に関するがの地 関こえに関するが表が、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、	施施
299	健康づくり課	高カレ事	「齢者筋 I向上ト ーニング I業		5歳以上の高齢者で介護予防の必要性がある方を対象に、専門スタッフによるアセスメントに基づく筋力トレーニングを実施し、要介護状態となることを予 方するとともに、高齢者自らが介護予防に向けた自主的な取組が実施される よう支援する。 ハそしぎ・小田原アリーナ、プールの基幹型高齢者筋力向上トレーニング教室 の開催と地域で自主的に行っている地域型筋トレグループの支援を行ってい る。 ※基幹型(小田原アリーナ・生きがいふれあいセンターいそしぎ・プール)については、コロナ禍以降、教室参加定員や年間参加回数の抑制などを継続しているほか、記録的な猛暑により高齢者が参加を控えるなどしたため、参加延、人数が前年度並みとなった。 また、地域型については、会員の高齢化のため支援を希望しない団体もあった。	26,521	教室参加 者数(延べ 人数)	26,639	26,850		できるようにするため、介護予防事業としての本事業を保険者(市)が実施する必要がある。	健康等を目的とした類似の教室は、民間でも実施されているが、高齢者の介護予防を目的とした教室については、保険者たる市が実施することが適当である。 希望者に週2回の参加を認めるようにした。	ずれも事業者と打合せを し、情報を共有しながらセ	①継続実施
30	健康づくり課	高養業	「齢者栄 を改善事	!	栄養教室等の開催を通して、介護予防に必要な影響に関する知識の習得を 図るとともに、高齢者の低栄養状態の予防と改善を図る。 男性を対象とした料理教室も開催する。 ※感染対策を行いながら調理実習を再開し、年間8回実施した。	80	教室参加 者数(延べ 人数)	156	145		できるようにするため、介護予防事業としての本事業を保険 者(市)が実施する必要があ	事業費の全てが講師謝礼である。 教室の開催に当たり、専門的な知見を有している外部講師 に依頼している。	令和6年度に引き続き、感染対策に留意しながら調理実習と試食を行う。 共催している小田原創友クラブとの連携を強め参加者数の増加を図る。	

				事業概要と成果	R6		業の設定	≧指標		評価•排	<b>長り返り</b>	今後の方向性	
	NO (	所属 (旧名)	事務事業名 事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
;	801	健康づくり課	認知症予防事業	認知症の予防を図るため、脳の活性化を促すゲームやウォーキングなどの有酸素運動、グループワークを通じたコミュニケーションなどを内容とした教室を開催する。 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施(ポピュレーションアプローチ)の対象事業として実施した。	2,585	教室参加 者数(延べ 人数)				高齢者が地域で安心して生活	民間への委託によりコストの低 減を図っている。	委託事業者とも「地域の通いの場の大切さ」について 十分に打合せをもち、意識 の共有を図りながら取り組 んでいく。	①継続実施
;	802	健康づくり課	介護予防 普及啓発 事業	地域の高齢者等を対象に、自ら行える介護予防についての講座(お口のスキルアップ教室、フレイル予防講座)を開催する。また、おだわら総合医療福祉会館で地域の高齢者の憩いの場となる介護予防対策室を運営する。お口のスキルアップ教室は、小田原歯科医師会所属の歯科医師及び歯科衛生士を講師として、年4回実施し、フレイル予防講座は、包括連携協定を締結している民間事業者の社員を講師として、年3回実施した。	1,250	講座等数を 事者が が対用で が対用で 数)	140	132	94.3%	高齢化が進む中で、市民の介護予防に対する意識を高めるため、介護予防の普及啓発はため、介護予防の普及啓発は である。	講演会は、他のイベントに合わせるなど臨機応変に対応するためには直営実施が最適である。介護予防対策室の運営は委託にて運営している。今和5年度以降、包括連携協定を締結にている民間・プロ・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・	ロ腔・フレイル予防講座については、引き続き開催していく。各種教室やイベントの開催時に、介護予防に関して普及啓発を促進していく。	①継続実施
:	803	健康づくり課	高齢者体 操教室開 催事業	65歳以上の高齢者の健康維持・増進と仲間づくりを促進するため、ストレッチ体操やリズム体操を中心に参加者に合わせた運動を行う。 市内4会場で、通年で実施している。(4か月を1クールとして実施)	1,405	教室参加 者数(延べ 人数)	7,920	7,557		護予防に対する意識を高める	申込方法について、これまで希望者全員が電話による申し込みをしていたが、現在参加している方は原則、電話による申し込みを不要にして、申し込み時の負担を減らした。参加希望者が多いため、公平性の観点から、前回参加していない方を優先して参加できるように選考方法を見直した。	護予防の意識付けとする には、地域の通いの場の 活用や自主グループ化に	①継続実施
;	304	健康づくり課	いきいき健康事業	高齢者が閉じこもりや要介護状態になることを防止するため、地区社会福祉協議会単位で、転倒予防、高齢者体操、ウォーキング、生活体力測定などの教室を開催する。 コロナ禍の影響や会員の高齢化のため、活動できない地区が存在している。	1,535	教室参加 者数(延べ 人数)	2,243	1,939			小田原市社会福祉協議会に委託し、地区ごとの実情にあった活動をしている。 コロナ禍で活動中止していた団体も徐々に活動を再開している。	地区の実情に応じ、年間の活動実施回数を増やしていく。	①継続実施

	所屋	<b>本水市业</b> □ 事義	事業概要と成果	R6	事	業の設定	E指標		評価・	<b>振り返り</b>	今後の方向性	
NO	所属 (旧名)	事務事業名 業務 業務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日堙	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
305	健康づくり課		高齢者を支える「地域」において介護予防意識を高め、地域における主体的な介護予防の取組や活動を促進するため、地域福祉の担い手を対象とした講座を実施する。 ※コロナ禍の影響が残るため、三師会への講師派遣依頼はできなかったが、市職員による講義を2回行った。(生涯現役推進事業・介護保険制度)	0	教室参加 者数(延べ 人数)	125		88.0%	高齢化が進む中で、市民の介護予防に対する意識を高めるため、介護予防の普及啓発は保険者(市)として重要な課題である。	事業予算は必要最低限の報償 費である。 コロナ禍以降、市職員による知識の普及を図るための講座(健康寿命を伸ばそう・介護保険制度)を開催した。	知識の普及のため、引き 続き講座を開催していく。 参加者は学んだ内容を地	①継続実施
306	健康づくり課		地域の住民、団体等が連携して主体的・継続的に高齢者の生活支援、健康づくり、生きがいづくりや介護予防に取り組む活動を支援する。 ※令和6年度は補助金の交付申請がなかった。	0	補助団体数(団体)	1	0	0.0%	高齢者を地域全体で支えるため、介護予防事業としての本事業を保険者(市)が実施する必要がある。	市社会福祉協議会に、本事業 の趣旨を説明をして、制度の周 知を図った。	制度の周知を図りながら、 新たな自主活動につなが るようニーズの把握に努 め、立ち上げに関する相 談窓口となり、地域におけ る自主グループ活動に対 する支援を行っていく。	②見直し・改善
307	健康づくり課		地域における介護予防の取組を機能強化し、通所・訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。 ※市公式HPに掲載した「リハビリ講座」の内容等をリハビリ情報誌(おだリハVol.2)に冊子化し、市内介護事業所、公共施設等に配布した。	420	研修会開 催数(回)	2	2	100.0%	介護予防の取組を機能強化することにより、高齢者が要介護 状態となることを予防し、介護 サービスに頼らない自立の促 進や、介護状態の重度化を防 ぐことができる。結果対率化を図 ることができる。	介護事業所や地縁組織等の介護予防に関する取組を幅広く強化するため、リハビリテーション専門職が柔軟に対応できるよう、事業実施方法を協議しながら取り組んだ。令和5年度から開催しているRフェスの場などで、市民に対する普及啓発を行っている。	築かれてきた地域・支援者との連携基盤、活動のノウハウを活かしながら、引き続き介護予防に資するリハビリテーションの専門的見地からの支援や情報発	①継続実施
308	健康づくり課		食育を推進するため講演会や食育サポートメイトの養成講座を開催するとともに、その資質を向上させるための育成研修を行う。また、食育サポートメイトに食生活改善を通して地域住民の健康づくりを進める事業を委託する。	185	食育サイトメイトと食育場は一種の実施回数(回)	21	22	104.8%	食育サポートメイト支援事業として平成14年度に神奈川県から移管された事業であり、市の食育サポートメイトを養成している。食育活動を委託し、食に対する知識の普及・啓発を図り、保健事業を効果的に実施するため。	た。 ・地元の食材を利用した健康的 な郷土料理レシピの考案しコン	育実践活動として、すこやか健康コーナーおだわらで、減塩味噌汁を作成し普でする。 ・保育園等の食育訪問を 着実に実施	①継続実施

		所屋	+ 75 + # 2	事業概要と成果	R6		業の設定			評価∙振	長り返り	今後の方向性	
	NO (	所属 (旧名)	事務事業名 事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)		R6 月標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
	809	健康づくり課	難治性疾患対策事業	難治性疾患対策に対応できる医療従事者等の育成と疾病の正しい理解及び認識の取得を図るための研修の開催、疾病予防の体制作り、予防知識の普及啓発を行う。 令和2年度からは新型コロナウイルス感染症対策として、従来の対面型講演会からオンライン講演会に変更したり、webと現地会場によるハイブリッドで実施していたが、令和6年度は、ハイブリッドでの講演会を1回、現地会場での講演会を1回実施した。	200	講演会の 参加者数 (人)	50	51		難治性疾患と言われている、 肝疾患、腎疾患及び糖尿病の	医療従事者の育成、研修の開催、予防知識の普及啓発を行うためには、医師会以外では実	事業を継続していく。	①継続実施
	310	健康づくり課	献血普及啓発事業	神奈川県赤十字血液センターが実施している献血を推進するため、小田原市 赤十字奉仕団や自治会、ライオンズクラブなどの団体の協力を得て、該当企 業における献血を支援している。	0	-	-	-	-		直接的な経費を市は負担していない。 献血そのものは神奈川県赤十字血液センターが担っている。 献血は神奈川県赤十字血液センターの専管事項となっている。	継続実施	①継続実施
:	311	健康づくり課	骨髄移植 ドナー支援 事業	日本では、毎年新たに約1万人のかたが白血病などの血液疾患を発症している。骨髄バンクに登録をしている患者のうち、実際に移植を受けられるのは約6割で、移植を必要とする全ての患者を救うには、より多くの方に提供希望者(ドナー)登録をしていただくことが必要となる。また、骨髄の提供に当たっては、事前の検査や入院に7日程度要することから、ドナーに対する支援も必要となる。	0	申請数(件)	1	0	0.0%	骨髄提供者(ドナー)を増やすための助成事業は、行政が担うべき事業である。		引き続き、適切に事業を実施しつつ、補助対象者の範囲拡大を県に要望していく。	①継続実施
	312	健康づくり課	休日·夜間 急患診療 所助成事 業	休日及び夜間における一次救急医療体制を確保するため、小田原医師会、小田原歯科医師会、小田原薬剤師会が運営する休日・夜間急患診療所、休日急患歯科診療所及び休日・夜間急患薬局の運営費を補助する。 令和6年度は、休日・夜間急患診療所にてPCR等の検査を実施するための検査担当員の配置に係る費用について追加の補助を行った。	155,783	休日·夜間 急患疹療 患病·休日診 患療者数 (人)	15,000	14,807	98.7%	市民の生活環境が変化してい く中、休日及び準夜間の初期 診療へのニーズに対応してい る。		かかりつけ医の必要性や一次、二次、三次教急のそれぞれの役割について引き続き周知していく必要がある。	②見直し・改善

		正屋		事業概要と成果	R6	事	業の設定	E指標				今後の方向性	
	10 (I	所属 旧名)	事務事業名 事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 宝結	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
3	13	健康づくり課	広域二次 病院群(補 充)輪番制 助成事業	入院や手術を要する救急患者及び一次救急医療機関からの転送患者に対応するため、県西地域内の10病院が輪番により内科系、外科系の2病院体制で、毎夜間及び休日昼間に診療を行うための運営費を助成する。また、市独自の施策として、当番病院に市外病院が当たる場合、市民の利便性向上のため、別の市内病院を補充するための運営費を助成する。実施病院:小林病院、小澤病院、間中病院、丹羽病院、西湘病院、山近記念総合病院、小田原市立病院、大内病院、湯河原胃腸病院、県立足柄上病院	100,828	受診者数 (人)		2,820		休日や夜間の診療体制を維持 するため必要である。		必要時の補充当番病院の 確保の在り方を検討してい く必要がある。	①継続実施
3	14	健康づくり課	小児深夜 救急医療 事業	毎日、深夜から翌朝にかけての小児の急病に対応するため、市立病院において小児科の深夜救急医療を実施する。 小児・乳幼児の深夜帯における急病を診療するため実施している。 小田原市立病院の小児深夜救急診療に対し負担金を支出した。	25,000	受診者数	2,000	1,609	80.5%	市立病院が小児深夜救急事業を実施していくためには、補助金を支出する必要がある。		引き続き、適切に事業を実 施する。	①継続実施
3	15	健康づくり課	救 急医療 急医療 外国 外民 対成 等 業	医療費の負担ができない外国籍市民が県内の救急医療機関を受診し、医療費の未収金が生じた場合に、医療機関の損失を補填する。 外国籍の市民の未収金相当額を救急医療機関に助成する。	0	申た申するには、 ・申をは、 ・申をは、 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-	_	-	救急医療を担う医療機関の負担を軽減する。 担を軽減する。		救急医療を担う医療機関 の負担を軽減する必要が ある。	①継続実施
3	16	健康づくり課	看護職員 人材育成 支援事業	地域医療の充実に必要な看護師等の養成と確保を図るため、小田原医師会が運営するおだわら看護専門学校の運営費の一部を助成する。 医療現場において不足している看護職員を地域で養成し、確保するため、医師会設立の看護専門学校を支援する。	50,000	おだわら看 護専門学 校卒業生 数(人)	80	63	78.8%	看護職員確保のため学校運営 等の支援は必要である。		継続実施	①継続実施

	話		東義	事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標		評価∙拮	振り返り	今後の方向性	
N	所例	事務事業名	事務業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
31	健康づくり課	災害時医医体		災害時の医薬品の確保及び衛生材料の備蓄をするとともに、医師会や歯科 医師会、薬剤師会等関係機関と協力し、災害時の医療救護活動の円滑な運 用を図る。 災害発生時に、応急処置が必要な市民に対し、仮設救護所で使用する医薬 品等の確保・整備を図る。 医薬品の確保は薬剤師会において管理し、衛生材料については、市で備蓄を していく。	1,079	衛生材料 賈替校数 (校)	4	4		災害時の医療の確保であり、 市が関与する必要がある。	年に一度、小田原医師会及び小田原薬剤師会とともに医薬品の見直し等協議している。令和3年度から年に一度、四師会と調整し仮設救護所設置訓練を実施した。	引き続き、医薬品の見直しと衛生材料の入れ替えを行っていく。 行っていく。 仮設救護所の運営については、小田原医師会等と協議を重ねながら、災害時に円滑に進められるよう備える。	② 見 志
31	子育て政策課	子ども・子 育す業事 推進事業	0	子ども・子育て支援法に基づき、「小田原市子ども・子育て会議」を設置し、「小田原市子ども・子育て支援事業計画」の策定及び進捗管理・評価、地域の実情に応じた子育て支援体制の整備等について協議を行い、子ども・子育て支援を推進するための方針について定める。 【計画期間】 第2期事業計画:令和2年度から令和6年度まで令和6年度には、「市子ども・子育て支援事業計画」と「市子ども若者の未来を支える方針」を一体化し、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする「小田原市こども計画」を策定した。 また、子育て支援の充実を図るため、令和6年12月から「多様な集団活動支援事業」を開始し、小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業を利用する幼児の保護者に対し、利用料に関する支援を行った。	1,209	-	-	-	-		「こども計画」の策定に当たり、「市こども・子育て会議」と「市 青少年未来会議」を合もで開 催したことにより、子ど年の健 で支援に加え、青少年の健全 育成に関する意見を計画に反映することができた。 また、「多様な集団活動支援事 業」は国県で市の財源に実 を財滅しながら、子育で家庭とが できた。	設の整備に向けて、事業 者からの相談に対応して いく。	①継続実施
31	子育て政策課	ファミリー・ サポート・ センター管 理運 業		ファミリー・サポート・センター管理運営事業は、子育てと仕事を両立するため、乳幼児や小学生等の児童の預かり等の援助を受けることを希望する依頼会員と、当該援助を行うことを希望する支援会員の登録や相互援助活動に関する連絡、調整を行っている。近年、ファミリー・サポート・センターに対する需要が高まりつつある中で、援助活動を行う支援会員を増加させることが課題となっており、管理運営業務の受託事業者による会員増加に向けた主体的な取組として令和5年7月に「ファミサポ大学」を開始した。令和6年度は、ファミサポ大学の充実を図り、専門家による講義を6回から13回に拡大した。引き続き、支援会員の援助活動に必要な知識だけでなく、会員自身の生活に役立つ知識の学びを通じて、会員の満足度を高め、新規登録及び継続を図る。 子どもの貧困の解消に向けた対策の一環として、ひとり親家庭等を対象に利用料の補助を行った。	9,854	活動件数(件)	4,500	2,918			「ファミサポ大学」の講義の充実を図ったこともあり、令和5年度から支援会員数が11人増加した。		①継続実施
32	子育て政策課	子育て支 援フェス ティバル開 催事業		子育て中の親と子どもや子育てを支援する団体が集まり、親子が楽しめるとともに、さまざまな情報を受けられるフェスティバルを開催する。楽しみながら子育ての知識を得られるフェスティバルをコンセプトとし、親子で楽しめるゲームや実演などを通じて子育てに関する知識・情報などを提供する。これらの準備作表の近て、子育て支援団体間・行政と団体間の情報交換や連携を図ることで、団体の子育て支援活動を活性化し、子育ての地域の環を広げる。新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度以降開催が見送られてきたが、令和6年度は5年ぶりに開催され、多くの家族連れが訪れるなど盛況であった。	33	入場者数 (人)	500	500		て支援団体が一堂に介する貴重な機会であり、団体同士のつながりや連携が期付ささるほか、来場者にとってはさまざまな子育て支援に関する情報が得られる有益な機会となっている。	フェスティバルを再開するに当たり、会場をマロニエ全館ではなく、試行的にハルネ小田原で開催した。会場規模に鑑み、事業予算を縮小したことにより、市補助金の執行額を抑えることができた。開催規模を縮小したが、多くの家族連れが訪れ、来場者アンケートでは8割以上の方からフェスティバルに満足したとの回答が得られた。	育て支援団体の実情を踏まえ、実行委員会において	①継続実施

	話	*	事業概要と成果	R6	事	業の設定	定指標		評価・排	長り返り	今後の方向性	
N	所加	事務事業名業	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6	R6 実績	達成	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
322	子育て政策課	地域子育てひろば事業	未就園児の親同士の交流や情報交換の場として、「地域子育てひろば」を身近で通いやすい場所に開設する。 市内の地区民生委員児童委員協議会などが主体となってひろばを運営するとともに、子育て支援センターとの連携強化を図り、地域の子育て力の向上を図る。 令和6年度は、市内23地区・24か所で「地域子育てひろば」を開催するとともに、「地域子育てひろば連絡協議会(児童部会)」を開催し、講師を招いての勉強や地区同士の交流、ひろばの運営に関する情報交換等を行った。また、小田原短期大学と共催により「おだたんひろば」を開催し、学生が主体となってひろばの企画から運営までを行った。	560	ひろば参加 者数(人)		5,383	89.7%	子育て家庭への育児支援を行うため、子育で支援センターとの連携を図り、地域内の親同士や地域の支援者とのコミュニティを形成できるひろばの開設	各地区での子育てひろばを開催することで、子育て支援の場を充実させることができた。また、マロニエ子育て支援センターの公式LINE等により子育て家庭へ活動の周知を行うこと	会)」を開催し、各地域の 活動を共有し合いながら、 参加者数の増加や満足度	①継続実施
32	子育て政策課	児童遊園 地管理補 助事業	児童に健全な遊び場を与え、事故等による傷害の防止及び健康の増進を図るため、自治会や公民館などが管理する児童遊園地の設置費、遊具の補修・増設・撤去費、運営費、施設賠償責任保険料、遊器具保守点検料に対する補助金を交付。令和5年度に、補修・増設・撤去費補助金を42,700円から65,500円へ増額した。令和6年度は、全49か所ある児童遊園地のうち、管理運営に対する補助を46件行い、遊具の補修等に対する補助を7件行った。なお、令和3年度に2か所、令和5年度に1か所の児童遊園地が廃止になったことから、全体の児童遊園地数が52か所から49か所へ減少している。	1,229	運営費補助公園数(箇所)	49	49	100.0%	児童遊園地は、設置されている地域の子どもだけでなく、広く周辺地域に子どもの遊び場を提供するという公共性があるため、補助金を支出する必要がある。 地域における子どもの遊び場として、居場所づくりにも寄与している。	等に対し、遊器具の保守点検にかかる費用を補助することで、事故発生等のリスクを減らし、健全な遊び場として利用してきるよう努めている。 遊りの老朽化が美しい児童遊	児童遊園地の利用者が安全に利用できるよう、必要全に利用できるよう、必要となる支援を行い、設置者と協力し合いながら、健全な管理の徹底に努めていく。	①継続実施
32	子育て政策課	子育で支 援拠運営事 業	子育て家庭に対する育児支援を行うために、子育て支援センターを設置し、子育てひろばの運営、育児不安等についての相談指導、子育てに関する情報の収集及び提供、子育てに関する講座等の実施、子育てサークルへの支援等を行うことにより、子育て家庭の母親等の育児に対する不安感、負担感の軽減を図る。今和6年度は、県小田原保健福祉事務所が主催する医療的ケア児及び長期療養児の家族会「ぶどうの会」を初めて子育て支援センターで開催。多様な状況にある子育て家庭が利用できる体制を整えることができた。おだびよ子育て支援センターについては、令和6年度末で指定期間が満了となることから、指定候補者選定委員会を開催し事業者を選定した。長年課題だったマロニエ子育て支援センターの窓枠の修繕及び網戸の設置を行い、親子が安心して過ごせる環境を整えることができた。	53,813	参加家庭数(件)	20,000	21,415		する不安感、負担感を軽減し、 安心して子どもを育てられる環 境を作る。	ような内容豊かなイベントや講	できる施設の運営に努める。また、指定管理者制度を生かした自主事業を展開し、より柔軟に子育て家庭のニーズに即した事業	①継続実施
32	子育て政策課	児童プラザ管事業	川東タウンセンターマロニエ内に児童プラザラッコを開設し、児童の遊び場を 提供するとともに、指導員を配置し、児童の遊びに対する助言・指導、安全確 保及び利用児童の健全育成のための見守りを行う。 令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、夏休み期間中の 土日祝日のマロニエ子育で支援センターのフリースペースとしての開放を見 送ってきたが、令和6年度は5年ぶりに再開した。利用者数は前年度から 7,000人以上増加した。	5,032	利用者数 (人)	25,000	30,345		いくものと考えられ、子どもの成長にとって遊びは必要不可欠なものである。雨天時でも遊べる場の提供は必要である。	て支援センターのフリースペー スとしての開放や、施設の修	隣接するマロニエ子育で 支援センターとの一体的な 運営等、限られたスペース の有効活用と効率的な運 営の在り方を検討してい く。	①継続実施

			**************************************	R6	車	業の設定	2指煙		評価・振	를 다듬는 다	今後の方向性	
N	所属 (旧名)	事務事業名 事務	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)			達成	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・		方向性
32	子育て政策課	子育て支援情報提 供事業	地域SNS「ピアッザアプリ」を通して、子育て中の親同士がつながり、子育て関連の情報交換など双方向のコミュニケーションができるほか、子育て支援施設の情報やアプリ利用者からの情報を地図に蓄積することができる地図情報機能を搭載し、これまで紙で発行していた「子育てマップ」に代わるデジタル版のマップを提供する。このアプリは、令和4年1月に市と連携協定を締結したPIAZZA株式会社が運営するもので、市の費用負担はない。令和6年度は、5年ぶりに開催された子育て支援フェスティバルの会場において、来場者にチラシを配布するなど、周知に努めた結果、ユーザー数が前年度から300人以上増加した。	0	ユーザー 数(人)				子育て世帯同士のつながりの 希薄化が指摘される中、スマートフォンを通じてつながりの形成を促進できる場を、市が関与する形で提供することで、市民が安心してコミュニケーションを図るニとができている	リーに情報を届けるツールとし て活用している。子育て支援 フェスティバルで周知を図るな	7 後の事業版研 引き続き、アプリユーザー の増加とユーザー間のつ ながりの増加に向けて、事 業(アプリ)の周知に努め るとともに、アプリに対する 満足度を高めるため、市も 積極的に子育て支援情報 を発信していく。	①継続実施
32	子育て政策課	児童手当 ○	○歳~18 歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している人に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。 ・6月、10月の定時払の後、制度改正により、12月からは偶数月の支給となった。 ・令和6年度の制度改正は、所得制限の撤廃、支給期間を高校生年代まで延長、多子加算の拡充等が実施されたため、ホームページ、広報に掲載するほか、対象となる方へ案内を発送し、制度の周知と申請勧奨に努めた。 ・児童手当制度の周知のため、ホームページのほか、戸籍住民課・住民窓口と連携し、出生・転入時に制度案内に努めた。	2,646,966	-		-	-		所得制限の撤廃、支給期間を 高校生年代まで延長、多子加 算の拡充等の制度改正に対応 した。	引き続き適正に支給事務 を執行するとともに、国の 制度改正が実施される場 合、対応していく。	②見直し・改善
32	子育て政策課	児童扶養 手当支給 事業	父母の離婚や死亡などによって、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等に対し、児童扶養手当を支給する。児童を養育する、ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進を図り、児童の健全育成に寄与する。・奇数月に、児童扶養手当受給者に定時支払いを行った。また、定時払い以外の月末、支払対象者に随時支払いを行った。・7月末に、児童扶養手当の更新の手続きとして、現況届を受給者全員に送付し、資格の確認を行った。・制度改正に対応し、令和6年11月分から、所得制限限度額の引き上げ、第3子以降の児童に係る加算額の拡充を実施した。・ホームページや、出生・転入時の案内で児童扶養手当の制度の周知を図った。	598,700	-		-	-		し、受給者の負担軽減を図っ	引き続き適正に支給事務 を執行するとともに、国の 制度改正が実施される場 合、対応していく。	②見直し・改善
322	子育て政策課・子ども若者支援課	母子家庭 等自立支 援事業	市内在住の母子・父子家庭及び寡婦を対象として、母子家庭等が持つ不安を解消し、生活の安定と早期の自立を図るとともに、児童の健全な成長の確保を図る。・母子・父子自立支援員による相談業務において、自立に必要な情報提供及び指導を行ったほか、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行った。・教育訓練給付金(1件)、高等職業訓練促進給付金(10件)の支給を行った。・令和6年度から看護師、介護福祉士、保育士については、神奈川県特定高等職業訓練促進給付金(県10/10)を上乗せ支給している。	21,887	制度の利 用により有 利などしいた 件数(件)	15	3	20.0%			社会福祉協議会やハローワークと連携して自立支援の促進に取り組んでいく。	①継続実施

	所属	事務事業名 事務	事業概要と成果	R6	事	業の設定	定指標		評価・拮	長り返り しゅうしゅう	今後の方向性	
	所属 (旧名	事務事業名業務的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
3	子育て政策課	ひとり親家 庭等医療 費助成事 業	ひとり親家庭等の父又は母と児童が、療養又は医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により、対象者が負担すべき額(入院時食事療養費の標準負担額は除く)を助成する。対象者・ひとり親家庭の父又は母と児童・養育者家庭の養育者と児童・援童の年齢は満18歳になった日以後の最初の3月31日まで。児童に一定の障がいがあるとき、高校等に在学しているときは、20歳未満まで。・児童扶養手当の所得制限に準ずる所得制限あり。助成方法・県内医療機関で受診する場合は、医療機関に医療証と健康保険証を提示することにより、医療費を支払わずに受診できる。・・県外医療機関で受診する場合は、領収書等により、医療費を還付している。	117,937	指標設定 が適さない 事業である ため、対象 外		-	-	ひとり親家庭等の保健の向上 と福祉の増進を図る。	ひとり親家庭に支給される児童 扶養手当の所得制限限度額引 上げに合わせ、ひとり親家庭等 医療費助成事業の対象者の所 得制限の引上げを実施した。	を執行するとともに、適正 受診等の啓発を推進す	①継続実施
3	子育て政策課	小児医療費助成事業	子どもに係る医療費の一部を助成することにより、その健全な育成支援を図り、小児の健康増進に資する。 子どもが療養または医療の給付を受けた場合に、健康保険各法の規定により対象者が負担すべき額(入院時食事療養費の標準負担額は除く)を助成する。対象者・健康保険に加入している0歳から18歳年度末までの子どもを養育する者。平成28年6月からは就学前までの所得制限を廃止、令和5年10月からは中学校卒業までの所得制限を廃止した。さらに、令和6年10月からは対象を18歳年度末までに拡大した。(拡大前は中学生まで)助成方法・対象者には医療証を発行し、健康保険証等と一緒に県内の医療機関へ提示することにより、医療費を支払わずに受診できる。県外の医療機関を受診した場合は、領収書等により、医療費を還付する。	671,064	指標設定 が適さない 事業である ため、対象 外	-	-	-	子どもに係る医療費の一部を 助成することによりその健全な 育成を図り、子どもの健康増進 に資するとともに子育て世帯の 経済的負担を軽減する。	ことにより、子育て世帯の経済	子育て世帯から期待され ている制度であり、今後も 継続して事業を実施する。 持続的な実施に当たり、適 正受診等の案内も継続す る。	①継続実施
3	子育て政策課	未熟児養育医療費 助成事業	指定養育医療機関に入院することを必要とする出生体重が2,000グラム以下 又は生活力が特に薄弱な乳児に対し、養育に必要な医療を行い、生活能力を 得させる。 ・対象者の管理を行った。 ・対象者には養育医療券を発行するとともに、指定養育医療機関には養育医療給付決定通知書を発行し、養育に必要な医療を給付した。 ・対象者の医療費について、毎月国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金を通じて医療機関に支払った。 ・ホームページなどを通じて制度の周知を図った。	5,199	-	-	-	-		市内の指定養育医療機関に申請書と記入例を配布して申請者の負担軽減を図った。	現状どおり事業を実施していく。	①継続実施
3	子ども若者支援課	出産・子育て応援事 業	核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中、全ての妊婦及び子育て家庭が孤立感や不安感を抱くことなく、安心して出産及び子育てができる環境の整備を促進するため、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実するとともに、経済的支援を一体として実施する。 【経済的支援】 出産応援給付金 妊娠届出時の面談を受けた妊婦子育て応援給付金 乳児家庭全戸訪問時の面談を受けた養育者支給額 出産応援給付金 妊婦1人につき5万円子育て応援給付金 新生児1人につき5万円	93,630	-	-	-	-		面談で確実に周知することで、確実な申請を促している。 電子申請を導入することにより、申請の利便性を向上させる とともに、郵送料の削減を図った。	令和7年度からは子ども・子育て支援法に位置付けられ「妊婦のための支援給付」となった。給付額や給付時期は従同じであるが、新制度に合わせた給付が確実に行えるようにする。	①継続実施

	所	<b>=</b> + ** +	a = =	事業概要と成果	. R6	事	業の設定			評価・拼	<b>長り返り</b>	今後の方向性	
	。 所	事務事:	業名 事務 業	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
3	子とも若孝支援課	予防接 事業(- も若者: 援課)	ے اع	感染性の疾病を予防し、社会の維持及び市民の生命の保護・健康の維持を図るため、医師会等と委託契約し予防接種の実施環境を整え、子どもに関する予防接種を行う。	458,646	-	_	-	-		全ての定期予防接種が医療機	予防接種は社会の維持及び市民の生命・健康を守るために必須である。 国では、定期予防接種の対象疾病の拡大が同時時代 対象疾病の拡大が随時検討されるため、動向を注視し、適宜、事業の拡大や適切な周知を行っていく。	①継続実施
3	子とも若者支援調	子育で 代包括 援事業	支〇	母子保健相談支援専門員等が妊娠・出産・子育でに関する相談に応じるなど、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、妊娠期から子育で期にわたる切れ目のない支援を提供する。	17,235	-	-	-	-		おり、母子健康手帳交付時に 保健師等専門職が妊婦全員と 面談をすることで、妊娠中から	妊婦への全数面談に加え、令和5年2月に開始した出産・子育工を援事実施のうち伴走型、支援を実施し、妊産婦へのも年4月に近年場へのも年4月には一次年代のの状態を表現のでは、一次年のでは、一次では、一次年のでは、一次では、一次年のでは、一次では、一次年のでは、一次では、一次では、一次年のでは、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では	②見直し・改善
3	子とも若者支援調	妊婦• 妊婦• 健康診 事業	重婦 ○	妊娠中の疾病の予防や異常の早期発見、産後うつの予防や新生児等への虐待予防等を図るため、妊婦・産婦に対する健康診査費用の一部を助成する。また、産後、母子等に対して心身のケアや育児等のサポートを行い、安心して子育てできるよう支援する。	72,949	-	-	-	-		婦の健康の保持増進に役立っている。また、産後ケアについてサービスの充実を図ってきた		②見直し・改善
3	子とも若者支援課	乳児家 全戸訪 事業		保健師や助産師、赤ちゃん訪問員が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結び付ける。	6,750	-	-	-	-		支援が必要な家庭の把握や支援が迅速に実施できている。 また、第2子以降等の訪問については、専門職以外の訪問員が訪問することでコストの抑制を図り、適宜適切な支援を行っている。	への訪問し、必要なサービ	①継続実施

	訴	᠍ .		虫羲	事業概要と成果	R6	事	業の設定	E指標		評価・排	長り返り	今後の方向性	
N	。 所加	名)	事務事業名	事務業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日堙	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
33	子ども若者支援講		乳幼児健 康診査事 業		発育・発達の節目の時期に、発育・発達の確認、疾病や異常の早期発見及び 保健指導を行うことで、乳幼児の健康の保持増進、育児支援を図り、安心して 子育てができるよう支援する。	24,467	-	_	_	-		少子化に伴い3歳児健診の実	ており、実施に向けた検討	①継続実施
3:	子ども若者支援課		育児相談 事業		乳幼児を持つ親の育児不安や悩みに対して、育児・栄養・遊び等の相談を通して、安心して楽しく育児ができるように支援する。また、子どもの心身の発達等の相談に対しては、臨床心理士と保健師が相談に応じ、適切な支援に結び付けるなど支援する。	12	相談数(件)	4,500	2,405		対策としても実施。	子ども家庭センター(母子保健)を中心とした育児相談に加え、子育て支援センターでの育児相談を開始した。	ていく。	①継続実施
33	子ども若者支援課		母子訪問 指導事業		任娠、出産及び子育て支援のため、好産婦・未熟児を含む新生児・乳幼児の 世帯に保健師・助産師等が家庭訪問し、保健指導を行う。	21	-	1	ı	-		訪問をすることで、その世帯の育児環境に合わせた指導ができ、家族の健康増進、育児支援につながる。 援につながる。また、家庭内の状況が見られることで虐待のリスクも観察できる。		①継続実施
34	子ども若者支援課		母子健康 教育事業	0	妊婦や乳幼児の健康の保持増進を図るため、妊娠、出産、育児に対して必要な指導・助言を行い、母子保健に関する知識の普及を行う。	582	-	ı	-	-		教室として実施しているものについては、知識の普及に加え、参加者同士の交流の中で情報交換もできるため、育児支援につながっている。	きるよう、適宜内容や実施 方法など検討が必要と考	①継続実施

			東 柴 榧 西 し 代 田	R6	事	業の設定	2指標			長り返り	今後の方向性	
N	所属 (旧名	事務事業名 事務	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標		達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点		方向性
34	子ども若者支援課	不育症治療費助成事業	不育症や不妊症に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療等に要した費用の一部の助成を行う。なお、不育症については、不育症の診断後に実施した検査や治療に要した費用、不妊症については神奈川県の助成事業に上乗せをする形で助成を行っていたが、不妊症治療の保険適用化されてきていることから県が事業を終了したため、本市としても上乗せの助成事業を令和5年度をもって終了したが、本市として助成についての必要性の検討は必要だと考えている。	121	申請数(件)	3	1		不育症治療費助成事業につい て、母子保健事業として実施。	不育症について、治療費が高額になるため、経済的負担軽減の一助となる。	不妊治療費助成については、令和4年4月から保険適用となったとを受け、集りの特定不妊治療助成事業は終せ了となったため、市の上年の治療費は依然とした。先進医療の治療であることなら、県の助成も活合わせて全和7年度とりかであることなら、県の助成を活合わせて全和7年度より助を活合わせて全和7年度より助産・で東加り、であることなら、東の財産を活合が、東の財産といいて、東の地域が変換の場合であることとは、またのは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	②見直し・改善
34	子ども若者支援課	子ども若 者相談 援事業	児童及び妊産婦の福祉に関する家庭その他からの相談、及び、ひきこもりや若年無業者(ニート)など社会生活を円滑に営むことが難しい若者(30歳代まで)やその保護者からの相談に応じ、必要な調査、指導等を行う。また、小田原市要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関の連携による要保護児童等の適切な保護や支援を実施する。	43,423	-	-	-	1		集約したため、相談件数は増加している。現在、児童福祉と母子保健と支援について連携し、強化も図れている。	毎年相談件数が増加していることや、こども家庭センターではサポートプランを作成することが求められるようにことから、今後も専門職の増し上を図るともに、虐待予防に力を入れていく。	②見直し・改善
34	子ども若者支援課	早期発達支援事業	心理士や保健師が保育所などを訪問し、発達障がいが疑われる園児の指導方法などを保育士等に助言するとともに、関係機関との連携を図る。	1,901	巡回相談 実施園数 (園)	55	52		幼児健診、障がい児保育、就 学前の連携など、各関係機関 への助言指導を通して、市域 全体の子育て環境の充実を図 るため市が行う必要がある。	中、継続的に事業を実施するこ とにより、職員の質を高めるこ	保育士等が直接観察した児童だけでなく、他の児童	①継続実施
34	子ども若者支援課	養育支援家庭訪問事業	家庭及び養育の環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、家事、子育て等に不安及び負担を抱える子育て家庭並びに妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に対して訪問による家事、子育て等の支援を実施する。	470	適切な養育環境が 確保された 割合(%)	100	100	100.0%	家庭の孤立化が問題となって いることを背景として、児童の	効率性を向上させるため、直接 支援については民間事業所へ 委託し、市職員はコーディネー ト及び家庭の状況に応じて養 育支援を行っている。	本事業は、ヤングケアラーを含む家庭への支援も含まれることや、虐待のリスクのある家庭への支援の一つとして実施する事業のため、実績の増加が見込まれる。	②見直し・改善

	所属	事務事業名 事務	事業概要と成果	. R6	事	業の設定	E指標		評価・排	長り返り こうしゅうしゅう	今後の方向性	
N	。 (旧名	事務事業名業務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
344	子ども若者支援課	おだわらら子をといる。おおもおきません。おおまままでは、おおまままでは、まままままままままままままままままままままままま	妊娠期から乳幼児期・学齢期・青壮年期に至るまで、教育と福祉が連携した、ライフステージに応じた切れ目のない相談・支援を行うため「おだわら子ども若者教育支援センター」を設置し、相談者や施設利用者(つくしんぼ教室、城山教室、通級指導教室等)が安心して利用できる環境を整えるための施設運営を行う。	24,227	施設開設日数(日)	243	243		施設管理業務は子ども若者支援課と教育指導課の事業内容 を調整しながら行う必要がある ため、市が直接行う必要があ	令和5年度に相談室の増室、トイレの洋式化、入口自動ドア化などの施設改修に合わせ、省 エネを目的としてLED化を行った。清掃、電気点検、機械警	続費でエレベーターの改修を行う。 平成5年12月建設の建物であるため、経年劣化が見られる箇所は、資産経	①継続実施
344	子ども若者支援課	市障害児園施設「つくしな」選挙業	児童福祉法第6条の2の2第2項に定める児童発達支援サービスを専門の職員が提供することで、児童の情緒の発達や日常生活に必要な基本的動作の習得、集団生活への適応が進むよう支援する。また、保護者が子どもの障がいを受容し、子どもの発達に応じた子育でをするための援助を行う。利用児童のグループ保育だけでなく、個別訓練や相談支援等を合わせて実施し、発達段階に沿った支援の提供を行うとともに、関係機関と連携強化を図りながら療育の効果を高める。	80,608	通園児童 数(延べ人 数)	5,000	4,006		児童など利用者が増加傾向にあり、市の関係事業や民間事業者とも連携を取りながら実施していくことが必要である。	(支援、訓練、相談)の提供により、障がい児のより健やかな成長を促すとともに、安心して子育てできる環境づくりにつながった。	談支援等を合わせて実施 し、発達段階に沿った支援 の提供を行うとともに、関 係機関と連携強化を図り ながら療育の効果を高め	①継続実施
344	子ども若者支援課	保育所等 訪問支援 事業	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行う。 主に、つくしんぼ教室において児童発達支援サービスを利用している園児等を対象に、療育を専門とする保育士と臨床心理士等が保育所等を訪問して必要な支援を行い、つくしんぼ教室と保育園等の両面から療育効果の向上を図る。	2,391	実施回数	30	32	106.7%	稚園や保育園で、児が集団生活に適応していくために、職員が園を訪問して具体的、直接的に専門的な支援を行う。 児と	接を行い、つくしんぼ教室と保育 富等の両面から療育効果の	することにより、関係機関	①継続実施
34	子ども若者支援課	子育て短 期支援事業(ショート アイライト ワイライト ステイ)	児童を養育している家庭の保護者が病気、出産、冠婚葬祭、出張、育児疲れなどの場合で、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を施設において一時的に養育し、もって保護者の養育を支援を図る。	0	設置箇所数(箇所)	-	-	-	がりの希薄化に伴い、子育で 家庭の孤立化が問題となって おり、家族だけでは対応できな い状況を支援するため、宿泊		令和7年2月より事業を開始したため、令和6年度中の実績はないが、令和7年度以降に実績数の増加が想定されることから、受託可能な関係機関と調整を図る。	②見直し・改善

	-	<b>听</b> 屋	+ 24 + .W - = **	事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標		評価・振り返り		今後の方向性	
N	° (i	所属 旧名)	事務事業名 ***	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 効率性(費用 目的に対する事業自体の有効性) その他改善者	対効果)・	今後の事業展開	方向性
34	19	保育課	公立保育所管理	公立保育所の施設等の整備、給食の提供、職員の研修、賠償保険関係などを含めた施設の管理運営を行う。 令和6年度は、早川保育園の非常階段やプールの塗装・修繕や各園の遊具の修繕等を実施した。	3,951	修繕等計画(箇所)	45	53		安心して子育てができる環境づ くりを総合的に推進するため、 市有施設である公立保育園の 環境整備は市の義務である。 構等を実施した。 また、小破修繕に 産経営課と調整 縮、費用の節減さ	を勘案しなが 提択えるととも み計画的に修 こついては資 こ、期間の短	引き続き安全な公立保育 所の管理運営を行ってい く。	①継続実施
33	50		民間施設等運営養補助事業	国が定める公定価格(児童の年齢、教育・保育の必要量等の区分による基本単価及び処遇改善等各種加算)等により、各月初日の入所児童数に応じて国や地方自治体が直接施設に給付する。これにより、保護者の保育料負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整えた。.	5,255,554	保育施設数(施設)	72	90		民間保育所等の健全な運営と 入所児童の処遇の向上が図られるよう、施設に対する補助は必要である。 必要である。 とこれをである「幼児無償化」が実施され以降事業費及設数が大幅に増	場向上が図ら格に基づき事。 6。0月から国のの教育・保育のない。 5なたため、こび支給対象施		①継続実施
3:	51	保育課	教育·保育 関連事務	保育料の算定、納付書の発送及び徴収に関する事務であり、特に徴収事務については、納付の利便性の向上や滞納整理業務に努め、収納率の向上を図るとともに、保育所利用者の負担の公平性を確保する。 滞納者対策として、催告状の送付、電話催告を行い、納付を促した。	10	催告状送 付数(枚)	500	97		保育所等の利用に係る費用を め、平成25年度が 負担能力に応じて徴収すること 納よりも手数料か	からコンビニ収 、安価な口座	スマホ収納等を実施することで納付方法の多様化による納付者の利便性を向上させるとともに、未納分を分割納付にて確実に納付させることで滞納額の縮減を図る。	1
3:	52	育	教育·保育 施設等整 備事業	国や県の補助金を一部特定財源として、民間保育所における保育環境の向上を図る。また、待機児童解消のための保育所の創設や、「小田原市子ども・子育て支援事業計画」に基づく教育・保育の必要量に対する確保方策のための施設整備、大規模修繕などを行う場合に、その建設費の一部を補助し、園児が安全に生活できる保育環境を整備する。	142,230	待機児童 数(人)	2	3	66.7%	全国的な課題となっている待機 児童対策や保育の質の確保の ため、率先して取り組むべき事 業である。 子でもを安心して産み・育てる 環境を整備していくことは、保 護者の方の雇用状況や出生率 の回復などにつながるものであり、行政として責任を持って進 めていくべきものである。	業計画」や プラン実施計・保育の量の 教育・保育施 雰園の建て替	重数は4人であり前年度より1人増加している。また、 保留児童数は100人で前	①継続実施

	所属		事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標			<b>長り返り</b>	今後の方向性	
NO	所属 (旧名	事務事業名 事務	(事が自じ(1)自代に加がりが十次の主のがが)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	7 124 - 7 - 14124 1713	方向性
35	保育課	多様な保 育推進補 助事業	乳児保育、障がい児保育、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育等を実施する民間保育所等に助成する。	61,204	障がい児 保育費実施 動金設 ( 放 設)	20	23		多様な保育ニーズに合わせた 補助は必要である。		近年の発達障がいが疑われる児童の増加といった 課題に対応するなど、市内 の保育サービスの充実が 図られるよう民間保育所等 に必要な助成を行ってい く。	①継続実施
35	保育課	認可外保育施支援事業	認可外保育施設のうち保育面積や保育従事者の配置数等一定の条件を満たした施設が、県に届出をすることで就学前児童の保育を行うことができる届出保育施設に対し、児童の健康診断料、調理員担当職員等保菌検査、施設賠償責任保険経費について補助を行う。	132	補助対象施設数(施設)	3	2		康や安全衛生面での適切な保育水準を確保されるよう、市が補助を行う必要がある。		引き続き、事業を実施していく必要がある。	①継続実施
35	保育課・教育総務課	就学前教育·保育充 実事業	市全体の幼児教育・保育の質の向上に向け、公立・民間・幼稚園・保育所の職員参加により、子どもを主体とした質の高い教育・保育の推進を目的とする意見交換会を2回開催した。	72	質の向上 の取組参加 施設総数 (%)	63	58	92.1%	方」を策定し、幼児教育・保育の質の向上・確保の重要性を 踏まえ、公立の役割として、子 どもの主体性を育む教育・保育 を全市に拡大していくことや、	者の助言を交え、意見交換会 を実施することで、質の向上に 向けた取組を行う施設数を拡 大していく。令和6年度は、研 修の見直しを行い、参加者が	学識経験者からの知見を 交え、各教育・保育の現場 における工夫や新たなで、教育における工人で、大き における工人で、大き 組を共有し合性を正拡大を 経育をから選ばがあるい。 保護者のある質の高い幼児 教育・保施設で実践することを 目指す。	①継続実施
35	保育課・教育総務課	就学前教育·保育整 音·保育整 借事業	公立認定こども園整備については、令和4年12月に基本計画を策定し、令和5年度は、基礎調査である地質調査を行ったほか、設計施工一括方式による事業者を選定した。令和6年度は、基本設計、建設用地にある下中幼稚園の園舎解体、実施設計を完了し、園舎の新築工事に着手した。	140,418	整備進捗率(%)	50	50	100.0%	が、園児数の減少により適切な 集団規模での教育活動ができ 難くなっていることや、市外施設を 利用している間絶数を 利用している間を強が高整備が見 込めないことなどから、幼稚園 機能と保育所機能を兼ね備え た認定こども園を整備する。	いる公立幼稚園2園を統合するとともに、これまで地域になかった保育機能を追加する形で認定こども園1園として整備図るととで、新たに公立として、幼稚園と保育園の考えを合わせた認定こども園としての共通	令和7年度は、令和5年度に選定した設計施工一括方式(デザイン・ビルド方式)による事業者と新築工事を進めるとともに、令和8年4月開所に向け必要な駐車場整備や初度調弁、運営に係る体制等の整備を順次行う。	①継続実施

	正屋	* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	事業概要と成果	R6	事	業の設定	它指標		評価・掤	 長り返り	今後の方向性	
N	所属 (旧名)	事務事業名 事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
355	保育課	私立幼稚 園教育支 援事業	私立幼稚園(新制度未移行)に通園する幼児の内科検診、歯科検診が確実かつ効果的に実施されるよう、各私立幼稚園に対し健康診断の実施に要する費用の一部を補助する。	426	内科·歯科 検診事助 養園 園)	6	6		内科・歯科検診の実施に要する費用の一部を補助することは 各園における保健・安全に係る	内科・歯科検診補助金については、各幼稚園の園児数に応	内科・歯科検診補助金については、引き続き、事業を実施していく必要がある。	①継続実施
35	青少年課	青少年健 全育育成 等推進事 業	青少年未来会議では、青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策について必要な事項を調査審議するとともに、総合的施策の適切な実施を期するために関係行政機関相互の連絡調整を図る。令和3年10月に答申を受けて、令和4年10月から小田原市青少年未来会議に再編した。委員は学難経験者や公募市民な活為へ構成されている。令和5年度は、青少年未来会議内で協議を重ね「小田原市子ども若者の未来を支える方針」を策定した。そして、令和6年度は本方針を踏まえて、「小田原市こども計画」を子育て政策課にて策定したことから、「小田原市こども計画」の諮問を受けた「子ども・子育て会議」と合同で会議を開催した。「中生と育成者のつどいについては、中学生が意見を表明し、社会に参画する機会を保障するとともに、大人が中学生への理解を深める機会として開催した。併せて各種表彰事業も実施した。令和6年度は、令和6年12月7日(土)に、生涯学習けやきホールにて、第1部は中学生の主張発表、第2部は青少年善行賞等表彰式を行った。	706	青少年と育 成者のつざ い参加者 数(人)	300	211	70.3%	て、地方青少年問題協議会法第1条に規定する市町村青少年問題協議会となっており、市が実施する必要がある。 青少年と育成者のつどいについては、子どもの権利条約に基づく子どもの意見表明権、参画権を担保するものであり、褒章基金条例に基づき表彰も行うことから、市が実施することには妥当性がある。作品集等の媒体を通して、中学生の思いを知る機	青少年未来会議においては、委員が13人となっている。青少年問題協議会の委員が16人だったため、人数をスリ本化しながら学識経験者や公募市民の方など多方面の方に参画していただいている。青少年と育成者のつどいに関しては、学校関係者、青少年育成推進員協議会、各種関係はのはの協力により経費等、効率的に実施している。特に表彰に係る経費は、平成29年度より褒賞基金から繰入して得られている。	青少年未来会議については、 令和7年度より、「小田原市市こ ども計画」の事業で進歩を確認 していくため、「子ども・芳育て 会議」と「市少年未来会議」を 一体化し、「こども・若者施策会 一体にも、「こども・若者施策会 一体にも、「こども、「おいまでは、 語りなるの活機会の活り、 中学を通じ、するとを目的としているため、今後も、青少年に対する関心 を高めて、いく、とを目的としてが を高め、今後も、青少ながら継 続実施していく。	②見直し・改善
35	青少年課	子どもの 社会育成事 業	長野県飯田市の山間部にある電気と水道だけが残された廃村である大平宿に宿泊し、家庭や学校では経験できない生活体験を通して、自主性・自立心・協調性・創造性などの豊かな人間性を育むとともに、目まぐるしく変化する現代社会において、時代を生き抜く力と時代に共感する力を育む機会として非日常型体験学習事業を実施した。参加者は市内小学5・6年生の計35人であった。	2,278	参加人数	140	35	25.0%	事業である。対象者やサポーターとの地域や世代を超えた交流は、子どもたちにとって大	泊場所を民間施設にすることで、衣食住に関する手配は宿泊施設を管理する業者に全て泊施設を管理する業者に全てはせてある。従来の宿子業はそういった手間も全て職員が負担していたことから、効率性	宿泊場所である。 市の大平された場所である。 長野気とである。 長野気である。 長野気である。 長野気である。 長野気である。 長野気である。 長野気である。 長野気である。 長野気である。 はいないできない自立からができる。 は他のたちは他のちなった、子どササグラムる貴様での子やプを多い、 ま校の子やプをりい、 は他のちる。 またの子やガグラムる貴続さい、 は他のまる。 は他のちる。 はたの子やプラムる貴続さい。 はんなななな。 はんない。 はんない。 はんない。 はんなが、 はんなが、 はんのものもの。 はんのものものものものものものものものものもの。 はんない。 はんなない。 はん。 はんない。 はんない。 はんない。 はんない。 はんない。 はんない。 はんない。 はんない。 はんない。 はんない。 はんない。 はんない。 はんない。 はんない。 はんない。 はんない。 はんない。 はんない。 はんな。 はんない。 はんな。 はんない。 はんな。 はんな。 はんな。 はんな。 はんな。 はんな。 はん。 はんな。 はん。 はんな。 はんな。 はん。 はんな。 はん。 はん。 はん。 はん。 はん。 はん	①継続実施
366	青少年課	青少年指養 導者業 成事業	「指導者養成講座」を開催し、コミュニケーションやリスクマネジメント、グループづくりなど実践的な研修を実施し、指導者として必要な知識や技術の習得を図り、地域での青少年育成に係る担い手を育てることを目的とした事業。なお、研修受講者は、本市が実施する体験学習や指導者派遣事業(市内小学校の宿泊体験学習への派遣)において指導者として活躍する。令和6年度は、指導者養成研修事業については年間を通じ7回実施(内1回中止)した。指導者派遣については指導者養成研修を受講し、指導者に育った人材を、市内小学校22校に派遣することにより、体験学習の充実を図った。また、青少年リーダー育成事業として、研修等を通じ、学校や学年の異なる仲間の輪を広げ、自主性、自立心、協調性、積極性などリーダーとして必要な意識を育て、地域における青少年活動のリーダーを養成する。青少年リーダーである中学生から高校生を対象としたジュニアリーダー、さらには18歳以上を対象としたユースリーダーにつながる青少年リーダーの育成を図る。	998	受講者数 (人)	50	48		援・指導者育成指針」に基づき、 県・市・団体がそれぞれの立場 から協働し、指導力を養成するも を支援する市の関与は事業とのであり、市の関与事業との連携が深へ、 ま業との連携が深へ、としていくスキームとしていると言える。 機能していると言えるの、 機能していると言えるの、 機能していると言えるの、 が関与して取り組むことは必ず 関与して取り組むことは当	指導者養成研修については、受講生から負担金を徴収しており、研修材料費も必要最小限に努めるとともに、安価な報酬にて著ストを抑え効果的な取組に努めている。また、ジュニアリーダー、ユースリーダーとも、自らの年会費を担っている。地域少年リーダー接成講座については、参加者からの適正な負担金を徴収し必要最小限の経費で運営している。	相導者養成研修事業の内容を精査し、 毎年、魅力ある充実した事業に対して 毎年、魅力ある充実した事業に対して と及び実践の増の提供を保につなげて いく。また件せて現指等の確保のスキルウ、 参加者のニーズに合かせ上で組広い研 が内容を設定し、参加者の拡大を図 る。なお、指導者派についることが、 が関係していることが、 を加者の拡大を図 る。なお、指導者派についることが を関係していることが を関係していることが を加者の拡大を図 る。なお、指導者では構造についる までの研体の委託事業とする。 は、 はで育成した人材が、成長しても地域 にとどまり、まちつくりの主体となるため に来められる、参画力・社会ニアリー 「ことが、 に来められる、参画力・社会ニアリー 策と子どもの架け橋として、各種事業 に活動してもらう。	①継続実施

	所屋	事務事業名 事務	事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標		評価・排	<b>辰り返り</b>	今後の方向性	
NO	所属 (旧名)	事務事業名業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
36	青少年課	子どもの 居場所づく り事業	令和4年度から補助事業として実施することとなった子どもの居場所づくり事業は、子どもが安心できる多様な居場所が確保されていることは青少年健全育成上、極めて重要であることから、学校や家庭以外の子どもの居場所づくりを支援する事業である。令和6年度は令和5年度に補助金を交付していた6箇所の居場所に加え、新たに4箇所の居場所に補助金の交付を行った。また、同じく令和4年度から補助事業として実施することとなった情報発信支援事業は、PTAや子ども会など、子どもに関連する地域の活動情報を集約し、発信する取組を支援することで、各団体の事業の活性化につなげ、地域における子どもを取り巻くネットワークの強化を図ることを目的とした事業である。令和6年度は、6地区において情報発信活動が実施された。	1,371	実施地区数(地区)	25	17	68.0%	地域主体の事業であるが、事業の継続と他の地区への広がりを支える意味において行政支援が必要である。子どもの居場所所づくり事業は、そ果開にないており、様々な体験活動や地域自主との交流を通じ、子ともたちの口る。最初では、一大のないは、一大のでは、一大のいいは、一大のいいは、一大のいは、一は、一は、一は、一は、一は、一は、一は、一は、一は、一は、一は、一は、一は	子どもの居場所づくり事業は、 年間の事業計画、規模、内容 の実費相当額程で事業が実施 されており適切である。 また、情報発信支援事業は、 情報の集約・編集、印刷等、実 費相当額で事業実施を行って おり適切である。	子どもの居場引きないない。 民館等をもできます。 民館等をも模点の主にないる。 民館等をもも模点の主にないる。 との東にあったく。 また、情報を、実についている。 また、情報を、実会と地でいている。 また、もでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないででは、まないのでは、まないのでは、まないのでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないでは、まないは、まないは、まないは、まないは、まないは、まないは、まないは、まない	①継続実施
36	青少年課	はたちの つどい開 催事業	20歳という区切りを迎えるに当たり、社会人の一員に仲間入りを果たすことを祝福、激励し、大人としての自覚を持つことを促すとともに、友人との交流の場としての役割を果たし、小田原での思い出を語らう場を提供することを目的とした事業。年度内に20歳となる対象者から募集した「はたちのつどい運営委員会」を組織し、「はたちのつどい」を令和7年1月13日に小田原三の丸ホールで開催した。ホール客席数1105席に対して、対象者数が1696人であったため、市内を酒匂川の西側と東側に分割し、午前と午後の2回開催(式典のみ)とした。	1,041	参加者数 (人)	1,000	1,218	121.8%	り、行政が関与して取り組むこ とが妥当である。	運営委員会が企画・運営することで、目的をもった式典が開全されている。式典当日は、安全確保の必要性から、委託警備協力を得るほか、青少年育成推進員やユース・リーダーズ・クラブなどの多くのボランティアを活用し、最小限の経費での安全確保に努めている。	でなく、市内在住の「20歳」 の人が一堂に会し、小田 原市で過ごした思い出を 語らう場を提供しており、 今後も「20歳」を迎える人	①継続実施
36	青少年課	青少年関 係団 援事業	青少年育成推進員協議会は、青少年の健全育成及び非行防止を図り、地域の青少年健全育成の指導者的立場となる青少年育成推進員を設置するともに、同推進員の資質の向上と相互の連携を図ることを目的に設置され、行政側は同協議会の活動について支援を行った。また、地区健全育成組織は、地域ぐるみの青少年育成活動体制を確立し、青少年の健全育成及び非行防止活動を推進するため、各地域の青少年健全育成組織(市内各地区青少年健全育成組織(現24地区))が行う地域活動について世帯数に応じた活動費の補助を行うとともに、事務局として活動を支援した。また、子ども会支援事業は、子どもたちが安心して集い、活動できる場づくりなど、子どもたちの健やかな成長の空間を形成することを目的とした事業であり、次世代を担う子どもたちの健やかな成長の空間を形成することを目的とした事業であり、次世代を担う子どもたちのゆの健全な発達を促進するために、様々な活動を行っている市子ども会連絡協議会への活動費の補助や活動支援などを行った。なお、例年、市子ども会連絡協議会への活動費の補助や活動支援などを行った。なお、例年、市子ども会連絡協議会への委託事業(青少年交流事業「チャレンジアンドトライ」、スポーツ、レクリエーション競技及び文化発表を行う「ふれあい子どもフェスティバル」)により、学区を越えた交流の機会を設け、より広い視野とコミュニケーション能力を育むことを目的とした事業を展開している。	5,801	補助金(千円)	1,525	1,494	98.0%	においく、地域でナともがデキを超えた州間との関係性を築く、基礎的なコミュニ ディーであり、活動の活性化を市が支援することには妥当性がある。そうした中、市子 ども会連絡協議会は、地域における子ども たちの心身の健全な発達を促進するととも	していくことは、地域の大人が地域 の子どもを見守り育てるという本市 の目指す姿の実現に寄与してい る。 地区健全育成組織は、組織の規 模に応じた補助金の交付が、地域	育成活動の牽引役となるよよう、引き続き、青少年育成推進員の資質向上に向け、協議会活動を支援していべ。地区健全育成組織は、市内の先進的な取年育成活動を支援している。 東と活性化が見いれるよう、引き続き支援していく。	①継続実施
36	産業政策課	企業誘致促進事業	市内に企業等を誘致するとともに、操業基盤・環境を整えることなどにより産業の振興を図ることで、市内企業の拡大再投資を促し、流出を防止することにより、地域経済の活性化に寄与するとともに雇用の場を確保し、人口増加を図る。そのため、県や土地所有者と協力し企業立地フェア等の各種イベントに参加し企業誘致推進条例に基づく優遇策や市内の工業用地を周知し、工場・研究所等の誘致活動を行っているほか、都内にあるビジネス・プロモーション拠点でのイベント等を行い、市の魅力や支援制度の紹介を行い、、事務系オフィスの誘致に努めるとともに、進出希望企業の産業用地のマッチングを行っている。令和6年度は、企業立地フェア等のイベントで30社に対しセールスを行ったほか、電話等の問合せで30社に対しセールスを行った。また、ビジネス・プロモーション拠点での活動を通じ500社と交流を行った。これらの活動により、企業誘致推進条例に基づく支援が5件、オフィス賃料補助金の支援が21件、リノベーション補助金の支援が3件あった。	135,591	立地セールス企業数(社)	550	560	101.8%		紹介を行ったことで、企業の立地が進んでおり、今後の税収増加が期待される。また、ビジネスプロモーション拠点となっているWeWorkのコミュニティを利用し、効果的に小田原市の	引き続き企業誘致推進条例に基づく優遇策や市内の工業用地を周知し、工場・研究所等の誘致活動を行っていく。また、点の系列などを通じて、一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一次の一	①継続実施

	所屋	事務事業名 事務	事業概要と成果	. R6	事	業の設定	E指標			<b>辰り返り</b>	今後の方向性	
NO	所属 (旧名)	事務事業名業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)		R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
36	産業政策課	新しい働き 方に対応 した企業 誘致推進 事業	都心の企業等の関心を小田原に向けることを主眼に、WeWorK渋谷スクランブルスクエア内のビジネスプロモーション拠点で活動している。また、地域課題を解決するために、市内で活動する企業の施設利用費や交通費を支援し、企業誘致につなげていく。令和6年度はWeWorkの渋谷スクランブルスクエア他、都内各拠点において、市のPRを行った。またその一環で、小田原市の魅力を体感してもうらための小田原訪問ツアーを実施した。	2,262	イベント開催・参加(回)	12	20	166.7%	従来の企業誘致に捉われず、 本市の魅力や施策を積極的、 効果的に発信し、本市に興味 をもってもらい、新しい人の流 れをつくることは有効と考えら れる。	ビジネスプロモーション拠点であるWeWorKに入居することで、そのコミュニティを利用して、効果的に本市のPRを行い、誘致につながっている。令和6年度末までに、延べ3,800人以上の入居者に対しかにか、近いよる実証実験の受入来でした。でによる実証実験の受入れ業連携数は47件を数えるとともに、誘致につながった。		②見直し・改善
36	産業政策課	市内企業交流事業	市内の大手企業事業所との意見交換を介して経済動向や操業環境維持・改善の状況把握に努めている。そのため、「企業市民まちづくり協議会」の開催や経済部職員による企業訪問などを実施するほか、事業所のワンストップサービス窓口として、各種相談受付や橋渡しなどを行い、解決を支援している。令和6年度は「女性活躍推進施策について」をテーマに行政から会員企業へ情報提供を行ったほか、会員企業からも取組を紹介していただくなどして、情報共有や意見交換を行った。	0	企業市民 まち議 協数(回)	1	1	100.0%	大手企業によるまちづくりへの 取組や参画は重要かつ影響力 があるものであり、定期的に情 報交換の機会を得義である。ま 行政にとつて有意である。ま た、企業の事業展望や本市の まちづくりへの意見を行政は関 係を築くことにより、流出防止 にも一定の効果を発揮している と考えられる。		企業から市政に対する意見や、操業に関する相談 等を直接聞けるとともに、 市の施策をPRできる貴重な機会であり、有効に活用 していく。	①継続実施
36	産業政策課	起業家支援事業	地域産業の活性化を目指し、その新たな担い手となる創業者の発掘と起業家支援のための、創業・経営相談、起業スクールなどを手掛け、更なる雇用の創出を図る。 小田原箱根商工会議所による「小田原箱根起業スクール」には、38人が参加し、そのうち10人が既に起業している。創業支援等事業計画に基づく創業支援においては、支援対象者193人のうち、67人の創業者を輩出し、一定の成果を上げた。	3,500	創業者数 (人)	60	67	111.7%	「小田原市創業支援等事業計画」に基づき、市、金融機関、 商工会議所等と連携し、包括	画」に基づき、創業支援等事業 者と連携しながら、支援を継続		①継続実施
36	産業政策課	新しい働き 方推進環 境整備事 業	新しい働き方である、コワーキングスペース、シェアオフィス、ワーケーション施設などを使ってテレワークができるよう、環境整備を推進することで、交流人口の拡大、人口増を図るため、令和3年8月に、小田原箱根商工会議所、金融機関等と公民連携で発足した「新しい働き方に関する協議会」を運営し、新しい働き方・暮らし方の推進施策について、協議・検討してきた。令和4年9月に協議会の意見を集約した「ワーク・プレイス・マーケット」がスタートしたことを協議会のひとつの区切りと捉え、今後は必要の都度支援策や推進施策を協議する場として開催していく。	0	協議会開催(回)	-	_		あるため。	め、市内経済界において多忙 な方たちを構成員としているこ とから、招集は必要最小限にと	協議会で意見集約された「ワーク・ブレイス・マーケット」が令和4年9月にオープンにより、必要が生じた際に開催する。	②見直し・改善

	所属	事務事業名事務	事業概要と成果	R6	事	業の設定			評価・排		今後の方向性	
	所属(旧名	事務事業名	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
3	9 産業政策課	新しい働き 方拠点運 営事業	令和4年9月にオープンした起業家、事業者をサポートする拠点Work Place Market ARUYO ODAWARA施設において、小田原への新しい人の流れを作るとともに、オープンイノベーションや新たなビジネスモデルを創出し、地域経済の活性化、関係人口増加を図るため、人と情報が集うコミュニティを拡大し新しい働き方を推進した。各種イベントや交流会、ビジネス相談により、事業者や起業者、移住者のコミュニティが生まれ、事業課題の解決や、事業の具体化、実現につながっている。	31,834	事業マッチング(件)	36	51	141.7%	新しい人の流れを創出し、市内 の場合、居住する可能性のある 人を掘り起こし、地域経済活性 化に寄与するため。	起業支援に取り組む神奈川県	拠点の利用は個人が多いことから、事業者の参加も 促すとともに、ビジネス相 談は、市外や都心からの 相談が少ないため、広域 の周知に努める。	①継続実施
3	産業政策課	等環境整 備事業	勤労者に係る、労働環境の改善、福利厚生の充実、生活の安定と向上を図るため、労働団体支援事業、勤労者福利厚生活動支援事業、勤労者融資支援事業等を実施する。 労働環境の大きな変化に伴い、新しい時代に即応できるよう勤労者の知識の習得を図り、労働環境の向上に資するために労働講座を開催し、労働に関する問題や制度変更について、労働者、使用者、市民等の理解を深める。令和6年度については、年収の壁、パートの社会保険など最近のトピックを講座内容として実施した。	107,199	講座の出席者数(人)	30	25	83.3%	働者・使用者であるが、市民全般も対象としており、無料で利害関係がない講座は民間では見当たらないため、広く労働環境の向上に寄与するものとなっている。	者・使用者等にとって身近な内	を前提とした事業展開を継	①継続実施
3	産業政策課	若年者雇 用支援事 業	若年者の正規雇用に向けての就労支援を行うためのセミナー、就職面接会、合同企業説明会を開催するほか、域外の若年者を対象に、小田原や市内企業で働く魅力をSNSで情報発信する。これらの機会を通じて、地元企業の魅力を学生・生徒等に知ってもらい、将来自らの適性に照らして職業を選択する際の参考にしてもらうとともに、若く、熱意あふれた人材を地元にひきつけ、地域の経済・産業を活性化へとつなげていく。高校1・2年生を対象とした「ジョブスタディ〜高校生と企業の交流会〜」については、会場で実施したほか、出席できなかった生徒向けにその様子を、後日、動画配信した。	679	参加生徒数(人)	80	37	46.3%	で、若年者と企業の効果的なマッチングを促すことは、若い活力を地域の活性化につなげることに寄与するため。	原公共職業安定所と共同で開催し、事業効果・効率性を高めている。 会場参加できなかった生徒に対しセミナー部分を動画配信した他、コロナ禍前規模に近づけ	率の高い事業として定着 を図りたい。 地元採用を希望している	①継続実施
3	産業政策課	中小企業 経営支援 事業	市内中小企業の経営支援を行い、企業の健全な発展と地域経済の活性化を図ることを目的に、産業政策課内に経営改善相談窓口を開設し、中小企業診断士が市内中小企業者に対して経営に対する無料相談を実施した。	3,100	相談件数(件)	260	347	133.5%	対し、新規事業展開や各種補助情報等の相談に応ずることにより、市内経済の活性化を図るために、専門家の知見を活かすことは有効であるため。	起用し、相談者に寄り添った的	度や事業効率を高める事	①継続実施

			*	古坐柳市に代田	R6	事	業の設定	₹ 指標		評価・振り	り近り	今後の方向性	
1	o (IE	所属 日名)	事務事業名 事務	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)				達成 割合		効率性(費用対効果)・		方向性
3	73 j	産業政策課	中小企業融資等支援事業	中小企業が融資を受ける際の債務保証のため、信用保証協会に支払う信用保証料への助成と金融機関への預託による中小企業小口資金融資の活用により、市内中小企業経営の体質強化と健全な発展と促進を図る。金融機関及び信用保証協会と連携し、事業を円滑に実施できた。保証料補助件数は、289件であり、そのうち、市中小企業小口資金融資実績は144件であった。		信用保証料補助件数(件)	_ 目標			信用保証料補助金は、金融信用力が乏しい中小企業者の資金繰りを支援するためには必要であり、中小企業小口資金総資は市独自の融資制度を設けることで、市内中小企業者に認	或少したが、コロナ前と同水準 D対象者に補助を行い 事業	中小企業者の健全な発展 のため、融資制度を継続 するとともに、信用力・担 保力等が弱い中小企業者 の負担を軽減する信用保 証料補助金制度を継続す る。	①継続実施
3	74 j	産業政策課	小田原箱会営業補助事業	経営相談、指導にノウハウを持つ小田原箱根商工会議所が実施する各種事業等に助成を行うことで、中小企業の経営強化を図る。補助事業の実施により、市内中小企業者への経営支援、また商工業の振興に寄与した。また、商工会議所とは、各事業内容を含めた中小企業支援について、定期的に情報共有や意見交換を行い、令和5年度にから始めた副業人材活用支援事業の支援も継続した。	12,470	補助金額(千円)	9,770	12,470	127.6%	的融資相談、就職相談、創業 支援、経営者に対する経営指 針の指標となる情報提供等を 実施することにより、市内中小 企業者に密着した支援期間と して役割を十分に果たしてい る。	市内事業者は、コロナ禍を経て 所たな事業展開を図っており、 高工会議所は令和5年度から こうした事業に取り組む事業者 に取り組むる人的支援として副業と 人材活用事はに取り業を支援といる。また、小田原箱根商工会援 に、また、小田原箱根商工会しながら、効率的に市内商工業の の外の資源等を活いしながら、効率的に市内商工業の の発展を図ることで、地域の商 に業振興に寄与した。		①継続実施
3	75 j	産業政策課	市橋商工会運業助事業	経営相談、指導にノウハウを持つ小田原市橘商工会に助成を行い、中小企業の経営強化を図る。 補助事業の実施により、中小企業者への経営支援、また商工業の振興に寄与した。 各事業内容を含めた中小企業支援について、定期的に情報共有や意見交換を行い、事業を円滑に進めた。	935	補助金額(千円)	935	935	100.0%	ならではの密着した相談・指導 機関としての役割を果たしてい る。		引き続き、適切に事業を実 施する。	①継続実施
3	76 i	産業政策課	地域経済循環型住宅リフォーム支援事業	市内施工業者による住宅リフォームを実施した市民に対し、地場産品等の商品を進呈(カタログギフト方式)することにより、市民の消費を促し、地域経済の活性化の向上を図る。 定員を上回る申請があり、事業実施の結果、地場産品のPRに貢献し、地域経済の活性化にも一定の効果が生まれた。	2,584	リフォーム 支援数 (件)	50	48	96.0%	品提供事業者」の間で経済が 循環する本事業は、「住宅リ	助金ではなく地場産品等を進 呈することで、地場産品等活用	補助金ではなく地場産品等の進呈による方式を継続していく。事業実施に際しては、地場産品等の提供業者を増加していくことで、市民が利更なる地域経済の循環を図っていく。	①継続実施

	176	· · · · · · · · · · · ·	事業概要と成果	R6		業の設定	官指標		評価・扱	最り返り	今後の方向性	
1	。 所	事務事業名	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日輝	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
3	産業 第 第 第	地場産業 団体活動 支援事業	市内における伝統的な地場産業界の振興を図ることを目的に、(一社)箱根物産連合会、県工芸産業振興協会、地場産業振興協議会に対し、後継者育成や技術の継承、販路開拓などの事業に対し助成した。これにより、技術研鑽のための研修会の開催や物産展への参加、情報発信等が行われた。	853	研修会等開催回数 (回)	1	1		各業界が行う伝統的な技術の 継承、後継者の育成、販路の 開拓などの事業に対し支援す ることは、伝統的産業を守り、 地場産業を振興していくために	地場産業界を振興するために は団体等との連携が不可欠で あり、市が事業費の一部を助 成し、民間が事業を展開すると	引き続き、各団体等と連携 して後継者育成や販路開 拓を進めていく。	①継続実施
3	産業 政策 課	伝統的工 芸品産業 産地組合	伝統技術を後世に継承するため、伝統的工芸品産業産地組合に対し助成することで、後継者育成、需要開拓、普及啓発等の団体が行う事業を支援する。小田原漆器と箱根寄木細工は、昭和59年に「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」に基づく「伝統的工芸品」に認定されており、組合が後継者・従事者研修事業や需要開拓事業を行ったことにより、伝統工芸品だけでなく小田原地方の木製品全体のイメージアップに大きく寄与した。	353	研修会等参加者数 (人)	30	35		企業であり、各種研修会や販路開拓などの事業を単独の財源 実施することは困難なため、組合組織に対する支援は必要不可欠である。	伝統的産業を振興するためには団体等との連携が不可欠であり、市が事業費の一部を助成し、民間が技術の継承や需要開拓などの事業を展開するという分担ができているため効率性は認められる。	後継者・従事者減少等の 課題解消に向けて各団体 との連携を継続していく。 特に小田原漆器は、職行 が高齢化している一者手の 減少により若手の 素要のや事業継続が困難な 状況にあり、技術を継承し 産業自体を継続するため に組合と連携しながら対応 していく。	①継続実施
3	産業 第 79 第 課	産業発展 功労者表 彰事業	市内事業所に永年勤続し、本市産業の発展に寄与した勤労者並びに永く技能関係の同一業種に従事し、その職種に功績のあった者を表彰し、広く顕彰する。令和6年度は、優良産業勤労者46人(商業35人、農業10人、水産業1人)、技能者11人(技能功労者3人、優秀技能者5人、青年優秀技能者3人)を選出し、表彰を実施し、産業発展及び技能者の社会的経済的地位の向上に一定の効果を上げた。	299	優 良 労 技 表 表 (人)	50	57		の産業の発展と、技能者の社	市内産業の発展や、表彰者の モチベーションアップを図ること ができた。	産業勤労者、技能者の称 賛の場として、当面は事業 を継続し、各産業、業種の PRにもつなげていく。	①継続実施
3	産業政策課· 商業振興課	地場産業 PR支援事 業	本市の伝統的な地場産業の振興を図ることを目的に、「小田原城名物市」や「小田原箱根 木・技・匠の祭典」、「菓子祭り」、「かまぼこ桜まつり」やなど、各業界が行う啓発イベントに助成することで、小田原固有の伝統的な産業や技術などを広く発信し、観光と交流を軸とした需要の拡大を目指す。令和6年度は、小田原城名物市(オダワラオープンマルシェ)(5/3~5)は140,000人、菓子祭り(2/15・16)は10,000人、かまぼこ桜まつり(3/30・31)は55,000人の来場があった。。また、地場産業振興協議会と連携し、首都圏を中心に「小田原の観光と物産展」を開催しているが、令和6年度は、旧芝離宮恩賜庭園(11/4)や東京交通会館(3/15・16)で出展した他、インバウンドを狙った新たな取組として、恵比寿ガーデンプレイスで開催されたエビスマルシェ(3/9)に出展し、国内外に向けて本市のものづくりと観光情報を発信した。		イベント入り込み客数(人)	115,000	205,000		であり、市民への認知度の向	民間がイベントを展開する仕組 みが定着している。各イベント には安定した集客力があり、地 場産業のPRは効果的に行え	イベントの開催方法や告知方法など、効率的な展開ができるよう実行委員会などと連携を深め、役割分担を明確にしながら進めていく。	①継続実施

	ne.	<b>-</b> =		事業概要と成果	R6	事	業の設定	E指標			 辰り返り	今後の方向性	
٨	٥ (III	f属 3名)	事務事業名 事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
3	31 II	業 政 策	各種展示 会·見本市 出展補助 事業(販路 開拓事業)	市内経済の好循環のために、地場産品の販路拡大や需要拡大を目指し、各種展示会や見本市への出展に対して支援を行う。 箱根物産連合会が取りまとめて出展する国際的な見本市である「東京インターナショナル・ギフトショー」へは、令和6年度は3事業者の出展があった。また、令和4年度から新設した中小企業等販路開拓事業補助金を活用した展示会や見本市への出展については、13事業を見直し、地場産業PR支援事業の中で整理することで、3/9に恵比寿ガーデンプレイスで開催されたエビスマルシェに出展し、インバウンドに向けた取組を実施した。	3,664	展示会・見本市出展本事業者(社)	10	18		中小企業や個人事業者が販路 を開拓し、地域経済の好循環	展示会や見本市への出展を、市が費用の一部を助成することにより、事業者の経費負担の	中小企業等販路開拓事業 補助金の継続を希望する 事業者が多いため、予算 の執行状況を確認しなが ら必要な予算確保に努め ていく。	①継続実施
33	32 <b>』</b> 分	未	ものづくり・ デザイン交 流促進事 業	若手を中心とした工芸職人と現代アート作家で構成される団体「ものづくり・デザイン・アート」の活動を支援する。 夏休みの期間中に子どもを中心とした体験教室の開催、ものづくりと芸術がコラボレーションした展示会の開催を通じ、市民や観光客に対し、小田原のものづくりをPRし、小田原のブランド力の向上、地域経済の活性化及び地場産業と文化・芸術の振興に寄与している。 令和6年度は、ハルネ小田原を会場にものづくり体験教室を8/1~5までの期間で開催し、600人の参加があった。また、展示会である「もあ展」については、3/20~30に皆春荘で開催し、810人の来場があった。	0	イベント来場者数(人)	500	810		小田原のものづくりを身近に体験できる機会を創出しているほか、現代アート作家の参加により、文化振興との相乗効果も見込めるものである。	費を徴収することにより、現在は経費面において自立運営と	市は側面的に支援しながら、引き続き、体験教室や展示会を継続していく。	①継続実施
3	33 ‡	振	市商店街車合会補助事業	市内の各商店街を統轄する小田原市商店街連合会の運営、及び連合会がスケールメリットを生かして行う各種事業に対して助成することで、市全体の商業活性化を促進する。令和6年度は、市商店街連合会が実施した商店街フェアの「商店街にぎわい創出事業」、及びインターネット事業や一店逸品運動事業などの「商店街魅力アップ事業」に対する助成を行った。	6,011	集客事業数(件)	2	2	100.0%	ことで、商店街の横断的な事業の実施や、新たな商業活性化策の検討・実施につながり、ひいては商業の持続性を高め、市民の生活を支え、また豊かにすることができるため、市が	メニューを設けていたが、市商 店街連合会が社会情勢の変化	することで、事業成果を向上させるとともに、商業者が商店街や商店街連合会	①継続実施
3	34	振	商店街団体等補助事業	①地域商店街団体等が実施する活性化事業や持続可能な商店街づくり事業に対する助成を行う。 ②地域商店街団体が設置・管理している街路灯等の電気料への助成を行う。 令和6年度は、活気ある商店街づくり事業費補助金15件、持続可能な商店街づくり事業費補助金18件、計33件の補助事業を23団体に対して補助金を交付した。 また、街路灯を維持管理する17団体に対して、街路灯等電気料負担に係る助成を行った。	24,447	補助金額 (千円)	27,573	24,447	88.7%	大変重要であるため、各商店 街が実施する事業を支援する ことは必要かつ有効的である。 また、商店街団体が設置・管理 する街路灯は、商店街至連行 又は利用する住民の安全性に 寄与していることから、電気料 への助成は妥当である。	で、各商店街の電気料負担、またそれに対する市補助金の低減を図っている。 とED化に伴う改修費用については、 持続可能な商店街づくり事	商店街団体が取り組む活性化事業について、これまでの主流であったへ、過性のイベント事業から、商店街が地域コミュニティの核となって持続的に取り組む事業へのシフトも視野に入れて、地域における核となる「暮らしを支える商店街」について検討していく。	②見直し・改善

	品戶	届	★ 3 大 ★ 3 大 ★ 義	事業概要と成果	R6	事	業の設定	定指標		評価・扱	長り返り	今後の方向性	
٨	。所旧	名)	事務事業名 事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日堙	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
3	35 排		空き店舗 利活用促 進事業	中心市街地の空き店舗対策については、施策展開の基礎資料とするため、商店街を構成する店舗等の業種や空き店舗数等について調査を行う。また、令和3年度に「空き店舗等利活用促進事業補助金」を新設し、設備の老朽化等を理由に貸し出されない空き店舗等の所有者に対し、店舗として貸し出すため必要となる経費の一部を補助するなど、空き店舗等の利活用を促出していく。今和5年度には小田原駅周辺エリアに加え箱根板橋駅、南町周辺エリアを拡大したものの、令和6年度の補助金活用実績は小田原駅周辺エリアにおける2件であった。	2,660	空き店舗数 (店舗)		266		中心市街地エリアにおける空き店舗の実態を把握し、補助事業をはどめ、その利活用を促進することは、本市の商業振興やエリア価値の向上に向けて重要であり、行政が率先して取り組むことは妥当である。	空き店舗対策において、膨大な数の店舗・事務所の実態を 調査するには、専門知識と技	「空き店舗等利活用促進事業補助金」により、空き店舗等の利活用を促進していく。事業の実施に当たっては、空き家・空き店舗の対策や利活用に関する庁内関係課とも連携し、意見・情報交換しながら進めていく。	②見直し・改善
33	36 掛	辰 興	中心市街地商業振興事業	なりわい文化の魅力を発信し、中心市街地の回遊性向上や街なかの賑わい 創出、地域産業の振興の促進を図るため、地域に根差した老舗を街かど博物 館として認定し、資料展示や解説を行い、各館を巡る街かど博物館体験ツ アーなどを実施している。認定博物館のうち、なりわい交流館はかまぼこ通り 周辺地区における回遊拠点となっている。 令和5年度に認定した「ハチミツ養蜂博物館」を含め18館の街かど博物館を運 営し、観光課によるアニメ作品とタイアップしたスタンプラリーのスポットになる など、新たな誘客・回遊策にも取り組んだ。 街かど博物館体験ツアーについては、予定どおり5回開催。 なりわい交流館の来館者数は、耐震改修工事の着工に伴い臨時閉館となっ たことから、減となった。	28,362	なりわい交 流館の来 館者数 (人)	40,000	20,314	50.8%	活性化、歴史資源を生かしたまちづくりを進めるうえで重要な施設である。また、街かど博物館についても様なかの回遊性、中心市街地の活性化に寄与する事業である。	魅力を一層高めていけるよう、令和2年度にプロポーザル方式を 導入し事業者を選定した。これに	オープンに向け準備を進める。	①継続実施
3	37 排	<b>奇</b> 業 辰 興 果	小田原地下街管理運営事業	小田原地下街「ハルネ小田原」は、地域経済の振興と中心市街地の活性化の拠点として、地域資源の活用や回遊性の向上など、新しい価値を備えた公共公益的空間を創出する施設であり、周辺商店街や観光施設を始めとする中心市街地、さらには小田原市全体の活性化に寄与することを目的として事業を実施している。 施設は公共公益機能と商業機能を併せ持ち、タウンカウンター(街かど案内所)や広場を活用して、市民や観光客に向けた地域情報の発信や多様なイベントを行うとともに、商業テナント出店により、地場産品やそれらを活用した商品などの販売、飲食サービスの提供を行うことで小田原の魅力を伝えている。	658,097	館内流動客数(人/日)	40,000	34,983	87.5%	に都市計画決定された地下歩道も配置されていることから、管理は市が行わなければならない。また、商業施設としての利用者が定着しており、通路としての利用者も多く、地域経済	民間事業者に一部業務を委託 し、緊密な連携を図りながら、 効率的な運営を行っている。ま た、毎年度、外部評価となる小 田原地下街運営評価委員会か らの答申を受け、事業運営の 見直しを行いながら計画的な 事業運営に努めている。	及び中心市街地の活性化	②見直し・改善
3	38 排	灰 配	地下街事業特別会計への繰り出し	小田原地下街施設の公共地下歩道の維持管理や、タウンカウンター(街かど案内所)の運営といった公共公益機能の管理運営などを行うために、一般会計から地下街事業特別会計へ繰り出しする。	227,464	総合計画 における費 (千円)	478,786	227,464			備等の公共部分の改修について市債を財源としたこと、緊急性を考慮した上で改修実施時期を見直したことで一般会計繰	地下歩道やタウンカウン ター(街かど案内所)に加 え、期日前投票所等市民	①継続実施

	所属	事務事業名 事務	事業概要と成果	R6	事	業の設定	E指標			<b>辰り返り</b>	今後の方向性	
NO	所属 (旧名)	事務事業名業務的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)		R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
389	商業振興課	食による商店街活性化事業	地元食材や伝統工芸を活用した御当地グルメによる活性化事業を実施する商業団体への支援を通じて、地域経済の活性化を促進する。観光客をターゲットとした新たな観光資源として活用し、農産物、地場産品の価値を高めていく。 (小田原どん) 地魚等の地元食材の活用方法の研究や仕入れルートに関する情報交換を行っている「小田原どん提供店連絡会」の活動に対する支援を通じて、小田原どんの魅力を高めるとともに、国内外における認知度の向上を図る。	0	指標設定 が適さない 事業で対象 外	-	_		地場産業の振興や地域活性化のために実施している事業であり、また本市の観光資源としても両ブランドを継続・発展させていく必要があることから、行政の関与は妥当である。	事業立ち上げ当初から民間が 中心となって運営しており、市 の金銭的支援も最小限としてき	運営費用面も含めて完全に民間による自主運営となった事業だが、行政として一定の関与を続け、継続・発展に協力していく。	①継続実施
390	観光課	観光協会支援事業	【事業目的】 観光イベント等の効果的な実施とサービスの向上を図るため、観光協会の活動を支援し、イベント等の企画・運営について助言・協力していく。本協会の自主財源の確保や、地域DMO・DMCの今後についても支援・助言していく。 【内容】 北條五代祭りや酒匂川花火大会などの開催、関係団体と連携して忍者を活用したイベントの開催、地域イベントなどへの支援、観光情報の発信 【評価対象年度の主な成果】 第60回を記念し様々な事業を展開して開催した北條五代祭りでは、過去最多の観客を動員することができた。花火大会では、前年度に引き続き特別であるの観客を動員することができた。花火大会では、前年度に引き続き特別では、過去最多の観客を動けて話題となった。また、新たにまち歩き商品「セリ市見学と漁港の朝メシツアー」を試験的に開始するなど、「常時誘客・街の回遊性」施策として、様々な催事との相乗効果を図った。	162,303	推定観客動員数(千人)	1,636	1,861		度を高め、地域経済振興を図るために観光イベント等の実施は欠かせず、一般社団法人である観光協会に対する支援は 妥当と考える。	となったほか、様々なイベント の開催等により、多くの観光客 の誘客が図られたことは、観光 振興として有効であった。 また、観光協会出資による	に力を入れてきており、更なる向上を目指し、民間事業者との連携を強化する必要がある。また、催事誘客はもとより、常時誘客と	②見直し・改善
39	観光課	健やかな 食のまち の田原推 進事業	【事業目的】 市民の参画と協働により、「市民の食生活の充実」と「食によるまちの活性化」を施策の柱に、地産地消や食育の推進等、市民に身近なものヘシフトする取組を実施するとともに、一次産業をはじめとした食にまつわる地域内事業者の育成や観光客の増加などにつなげ、まちの活性化を図る。 【内容】 健やかな食のまち小田原推進協議会の開催、キックオフイベント等食の啓発イベントの実施、ロゴマークの制作、学校給食やこども食堂、幼稚園、保育所等への食材提供、地元食材の高付加価値化【評価対象年度の主な成果】 令和4年度から国費を活用し実施。令和6年度は、市内の学識経験者や経済関係団体等で「健やかな食のまち小田原推進協議会」を組織し、「健やかな食のまち小田原推進ではじめ、生産者と事業者のマッチングなど、市内の食にまつわる事業者等と連携して様々な取組を行った。	17,696	一人当たり 観光消費 額(円)	3,800	4,516	118.8%	ることで、市内飲食店や生産者が顔合わせしやすい環境が整うため、実施する妥当性はある。また、本事業は、地域経済の好循環の実現に向けて、一次産業・二次産業・三次産業が	地場産の魅力を市内外に発信できたことは大いに有効であった。地産地消や食育の推進、 農林水産物の高付加価値化な ど様々な取組により、市民の食生活の充実と食によるまちの	ち小田原推進協議会を中心に、「健やかな食のまち小田原」推進プログラムに掲げた各取組について、関係団体等と調整を行	①継続実施
392	観光課		【事業目的】 国内外を問わず広く小田原の魅力をPRするために、積極的な情報発信を展開することを目的とする。 【内容】 アニメコンテンツタイアップ事業の実施、eスポーツコンテンツの運営、観光パンフレット等の作成、ライブカメラの運営 【評価対象年度の主な成果】 アニメコンテンツタイアップ事業では、TVアニメ「MFゴースト2nd Season」とコラボして、観光スポットや民間施設等を巡るデジタルスタンブラリーを実施し、延べ21,585人の誘客を達成した。また、パブリシティの成果として、HP:65,356PV、SNS:642,681IMPを記録し、当該事業を通して、広く本市の魅力をPRできた。	7,131	入込観光 客数(暦年 (千人)]	6,300	8,380	133.0%	な話題を呼び、パブリシティの 成果へ結びついているため、 PR効果は非常に大きく、その 有効性は高い。 また、市が率先してライセンス	PRを積極的に実施することや、魅力的なイベントを開催することで、旅先の目的地としてもらうことが重要である。本市と親和性が高く、人気のアニメコンテンツへのアプローチは、大きな波及効果が期待できるため、市の事業のPRとして非常に高い費用対効果を生み出したと言え		

	. 所属	**************************************	事業概要と成果	R6	事	業の設定	E指標			振り返り しゅうしゅう	今後の方向性	
	(旧名	事務事業名業務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 月標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
3	観光課	観光交流 拠点運営 事業	【事業目的】 小田原を訪れる観光客の利便性や回遊性を向上させるため、観光案内所(小田原駅、早川、観光交流センター)及び海水浴場(御幸の浜、江之浦)の管理運営を行う。 【内容】 小田原駅観光案内所、早川臨時観光案内所、観光交流センター(指定管理)の運営委託。御幸の浜海水浴場及び江之浦海水浴場の管理運営を委託 【評価対象年度の主な成果】 各観光案内所について、多様化する来訪者のニーズに適切に対応しながら運営できている。また、海水浴場においては特段の事故等もなく運営できた。	54,327	観光案内所利用者数(人)			118.3%	各観光案内所について、観光	令和4・5年度に実施した人流動 向調査では、来訪者の約半数が 各観光案内所を起点に回遊して いるという結果が出ているほか、 アフターコロナと円安効果でか、国 人の来所数もコロナ禍前の水準 に戻りつつあることから、各観光 案内所の役割は非常に重要で 費用対効は、来場者数が減少していく中、人件費等の増加等に より運営経費は高く推移し、費用 対効果の面で厳しい状況にあ る。	は、現在の事業を継続は、現在の事業を継続を強持を必連携を強力を表現を発達した。観光をでえた提進して、観光をでした。大きな、大きないでは、ないでは、ないでは、は、ないでは、ないでは、ないでは、ないで、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	①継続実施
3	観光課	広域連携 観光推進 事業	【事業目的】「西さがみ」や「富士箱根伊豆」といった地域の一体性や、「北条五代」「忍者」「梅」といった共通の観光資源をテーマとして設置された各協議会に参画し、広域的な観光事業を展開して、地域振興を図ることを目的としている。 【内容】 各協議会の関係市町等と連携し、PR事業や誘客宣伝を行うとともに、情報交換や人的交流などを実施する。 【評価対象年度の主な成果】 西さがみ観光推進協議会では、誘客事業として、街道観光の振興及び歴史や文化の伝承を目的に「東海道完成400年記念第7回街道交流会」を本市で開催した。学識経験者や小田原城天守閣館長等によるトークセッションや講演会を実施し、約700人報をがあった。北条五代観光推進協議会では、お城EXPOをはじめとした「北条五代を大河ドラマに」の署名活動において、オンライン署名と合わせて約10,000人以上の署名があった。また、新しいファン層の獲得と自主財源の確保のため、引き続き、PRグッズの作製・販売を行つた。	3,413	連携する自 治体数(団 体)	69	72	104.3%	他自治体との連携を生かして、 地域の一体性や共通テーマを 重視した広域的な連携を深め、 引き続きアフターコロナ・ポスト コロナにおける観光施策に取り 組むことは有効的である。	事業を実施し、観光PRを図っ	新型コロナウイルス感染 症が5類に移行したことに より、観光需知傾向に復し 光客数が現状を踏まえ、引き続き、他自治体との連携 を生かし、広域的な視点を もってPR活動等を進めて いく。	①継続実施
3	観光課	二次交通拡充事業	【事業目的】 来訪者に回遊バスやレンタサイクルといった移動手段を提供し、点在する観光スポットへ誘導することで回遊性・利便性を高め、滞在時間を長くすることにより、地域経済の活性化につなげていく。 【内容】 観光回遊バスは、添乗ガイドの配置や石垣山一夜城における定点ガイドの実施など、観光客の利便性及び満足度の向上に努めるほか、利用者数の増加等を図るため、小田原ガイド協会と連携し、観光回遊バスを活用した企画ガイドを実施した。レンタサイクルは、季節に応じた企画ガイドツアーを実施するとともに、PRを行うことで、自転車の利用促進を図った。 【評価対象年度の主な成果】 観光回遊バスの利用者実績は、土・日・祝日の運行で12,475人(前年度比112.6%)。 レンタサイクルの貸出実績は3,341台(前年度比98.2%)。	19,208	レンタサイ クル利用台 数(台)	3,155	3,341	105.9%	市内のメジャースポットはもちろん、ポテンシャルがありつつも移動に課題がある地域のPRを行い、魅力向上に向けた回 数性・利便性の向上を図ることは、地域経済の活性化に大きく寄与し、市が関与していくことは妥当である。	施し、添乗ガイドとして小田原 ガイド協会と委託契約を結び、	利用率を上げるため、PR方法を検討し、広報活動を強化していく。観光回遊バスは、決滞等を考慮しながら、観光を対していく。観光の地がルートを検討していく。観光回遊バスを使った小田原ガイド施する。レンタサイクルは、令和4年度によいなサイクルは、マサイクルに「HELLO CYCLING」との後の事業展開について関係めていく。	②見直し・改善
3	観光 課	光推進事	【事業目的】 市内の観光資源を線でつなげる全11種類のウォーキングコースを設定し、道標、体憩所、トイレ等を整備するとともに、パンフレットを作成し情報発信することで、利用の快適性を高め、観光客の回遊性・滞留性の向上を図る。 【内容】 東・中央・西部の散策マップの増刷、劣化した観光案内板等の更新作業、各コースに設置した仮設便所の清掃・管理業務委託。このほか、公民連携により小田原観光におけるまち歩き事業を推進している。 【評価対象年度の主な成果】 散策マップ中央版を3万部増刷。施設案内板や道標を7か所更新。「小田原さんぽ」のダウンロード数は9,256件(前年度比 87.0%)。	3,160	主要点象数で学売課金 (金)(は (金)(は (金)(な)(金)(な)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)(金)	69	62	89.9%	ウォーキングコースの整備は、 市内の豊富な観光資源を欠かせるなぎ情報発信するために欠かせず、また健康を意識したウェル高く、観光客が気持ち良くウォータングが、トイレ等を市が整備するをとはびから、当様である。アプによる一が、とは、当時報等の発信は、ユーザ効による情報等の発信できるを観が手軽に情報ない。行政の管理とより情報の信憑性があるためユーザのリーチにつながっている。	散策マップは、各エリアごとに3 年に一度の更新を行っている。 令和6年度の配布数は東・中 央・西部全体で2.5万第マップに は、小田原城を起点としたコー スが設定され、現在注目されている箱根板橋エリアのコースも あることから、パンフレットに関 する問い合わせも多く、需要の 高いものであると言える。	コースの道標、休憩所、トイレ等の維持管理を行うとともに、観光客にまち歩きを楽しんでもらうため、アプリケーションの維持管理を継続する。また、市民や事	②見直し・改善

		_	車 要 掘 面 し 片 田	R6	事	業の設定	宇指標			まり返り	今後の方向性	
N	所(旧:	事務事業名	事業概要と成果 事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6		達成	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点		方向性
39	男 選	様な担い チャガオ	就農しやすい環境を整え、新規就農者を増加させるとともに、中核的農業者等を含む地域農業の担い手に対し、安定的に農業経営ができるよう支援することで、小田原市の農業の活性化を図る。新規就農者等が就農しやすい環境を作るために農地の賃借料や家賃に対する助成や、経営が不安定な就農直後の所得を確保する支援を行ったほか、研修希望者と中核的農業者をマッチングし、研修生を受入れた農業者に協力金を交付した。	25,796	新規就農者数(人)	8	11		地域農業の担い手を育成・支 援する公益性の高い事業であり、国の間接補助事業も含んでいることから、市の積極的な関 与が必要である。	県や他市町村、JAなどの関係機関と連携を取りながら、農業者への総合的な支援を行っ	国の制度に基づき実施している事業は、国の動向に合わせながら、継続していく。市独自の取組である、農業力金の交入事業を終するとともに、引き続き状況に応じた効果的な取組を検討し、実施していく。	②見直し・改善
39		辰未义派	農業者以外の方々に自然と触れ合う農業体験の場を提供するため、市民農園開設に伴う相談対応などの支援や早川一夜城きらめきミニガーデンで地元協議会が実施しているコスモス摘み取り体験への支援などを行った。さらに、JAかながわ西湘小田原オーナー園部会との連携のもと、下中たまねぎの給食提供や収穫体験などの交流を実施した。	181	農業まつり の入場者 数(人)	60,000	0		の交流は、農業への関心、理	図ることで、オーナー制度や下中たまねぎを広くPRできたほか、姉妹都市間交流の活性化	は中止となったが、今後の開催については実施内容	②見直し・改善
399	男	ンター寺官	農産物を生かした地域の活性化と都市住民とのふれあいの場として、梅の里づくり事業により整備した「梅の里センター」とその分館の「曽我みのり館」、田島と中河原の「ふれあい広場」を適切に管理運営している。「梅の里センター」と「曽我みのり館」については、指定管理者制度を導入しており、貸館事業として室内環境の快適さなどの向上を目指し運営するとともに、農業を始めとした地域の活性化や都市住民とのふれあいの場として、自主事業を開催し、事業内容の充実を図っている。また、「曽我みのり館」においては、隣接する上曽我ファミリー農園利用者の交流・休憩施設としても利用されている。令和6年度は、梅の里センターと曽我みのり館の照明器具のLED化を実施した他、経年劣化した施設の改修などを行った。	49,890	梅の里センター来館者数(人)	50,000	54,864		これらの施設は、農産物を生かした地域の活性化と都市住民とのふれあいの場の拠点施設であり、地域住民の重要なコミュニティの場となっていることから、公共性の高い施設となっている。	り館」は、指定管理制度で運営 し、体験事業や地元農産物の 販売など、地域農業の振興の ための効果的な自主事業を		①継続実施
40	8 政調	地活用支	耕作放棄地となった農地を再生し、利用するため、耕作放棄地の解消事業を行う農業者等に補助金の交付を行う事業については、対象農地の下限面積を緩和する等見直しを行った。また、国が行う経営所得安定化対策や中山間地域等直接支払交付金に係る支援を行っている。また、行政と農業者団体等の連携体制の構築や地域農業の振興を目的として設置されている「小田原市地域農業再生協議会」の事務運営、同協議会実施の「経営所得安定対策」の推進を図った。	4,308	耕作放棄 地解消面 積(a)	50	76			機関と連携を取りながら、農業 者への総合的な支援を行っ	国の制度に基づき実施している事業については、国の動向に合わせながら、継続していく。	②見直し・改善

	FF	「属	事務事業名 事務	事業概要と成果	R6	事	業の設定			評価∙排		今後の方向性	
	(IE	f属 3名)	事務事業名業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
2	01 į	政	農業振興 地域管理 事業	農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の策定や農業振興地域の管理を実施するほか、水土里クラウドシステム(地理情報システム)を用いて農地情報の一元管理を推進している。令和6年度においては、令和5年度に引き続き、農業振興地域整備計画の見直しに向けた県との協議等を実施したほか、調査の結果に基づきデータの整理を行った。	3,531	-	1	1	-		県等の関係機関と連携しなが	引き続き、法律の規定に 従い、農業振興地域を適 切に管理していくとともに、 令和7年度中に農業振興 地域整備計画の見直しを 行う。	①継続実施
2	02 Ī		ほ場整備 事業	農地の開発、改良保全、その他土地の生産条件の整備及び土地利用の高度 化等の土地改良事業を円滑に推進する。 令和6年度においては、事業推進協議会等に負担金を支出し、土地改良事業 を推進したほか、生産基盤施設が脆弱なため、ほ場整備に対して地元の機運 の高まっている千代地区において、令和7年度に国の事業採択を目指し、計 個促進業務を実施、また、神奈川県が実施する測量等に対して負担金を支出 した。	6,311	負担金を支 出し業 協力 協数 (団 体)	3	3	100.0%	ことができる。	を一体的に整備することにより、営農の効率化、農産物の生産性を高め、農業経営の安定化に寄与する。	千代地区のほ場整備について、地元組織として千代農地整備準備委員会が設立されており、令和7年度の国庫補助事業手に向けて県・市・地元で連携し準備を進めていく。	①継続実施
2	03 Ī	政	農道·用排 水路整備 事業	農業生産の近代化や物流の合理化を進めるため、農道及び用排水路の整備のほか、広域農道や湛水防除事業等施設整備等、神奈川県が実施する事業に対して事業費の一部を負担するともに、土地改良区等地元農業団体が実施する農道等基盤整備に対して助成し、地域の生産・農業環境の向上を図った。	247,335	広域農道 整備率 (%)	73.9	74.5			のっとり算出している。また、必 要最小限の人数で対応し、事 業遂行に当たっては、自治会、 土地改良区や生産組合等農家	引き続き、県が実施するは 東施すると、県が実施すると、県が実施すると、県が実施が実施すると、 東護道等農業構ががの整度ができた。 を表達援していくにいる。 を表達としていて代は、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、ので	①継続実施
2	04 į	政	農道·用排 水路維持 管理事業	農道、用排水路や水門など農業の重要な社会資本を適切に管理し、施設の機能維持を図る。 令和6年度においても市民要望や農業団体からの要望に対し、直営作業も含め多くの要望に対処した。	185,163	処理件数/ 要望件数 =処理率 (%)	80.0	78.9	98.6%	責務であり、偏りはない。	直営作業も含め多くの要望を必要最小限の人数で対処している。また、軽微な草刈や維持修繕においては、自治会や地元農家団体等と連携し実施している。	老朽化の進む施設を適切に維持管理していくほか、 多くの要望に応えるため、 現状どおり事業を実施していく。	①継続実施

	話	屋	事務事業名 事務	事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標		評価・振	長り返り	今後の方向性	
NO	所加	名)	事務事業名業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
40	農5 政課	t ₹		農業者の高齢化や宅地と農地の混在化等による集落営農機能の低下により、農地・農業用水路等の適切な保全・管理が困難となっている中、農業・農村が有する国土保全、水源涵養、景観形成を始めとする多面的機能を今後も発揮させるため、国の多面的機能支払交付金を活用している地域団体が行う活動への支援を行い、農地維持や資源向上を図っている。	6,463	活動組織数(団体)	9		111.1%	当事業は国の交付金を活用	事業自体は地域団体が取り組むため、効率化できる性質のものではない。 のではない。 交付金に係る確認事務については、情報を整理し、団体に早い時期から情報提供することで、申請や確認事務を円滑に		①継続実施
40	農政課	Į.	農地災害復旧事業	令和6年度台風第10号による被災した農地を復旧するため、大規模な被害に対しては国庫補助申請に係る測量と設計を行ったほか、比較的小規模で農業者が自費で実施した復旧工事に対しては、市単独事業として補助を行った。なお、国庫補助の対象となる復旧工事については、令和6年度からの繰越事業として令和7年度にかけ実施する予定。	42,950	市単独事 東施件数 (件)	47	47	100.0%	農地が被災すると、農業者の 営農意欲が低下し、耕作放棄 地につながり、猪などの鳥獸被 害の発生源になることもある。 また、がけ崩れなどの被災箇 所を放置することは、今後の降 雨により被害の拡大につなが る農地や農道、場合によって は人家にも波及する恐れがあ る。そのため、早期に復旧する 必要がある。		引き続き被災した農地の 早期復旧を図るため、適 切な事業を行っていく。	②見直し・改善
40	農政課	Þ	農業生物被害対策事業	有害鳥獣による農作物への被害が進む中、小田原市鳥獣被害防止対策協議会を中心に、農作物被害の削減及び防止を図るため、同協議会に対し補助金を交付する。 狩猟免許取得経費に係る補助金を交付したほか、小田原市鳥獣被害防止対策協議会において捕獲報奨金、くくりわなの購入費等補助金、侵入防止柵購入措補助金、豚熱対策におけるイノシシ捕獲後処分費を交付した。また、スクミリンゴガイによる水稲への被害拡大を防止するため、被害発生地域の農業者組織や福祉事業者へ委託し、防除活動を実施したほか駆除剤購入費補助金を交付し、駆除の強化及び農業者の負担軽減を図った。	16,681	捕獲頭数 (イ/ンシ、 カ)(頭)	719	950	132.1%	害が深刻化し、農業者の営農意欲は低下している。 農業者の営農意欲を向上させ、所得を確保させるため、市としても鳥獣被害の軽減に努めなければならない。 スクミリンゴガイの被害対策は地域一体での広域的な取組となることから、市の関与は必要である。	きた。 スクミリンゴガイ駆除剤購入費 補助金により、駆除の強化及 び農業者の負担軽減を図っ た。	よる捕獲への支援を継続 し、農作物被害の削減と捕 獲の強化を図る。	②見直し・改善
40	農政課	ţ	農産物産地化事業	小田原が持つ特徴のある農産物に対し、質の向上や魅力的なPRなどによるブランド化や高付加価値化を進め、販売促進などの支援を行う。令和6年度は、梅を利用した商品開発、姉妹都市・八王子市との下中たまねぎを通じた交流や、ブランド化を進めている梅や湘南ゴールド、いちご(かなこまち)等の協議会や生産団体への支援を行った。また、有機農業を始めとした地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図るため、環境保全型農業に取り組む団体に対し、環境保全型農業直接支払交付金を交付した。さらに、優良後継牛育成に対する支援として、北海道に仔牛を預ける乳牛預託奨励補助事業を行い、畜産業の振興を図った。	3,754	農業算出 額 (千万円)	381	375		地のイメージを普及させること	特産品の製造販売などの取組 は、事業者で行うこととし、市の 費用は極力小さくしている。	梅、湘南ゴールド、いちご、下中たまねぎ、湘南潮彩レモンなどターゲットにしてる農産物のブランド化にてる農産物のがあかればまするともに、新たな特産品の研究も行っていく。	2

		_	*	古 类 柳 西 1. 广 田	R6	事	業の設定	宇指標			これでい	今後の方向性	
N	所加	事務事業	名業務的	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6		達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、	効率性(費用対効果)・		方向性
400	農政課			安全・安心な青果物を安定的に供給するため、青果市場を適正に管理運営する。 青果市場の管理業務として、卸売業者など市場使用者からの使用料や光熱 水費の収納及び施設の維持修繕を行うとともに、円滑な管理運営に向けた市 場関係者との連絡協議会を開催している。 その中で、地場産農産物の消費拡大と青果市場の活性化を目的とした「小田 原いちばやさい」ブランドを立ち上げ、料理教室等でPRしており、取扱品目は 令和6年度末現在49品目となった。	50,655	青果物の	18,500	実績 13,347		また、市場外流通が増加している中でも、青果市場の役割は	理をする中、青果市場の活性 化を図るため、市場関係者が 一体となって実施している「小 田原いちばやさい」について	老朽化した施設の再整備に向けて、市場の在り方を検討していく。「小田原いちばやさい」のPR事業は継続していく。	②見直し・改善
41	農政課		果へ	「市場使用料収入をもって充てることが適当でない経費及び効率的な市場運営を行ってもなお市場使用料収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」を一般会計から公設地方卸売市場事業特別会計(青果市場分)へ繰り出しする。令和6年度は、一般会計から公設地方卸売市場事業特別会計(青果市場分)への繰り出しを行った。	3,000	繰入金額 が繰出基 準額を超過 しない	13,420	3,000		適正化、流通の円滑化、価格	老朽化した施設の修繕計画を 策定し、効率的な修繕を行って いる。	市場関係者との連絡調整を密にし、適切な維持管理を実施していく。繰出基準額を超過しない範囲内での一般会計からの繰り出しに努める。	①継続実施
41	農政課			森林を市民の保健、保養の場として活用することにより、広く森林の有する公益的機能の理解と増進を図り、本市林業の振興及びいこいの森の運営・整備を行う。令和2年度から、新たな指定管理者として「いこいの森共同事業体」(小田原市事業協会、(株)Recamp、(株)T-FORESTRY、小田原市森林組合)を選定し、新体制による管理運営を実施している。また、利用者ニーズに合った環境整備や管理運営方法の見直しにより利用促進を図っており、施設が抱える課題等に対して、市と指定管理者とで連携を図りながら対応している。	13,930	施設利用 者数(人) ※含む 業含む	20,000	31,741		の有する公益的機能の理解と 増進を図り、林業の振興へとつ ながっている。	により、民間活力が導入される など、施設の再生に向けた動き は着実に進みつつある。	総合計画を踏まえ、施設	①継続実施
41	農政課			林道を整備し、また適正に管理することにより、森林施業の効率化及び経営 の安定化を図る。	23,343	処理件数/ 一型望件数 一型理率 (%)	100.0	100.0			直営作業も含め、要望には必要最小限の人員で対処している。また、軽微な草刈等の作業に関しては利用者等と連携・協働し、実施している。		①継続実施

	Ē	届	<b>本水本米</b> ク事業	事業概要と成果	R6	事	業の設定			評価・排	長り返り	今後の方向性	
	(IE	f属 3名)	事務事業名 業務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
4	13 į	農政課	松くい虫防除事業	市の条例等に基づき、松くい虫の被害から松林を守るため樹幹注入**を行い、他の松への被害拡大を防止するなど、松林保護と健全な森林育成を図る。 令和6年度も引き続き、対象松への樹幹注入を行い、保全すべき松林の保護を図った。 ※樹幹注入:健康な松の樹幹へ薬剤を注入して松枯れを予防するもの。	616	樹幹注入 本数(アン ブル数)	190	178		公益的な景観を守るという観点 からも行政機関が関与しないと 森林整備は進まない。	費用は、県が定める標準単価	松くい虫対策は公益的な 景観を守るという観点から も積極的に関の補助等を 活用して松林保護と健全 な森林育成を推進してい く。	①継続実施
4	14	農政課	地域産木 材利用拡 大事業	地域産木材の利用促進により、森林の再生・保全につなげるとともに、森林・林業・木材産業の活性化を図る。「小田原市公共施設木質化研究会(平成29年度設置)」での検討結果を踏まえ、公共施設における地域産木材の利活用実施に向け、小学校を対象とした木質化改修事業として、「学校木の空間づくり事業」を実施しており、平成30年度から令和6年度までに延べ7小学校で内装の木質化を行った。また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律により法の対象が公共建築物から建築物一般に拡大したこと等を受けて、令和5年度に民間建築物小田原産木材利用促進事業費補助金制度を創設し、令和6年度は5件支援した。	32,863	小田原産 木材使用 量(㎡)	30	32	108.3%	民間建築物小田原産木材利用 促進事業費補助金を通じて、 公共・民間建築物等での先導	での実施校における知見や/ ウハウを取り入れながら、市設 計により実施した。	木材利用の促進はすぐに 効果の出るものではなく、 事業の継続が必要であ る。 県や国の補助金の積極的 な活用を考えていく。	①継続実施
4	15 j	農政課	木育推進事業	子どもから大人まで幅広い世代に、「木育」を始めとした森林環境教育を展開し、木材や木製品との触れ合いを通じて、森林や木材への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義の普及啓発を行う。そのために、地域産木材で製作した誕生祝い品の贈呈、小学校での木育授業、市内のイベントへの参加・出展、「ひのき玉ブール」や「かまぼこ積み木」など木育用ツールの貸出等による普及啓発を実施した。また、令和元年度からは、市民に森林の魅力を伝えることができる人材の養成・派遣を目的とした「森のせんせい養成・派遣事業」に着手し、令和6年度は延べ123人を派遣した。	4,766	実施校数 (校)	14	20		味関心を深めてもらうために行 う普及啓発活動であり、公益的 機能を有する森林の保全や地 域産木材の利用拡大などを	育事業)を実施することにより、より多くの児童に啓発できるも	関係課等と連携しながら、 次世代の担い手となる子 どもへの継続的な木育活 動を実施し、森林に対する 意識啓発を推進していく。	①継続実施
4	16 j	農政課	森林整備事業	市内水道水源上流域の森林整備を実施することにより、水源地域の公益的機能を発揮させるとともに、良質な水の安定的な確保を目指す。令和6年度も、前年度同様、県水源環境保全税を原資に、意向・測量調査、間伐、枝打などの森林整備を行い、森林の持つ公益的機能を向上させた。	107,629	森林整備 面派市事業 のみ	28	39	139.3%	進を図るため、行政主導による 森林整備が必要不可欠であ る。	長期施業受委託事業などに積	森林の保育については植 栽から伐採まで数十年を 要し、健全な森林の保全 には長期的な整備が必要 不可欠であるため、今後も 継続して健全な森林への 整備を実施していく必要が ある。	①継続実施

		正属		事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標		評価・振り返り	今後の方向性	
	10 (1	所属 旧名)	事務事業名 業務 業務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 効率性(費用対効果)・ 目的に対する事業自体の有効性) その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
4	17	農政課	里地里山再生事業	神奈川県里地里山の保全、再生及び活用の促進に関する条例に基づき、神奈川県の認定を受けた里地里山の保全活動を行う団体への支援を行う。	612	活動団体数(団体)	2	2		地域住民等の主体的な保全活 動による里地里山の多面的機 能の発揮及び次世代への継承 を図るため、神奈川県が支援し ている事業で、市も同様に支援 していく必要がある。		①継続実施
4	18	水産海浜課	小田原漁 港等整備 事業	小田原漁港は県西地域の漁業拠点として、また、地域内3市9町を圏域とする水産物の流通拠点の役割を果たしており、近年の高鮮度水産物に対する消費者ニーズの高まりを受け、それらの安定供給を図るとともに、基幹漁業である定置網漁業の発展、地域経済の活性化に資すること等を目的に、神奈川県が事業主体の漁港等整備事業に対し、本市は受益の限度において負担金を支出している。令和6年度は、「小田原漁港機能保全計画」に基づき、1号船揚場の詳細設計を実施する予定であったが、神奈川県が実施した「小田原漁港機能保全計画」の改定により、耐震強化岸壁泊地の堆積土砂浚渫の必要性が高まったことから、事業内容を変更した。また、事業内容の変更に併せ、年度内の完了が見込めないことから令和7年度へ繰り越した。	68	整備進捗率(%)	96.8	96.8		は人を有別と与える。なの、下 和5年度工事をもって防波堤延 伸事業は完了した。	平成14年度にスタートした「小田原地区特定漁港漁場整備事業計画」は、越波対策として追加した小田原漁港交流促進施取国原漁港可の防波堤(2)の延伸工事で、令和5年度に事業が完了した。令和6年度より「小田原港でき、漁港施設の老朽化対策に着手した。今後も引き続き対策を行っていく。	②見直し・改善
4	19	水産海浜課	市営漁港警備事業	近年の台風の巨大化等による高潮・高波の影響により、老朽化が激しい市営漁港への被害が顕著であり、安全で効率的な漁業活動ができる漁港施設の整備が求められている。そこで、市営漁港3港(石橋・米神・江之浦)のうち、漁業頻度の高い江之浦漁港を優先し、令和4年度に策定した機能強化基本計画に基づき整備を進める。今和6年度は、江之浦漁港の防災機能を優先した漁港機能の強化を進めるため、漁具や漁獲物の運搬だけでなく、一般車両や緊急車両の円滑な通行に寄与する臨港道路の改良に向け基本設計に着手した。	2,402	維持修繕料等(干円)	2,411	2,402	99.6%	市営漁港の管理や本港漁具倉 限られた予算で、必要最小限庫の機能維持は市の責務である。 漁港施設等の適切な維持管理は漁業の安全操業に寄与するものである。	市営漁港の管理について は、漁業利用頻度の高い 江之浦漁港を優先し防災 機能強化を図っていく。	①継続実施
4	20	水産海浜課	水産資源保護事業	近年、地球温暖化や大型台風の襲来等を一因として、海中の自然環境が変化し、漁獲量の減少や、魚介類の餌となる海藻類が枯れてしまう「磯焼け」現象が発生している。また、自然の回復力だけでは漁獲量を維持できなくなっている現状がある。このため、小田原市漁業協同組合が行う稚貝放流及び、漁場改良造成事業を支援することで、水産資源の回復及び増大に加え、漁業者の経営の安定化を図る。令和6年度は、市漁業協同組合が実施する。稚貝を放流する種苗放流事業と小田原藻場再生活動組織が実施した藻場再生事業に補助を行った。※ ※ 稚貝放流数R6実績56,300個(うち補助対象は36,300個) 藻場再生事業については、カジメ母藻の設置、食害生物(ウニ、ブダイなど)の駆除作業、小学校への出前授業のほか、藻場回復を目的に設置した、食害防止用金網付きの藻場礁4基を増設したことで、藻場礁が計10基となった。なお、今年に入り、藻場礁の周辺に新たなカジメが芽吹くなど、成果が出始めており、さらに、小田原短期大学の学生に駆除したブダイのレシピを開発していただき、有効活用を図った。	784	稚貝放流数(個)	43,600	56,300		海中の自然環境が変化し、従来、刺網漁業者が魚介類を漁獲していた場所での水揚量が減少するなど、深刻な影響が出ている中で、活魚出荷できるサザエ・アワビ等は経済的価値が高く、種苗放流による積極的な資源回復及び増大、漁業所得向上の取組が必要である。	漁業者にとって経済価値 が高いサザエ・アワビ等の 種苗放流事業は今後も継 続的に取り組んでいくとと もに、種苗が効果的に育 成できる環境を整えるた め、藻場再生活動の取組 に対して継続支援してい く。	①継続実施

	所	属。本次本类	事業概要と成果	R6		業の設定	指標		評価・排	長り返り	今後の方向性	
	10 所	馬 名)事務事業:	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)		R6 目標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
		₹ 水産漁業 関係者支 援事業	水産漁業関係者を支援する目的で、漁業災害補償法に基づく漁業共済掛金補助事業や金融機関と協力して短期かつ低利の融資を行う水産振興資金融資事業を実施し、また海難事故を防止するための救助訓練や啓発等を行う神奈川県水難救済会の活動を支援する。令和6年度は、漁業者の経営基盤の安定化を図るため、小田原市漁業協同組合内の漁業経営体に対して漁獲共済掛金の一部を補助した。また本市が原資を預託した金融機関が、市内の漁業者等に対して短期かつ低利の融資を実施した。さらに、海上における遭難者・遭難船の救助や訓練、啓発等の役目を担う神奈川県水難救済会の活動に対して支援を行った。		補助金額 (千円)			97.6%	漁業災害補償法に基づき、漁 業者の経営基盤の安定化を図 る必要がある。 高業者の経営安定を図るととも に水産振興や地域経済の高揚 を図る必要がある。 海難事故は毎年、発生する可能性があるが、市単独で対応 できる事業ではないため、水難 共済会への支援により、組織 的に取り組む必要がある。	漁業者が加入する漁獲共済制度の一部を国、県、関係団体等と協力し補助することで、漁獲や魚価が低下した際の負担軽減や経営の安定化を図ることができた。	国では、漁業共済制度を 活用した資源管理を推進 しており、引き続き、国の 動向を注視しながら、継続 する。 今後も水難救済会への支 援を継続する。	①継続実施
	7. 及 22 消 消 言	產 漁業後継 者育成事	漁業協同組合青年部に所属する若手漁業者の中には、将来に不安を抱えながら操業している者も多いが、本市では、彼らを「漁業後継者」とみなし、青年部の活動を支援することで、就労意欲や定着率を高めることを目指している。また、本市漁業への新規就業希望者の受け入れや育成指導を担う事業を委託して、新規就業者の確保につなげていく。令和6年度は、小田原市漁業協同組合青年部によるアカモク養殖試験事業への支援や、若手漁業者とともに漁業就業フェアへの出展を行ったほか、大学生等の若者を対象とした短期研修、水産専門の高校生を対象とした漁業体影を実施した。また、消費拡大による漁労所得向上を目指し、それを実現するためのプロモーションとして、楽曲「オー!サカナ!!」を制作し、広く普及展開を行った。	800	補助金額 (千円)	300	300	100.0%	現行制度において、漁業に新規就業するためには、地先漁協への加入や、多額なため、漁投資等が必要になるため、漁と位育を付けて、彼らを後援し、は合自として定着させることが効率的となる。一方で、既来者の支援のみでは漁業者の増加は見込めないことから、併せて、新たな担い手と確保っための対策も必要となる。	市漁協青年部員が積極的に取組むアカモク養殖試験事業に支援したことで、就労継続に対する。意識フェア等への出展により、新規就労希望者に対してPRが図られた。新規就業者支援事業については、4人の若者が参加し、行来的な漁業就業への意欲醸成につながった。また、楽曲「オー!サカナ!!」は異業種とも連携を図り、SNS等で大きな話題を生み、効果的な取組となった。	今後も、市漁協青年部の 意欲的な取組を支援する とともに、若者をターゲ修、 とともに、第十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	②見直し・改善
	7. 及 3. 注 言	重 魚ブラント サ 化促進事 乗 業	地域の重要資源である「小田原の魚」をもっと「知って」、「買って」、「食べて」 らうため、関係団体とともに、様々な食シーン・ニーズに対応した「人づくり」、 「物づくり」、「魚食への流れづくり」を総合的に展開する。 令和6年度は、SNS等(インスタグラム、Youtube)を利用した広報を実施したほか、小田原の水産業振興に寄与するためのイベント(小田原みなとまつり、小田原あじ・地魚まつり)のほか、「健やかな食のまち小田原推進協議会」との道携による「小田原・早川みなとマルシェ」を開催した。 また、「小田原あんこうカレー」が、小田原市のふるさと納税返礼品として取扱を開始するとともに、「小田原あんこう」知名度向上の取組が、全国青年・女性漁業者交流大会において、水産庁長官賞を受賞した。 魚食普及の一環として、市内の学校37校に対して学校給食用にサバフグを始めとした地魚を提供できたほか、子ども食堂に対してブダイ等を提供した。 さらに、「セリ市見学と漁港の朝メシツアー」を14回開催した。	2,346	小田原市 水底の東 におの東)にあの東) (紹(3))( (額(3))( (原円)	8.58	11.09		と消費拡大につなげ、地域経済の活性化が図られる。 魚食普及を浸透させるためには、若い世代に対して小田原の地魚をPRし、魚好きになって	リ」での審査員特別賞の受賞な ど、良い流れにつながり、結果	も、価値向上を図ることの できる魚種が存在すると考 えられることから、水産関 係者と協力し、魚種の絞り	②見直し・改善
•	7. 及 24 注 言	水産物消費 費拡大促 電事業	小田原の地魚を使用した料理教室や講習会等を通じ、魚食普及活動を行うことで、小田原の水産物の消費拡大を図る。令和6年度は、地場水産物の普及及び地産地消を推進するため、料理教室及び講習会を7回、かます棒づくり体験を10回開催し、延べ571人の参加者を得た事業を実施した活動に対して、補助を行った。	68	料理教室開催数(回)	12	17	141.7%	地魚を用いた魚食普及を推進することは、地場水産物の消費拡大や地産地消につながり、水産業の振興と地域経済の活性化が図られる。	は、ほぼ目標を達成できた。	魚食普及を継続していくため、料理教室等を通じて地魚の魅力を知ってもらう取組を行っていく。引き続き、料理教室の実施団体に協力いただきながら、効果的、効率的な事業を展開していくともに、魚ブランド化促進事業との関係性を整理していく。	②見直し・改善

ſ		正屋		事業概要と成果	R6	事美	業の設定	官指標				今後の方向性	
	(I	所属 旧名)	事務事業名 事務 業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 実績	達成	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
	25	水産海浜課	水産市場施設管理運営事業	老朽化している水産市場施設・設備の適切な維持管理に努め、安全・安心な水産物の安定供給に向け円滑な市場運営を進める。令和6年度は、令和4年度に策定した維持修繕計画に基づき、老朽化した市場施設の工事や修繕等を実施し、適切な管理運営を行った。	57,019	取扱量(t)				公設市場であるため、市が開設者となっている。 接55年以上が経過しており、水 産市場施設の再整備までの 間、既存市場の適切な維持管	水産市場施設の再整備までの間、既存市場の適切な維持管理を行いながら、安全・安心に	維持修繕計画に基づき、計画的な維持管理を行うとともに、早期の市場再整備に向けた検討を進める。	①継続実施
	26	水産海浜課	水産市場整備検討事業	水産市場施設は、築55年以上が経過し、経年劣化や海際の立地により施設の老朽化が著しく、再整備が急務となっている。産地市場としてのイメージを大切にしながら、安全・安心な水産物を将来にわたり持続的に消費者に提供可能な供給市場を目指していく。令和6年度は市場関係者と衛生管理型施設の先進事例視察(2回)を実施するとともに、基本構想策定に着手した。	3,016	会議開催 数(回)	2	3	150.0%	済を支える基幹的なインフラであり、安全・安心な水産物の供給市場であり続けるためには、市が開設者であるべきで、このことについては、卸売市場審議会からも公設で継続することが望ましいとの答申をいただいている。	心な水産物供給地として引き 続き存続するため、様々な可 能性の検討を経て、現在地建 替えの方向性を決定した。この ため、水産物流通拠点機能の 再構築と地域ブランドカや産地 競争力強化を図ることを目的と	市場関係者と丁寧に意見 交換しながら、目指すべき 姿や卸売市場として必要 な機能・施設規模などを重 点項目とし、令和7年度末 までに基本構想を策定す る。	①継続実施
,	27	水産海浜課	公設地方 卸売業特別 事会計(水産 市場分)へ の繰り出し	「市場使用料収入をもって充てることが適当でない経費及び効率的な市場運営を行ってもなお市場使用料収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費」を一般会計から公設地方卸売市場事業特別会計(水産市場分)への繰り出しする。令和6年度は、一般会計から公設地方卸売市場事業特別会計(水産市場分)への繰り出しを行った。	11,500	繰入金額 (実制 繰び 網(国過 超 超 金額	17,000	11,500		間、既存市場の適切な維持管 理を行いながら、安全・安心に	令和6年度については、維持修繕計画に基づく計画的な修繕のための経費を要したが、起債したことにより、繰出基準額を超過しない範囲内であった。	範囲内での一般会計から	①継続実施
	28	水産海浜課	交流促進 施設管理 運営事業	交流促進施設の管理運営業務を行うとともに、交流促進施設が立地する西側 エリア及び本港並びに、早川駅を拠点とした漁港周辺エリアの回遊性向上に 取り組む。 令和6年度は、小田原漁港周辺案内マップを増刷し、指定候補者選定委員会 を実施し、令和7年度からの指定管理者を選定した。	17,575	来場者数	50	69		の駅 TOTOCO小田原)は、令和元年11月の開業から令和6年度末で約310万人の方にお越しいただき、小田原の水産業の振興と地域活性化に寄与する施設となっている。	約700万円、令和2年度 約900 万円、令和3年度 約1,600万 円、令和4年度 約2,200万円、 令和5年度には約2,160万円、	小田原漁港交流促進施設 (漁港の駅 TOTOCO小田 原)の管理運営方針に基 づき、小田原の水産物を 中心とした地勇産品もに、 サービスの質、運営を自 せながら管理運営経費の 縮減に努め、指定管理料 の減額、市への検討する。	①継続実施

	56	·		事業概要と成果	R6	事	業の設定	定指標			 辰り返り	今後の方向性	
N	° (IE	f属 3名)	事務事業名 事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
4:	29 }	水産海浜課	小田原み なとまつり 開催事業	小田原漁港を海とふれあいの場として活用し、海業の展開と地域漁業の活性化を図るとともに水産業の振興を図る。令和元年度の開催以降、新型コロナウイルスの影響もあり中断していたが、令和5年度から再開し、令和6年度は第31回目の開催となった。(来場者数:45,000人)	4,446	イベント参加者数(人)	700			みなとまつりを通じて漁業PR や市場周辺店舗への来客数の 増加、また、みなとまつりを地 域との協働で進めることで地域	みなとまつり負担金は従来より 減少しているものの、会場周辺 の交通・歩行者の安全対策を 図りながら、イベント規模が縮 小しないよう工夫し運営してい	小田原漁港を「海と人との ふれあいの場」として活用 していく。	②見直し・改善
43	30 %	産 海 浜	内水面漁 業·遊漁船 業交流体 験支援事 業	昨今、海洋性レクリエーションは多様化しており、SUP(スタンドアップパドルボード)やミニボート等の利用が増大している中、漁船との衝突リスクや、釣具による漁具の汚損といった事例が報告されていることから、令和5年度から、関係者による海面利用調整に関する懇談会を組織し、意見交換を開始した。海を7エリア(江之浦・梶府川、米神、石橋、早川、小田原、酒匂、国府津)に区分したうえで、まずは、漁船との衝突リスクが高い「早川・小田原」エリアを優先してルールやマナー作りの必要性も含めた検討に着手し、令和6年度にルール・マナーを取りまとめるとともに、啓発看板やチラシを作成した。内水面漁業については、アユ釣り解禁に合わせたPRや、カワウ防除対策事業などに支援した。	83	懇談会開 催数(回)	2	3		かしたまちづくり」実現のために は、海上での事故等が起きず、 安全に海を利用できるよう、関	が異なっているため、海面利用 調整に関しては、エリアを分割	いては、懇談会を継続して	②見直し・
4:	5 5 4 3 1 3 1 3	小田原城総合管理事務所	城址公園 管理運営 事業	城址公園内の清掃や施設の維持など安全で快適な公園環境を整えるとともに、城址公園内の使用・占用等に係る各種申請・許可事務等を行っている。令和6年度の整備事業では、天守北側空堀法面復旧実施設計業務を行い、令和7年度の工事に向けた準備に取り組むとともに、小峯曲輪北堀法面復旧工事、藤棚臨時観光バス駐車場トイレ改修等を実施した。また、メディア対応及び公園内でのイベントが増加したことにより、一定の入込観光客数が確保でき、都市セールスの推進が図れた。	63,750	小田原城 址公観光 込観光 数【曆年】 (人)	3,268,000	2,831,871		城址公園は、本市の観光の核であり、市民の憩いの場として重要な施設である。 当該事業は、城址公園の安全性や快適性などの向上を図るため必要な事業である。	と、職員が直接行う業務とを区	都市公園であると同時に 国指定史跡であることから、相応の維持管理を続ける。また、観光課や観光 協会などと連携し、観光資源としての活用を図る。	②見直し・改善
43	E 5 32 1 1 3 1 3 3	小田原城総合管理事務所	城址公園 植栽管理 整備事業	城址公園内の除草、樹木の整枝剪定や伐採、桜の管理、御感の藤の樹勢回復など、都市公園・国指定史跡として、適正に植栽全般の管理を行っている。令和6年度は、城址公園内の斜面除草や、本丸、二の丸、南曲輪周辺の危険樹木の伐採などを行い、修景に配慮した中での安全を確保した。	19,351	小田原城 址公園光客 数【曆年】 (人)	3,268,000	2,831,871	86.7%	を図るため、必要な事業であ り、城址公園管理運営事業と		「史跡小田原城跡保存活用計画」に基づき策定した 相裁管理短期計画により、 安全管理や修景に配慮した樹木管理を行い、歴史 的景観の充実を図る。	①継続実施

	댦	量	- AUL   18	義	事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標		評価∙拮		今後の方向性	
1	。 所加	事務事	· 兼名 *	養務的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
4	小田原城総合管理事務所	は は が が は は は は は は は は は は は は は は は は		Ē ‡	こども遊園地は、令和6年8月の台風第10号に伴う大雨の影響により、屏風岩 西堀法面の崩落以降、崩落場所が遊園地の通路や豆汽車の乗降ホームに近 ましていることから、利用者の安全を考慮して休園としている。 現在、応急処置として崩落した法面全体を大型の防水シートで被覆し、雨水 の浸水等による更なる崩落を防止している。	35,385	遊器具使 用料(円)		6,485,476	28.9%	将来的に遊園地については、 史跡整備の観点から移転すべ き施設として位置付けられてい る。 しかしながら、遊園地は市民に	こども遊園地の休園後、遊園 地遊器具管理運営業務の内容 を受託者と協議し、遊器具の維 持管理と遊園地内の環境整備		②見直し・改善
44	小田原切総合管理事務所	N N N N N N N N N N N N N N N N N N N			成址公園をより快適で安全な環境とするため、国の補助金を活用し、街路灯 ED化工事を実施した。	18,575	小田原城 址公観光客 数【曆年】 (人)	3,268,000	2,831,871		は、来訪者の快適性や安全性	して誘客に結び付くものであ		①継続実施
4	小田原城総合管理事務所	1 1 1 2 2 3 3 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4		7.5 图 4. 1. 1.	史跡石垣山や総構は、既に一定程度の整備がなされ、市民や観光客の憩い の場や歴史散策のコースなどとして利用されている。 史跡の保全・保護に加え、歴史観光資産としての積極的な活用を図るため、 余草、樹木の整理等の維持管理を行っている。 令和6年度は、史跡石垣山及び総構等において、樹木剪定や危険樹木の伐 采等を行い、修景に配慮した中で安全を確保した。なお、史跡石垣山では誘 客促進環境整備事業等(観光アプリ「小田原さんぽ」の改修や展望台等の整 構)により、令和6年度の来場者数は前年度より増加した。(参考)令和5年度 実績74,987人	18,580	石垣山一 夜観光客 【曆 (人)	78,600	86,142		ある。また、史跡としての管理	観光資産としての日常の維持 管理業務等は、専門業者に委 託し、効果的、効率的な運営を 図っている。	除草や眺望を確保するための樹木整理、説明板の増設など、国指定史跡として相応の維持管理を続けるとともに、小田原城と連携し、観光資産としての活用を図る。	①継続実施
4	小田房场総合管理事務所	は では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では		?U~ 単可固っ ナ	小田原の観光振興』と『歴史や文化に関する理解を深める』ため、天守閣や常盤木門(SAMURAI館)を有料施設として指定管理者制度を導入し運営している。 令和6年度も、ホームページ・メディア・SNS・チラン等でのPR、魅力的な自主事業を積極的に実施し、民間ならではのサービスの向上を図ったほか、展示面では令和5年に閉園した小田原動物園をテーマとした特別展「お城に動物園があった ― 小田原動物園の26,738日」及び小田原城とその城下のこれまでの発掘成果をテーマとした特別展「小田原城とその城下を掘る!」を開催した。これらの事業により、来場者数の増加を図るとともに、小田原市の観光振興につなげた。	162,041	天守閣入 場者数 (人)	560,000	605,373	108.1%	あり、観光の核でもあることから、これを効果的に管理運営し、その歴史をPRするために必要な事業である。また、運営に要なっては、史実の理解が必要なことや、借用した資料の適切な保存、活用が求められていることから、市が関与して取	を行い、適切な管理・運営を 行った。指定管理者は施設の 管理運営、メディア・SNS等で のPR、自主事業を実施したほ	入場者数を高水準で維持するため、指定管理者と連携してPRの強化を図り、誘客に努める。また、魅力的な特別展を実施するなど展示内容の充実も図る。	①継続実施

	5F.F		- 義	事業概要と成果	R6	事	業の設定	它指標			 辰り返り	今後の方向性	
N	所加(旧名	事務事業名	事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日堙	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
43	7 小田原城総合管理事務所	歷史見聞 館管事業 営事業		北条氏を陰で支えたと伝えられる風魔忍者にスポットを当て、小田原に関する歴史・文化を伝える体験型展示施設として『NINJA館』を令和元年4月にリニューアルオープンした。 令和6年度も、メディア・SNS等でのPR、自主事業やオンラインツアーを積極的に実施し、民間ならではのサービスを実施した。	115	歴史見聞館入場者 数(人)		99,162		忍者の視点から小田原北条氏 の歴史文化を伝えるための体 験型の施設である。(主にイン バウンドやファミリー層が利用)	指定管理者制度により、適切な 管理・運営を行った。 メディア・SNS等でのPRや実施	NINJA館を拠点に、観光課や観光協会などと協力し、 風魔忍者を利用した誘流につなげる事業を実施している。 夏場は酷暑の影響により、来場者数が減少したことから、指定管けのイベントや積極的なPR等を検 対、実施する。	①継続実施
433	都市政策課	立地適正 化計画推 進事業		都市再生特別措置法に規定される立地適正化計画に基づき、居住と居住に関わる医療、福祉、商業等の生活利便施設がまとまって立地するよう、長い時間を掛けながら緩やかな誘導を図り、公共交通と連携したコンパクトなまちづくりを推進する。 収を推進する。 収を推進する。 収を含めた立地適正化計画全体版を策定し、平成31年3月に居住誘導区域を含めた立地適正化計画全体版を策定した。 はを含めた立地適正化計画全体版を策定した。 また、令和3年度から水防法や都市再生特別措置法の改正などに対応するため、都市機能誘導区域、居住誘導区域の見直し、防災指針の策定、誘導施策の見直し作業を行い、令和5年3月に改定した。	0	指標設定 が適さない 事業である ため、対象 外	-	-	1	都市の構造の在り方を見直し、 高齢者や子育て世代にとって、 健康で快適な生活環境を確保 し、持続的な都市経営を推進 して妥当である。また、計画策 定に伴い、国庫補助事業の支 援等が強化されている。	市立病院は、県西二次保健医療圏における基幹病院としての役割・機能を持つ重要な都市機能施設であることから、その周辺を都市機能誘導区域に市立病院における取組を記載した。これらにより、市立病院建替えに伴い、国費15億円を確保した。	ともに、誘導施策を推進する。また、人口動向などの 調査により、計画の進捗状 況や妥当性等の検証を行	①継続実施
43	都市政策課	都市空間デザイン事業		市街地開発による街並みの変化や、まちなかの居住人口の増加に伴うコミュニティの変化など、様々な課題に対応するため、公・民・学が連携した組織であるUDCOD(アーバンデザインセンター小田原)が中心となり、地域住民や事業者等の主体的な取組による良好な都市環境やまちの魅力・価値の維持・向上を目指す。 (1) UDCODへの運営支援 地域からの相談対応、都市空間の魅力の研究、ワークショップなど、地域の課題解決やまちづくり支援を行うUDCODに対し、負担金を支出している。UDCODの取組として、令和6年度は民間事業者の参画を促すためのサロンの開催、小田原駅周辺のあるべき姿(アーバンデザイン)の研究、西海子小路周辺地区へのまちづくり支援や、豊川地区をモデルとしたエイジフレンドリーシティの取組などを実施した。 (2) エリアマネジメント組織等構築支援業務 三の丸エリアの取るを魅力向上に向け、公共空間や既存ストック等の活用を担う、民間主体の持続的な活動体制の構築を支援する。令和6年度は、実証実験「ステキなみちくき」を通して、地域の課題解決に向けた都市空間活用と、地域住民との協働による体制構築を進め、今後の持続的な取組の方策等を示す「エリアマネジメント方針(薬)」を作成した。	18,998	指標設定 が適さない 事業の ため、対象 外	-	-	1	まちの課題を解決する取組を進める組織である。その取組過程において、公民学がそれぞれの役割を果たしていくものであるが、行政としては公共公益のであるが、での提言や、公共財源・施策面での支援といった役割を担う必要がある。	や委託業務に比べ、多様な専門家や学生の取組参画などにより、事業の質の向上や費用	研究と実践の連携効果を 発揮させため、地域験取 の調合活用を合わせた取供的 が表したの必制の活用を合わせた取性が を継続し、拠点宮体 を継続し、拠点宮体 をきめ、組織運宮体 を合め、組織する。 公民連携の軸となるで、 空間活動と構作に対続的は、 で、 に間参の構たにいて、 は で、 に に に に に に に に に に に に に に に に に に	①継続実施
44	都市政策課	街づくりア ドバイザー 事業		市民との協働により魅力ある街づくりを推進するため、街づくり活動を進める団体等に対し、街づくりの各分野に精通した専門のアドバイザーを派遣する。令和6年度は、景観計画重点区域内の建築物改修や、歴史的風致形成建造物の特徴、片浦地域における移動手段の維持・確保等についてのアドバイスを受けた。	140	街づくりア ドバイザー の派遣回 数(回)	10	6	60.0%	対しては、街づくりの各分野に	専門家を外部から派遣すること により業務の効率性及び効果 の向上が図られている。	引き続き、市民との協働に より魅力ある街づくりを推 進するため、街づくり活動 を進める団体等に対し、街 づくりの各分野に精通した 専門のアドバイザーを派 遣する。	①継続実施

	所屋	事務事業名 事務	事業概要と成果	R6	事	業の設定	E指標			長り返り しゅうしゅう	今後の方向性	
N	所属 (旧名)	事務事業名業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
44	都市政策課	住まいの 情報発信 事業	良質で魅力ある空き家を活用した定住・移住の促進により地域の活性化を目的に、平成26年度末に空き家バンク制度を開始した。これを起因に、国の事業である全国版空き家バンクに参加するとともに、宅建協会と連携した県西2市8町における県西空き家バンクを開設した。令和4年度から県西空き家バンクの枠組みを宅建協会、小田原市、湯河原町、真鶴町に変更し、「家さが見~かながわ県西うみまち物件ナビ~」として令和4年9月にリニューアルした。また、令和6年度より南足柄市が新たに加わった。	136	空き家バン ク成約件数 (件)		8	160.0%	総合計画の重点施策に既存ストック活用の促進を位置付けており、特に遊休不動産である空家等を市場に流通させていくことは重要である。また、空家等の利活用に関して安を抱く所有者が多くいる中、市が事業に関わることで安心感を与えることができる。	空家等対策が都市政策課に一 元化されたことから、空家等の 情報を活用し、空き家バンクへ	市空き家バンクにおいて、 行政の良いところと民間の 良いところを補完しあう協 力体制を強化して民間力 を引き出し、市の事務を軽 減する見直しを実施。	②見直し・改善
44	都市政策課	建築等に 関する紛 争調整事 業	中高層建築物の建築等により生じた周辺住民と事業者間の紛争の解決を図り、良好な生活環境の形成を目的に、許認可を所掌する行政による指導・助言ではなく、第三者である建築等紛争相談員及び建築等紛争調停委員会を設け、相談者等に対して適切かつ公平な対応を図ることを目的としている。平成13年4月に「小田原市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る紛争の調整等に関する条例」を施行し、第三者である建築等紛争相談員、また市の附属機関として建築等紛争調停委員会を設置し、紛争が生じた際の相談窓口を開設した。平成28年度は、第2・4木曜日に予約制で相談を受けた。相談実施のPRは、広報やホームページを通じて行った。平成29年度からは、相談希望があるごとの予約制として相談を実施した。	0	指標設定 が適さない 事業である ため、対象 外	-	-	1	り、健全な地域生活環境の維 持及び向上に資することを目 的としているものであり、行政 の責務として、紛争を未然に防	近年、中高層建築物の建築が減少しているため、相談案件も減少している。相談の実施数を削減できないか検討を行い、平成29年度から予約の都度開催することとした。	紛争相談事業について は、全般的な相談事業を 実施している市民相談事 業等との統合も考えられ る。	①継続実施
44	都市政策課	空家等対策事業	空き家問題は、人口減少や超高齢社会の進展などにより表面化し、防災、防犯、環境、衛生などの面において、地域住民に深刻な影響を及ぼしている。本市では、平成29年3月に空家等対策計画を策定し、計画期間が令和4年度で満了になることから、より実効性の高い計画とするため、関係団体との意見交換を重ね、公民連携の取組のもと、令和5年3月に計画改を行った。その後、令和5年12月に施行された空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律及び空家等の利活用に関する空家等対策協議会からの事業提案に対応すべく、令和6年3月に計画の一部改定を行った。また、令和7年3月に法改正に伴い「小田原市管理不全空家等及び特定空家等判断基準」を策定した。	3,845	空き家セミ ナーの参 加者(人)	15	9	60.0%	別措置法では、市の責務として、空家等対策計画の策定やこれに基づく空家等対策の実施などに努めることが定められている。適切な管理が行われていない空家等が周辺環境に悪影響を及ぼしていることに鑑み、それを防止し、生活環境の保全を図るため、市が空家等対策に取り組む必要がある。	宅ストック活用小委員会を設置 し、令和6年度は事業提案に係 る施策の効果検証を行った。	き、「空き家化の予防」、 「流通・利活用の促進」「適 正管理の促進」を三つの 柱として、総合的な空家等	①継続実施
44	都市政策課	歷史的風 <b>胚</b> 独持向 <b>吐</b> 計画推 進事業	本事業は、小田原固有の歴史的風致を守り育て、次世代へ伝えていくことを目的に、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、令和3年3月に国の認定を受けた「小田原市歴史的風致維持向上計画(第2期)」に位置付けた事業を、国の支援措置も活用しながら推進するとともに、進捗状況を管理し、必要に応じて計画の見直しを行う事業である。本計画の進捗状況については、国が定める評価シートを作成し、「歴史まちづくり協議会」に協議し、指摘事項については次年度以降の取組に反映している。また、本計画の取組状況や成果などを広く市民へ周知するため、評価シート等を市ホームページに公開している。令和6年度は、皆春荘及び旧松本剛吉別邸の庭園工事を実施し、二の丸観光案内所及び三淵邸・甘柑荘を歴史的風致形成建造物と指定したほか、薬膳喫茶KURAを新たな歴史的風致形成建造物とするための調査を行った。また、歴史まちづくりカードを小田原城天守閣ほか5箇所で配布し、情報発信に努めた。	182	小学原い旧吉春計数 小学館でなが別荘利人 のまる流本郷、合者	49,864	32,319	64.8%	等の歴史的建造物や密接に関わる伝統文化となりわい等は、本市固有の歴史的・文化的資源であるため、この地域資源を磨きあげ、『小田原の歴史を感じる魅力を高め、賑わいと交流のまち』の実現を目指す。本事業においては民有の歴史的建造物の改修・整備等のた	意見交換を行った。 歴史的風致の維持向上を図る うえで必要かつ重要である新た な建造物を歴史的風致形成建 造物に指定するため、資料調 査や現地確認を行った。 歴史まちづくりカードを配布し、 本市の歴史まちづくりの周知を	風致の維持及び向上を目指していく。 引き続き歴史的な建造物の保全・活用を図るため、 を史的の取るため、の を史的風数形成建造物の 指定及び民有の歴史的風 致形成建造物への改修整	①継続実施

	。 所	I	事業概要と成果	R6		業の設定	官指標		評価∙振	長り返り	今後の方向性	
1	(旧:	事務事業名 事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日標	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
4	者市 45 策 第	まちなか再 生支援事 業	地域主体による持続可能なまちづくりの推進体制の確立を目指し、まちづくりを主体的に進める団体の活動を支援していく。かまぼこ通り周辺地区については、空き家・空き店舗の解消のため、市が連携して勉強会を開催してきた。令和6年度は、国府津地区で活動する「ヤッホー国府津村役場」主催のまち歩きツアー及びヤッホーみかんまつり、ワークショップへオブザーバーとして参加するとともに、広報おだわらヘイベント記事を掲載するなど活動を支援した。	0	不強催び所側の数 (回空有別対回) をの数家者相応 (回の数) (回の数)	2	0		本事業は、地域が自立し、景観 形成や空き家・空き店舗利活 用、担い手育成などの地域主 体のまちづくり活動を目指すも		引き続き、地域主体による 持続可能なまちづくりの推 進体制の確立を目指し、ま を立くりを主体的に進める 団体の相談に応じて活動 を支援していく。	①継続実施
4	者市 計 画 課	地域地区 等見直し 〇 事業	社会、経済情勢の変化に応じて、線引き・用途地域を見直すことにより、小田原市都市計画マスタープランに掲げる本市の将来都市像の実現を目指す。 平成29年度は、一般保留区域としている鬼柳・桑原地区の市街化縄入に伴う事業者との調整や、県農政協議を行い、平成30年度には、市街化区域編入に向けた都市計画手続きを開始し、令和元年度には、一部区域(約20ha)の市街化区域編入に伴う都市計画変更(区域区分の変更、用途地域の変更など)を行った。今和元年度に、立地直正化計画に基づは市機能・居住機能の誘導策として、小田原駅周辺の商業地域における周辺の市街地環境の改善に資する建築物について、高さの基本最高限度を45m以下の範囲内で緩和することができるよう、高度地区における新たな適用緩和基準を設ける都市計画変更を行った。令和5年度は、都市計画法に基づき、県が定める「都市計画区域の整備・開発及び保全の方針」が「区域区分」、「都市再開発の方針」等、第8回線引き見直し作業に伴う、これらの都市計画変更素変の作成に必要となる資料等を作成した。また、都市計画決定・変更手続きの法定図書として使用する都市計画基本図については、道路や建物など、最新の地形地物情報を反映するための修正を行った。令和6年度は、線引き見直しに伴う用途地域等の変更について都市計画案を作成した。	1,758	-	-	_	-		都市計画基本図の修正について、都市計画区域内の道路・建 て、都市計画区域内の道路・建 築物・土地利用の改変による 経年変化が特に多い図郭のみ を修正した。		①継続実施
4	者市計 計計 直謂	地区計画 等活用促 進事業	都市計画提案による地区計画制度をPRし、活用促進を図ることで、住民等の主体的な街づくりへの取組を支援し、魅力あるまちづくりを推進する。また、地域特性や土地利用の動向を踏まえ、地区計画の活用による適切な土地利用を図る。中成29年度及び平成30年度は市街化調整区域の根所川地区における地区計画の検討として、自治会役員等との勉強会や具体の候補地における地区計画の決定について、相談者と調整を行ったが、決定には至らなかった。令和元年度は、民間開発事業者による開発行為(工業系保留区域の市街化区域編入)に伴い、土地利用を適正に誘導し、恵まれた自然環境と調和した産業団地機能を将来にわたり維持・保全するため、鬼柳地区地区計画を決定した。令和3年度は、久野地区地区計画の決定に向け、都市計画審議会に報告するとともに、周辺住民や商業者を対象とした説明会を行った。令和4年度は、久野地区地区計画の都市計画を決定し、特定大規模建築物の立地を可能とした。令和6年度は、小田原駅前東地区市街地開発準備会市街地整備推進会において地区計画制度のPR活動を行った。都市計画提案による地区計画制度をPRしてきたが、地域等からの相談・提案はなかった。	0	市民との協協 働に計画の 検討対数 地区)	-	-	-	都市計画が目指す望ましい市 街地の実現のため、積極的に 活用されるべきとされており、 有効性は高く、最終的には、市 が都市計画決定することとなる ため、市が取り組むべき事業で		引き続き、住民等のまちづくりに対する意識醸成及び普及啓発を行う。 提案の相談があった場合は、地域特性や土地利所 の動向を踏まえ、土地所 有者などと調整を図り、地 区計画の決定について検 討する。	①継続実施
4	者市計画 #8	復興事前 準備推進 事業	被災した際の都市復興(市街地復興)を迅速かつスムーズに進めるための事前準備として、平時から災害の発生を想定し、被害規模に応じた復興まちづくりの目標や実施方針などをとりまとめる「事前復興まちづくり計画」の策定に向けた取組を進める。令和6年度は、復興事前準備の取組を進めるに当たり、取組内容とその必要性の理解を深めるため、職員を対象とした勉強会を開催した。また、都市計画基礎調査等の様々な資料から、まちの現況を表す基礎データを整理するとともに、基礎データと被害想定を重ね合わせる(GISデータ)ことで、面的な復興が必要になると想定される区域案を抽出した。	6,288	-	-	-		進めておくことが重要であるとの認識に立ち、市町村が復興事前準備に取り組むためのガイドラインを策定し、「市町村は災害からの復興まちづくりを進めるために、過去の災害からの復興まちづくりの課題・教訓を踏まえて、平時にできることから準備しておく必要がある。」としており、早急に取り組むべ	興まちづくりに向けた取組項 目、手順・手続き(実施時期)を 決めておくことで、被災後、応 急復旧対応と平行して復興ま ちづくりに取り掛かることができ	国の「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン」に基づき、応急復旧後の面的な市街地復興における復興体制や復興年制等を検討し、「事前と興まちづくり計画」を策定する。	①継続実施

Ē	听属	<b>★水本米</b> ク事業	事業概要と成果	R6	事	業の設定	E指標		評価・排		今後の方向性	
(II)	所属 日名)	事務事業名 事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
149	都市計画課	市街地再開発事業	快適な住環境を形成するため、一定の要件を満たす優良な建築物の共同化事業等を行う事業者等に対し、国の制度要綱に基づき建築費等の一部を助成することにより、共同化事業等の促進と、中心市街地に住宅の供給を図り、定住人口を増加させる。令和6年度は、小田原駅前分譲共同ビル(通称新幹線ビル)及び小田原駅の日本ので含む8棟の建替え事業に対し、補助金を交付するとともに、小田原駅西口地区まちづくり協議会及び小田原駅前東地区市街地開発準備会に対し、再開発推進団体等補助金を交付した。西口地区は、今後の広場再編の検討に向け、交通事業者(バス・タクシー)をはじめとした各種関係団体と個別に西口広場の現況レイアウトや利用状況等についての意見交換を実施した。駅前東地区では、主に都市計画道路栄町小八幡線を幹線道路とした市街地開発の事業化に向けた勉強会等の活動に対し支援を行った。	126,639	指標設定 が確認さないる を が が 変 で 対 外 外	-	-		街なかの定住人口を増加させるため、一定の基準を満たす 優良な建築物の整備に対して 補助することは、良好な住環境	当該事業については、国庫補助を活用することで、財源の確保に努めてきた。また、空地や緑地の創出、耐火建築物への	共同化事業については、 着手済の地区への継続的 な支援と新たな地区への 支援に向けて事業者等と 協議をしていく。 また、小田原駅周辺(西 口・東口)の再開発につい組 地元のまちづく市市機 と協力しながら、都向け た検討を進めていく。	①継続実施
150	都市計画課	都市計画 道路見直 し事業	社会情勢の変化等に的確に対応し、効果的な整備を進めるため、長期未着手の都市計画道路の必要性を定期的に検証し、必要な都市計画変更を行う。第1回都市計画道路見直しは、平成20年2月に「小田原市都市計画道路見直しの基本方針」を策定し、交通機能、まちづくりとの整合、代替機能等の検証を実施し、平成24年度までに廃止路線等の都市計画手続きを完了。平成30年5月に「小田原市都市計画道路見直しの基本方針」を改訂し、長期未着手の都市計画道路を対象に、将来交通量の推計を始め、必要性の検証を行い栄町小八幡線(錦通り入口交差点~東通り入口交差点)が変更対象路線となった。見直し結果について令和元年度の都市計画審議会に報告し、令和2年度に公表した。令和3年度は、小田原駅前東地区まちづくり協議会において、まちづくり検討区域の権利者に対し、栄町小八幡線の線形変更の必要性についての説明を行った。令和4年度は、栄町小八幡線(錦通り入口交差点~東通り入口交差点)の計画変更に向けて、測量作業を実施した。	0	-	-	-	-		見直し業務については、街路 交通調査費の国費補助対象となった。 ・平成29年度交通量調査業務・平成30年度都市計画道路見 直し検討業務	都市計画道路栄町小八幡線(錦通り入口交差点〜東 線(錦通り入口交差点)について は、市街地再開発事業等 と合わせた線形変更の取 組を進めていく。	①継続実施
151	都市計画課	景観形成促進事業	良好な景観形成を進めるには、市民一人ひとりが身近な景観を意識することが大切である。このため、景観法の届出、屋外広告物の許可申請等の手続きが行われる際に、景観計画における方針等を説明することで、景観意識の高揚を図り、自主的な景観形成を促すものである。また、必要に応じ景観評価員に意見を聴き、景観計画への適合について誘導るものである。令和6年度は、景観条例に基づく届出59件、形態意匠条例に基づく申請8件、屋外広告物条例に基づく申請450件の実績があった。	9,872	講習会·講演会実施 数(回)	1	0	0.0%	継続的な取組が必要である。 また、届出制度の運用などに	おいても、窓口等にて積極的に	今後は講習会形式ではなく、屋外広告物の許可に合 く、屋外広告物の許可に合 わせた啓発など、さまざま な取組を通じ良好な景観 形成に向けた意識の高揚 に努める。	①継続実施
152	都市計画課	景観形成修景事業	良好な景観形成を誘導し、快適で魅力ある生活空間の形成を図ることを目的に、修景に対する補助金を交付する事業である。 令和6年度は景観形成修景費補助金を3件交付予定であったが、施工主の都合により交付申請の辞退が1件あったため、2件の交付となった。		景観修景 補助件数 (件)	3	2	66.7%		国の交付金を活用し、民間建築の一部を補助することにより、景観形成に寄与する事業である。	個別の修景事業だけでな く、街なみとしての連なり が分かる景観形成を目指 すため、特定の通りでのず 景や比較的目につきやす い門や塀なが外規を促す。 また、良好な景観形成が 特に必要な区域は景観計 画重点区域への位置付け を順次拡大する。	①継続実施

	56	: 屋		事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標		評価・拼	<b>長り返り</b>	今後の方向性	
N	O (IE	i属 i名)	事務事業名 業務 業務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
45	i3 3	或 交 通	路線バス 等移動手 段確保維 持対 業	小田原市生活交通ネットワーク協議会負担金(決算額 200千円) ・バス事業者だけでは維持が困難となり、退出や減回の申出があった路線について、県生活交通確保対策地域協議会において調った協議結果に基づき、運行経費と運賃収入の差額を補助し、路線の維持に努めた。 ※地域公共交通確保維持費補助金(決算額 14,913千円) (1) 国府津駅~橘団地(神奈川中央交通(株)) 2,087千円 (2) 小田原駅~石名坂(箱根登山バス(株)) 12,826千円 ・日中に路線バスの運行していない時間帯が生じている地域等の公共交通不便地域において、日常の移動に困っている方への支援策として、「おだタク・おだチケ実証事業」を実施した。 ※路線バス空白時間帯等補完実証事業(決算額 54,778千円)	69,891	協議会年間開催回数(回)	2	4	200.0%	公共交通は市民の生活に欠かせない移動手段であるが、路線バスについては、利用者の減少や、慢性的な運転士不足等により、維持することが容易ではなくなっている。引き続き、公共交通を維持・確保するために、路線の維持に必要な運行経費の補助など、公民連携により維持する必要がある。	路線バスは、神奈川県生活交通 確保対策地域協議会において	小田原市地域公共交通計 画に基づき、公共交通の 維持・確保を基本に、公共 交通不便地域での移動支 援の実証実験に取り組み 本格実施を目指す。	①継続実施
45	i4 3	地或交通課	鉄道利用 環境改善 等事業	・鉄道における環境改善、利便性向上、輸送力増強に資する取組を実現するため、「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」及び「御殿場線利活用推進協議会」を通じて、鉄道事業者に対し、環境改善、利便性向上、輸送力向上に係る要望を行った。 ※旅費・負担金(決算額 141千円)	141	年間 要望回数 (回)	2	2		鉄道業者が実施する鉄道輸送 力の増強や利便性、安全性の 向上に向けた取組の早期実現 を促すため、要望活動を実施し た。		鉄道輸送力の増強や利便性、安全性の向上に向けた取組の早期実現を図るため、鉄道事業者に対し、引き続き粘り強く要望していく。	①継続実施
45	i5 3		小田原駅 周辺駐車 対策事業	平成27年3月に、駐車場整備に関する課題を整理し、課題解決に向けた施策を定めた「小田原市駐車場整備計画」を策定し、小田原駅周辺地区の自動車(自動二輪車を含む) 駐車場の対策を実施している。令和6年度は、小田原駅周辺の自動車駐車場における需給状況等を把握するために、隔年実施としている「小田原駅周辺駐車場実態調査」を実施した。	0	需給がラン 素給を 施施 の の の の の の の が 施 が た た た た た た た た た た た た た た た た た	1	1		点的に駐車場対策が求められる小田原駅周辺の駐車場整備 地区に対し、施策の実施が必要である。	実態調査については、毎年実施していたが、駐車場の需給	「小田原市駐車場整備計画」(駐車場整備計画」(駐車場整備計画)に基づき、自動車(自動工輪車を含む)駐車場について、需給バランスを考慮した適正配置や既存駐車場の有効活用に努めていく。	①継続実施
455	i6 ‡	建築指導課	建築物耐 震化促進 事業	小田原市耐震改修促進計画(計画期間: 平成21年2月~令和12年度。令和4年3月一部改定。)に基づき、昭和56年5月31日以前に建築された旧耐震基準建築物の所有者に対し、耐震化の重要性について啓発を行うとともに、支援策を充実させることにより、耐震化の促進を図る事業。 密発事業については、建築士関係団体との協働で木造住宅耐震化推奨訪問事業を実施し、戸別訪問による簡易耐震診断や耐震相談を実施しているほか、市内公共施設等において、耐震セミナーや無料耐震相談会を開催している。また、職員による戸別訪問型の啓発活動(アクションプログラム)を実施している。補助制度については、旧耐震の木造住宅及び非木造建築物の耐震診断から改修まで一連の流れを整備したことに加えて、木造住宅の除却(要件有)や長屋・共同住宅の耐震診断に対する補助を設けている。令和4年度には旧耐震基準の木造住宅に対して、段階的な改修工事及び防火地域内の除却工事を、令和5年度には空き家の除却工事を補助対象に拡大した。	15,731	住宅の耐 震化率 (%)	95.0	92.1	96.9%	神奈川県西部地震の切迫性が 指摘されており、安全安心なま ちづくりの一環として、建築物 の耐震化が求められている。	木造住宅については、建築士 関係団体との協働により、無料 の戸別訪問型耐震相談事業の 実施や職員による戸別訪問の 実施によって、市民の耐震化 意識の向上を図ることができ た。	令和7年度も引き続き、戸別施 問型の啓発活動について実施し ていく。また令和7年度は分のに実施し 断における補助対象区分のける 直し及び耐震改修工事問題 直し及び耐震改修工事問題 要乗せを行ったことから、それらの 利用増を図るため、積集や他的 利の動向を見据え、昭和56年以耐 で発を図れて、8月56年以耐 で平成12年以東のが完していく。 ま木造建築物についても補助上 のための啓発を継続していく。 ま木造建築物についても補助上 のための啓発を継続していく。	①継続実施

Ē	诉屋	+	事業概要と成果	R6	事	業の設定	≧指標		評価∙振	長り返り	今後の方向性	
NO (I	所属 日名)	事務事業名 事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
157	建築指導課	応急危険 店里 養成等事 業	地震が発生した直後において、被災した建築物の被害状況を調査し、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次被害を防止し、住民の安全を図るため、応急危険度判定を実施する応急危険度判定士の養成を行い、震災時の活動体制を整備・維持運営していく。特に震災直後から多くの被災者が集まる広域避難所等については、神奈川県建築士会小田原地方支部及び神奈川県建築士事務所協会県西支部と「災害時における応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の派遣に関する協定」を締結しており、当該活動についても連携を図り、できるだけ速やかに地元ボランティアの判定士の協力を得て判定活動を実施できるようにするため、定期的な活動協力への意向調査を行うとともに、広域避難所の判定活動に協力いただく判定士に対して震災発生時の活動マニュアルや活動時に着用するゼッケンや用具等の配布、判定訓練の実施などを行っている。	0	広所を急判し 域へ集危定数 (基) を 会 を を を と で と と と と と と と と と と と と と と と	75	49		震災時の状況下において、被 災した建築物の被害状況を調 査し、余震等による建築物の倒 壊、部材の落下等から生じる 次被害を防止し、応急危険度判 定を実施することは必要な応急危 険度判定士の養成を行い、震 災時の活動に必要な応い、震 災時の活動体制を整備・維持 運営していくことは、行政が担 うべきである。	応急危険度判定士の新規認定の 取得に当たっては、神奈川県建築 物震後対策推進協議会が息海 方「神奈川県震災建築物応急要請する必要 度判定講習会」を受講する必要請協 あるため、講習会の周知や受講協 カの働き掛けについては、建築 関係団体に協力いただいた。 高齢化や判定活動から疎遠になっ ている方も多いため、活動できる	震災時の応急危険度判定活動を円滑に行うための 体制を整え運営していくため、定期的な判定活動判定活動判定活動判定活動判定活動判定を力でいく。 の意味を変施していく。 は、判定と立ので、新規判定土の認定取場を変施していくため、 進んでいるので、者を団体を 定土の認定取場を団体等 は、対応、対応、 、対応力も得ながら、 養成に努めていく。	①継続実施
158	開発審査課	宅地耐震化推進事業	新潟県中越地震等において、大規模盛土造成地の崩壊により住宅流出などの大きな被害が出たことを受け、こうした被害を軽減するため、宅地造成等規制法が改正され、宅地耐震化推進事業が国庫補助事業に位置付けられた。国のガイドラインに基づき、平成27年度から市内の大規模盛土造成地の有無について分布調査(第一次スクリーニング)したところ、35箇所の大規模盛土造成地の存在が確認されたことから、その位置等を示した大規模盛土造成地マップを作成し平成28年度から公開している。さらに、平成29年度から30年度にかけて予備調査や地盤調査等(第二次スクリーニング)を実施し、市内の大規模盛土造成地の安全性が確認できたことから、ホームページにおいて、「危険な箇所は存在しない」旨を公表している。令和6年度は、前年度と同様に第二次スクリーニングにおいて抽出した2箇所の経過観察を行い、経年変化の状況を把握した。	0	第二次スク リーニング 実施30で完 ※H30で完め 了したため R2以降は 対象外	-	-		は、各自治体が行うものとして 国のガイドラインで定められて おり、その成果を市民に公開す ることで市民の防災意識を高 めることができる。	開することで、市民の防災意識 の向上に寄与することができ た。 平成30年度に第二次スクリー	第二次スクリーニングで抽出した2箇所の経過観察を継続するとともに、第一次スクリーニングを実施した残り33箇所についても経過観察を継続して実施する。	①継続実施
159	開発審査課	被災宅地等管理体制整備事業	被災宅地危険度判定土養成等事業は、災害対策本部が設置されることとなる 規模の大地震や降雨等により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、災 害対策本部長の要請により、被災宅地危険度判定士(以下、「判定士」とい う。いよって宅地の被害の発生状況を迅速かつ的確に把握して危険度判定を 行い、二次災害の軽減・防止並びに住民の安全の確保を図ることを目的とし ている。 平成10年度から職員判定士の養成及び資機材購入備蓄を進め、平成30年度 からは民間判定士の養成を開始している。 令和6年度は、職員5人、民間2人の判定士を養成し、令和7年4月現在、職 員93人、民間39人の計132人が判定士の認定を受けている。 また、神奈川県建築物震後対策推進協議による「実施本部運営訓練」、 「模擬訓練」及び「ブラッシュアップ講習会」に参加するとともに、本市独自の現 地における模擬訓練を実施するなど、危険度判定を迅速かつ的確に行う体制 整備を推進した。	14	被災宅地 危険度判 (人)	140	132	94.3%	判定結果を宅地所有者に情報 提供(判定ステッカーを判定士 が貼付)することとなっている。 判定士が行った判定結果に対 する責任は市町村が負うもの であることから、判定士を養成 かつ育成し、危険度判定を迅	資機材の購入、備蓄を行うとともに、机上並びに現地模擬訓練等を実施することで、危険度期定における体制整備に一定の効果が図られた。また、令和3年度に体制強化の一環として民間判定士と災	引き続き、判定士の養成 及び模擬訓練を実施する など、危険度判定を迅速 かつ的確に行うための体 制きた、市内に存るでする感 また、市内に存存等の危険 性を把握するたする感 性を把握するための本 的かつ強速に対応する体 制整備を構築する。	①継続実施
160	建設政策課	地域安心安全道づくり事業	建設部と各自治会連合会の協働事業として、道路の舗装の悪い箇所やカーブミラー・ガードレールなどの不具合箇所を、地域住民と市職員が一緒に現地確認を行い、双方で優先度が高いと確認した箇所について、予算の範囲内で修繕する。令和6年度は、片浦・早川・大窪自治会連合会において実施した。	9,977	道路等等整整数等等数等望 營備所數 (%)	100.0	100.0	100.0%	危険箇所を事故発生前に発見	なく実施していたが、地域から の要望がある場合に限って実 施することとし、効率性を図っ	事業自体について地域から高い評価を得ているため、事業を継続していく。	①継続実施

	. 所履	事務事業名 事務	事業概要と成果	R6	事	業の設定	2指標		評価・排	長り返り	今後の方向性	
1	○ (旧名	事務事業名業務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
4	国県事業推進課(建設政策課)	急傾斜地崩壊対策促進事業	県が実施する急傾斜地崩壊対策事業を促進するとともに、土砂災害警戒区域等の縮小を図るもの。令和6年度は、国府津(9区)地区及び板橋地区で開催された急傾斜地崩壊対策事業の仕組みに関する勉強会に説明者として出席し、事業の周知を図った。昨年度から動いている国府津(1区)地区については、急傾斜地崩壊危険区域の指定に向け、同地区自治会及び地域住民の合意形成を支援した。	30,004	会議出席 件数/会 議開催件 数(%)	100.0		100.0%	一定の公益性が認められる箇所に限られるが、県の防災対策工事により、市民の生命が守られ、本市の防災力向上に資するものなので、有効である。	費用の負担率については、県 市で締結した協定に基づいて いる。	従来どおり、当該事業を推進していくとともに、毎年年実施している、市長が副知事と直接面談し要望する取組を今後も継続していく。地元関係者との調整は当課が積極的に関与し県事業の円滑化を図る。	①継続実施
4	国県事業推進課(建設政策課)	二級河川 等整備促 進事業	神奈川県河川協会を通じて県が所管する二級河川の氾濫及び海岸の高潮対策の確実な予算確保を要望するとともに、事業に係る地元や関係機関との調整を図るなど事業を支援するもの。今和6年度は、二級河川の森戸川については、地元自治会、地権者との調整、事業の推進に係る県や庁内の調整等を実施した。また、台風第10号の影響で森戸川の護岸が崩落し、神奈川県が復旧工事を実施した際には、復旧工事に関する説明会を県と連携し開催。その後も定期的に自治会長会議へ出席し、復旧工事の進捗状況を報告し、事業の推進を図った。また海岸については、令和元年の台風第19号により、東町から前川にかけた沿岸部で家屋等が損壊するなどの被害が生じたことから、国及び県へ高潮対策の実施を働き掛けるとともに、地元への高潮対策に関する説明会を県等と連携し実施してきた。令和5年度には前川地区において工事に着手していただき、令和6年度は、前川、東町、小八幡地域において高潮対策に関する説明会等を実施し、小八幡においては民有護岸所有者であるアンションの居住者を対象に高潮対策に関するアンケートを実施し、事業の推進を図った。	400	地域要望 県伝達地域数望 (%)	100.0	100.0		水害が発生した場合、本市の被害は広域的かつ基大であることから、県と連携し推進することは妥当である。	本市の費用負担については、 治水対策の推進のため組織されている神奈川県河川協会へ の負担金であり、負担金額に ついては規約等で決まってい る。	従来どおり、当該事業を推進していくとともに、毎年実施している、市長が副知事と直接の後も継続していく。地元関係者との調整は当まが積極的に関与し県事業の円滑化を図る。	①継続実施
4	国県事業推進課(建設政策課)	県立おだわら原公児 わら原公児 整備 業	県西地域の広域公園である県立おだわら諏訪の原公園の第2期、第3期の事業再開を県に働き掛けるとともに、地元や関係機関との調整を図るなど事業を支援するもの。 県内の公園事業は事実上休止状態である中、整備に向けた機運を高めるため、未開園区域を歩いて回る事業促進イベントを実施し、PRに努めているが、令和6年度は、イベント協力者である地権者会の高齢化など、運営上の課題があることから、今後のイベント実施に向けた組織体制を検討するため休止とした。	0	会議出席 件数/会 議開催件 数(%)	100.0	100.0		当公園は「ふるさとふれあい公園」をテーマとし、市内外から多くの利用者が集う広域公園であり、整備の推進に関する期待の声が大きいことから、市が促進することは妥当である。			①継続実施
44	三県事業推進鹮(建設政策課) ・道水路整備課 34	国道·県道 整備促進 事業	都市基盤の骨格を成す国道・県道の整備について、本市のまちづくりと整合するよう国や県に要望するとともに、地元や関係機関との調整を図るなど事業を支援する。令和6年度も地元選出県議会議員の仲立ちにより市長が副知事及び県土整備局長と面談する要望活動を実施するとともに、様々な道路関係団体の要望活動に積極的に参画し、効果的な要望活動に努めたことで、事業の進捗が図られた。	18,888	要望実施本事業望件が行進数 (%)	100.0	100.0		は妥当である。	本市の費用負担については、 国道・県道の整備促進に関す る協議会等への負担金及び要 望活動に係る旅費であり、負担 金額については規約等で決 まっている。		①継続実施

	P	[属 事務事業名	事業概要と成果	R6		業の設定	官指標		評価・扱	長り返り	今後の方向性	
	NO (II	「周  名)  多	<sub>≠∰</sub> 事業概要と成果 <sup>業</sup> ゥ 事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)		R6 日煙	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
	165	国具事業性進果(建設政策課) 一個	本市を含む県西地域の脆弱な道路環境の改善を図るため、静岡県側の市町と連携し、県と国への伊豆湘南道路の実現に向けた要望活動を行うもの。令和6年度は、国土交通省本省、関東地方整備局、中部地方整備局及び財務省に対し計2回の要望活動を実施。また、令和7年1月に、小田原三の丸ホールを会場に行われた全国街道交流会議第14回全国大会「三島大会」プレシンポジウムにおいて、市長が伊豆湘南道路のPRを行った。	120	会議出席会議人会議別任会教任徒開保後の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次の第一次			100.0%	伊豆湘南道路は、神奈川県西部と静岡県東部を結ぶ新しい 道路構想であり、実現すれば	本市の費用負担については、 伊豆湘南道路の実現に向けた 協議会等への負担金であり、 負担金額については規約等で	従来どおり、当該事業を促進するため、毎年実施している市長が副知組を一会後も継続していく。また、令和6年度から、建設促進団体である伊豆、建設促進財体である伊豆、湖南道路建設に進期会長ででした。より一層南道となったことか、より一層南海では大きいたことが、より一層南海では大きいた。との必要性を記えて、伊豆ともに、サンボジウムの開催など、地元の機運醸成に務めていく。	①継続実施
,	166	土 木 地籍調査 聖 事業 课	公共事業の推進や公共用地管理の適正化を図るとともに、津波や洪水、急傾斜地の崩壊など災害後の迅速な復旧に寄与することを目的として、国土調査法に基づく地籍調査事業を実施するもの。平成19年度から官民境界等た行調査による地籍調査に着手し、令和2年9月の国土調査法の改正により、令和3年度からは街区境界調査に手法を変更して調査を進めている。令和6年度の調査面積は0.30km(板橋、南板橋二丁目、十字二丁目、十字四丁目、城山四丁目地内)	22,095	調査面積 (krii)	0.30	0.30		のである。近年、全国各地で土砂災害など発生しているが、迅速かつ円滑な復旧に寄うする地籍調査事業を推進することは非常に有効である。	を選定しており、土砂災害のお それがある地域を含む調査に 優先配分される国の方針を受 け、当該区域を含む地域の調	引き続き継続していく。	①継続実施
	167	土 木 狭あい道 音 路整備事 理 業 果	狭い公道に接する敷地で建築行為等を行う場合(建築基準法第42条第2項及びこれと同等)に後退用地を市が取得し、4m以上の幅員で道路整備を行うもの。	42,307	用地処理 件数(件 数)	105	72	68.6%	の通行や日常生活を送るため に必要不可欠な道路事業であ る。	住宅の建替え等に合わせて、拡幅整備していくことはコスト面や効率性も妥当であるが、物件除却補償費の取扱い(平成29年6月1日付け)を行った。なお、要綱改正に係る適用日を平成30年4月1日としたことから、平成30年度以降の申請については、物件補償費及び事務の効率化につながった。	引き続き継続していく。	①継続実施
	168	土 木 私道整備 事業 助事業	一般に利用されている私道について、一定の条件により整備事業費の一部を助成するもの。 【主な要件】 〇補助対象となる私道 ・両端が公道に接続しており、かつ、一般交通の用に供されていること又は一端が公道に接続しており、かつ、延長20メートル以上であって、5戸以上の関係住民に利用されている私道 ・幅員が4.0メートル以上であること。 〇補助率 (1) 両端が公道に接続している私道・90% (2) 一端が公道に接続している私道・50% 令和6年度の実績は2件、舗装面積322㎡(内訳:152㎡(南鴨宮一丁目地内)+170㎡(扇町三丁目地内))	1,869	指標象外がは 標象外がら基 でであるさ であるさ がい。	-	-	-	ともに、私道所有者の維持管理費の軽減を図ることを目的とした事業である。 他市でも同様の補助制度を設けている。	一般に利用されている私道について、一定の条件により整備事業費の一部を助成する事業であるが、効率的・効果的な行政国と受益者負担の適正化を図るため、補助の要件を精査し、補助要綱の改正(平成29年6月1日付け)を行った。市民周知を行うため適用日を平成30年4月1日からとした。	引き続き継続していく。	①継続実施

	<b>所屋</b>	+ 75 + # 5 事義	事業概要と成果	. R6	事	業の設定			評価・振り返り		今後の方向性	
NO (	所属 旧名)	事務事業名 業務 業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 月橝	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 効 目的に対する事業自体の有効性) その	率性(費用対効果)・ の他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
169	土木管理課	道路管理 システム強 化事業	道路法に基づき市道認定を行い、幅員などの情報を台帳化し市民サービスの向上に努めるもの。 道路法、その他法令に基づき、道路・橋りょうの台帳整備及び管理を行う。	16,949	-	_	_	-	道路は、など で通いなど するを直選別 また、選道	理情報システムについ 路台帳や占用台帳の でも道路施設等を反映 をと委託で実施するが、各作 はを理を行っている。 は、整理を行っている。 路情報が一元化され 、効率的な管理を行え	引き続き継続していく。	①継続実施
170	道水路整備課	河川改修 事業	台風や近年の異常気象と見られる局地的集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、過去に溢水被害が発生した準用河川を計画的に改修する。 令和6年度は、準用河川下菊川の河川改修及び準用河川関口川の河川改良に係る設計業務を実施した。	106,618	改修延長 (m)	17	17	100.0%	河川管理者として、浸水被害の 下菊川・I 軽減を図るため、河川改修を 進める必要がある。	<b>:行った。</b>	市内の浸水被害解消に向けて、今後も引き続き河川 改修を進めていく。	①継続実施
771	道水路整備課	河川・水路 (4) 維持事業	災害における河川・水路の溢水等から市民の安全を確保するため、適切な維持管理を実施する。 令和6年度は、準用河川剣沢川、準用河川塔台川、準用河川舟子川で河床整理を実施し、準用河川小八幡川では樹木伐採等を実施した。(河床整理(3河川):計589㎡、樹木伐採等(1河川):30本)	194,907	-	-	-			ながら計画的に河床	河川・水路施設の適切な維持管理は、河川管理者の義務である。今後も引き続き、適切な維持管理に努める。	①継続実施
172		河川管理事業	災害等に対する緊急的な対応や復旧活動のため、河川・水路施設について適切な管理を行う。	4,026	水門点検 実施 (回)	112	112	100.0%	に防ぐために、土のうステーと調整を ションの設置や水門等の点検管する施 を行い、浸水被害の軽減を図ステーシ る必要がある。 民の利便	図り、土のうを備蓄・保 記として市内に土のう	土のうステーションについては、試行的に運用しながら検証を行い、初期対応の充実を図っていく。	①継続実施

		正属		事業概要と成果	R6	事	業の設定	≧指標				今後の方向性	
	10 (1	所属 旧名)	事務事業名 業務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 宝結	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
4	73	道水路整備課	河川環境整備事業	良好な水環境や水辺の原風景の保全を図るため、自然環境と地域景観に配慮した多自然水路整備を実施するとともに、整備完了後は水質や動植物への影響調査を継続的に行い、その有効性の検証を行う。 令和6年度は、牛島排水路の多自然水路整備を実施した。	45,333	整備延長 (m)	60	60		良好な水環境や水辺の原風景 を保全・再生するため、自然環	定期的に水質や生態系の調査	治水対策に加え、水質や水辺の生態系の保全・再 水辺の生態系の保全・再 生を図れる整備方法の検 討に努める。	①継続実施
4	74	道水路整備課	幹線市道整備事業	まちづくりの骨格となる幹線道路を整備することにより、交通処理能力を向上させるとともに、歩行者の安全確保や都市機能の充実を図る。令和6年度は、久野峰線(市道0036)の道路改良に先立ち、埋蔵文化財発掘調査を行った。	25,850	整備延長	30	30	100.0%	もに、歩行者の安全確保や都	調査等の必要な業務等を行っ	小田原市道路整備計画に 基づき、着実に整備を推 進していく。	①継続実施
4	75	道水路整備課	魅力ある 道路空間 づくり事業	魅力ある道路空間づくりを推進することにより、歩行者や自転車など、全ての 道路利用者の回遊性や利便性の向上を図る。 令和6年度は、かまぽこ通り(市道2035)において、景観に配慮した道路改良 を行った。 このほか、銀座通り(市道2189)において、電線類地中化に向け、特殊部及び 管路部の設置を行った。	105,468	整備延長(m)	190	201		道路利用者の回遊性や利便性	ら意見聴取し、施工内容につい	小田原市道路整備計画や 小田原市歴史的風致維持 向上計画(第2期)等に基 づき、着実に整備を推進し ていく。	①継続実施
4	76	道水路整備課	市民生活道路改良事業	生活道路の拡幅や歩道整備等を行い、道路環境の改善はもとより、交通安全の確保を図る。 令和6年度は、市道0045の歩道設置や市道2474の道路改良等を行った。	88,713	整備延長	130	174		は、道路環境の改善はもとよ	水路蓋掛けによる歩道設置を 行った。 (用地取得不要)	小田原市道路整備計画に 基づき、着実に整備を推 進していく。	①継続実施

	RC FE		事義	事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標			り返り	今後の方向性	
N	所属 (旧名	事務事業名	業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果) その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
477	道水路整備課	踏切改良 事業		ボトルネックとなっている踏切を改良することにより、歩行者等の安全な通行空間を確保し、円滑な交通処理を図る。 空間を確保し、足柄2号踏切道改良工事(拡幅整備)の実施に向け、小田急 電鉄㈱を始めとする関係者との調整、実施設計及び用地測量を行った。	22,386	鉄道事業 者との協議 回数(回)	6	6		道路管理者として、安全で円滑 な道路交通を確保するため、ボルトルネックとなっている踏切の	神奈川県が施行中の二級河川 山王川改修工事に合わせて施 エすることにより、経費の節減 及び工期の短縮を図る。	地取得等の必要な作業を進めていく。	①継続実施
47	道水路整備課	道路用地購入事業		土地開発公社が先行取得した道路用地について買戻しを行い、適切な行政 財産化を図る。	0	-	1	-	-	i	<b>路用地の買戻しを進めている</b> 。	残る3件(4路線)については、社会情勢の影響を受け、道路計画が白紙となったことから、買戻しする理由を整理する必要がある。	②見直し・改善
47	道水路整備課	道路管理事業		道路照明灯やポンプ場施設、小田原駅・鴨宮駅の昇降施設、国府津駅前広場駐車場の適切な維持管理を実施し、道路利用者や駅利用者の利便性・安全性を確保する。 令和6年度は、小田原駅東ロペデストリアンデッキ及び鴨宮駅のエスカレーター音声案内装置設置や、小田原駅東西自由連絡通路雨漏り修繕等を実施した。	165,310	点検実施 数(回)	288	288		各駅の昇降施設やポンプ場施設は、公共施設、道路附属施設であることから、施設管理者が適切に維持管理を行う必要がある。	設については、専門業者による 定期点検や設備の補修、更新	の利便性・安全性を確保	①継続実施
48	道水路整備課	道路維持事業		道路施設の定期的な点検やパトロールを実施し、異常箇所の早期対応に努めるとともに、計画的な修繕を実施することにより、道路利用者が安心安全に通行できる道路環境を維持する。 令和6年度は、約1kmの舗装修繕を実施した。	308,079	-	-	-	-				①継続実施

	ĒF	F屋	+ 70 + # 2	事業概要と成果	R6	事	業の設定			評価・振	長り返り	今後の方向性	
	(IE	所属 日名)	事務事業名 事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 月標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
4	81	道水路整備課	交通安全 施設充実 事業	交通安全施設(道路照明灯、道路反射鏡、区画線など)の整備・維持修繕を進めるとともに、通学路等における安全対策として路側帯のカラー化等を実施することにより、安全な交通環境を確保する。 令和6年度は、学校や自治会から要望のあった通学路の安全対策として、グリーンベルト約3,000mの新設や修繕、防護柵約300m及び道路反射鏡17基の設置を実施した。	48,930	-	-	_	-		交通事故や転落事故の抑止や 安全な歩行空間の確保に努め ている。	道路利用者の安心安全を確保するため、今後も適切な維持管理に努める。	①継続実施
44	82	道水路整備課	橋りょう維持修繕事 ・	道路や河川等に架かる橋りょうの法点検や長寿命化も踏まえた計画的な修繕を実施することにより、利用者が安心安全に通行できる施設環境を維持する。令和6年度は、120橋の点検と、7橋の修繕を実施した。	76,014	-	-	-	-		多額の点検費用が継続的に必 要となることから、比較的小規	震災時等の被害を最小限 にするとともに、橋りょうの 長寿命化を図るため、今 後も引き続き適切な維持 管理に努める。	①継続実施
4	83	道水路整備課	道路等管 理効率化 事業	道路施設等の老朽化やその他に係る職員の負担増といった課題解決を図るため、民間企業の記述カやノウハウを活用して業務を効率化するべく包括的民間委託の導入を検討する。 令和6年度は、導入可能性調査業務委託を発注し、市内事業者等への市場調査を実施しながら、本市の実情に適した包括的民間委託の導入に向けた検討を進めた。	9,592	-	-	-	-	り、従来の事後対応から、施設 に不具合が生じる前に対策を	国の先導的官民連携支援事業 補助金(国庫10/10)を活用す ることで、必要な財源を確保し ながら調査を実施した。	持続可能な地域社会の仕組み作りを目指し、まずは市内事業者だけで対応できる業務内容等の検討を進めていえ。 進のま業務との相互理解を深めるため、丁寧に試 を深めるため、丁寧に試 で換等を重ねながら、試 行的業務に向けた準備作業を進めていく。	①継続実施
4	84	みどり公園課	緑の基本 計画推進 事業	「緑の基本計画」に基づき、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を、総合的かつ計画的に推進する。 小田原市みどりの審議会において、「緑の基本計画」の進捗管理を行う。(令和6年度実施回数 2回) 令和7年度、令和8年度の2カ年をかけて、緑の基本計画の改訂作業を実施するため、上位計画、関連法令等についての整理を行うとともに、現況調査(自然条件、社会条件、緑化状況など)、住民意向調査の実施、素案作成をみどりの審議会の意見を聞きながら進めていく。	144	みどりの審 議会開催 回数(回)	2	2	100.0%	「緑の基本計画」は、都市緑地 法第4条第1項の規定に基づ き、都市における緑地の適正な 保全及び緑化の推進に関する 措置で主として都市計画区域 内において講じられるものを総 合的かつ計画的に実施するた め、市町村が定めるものであ る。	議会開催前に、議題に関する 現地見学を行うことで、資料だ けでは分かりづらい案件も、イ	・みどりの審議会開催前の 現地見学を引き続き実施 することで、資料イメージ会を りづらい部分をは、審議会を 円滑に運営してい、審議 の分野にわたっている にない分野にわたっている ため、有識者でない市民 委員などに列を実施し、よう にしていく。	①継続実施

	所属	- ** * *	事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標		評価∙拮	 振り返り	今後の方向性	
43	所名 みどり公園課	事務事業名	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果) 小田原駅周辺を中心に緑化を推進することにより、まちの魅力を高め、更なるまちの賑わいを創出する。 小田原駅周辺の道路照明灯など(47か所)に花飾りを設置し、公共花壇へ花の植え付けを実施した。また、緑化団体等(43団体)へ花苗を配布し、公民館などの地域拠点を緑化した。 小田原駅周辺で民有地を緑化した方々に、緑化に係る経費の一部を補助した。(令和6年度助成件数 1件) 種まきや球根の植付けなどの作業を園児が行い、幼少期から花や緑への関心を高めていくため、保育園や幼稚園へ草花の種や球根、肥料等の園芸資材を提供した。(49園)	決算額 (千円) 6,991	指標(単位) まちなか緑 化助成事 業の実施 件数(件)	15	R6 実績	6.7%	広がりが期待できることから、 緑化活動に取り組んでいる 大のに「まちなか緑化助成事 業」を始めとした各種の支援を 行っていくとともに、小田原駅	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点 まちなか緑化助成事業の対象区域 は、来訪者が多く、緑地や農地などが 少ない小田原駅周辺、及びかまぼこ 通り周辺に限定した。 周知方法については、市広報、市 ホームページへの掲載のほか、ケー ブルテレビでの告知、建築関係、園 芸関係、商店会などへの情報提供、 建築確認の窓口にパンフレットを配 架、商工会議所会報への掲載など、 広て周知に努めた。 令和4年度から小田原駅東口周辺 での花植えや緑化については、専門 業者に花の選定や定植を委託し、四 季折々の花々が楽しめるようにし た。	今後の事業展開 みどりが少ない地域の緑 化を推進するため、引き続き、「まちなか緑化助成事業」を始めとした各種の緑 化支援を行い、小田原駅 を中心に路線ごとに連続 性のある緑化を目指していく。	①継続実施
48	みどり公園課	魅力ある あな ある 園 再業 整備事業	周辺住民のニーズや周辺環境の変化などを踏まえ、地域特性に合った街区公園の再整備計画を作成し、魅力ある公園づくりを行い、実施後の効果を検証し、他の公園の再整備へつなげる。令和6年度は2公園目となる山根公園の再整備を実施し、令和7年3月にリニューアルオープンした。 街路樹の再整備については、令和4年度に路線ごとに樹木診断を行い、令和5年度は不健全判定であった68本のサクラのうち、応急対応として38本の伐採・16本の剪定を行った。令和6年度は市道2328・市道2332(青橋西側付近)・市道0017(西海子小路)のサクラについて、地域住民との意見交換を踏まえて策定した再整備計画を基に、2本伐採を行い、7本新たに植栽を行った。また、市道0077(沼代桜の馬場付近)・市道3006(蓮正寺付近)のサクラについて地域住民との意見交換を踏まえて再整備計画を策定した。	181,872	再整備した 街区公園 数(公園)	1	1	100.0%	分に利用されていない公園があ	地域の幅広い世代のニーズを 計画に反映させるため、地元の 自治会、子ども会、老人会等の 公園利用者が参加するワーク ショップを開催して意見交換を 重ねるなど、丁寧に地域住民	今後は飯泉地内の公園の 整備を行っていく。 街路樹再整備については、 街路形との意見交換定 を経て再整備計具を験定 を経て再整備計画を特え による再整備を実施してい く。 令和5年度応急対応により 伐採したサクラについてを 替え等地元調整を行い各 線の再整備計画を策定 は、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	①継続実施
41	みどり公園課	街区公園	身近な公園や街路樹、その他の緑地を安全で快適に利用できるよう、日常的なパトロールや維持管理を行う。 平成23年度に市民協働によるまちづくり推進の一環として「身近な公園プロデュース事業」を導入し、草刈や清掃など軽易な管理について、従来の市による直営管理から、市と、地域住民で構成する登録団体による協働管理への転換を進めている。令和6年度には新たに3団体を登録し、市内142か所の身近な公園などに対して、76公園、78団体の登録となった。 街区公園等について、遊具やその他の施設の点検、修繕等の維持管理を行うとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、順次、遊具更新を実施する。令和6年度には、2公園6基の遊具を更新した。	109,330	身近な公園プロデュース登録公園数(公園)	80	76	95.0%	身近な公園や街路樹、その他の緑地を安全で快適に利用できるよう、日常的に維持管理を行う必要がある。「身近な公園プロデュース事業」は、地域住民の自主的な管理により、身近な公園に対する	身近な公園プロデュース団体 の登録が増えることにより、市 直営の管理が減少するため、 維持管理コストが削減できる。 定期的な遊具やそり長寿命化を 図りながら、計画的に公園施設 の更新を進めている。	今後も、公園等をようで快適維持管理をよっていく。事外に対する場合では、リカープレッには、リカープレッには、リカープレッには、東流活用したPR活動を長きがまたが、自動を発展をが掛けていく。 かなど掛けていく。 かなど掛けていく。 からにも、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では	①継続実施
41	みどり公園課	上府中公園管理運営事業	平成18年度に利用者へのサービスの向上や施設の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理者は小田原市事業協会・湘南ベルマーレ共同事業体(指定期間令和元年度~5年度)である。日常的な運営、維持管理業務等に加え、自主事業を行っており、令和4年度も「カミイチ」や「上府中公園まつり!」などのイベント、湘南ベルマーレや横浜DeNAベイスターズによるスポーツ教室などを実施し、利用促進を図った。小田原球場利用者数について令和元年度は約13,000人、令和2年度はコロナ禍の影響で約7,100人に留まったが、令和3年度は約15,500人、令和4年度は約14,300人であった。平成2年10月の開園から30年以上が経過し、施設・設備の老朽化、旧態化が進んでおり、平成30年度、令和4年度に見直しを行った公園施設長寿命化計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用してトイレや空調設備などの安全性や快適性に影響のある施設を優先して更新・改修を行っている。令和6年度には、球場スタンド改修工事を実施した。		小田原球 場利用者 数(人)	42,000	42,260		上府中公園は、市民の健康の 増進と運動、休養、散策等の多 様なレクリエーションの場として 市民へ提供している。 特に、公園内の小田原球場や 上府中スポーツ広場は、常に 週末の予約が埋まっており、人 気の施設となっている。	広場内のフェンスに有料で広告が掲載できるよう、都市公園条例の一部の改正を行った。 (平成30年4月施行)。広告収入は、施設の修繕費に活用す	引き続き、指定管理者による管理運営を行っていく。 売店などの便益施設の民間事業者による設置など、公園の活性化に向けて検討する。 社会資本整備総合交付金を活用して、公園施設の更新、修繕を進めていく。	①継続実施

	正属	***	事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標			振り返り	今後の方向性	
NO	所属 (旧名)	事務事業名 **	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
489	みどり公園課	フラワー ガーデン 管理運営 事業	平成23年度に民間事業者の持つノウハウを生かした、利用者へのサービスの向上や施設の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度を導入しており、令和6年度は小田原フラワーガーデンパートナーズ(指定期間令和3年度~令和7年度)が管理運営を行った。日常的な運営、維持管理業務等に加え、フラワーショップの運営、オリジナル商品の企画販売、ワークショップなどの自主事業を展開し、施設の利用促進を図っており、令和6年度中の来園者数については、令和5年度の201,630人に対し、若干減の187,330人であった。平成7年4月の開園から25年以上が経過し、施設の老朽化が進んでおり、平成30年度、令和4年度に見直しを行った公園施設長寿命化計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用して設備関係など安全性に影響する施設を優先して更新・改修を行っている。令和6年度には、トロピカルドーム内の園路改修を実施した。	90,007	来園者数		187,330	85.2%	フラワーガーデンは、展示施設 を備えた特殊公園(植物公園) であり、市民の憩いの場、レク リエーションの場、植物見本園	トロピカルドーム温室入館者数の増加を図るため、子供向けの企画を実施したことにより、子供入館者数が指定管理制度 専力前の約3倍となった。 指定管理者が独自に企画した自主事業や園内に常設してい	る管理運営を行っていく。 社会資本整備総合交付金	
490	みどり公園課	こどもの森 公園わん ぱくらん ど・辻村植 ・・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	平成22年度に利用者へのサービスの向上や施設の効果的・効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度を導入しており、現在の指定管理者はわんぱく・辻村共同事業体(指定期間令和2年度~6年度)である。日常的な運営、維持管理業務等に加え、イベント等の自主事業を実施し、利用促進を図っている。来園者は、令和5年度の約246,000人に対し、約248,000人であった。平成12年4月の開園から20年以上が経過し、施設については老朽化や利用者ニーズとのギャップが目立ってきたことから、平成30年度から市外利用者の駐車料金を財源としたリニューアル事業に取り組んでいる。平成30年度、令和4年度に見直しを行った公園施設長寿命化計画に基づき、国の社会資本整備総合交付金を活用して、施設の維持修繕に努めている。令和6年度には、給水設備更新工事、芝張替、こども列車分岐器更新工事を実施した。	165,142	来園者数	450,000	248,000	55.1%	らんどは、緑豊かな自然環境	芝張替や木登りネット交換により、来園者の安全性の確保や 満足度の向上に努めている。	る管理運営を行っていく。 駐車場料金の増収分を財源に公園施設のリニュー アルを進める。 社会資本整備総合交付金 を活用して、公園施設の更 新、修繕を進めていく。	①継続実施
49	みどり公園課	久野霊園 管理運営 事業	久野霊園の維持管理、使用者へのサービスを行う。 墓地2,762区画の大半は使用中だが、返還を受けた区画について毎年使用者 を募集している。 令和6年度の区画墓地は、61区画の募集に対し、21件の応募があり、選考の 結果12区画の使用が決定した。 令和5年4月に、平成30年度から久野霊園の無縁墓地対策として事業を進め ていた久野霊園合葬式墓地が完成し、供用を開始した。当初70件の申込があり、抽選により50件の入墓が行われた。令和6年度は、50件の応募があり、抽 選により50件の入墓があった。 令和6年度には、20区トイレ整備工事、給水設備更新工事を実施した。トイレ 整備工事では和式トイレから洋式トイレへ改修し施設の利便性が向上され た。	56,081	-	-	-	-			合葬式墓地の使用状況を 把握しながら、管理運営を 行っていく。 階段への手すり設置など 高齢者対策を計画的に進	①継続実施
492	建築課	市営住宅運営事業	住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で住宅を供給するため、市営住宅18団地、1,560戸を管理・運営している。家賃滞納世帯については、督促状の送付や電話連絡、休日や夜間における滞納整理を実施するとともに、悪質な家賃滞納者には、明渡しに関する法的措置を行うなど、収納率の向上に努めている。令和6年度は、訴えの提起及び住宅の明渡しに関する強制執行について、対象者がいなかった。	333,829	-	-	-	-		家賃滞納は滞納金額が多大になったり、時間が経過すると納入が困難になるため、新たに徴収員を雇用し、滞納初期から積極的に納入指導を実施する等、滞納整理の促進に取り組んだ。	「小田原市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、	①継続実施

	所属	事務事業名 ***	事業概要と成果	R6	事	業の設定	2指標		評価・排	<b>辰り返り</b>	今後の方向性	
N	所属 (旧名)	事務事業名業務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 月標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
499	経営管理課・医事課	基幹病院機能充実事業	県西地域の基幹病院として、急性期医療や高度医療のほか、救急・小児・周産期 医療といった不採算医療等を担うとともに、県西二次保健医療圏の地域がん診療 連携拠点病院として、がん医療等の提供や地域全体のがん診療に貢献し、地域 住民が安心して医療を受けられる環境を提供する。 令和6年度は、救急科、小児科、産婦人科の医師の人員を維持するとともに、不 足していた脳神経内科、外科の医師を増員し、医療提供体制を強化した。 救急搬送人数は6.962人で、前年度比197人増加するなど、積極的に救急患者を 受け入れ、地域の医療提供体制を坚持した。 がん診療、コンパニオン診断など最新機器の導入による検査や、手術などの診療 行為のほか、がん相談や市民公開講座等の開催を通じて、地域住民が地域で安 心してがん治療を受けられる環境を提供した。がん相談については、窓口を一元 化し、患者がより分かりやすく気軽に相談できる環境を提供した。 また、より医療の質を高め、業務の効率化を図るため、県西地域で初めて外視鏡 と遠隔にUを導入し、引き続き新病院の開院に向けたデジタル化推進の検討を 行っている。	2.801,936	救急搬送 人数(人)		6,962		公立病院として、急性期医療、高度医療のほか、救急・小児・ 高度医療のほか、救急・小児・ 周産期医療といった不採算医療を担うととしての役割を担うこ 地域信民が安心して医療 を受けられる環境を提供する。	救急・小児・周産期等の一般診療を 両立し、多くの患者を受け入れた。 地域がん診療連携拠点病院として、 コンパニオン診断など最新機器を導入して積極的にがん患者の検査、手 術等の診療を行ったほか、がん相に は、患者がより分かりやすく気軽に 相談できる環境を提供した。 また、より医療の質を高め、業務の 効率化を図るため、県西地域で初め	機能を充実するため、医療スタッフの確保に努めるとともに、新病院開院までは機能維持に必要な機器更新や施設修繕を行うとともに、医療DXを推進していく。がん診療に関しては、診療やがん相談を充実していく。また、県立足板上病院とのままた。場立足板上病院との	①継続実施
48	経営管理課	経営改革プラン推進事業	市立病院に求められる医療を安定的に提供し続けていくため、経営改善により持続可能な病院経営を推進する。 総務省のガイドラインに基づき経営強化プランを作成するため、令和4年度より庁内調整会議で市の他部門からの意見を聴取した上で病院運営審議会での議論を経て計画案に反映し、令和5年12月に運営審議会から計画案の答申を受けた。その後、答申をもとに行政案を作成し、議会報告、パブリックコメントを経て、令和6年3月に「小田原市立病院経営計画(経営強化プラン)」を策定し、令和6年度以降は計画に基づき経営基盤の強化に取り組んでいる。	16,298	経常収支比率(%)	100.0	105.4	105.4%	救急・小児・周産期医療といった政策的医療を安定的に提供 するため、経営改善を進める必要がある。	営改善の成果により、過去最高の収益となった。入院収益は高単価を維持して患者増か増加したことにより収益増となった。外来収益は単価が下がったことにより減収とな補助できるに、新型コレナとる減収となったことによる減収やが低高騰等により支出はでも、経常収支比率は105.4%となり目標を達成したが、インパクトは少なくなっている。	営改善に取り組んでいく。 地方公営企業法の全部適 用の効果を検証しつつ、経 営形態の見直しについて	①継続実施
49	経営管理課	病院事業会計への繰り出し	公立病院及び基幹病院として、急性期医療や高度医療のほか、救急・小児・ 周産期医療といった不採算医療等を担い、地域住民が安心して医療を受けられる環境を提供していくほか、新病院建設事業を推進するため、国が定める 地方公営企業繰出基準に基づき、公費で負担すべきものについて、市の一般 会計から負担金を繰り出す。 令和6年度は、操出基準額3,736百万円に対して、1,300百万円を繰り出した。	1,300,000	繰出額(百万円)	3,736	1,300		国が定める地方公営企業繰出 基準に基づき、公費で負担す べきものについて、市の一般会 計から負担金を繰り出す。	3,736百万円に対して、1,300百	市の財政当局と調整しながら、必要な負担金を繰り出していく。	①継続実施
499	病院再整備課	新病院建設事業	地域の基幹病院である市立病院に求められる役割を果たすため、必要な機能が充実した新病院を建設する。	7,942,363	全費当ま実高業率(%)	30.7%	24.0%		供し続ける必要がある。	タッフと、運用に係る詳細な協	令和8年春の開院を目指し、安全・着実に事業を進める。	①継続実施

	댦	冨		事業概要と成果	R6	事	業の設定	E指標		評価∙拮		今後の方向性	
N	所用	名)	事務事業名	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日堙	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
49	7 事調	<u>.</u>	地域医療 支援病院 事業	地域住民が地域で安心して医療を受けられる環境を提供するため、地域医療支援病院として、地域の医療機関との機能分化を図り、患者の紹介(他院→当院)と逆紹介(当院→他院)を強化する。令和6年度は、医師とともに地域の医療機関14施設を訪問し、医師同士の顔の見える関係づくりや、医療機器の共同利用を通じて、地域内の医療連携の強化を図った。(紹介率:80.4%(前年度比+1.4%)・逆紹介率:95%(前年度比+5.6%)) 併せて、令和5年10月からは、「紹介重点医療機関」の指定を受けた。	31,511	患者紹介率(%)	75.0			県西地域の基幹病院である当 院が、救急患者や紹介患者の	医療機関訪問や各種広報活動 等により、地域医療機関との機 能分化と連携強化を図り、紹介	があることから、医療機関	①継続実施
49	消 (功 8 終 利 調		消防組織 運営事業	職員の意識を向上させ、市民の消防行政への理解と認識を図り、消防業務を 円滑に遂行させる。 消防需要の増加に伴い、消防行政事務についても多岐にわたり実施する必 要性が求められているため、国等の動向や各機関からの情報収集を積極的 に実施し、消防組織の強化を図る。 ②令和6年度消防職員委員会1回、安全衛生委員会4回実施。	184	消委が 職会会員 最会を 最後会 を を を を を の 数 (回)	3	5		消防行政を推進するための事務執行に係る執務環境の適正 務執行に係る執務環境の適正 な維持管理を行うほか、表彰事務、消防広報及び消防出初式 の式典等を実施。 安全でではこついて、会議及び 全ての署所の巡回を実施。	緊急度の高い部分に予算を投入し、施設を適正に維持管理 することができた。 多様化する消防業務、職員の 働き方に対し、消防職員委員	市民から消防行政への理解と認識を深めてもらうため、消防出初式を実施した。消防行政の理解を得られるよう広報で表達を得られるより良い活動を実施するとともに、組織一体となってより良い消防組織の運営に向けて研究を重ねる。	①継続実施
49	洋 DY 終 教 誤	5 8	消防被服 等貸与事 C	平成29年度から職員個々が必要としている被服を点数制にて貸与可能とした。これにより職員が希望する被服が100パーセント貸与できており、令和6年度も継続したことで成果を上げた。 防火服については平成25年度の消防広域化において一斉に貸与していることから老朽化が激しいため、令和2年度にリース化における貸与事業を進め、令和3年度予算化され、防火服のリース契約を完了した。コロナ禍の影響により防火衣の納入に遅延が発生したが、令和4年6月16日に防火服400着が納入、7月1日から運用が開始され消防全職員への配備が完了した。令和5年度には消防を取り巻く執務環境、多様な働き方に対応し、貸与品として夏制服上衣の長袖を追加、また令和6年度には夏季の上略衣及び活動用手袋等の貸与品を追加し、様々な状況に対応できる環境を整備した。	41,881	-	-	-	-		消防被服の点数制貸与制度を (防火服を除く)導入したことに より、予算の平準化が図られ た。 防火服のリース化事業が予算 化されたため今後の予算が平 準化されている。 貸与品の追加により、多様な働 き方、活動に対応することが可 能となる。		②見直し・改善
500	洋 (功 (0) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	京	消防職員 採用事業	大量定年退職者による消防力の低下を防ぐため、定年退職者等の人員を予測し先行採用するなど、中期的な職員採用の計画を立てる。職員の長期研修や国、県、市町への派遣、定年退職を勘案し、消防活動能力の低下を起こさぬよう計画的に新規職員を採用する。再任用制度及び行政専門員制度を活用するとともに、再雇用及び制度活用時の職域や職場体制を検討する。令和4年度、小田原市職員定数条例の一部を改正し、令和5年度から消防学校等への派遣職員を条例定数外とした。令和4年度の定年退職者及び普通退職者など条例定数を考慮した上で、新規職員を6人採用した。令和5年度は定年延長対象職員や普通退職者の職員数変動を考慮し、13人の新規職員を採用した。令和6年度も同様に退職者数等を勘案し、15人の新規職員を採用した。	2,369	採用計画 人数(人)	13	15				定年延長制度が始まり、 高齢期職員の活躍方法を 含め、消防力を向上させる ための組織運営、職員採 用等を適切に実施していく 必要がある。	②見直し・改善

	正量		事業概要と成果	R6		業の設定	定指標		評価・振り	り返り	今後の方向性	
1	。 (旧名	事務事業名	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
5	消防総務課・警防計画課	消防職員 教育·訓練 事業	消防職員としての責務を正しく認識させるとともに、的確な消防業務を遂行するための知識、技術、規律、体力、気力、精神力等を養う。また必要な資格を取得させ、多様な消防業務への対応力向上を図る。 ※教育・訓練回数内訳 消防学校・大学校関係17回 資格取得(中型・大型・大型特殊・2級船舶・小型特殊船舶)計5件	2,641	教育·訓練 回数(回)	31	22		高度な専門知識や技術を持つ 消防職員を育成するため、各 消防職員を育成するため、各 切、管轄住民を守る消防組織と して責任を持って実施するべき ま業である。	労働安全衛生法等の関係法令 で定められた必要資格につい 、認定機関で取得した職員を 講師として他の職員に講習を	え、職員の年齢構成が変化していく中で、求められる能力の多様化に対応し、 経験の不足を補える研修・ 訓練を実施していく必要が	②見直し・改善
5	消防総務 課	消防庁舎再整備事業	【目的】消防署所の再配置等により消防力を適正に配置することで、消防需要に対応した効率、効果的な消防体制の構築を図ることを目的とする。 【内容】消防の広域化に伴い、管轄区域が統合されたことにより消防力が重複する地域が発生する一方で、従来から比較的に消防力の低い地域が存在するなど消防力に不均衡が生じているため、消防署所の配置を見直し、消防需要に応じた消防力を提供していく。消防署所再整備計画に基づき、老朽化等により再整備が必要な署所を適正配置し、現状の人員を最大限に活用することで、経費及び人員を増加することなく、全体の消防力を向上させる。 【主な成果】令和6年度は山北出張所旧庁舎解体工事を完了させ、訓練棟を含む山北出張所外構等新築工事を着手している。	38,398	消防庁舎 の再整 の事の事 が率(%)	50.0	49.0	98.0%	署所数の拡大の一方で、消防 本部の発足から半世紀以上を 経た現代の都市構造と地域の 消防ニーズは大きく変容してい る。 両者の需給バランスを考えた 署所の再整備による地域特性 への消防力の適応は、市民 サービスの向上に直結する。	ペースに新庁舎を建設することで建て替え工事中の仮設建築がの設置が末事中の仮設建築がの設置が大幅に削減した。 以期が大幅に削減した。 が先行して令和5年度には、新庁舎が先行して令和5年度に変した。 はや和7年度になる。そのたり、新庁舎にも一部訓練機能 に設置することで、完全竣工までの間、訓練実施を可能にし	管内10署所のうち、小田 原市消防署所再整備計画 に基づいて再整備対象と なっている残り4署所(足 柄消防署、松田分署、强 選出張所及び栢山出張 所)について、訓練機能の 整備も含めた検討を進め ていく。	①継続実施
5	消防総務課	消防施設 維持管理 事業	【目的】消防施設を365日24時間体制で稼働させていくための保守管理や維持修繕のほか機能向上のための改修工事。 【内容】所管施設の全10署所について、築年数と建物規模、消防体系上の機能性の違いも考慮しながら、効率的かつ効果的な維持修繕を進めていく。 【成果】 令和6年度は、老朽化に係る応急修繕工事及び大規模改修工事を実施した。 ・足柄消防署外壁応急修繕工事 ・栢山出張所給排水設備応急修繕工事	87,111	修繕実施 件数(件)	2	2	100.0%	は区域内における消防業務を 実施するとともに、、その費用 を負担することとされていること から、市が責任を持って実施す べき事業である。 には、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では	の当直施設だったが、平成 8年度に女性仮眠室を設置し いる。しかし、当該庁舎に女 性用の洗濯機置場はない状態 さった。そのため、栢山出張所 合排水設備応急修繕工事で は、仮設の洗濯機置場を女性	築30年を迎えた小田原消防署の改修工事はこれまで様々な建物内部の改修を実施し、相当な費用を費やした。よって、この機能を損なわないように、屋上及び外壁防水工事を高額なのだが実施する必要がある。	①継続実施
5	消防総務 課	消防団広域連携事業	【目的】消防団と常備消防とは密接な連携・協力の下で活動することが必要となるため、定例的な連絡会議の開催等を実施し、情報共有を図り、常に顔の見える関係を構築するとともに、消防団教育により消防団の知識向上を図るもの。 【内容】2市5町正副団長会議を必要に応じて年度ごとに開催し、広域的な災害における地域防災力の連携関係の強化を図る。消防団員向けの取組では、外部講師による「消防団員の怪我の防止」研修会を開催し、消防団員の高齢化も踏まえた日常からの体調管理意識の向上を図る。 【主な成果】各市町の消防団と常備消防が顔の見える関係を築くことができたことにより、災害現場での円滑な活動に繋げることができる。	100	消防団員 教育の実 施(回)	1	1	100.0%	り、委託地域は広大な面積及び消防団員数で構成されていることから、各消防団と現場におることから、各消防団と現場においてなくてはならないものである。特に大規模災害発生時には、消防団の活動が必要不可欠であり、消防団研修についても継続していく必要がある。	町に係る消防団正副団長会議等、 り実施方法について見直した結果、 り和2年度から次のとおり実施する。 とになった。 消防団正副団長会議については、 清市町の正副団長間で協議すべき 気域的事案が発生した場合に必要 応じて開催する。 ではこれまでどおり、毎年1回開 はなった。 になった。 ではこれまでどおり、毎年1回開 にれまで消防団正副団長会議の	本市及び南足柄市並びに 足柄上郡5町消防団の情報共有、常に顔の見える 関係を構築し、大規模災 害発生時に密接な連携が 図られるように引き続き取 り組む。 2市5町消防団広域連携 研修会において、消防団 員の知識向上が図られる よう、研修テーマなどを検 討していく。	①継続実施

	、所	雷		虫羲	事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標		評価∙拮	 辰り返り	今後の方向性	
NO	(旧:	名)	事務事業名	事務業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日輝		達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
50	洋 以 終 教 調		広域消防 事業特別 会計への 繰り出し		【目的】本会計は、足柄上地域1市5町から消防事務を受託した消防広域化に伴い、関係市町の財政負担の明確化を図るため平成25年度に設置されたもの。 【内容】広域消防に係る運営経費は、小田原市を含む構成2市5町の各負担割合に基づき年度ごとに支出負担額が決算される。 【成果】経常経費以外の部分で、消防広域化による規模の拡大がもたらす効率化の観点からは、消防署所の配置の最適化や組織・人員の運用効率と部門ごとの専門性の高度化を進めることによって、費用対効果の向上を図れている。	2,684,198	指標設定 が事業である ため、対象 外	<u>口</u>	<del>- 大祖</del>	-	近年における災害態様の多様 化と大規模化が認められる傾 向において、消防体制の広域 化と構成市町の共同負担によ る消防資源の規模拡大は、対		消防上の社会課題の変容に合わせて、物的・質的・人的資源の全般で対費用効果の最大化を図っていく。	①継続実施
50	予 6 财 謂	5	火災予防 推進事業	0	事業目的、内容】  火災の被害を軽減するため、火災予防を広報するとともに、住宅用火災警報器の設置率向上を図る。 ・立入検査業務、違反処理体制を強化し、法令違反の是正に努める。 ・予防要員の育成と更なるレベルアップを図るため、計画的に高度な教育等を施す。 主な成果】 ・火災予防週間におけるイベント等を従来の規模に戻し、住宅用火災警報器の設置率向上や住宅防火の啓発を行なった。 消防学校専科教育及び各種講習を受講して得た知識等を、所属の職員に周知等することで、予防業務に関心がある職員が増えた。 ・自治会や民生委員と連携し、地域に根差した広報を実施した。 ・火災現場周辺の住宅を訪問し、住警器設置啓発活動を行うことで設置の重要性を伝えることができた。 ・現場の隊員が立入検査を実施する体制が確立し、立入検査件数が飛躍的に伸びた。 ・重大違反の是正を推進し、多くの防火対象物を指導、是正することができた。 ・予防技術資格者の位置付けを明確にし、モチベーション向上を図った。	738	指標設定 が適さない 事業である ため、対象 外	-	-	-		コロナ禍による行動制限が緩 和されたことにより、あらゆる広 報が、効果的に実施できた。	型に設固率が1つのだめた合発環 活動を継続していく。その一環 として、自治会等に設置向上を 呼びかけていく。 防火対象物及び危険物施設の 違反是正を促進し、重大違反 処理においては命令等に必要 な行政手続きや訴訟対応に係 る専門知識を有する職員の育 成を図ることにより、火災等に よる被害の減少及び防火・防 災意意識の向上を目指す。	①継続実施
50	予 7 财 調	5	火災原因 調査業務 強化事業	0	【事業目的、内容】 消防部隊等も火災原因調査を行う体制になったこと及び製品火災を始めとする出火事例について正確な原因究明が求められていることから、火災原因調査業務の更なるレベルアップを図る。 火災原因調査に必要な資機材を各部隊に整備し、調査能力を平準化及び向上させ、判明した調査結果を今後の火災予防の諸施策及び警防業務に反映させる。 【主な成果】 より正確な出火原因を判定するため、専門機関に鑑識に係る技術協力依頼が増加するなど、火災調査に対する認識が向上した。 火災原因調査用のデジタルカメラや調査に必要な器材を配布し、調査業務の効率化を図った。また、ドローンを活用し、上空からの焼損状況の確認や俯瞰写真の撮影が可能となった。	57	指標設定 が適さない 事業である ため、対象 外	-	-	-		火災原因調査用の調査に必要な器材を配布するなど、調査業務の効率化を図った。		①継続実施
50	警 防 部 画 調	5 ; 1 ; 1 1	消防水利 施設等整 備事業		消火活動に不可欠な消火栓や耐久性防火水槽の整備及び維持管理を目的とする。	16,691	新設消火 栓設置 (基)	3	2	66.7%	市内全体の水利格差を軽減する。	を考慮し上下水道局と協議しな がら効率よく実施している。	消火栓の設置について は、地理的条件などを考 慮し、必要な場所に設置し ていく。	①継続実施

	所属		事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標		評価・排	長り返り	今後の方向性	
NO	(旧名)	事務事業名 業務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 月橝	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
509	警防計画課	水防施設· 資機材整 備事業	水害による被害を軽減するため、水防資機材の整備や水防施設の維持修繕を行い、水防対策の推進を図る。	2,590	水防施設 の維持修 繕(点検) (箇所)	11	11	100.0%	水防対策として防潮扉、水防倉庫の維持管理を実施している。	防潮扉や水防倉庫の維持管理 は老朽化などの状況を踏まえ、 計画的に実施している。	防潮扉や水防倉庫の維持 修繕に努めるとともに、資 機材の適正な配置を検討 していく。	①継続実施
510	警防計画課		あらゆる災害現場に対し、より迅速・的確な対応をするために、必要な消防車 両を計画的に更新・整備する。	267,736	車両更新 (台)	8	6	75.0%	複雑多様化する災害への対応 や、車両の老朽化に伴う機能 低下を防ぐため、車両更新計 画に基づき、各車両の更新・整 備計画を行っている。	行うのは、活動の均一が図れ ないため、更新車両の仕様を	小田原市消防本部消防用 車両等整備計画に基づ き、更新・整備の充実を図 る。	①継続実施
511	警防計画課		大規模災害や特殊災害発生時に、隣接消防本部及び他都市消防本部との連 携体制の充実を図り、円滑な応援活動を実施できるよう、定期的に合同訓練 を実施する。	1,155	隣本滑活え定実同東に 消等をが動る期に練回 がらに合の数 (回)	16	14	87.5%	行うことで、様々な課題が抽出 される。その一つひとつを検証	年間で計画している訓練以外にも、費用をかけずに他都市 消防本部と積極的に合同訓練 を実施した。	実災害における広域連携 活動を円滑に実施するため、継続的に合同訓練を 実施する。	①継続実施
512	救急課	市民応急 救護力推 進事業	救急需要の増加による救急隊の現場到着所要時間が遅延がないよう、住民に対し救急車の正しい利用方法について、ホームページ等を利用し救急車適正利用について広報、啓発を行った。 救急車適正利用について、救急搬送人員に占める軽症者の割合が、平成29年以降は40%を下回ることができていたが、令和4年度は新型コロナウイルス感染等により傷病者が増加したため、40%を下回ることはできなかった。住民に対し救命講習等の指導を継続して行い、応急手当の知識・技術を普及する。令和4年度から令和5年度にかけては、新型コロナウイルス感染症等の影響があり、住民に対する教命講習の開催を中止せざるを得なかったが、5類となった以降は通常通りの救命講習が開催できるようになり、それに伴い受講者数が増加傾向となった。また、AED公表についてはホームページに掲載し住民へ周知している。	2,893	搬送人員軽 に症者が、40% を下回る	40%	40.6%		救急車の出動件数は年間 20,000件を超え、救急隊の現場 到着所要時間が遅延すると救 命率が低下するおそれがあ る。救命講習に参加することに よる、住民の意識を高めるととも に、救急車の適正利用を促す。 また、「住民による応急手当」が 重要な役割を果たしていること から救命講習の実施は有効で ある。	どで広報活動を実施した。 新型コロナウイルス感染症の 影響により、人と人との接触時間を減らすため救命講習実施 の際に事前WEB講習を導入し	令和5年8月に新型コロナウイルスの感染症が5類に移行したことに伴い、搬送人員に占める軽症者のと目標値に近づいた。引き用標値に近近が直頭を調整を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を変更を	①継続実施

Ē	<b>听属</b>	事務事業名 事務	事業概要と成果	R6		業の設定	E指標			振り返り しゅうしゅう	今後の方向性	
NO (I	旧名)	事務事業名業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)		R6 目標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
13	救急課	救急用資 機材整備 事業	迅速かつ適切な救命処置を実施するため、救急隊の資機材を整備するだけでなく、消防車に救命処置用資機材を積載することで、救急隊が到着する前に必要な処置を消防隊が行うことができるようにする。 救急隊員や消防隊員等の感染防止及び傷病者への2次感染の防止を図る。 多数傷病者発生事案においてトリアージ、応急処置及び搬送を適切に実施できるようにする。	13,761	AED積載 消防車向 台数(台)	16	16		消防隊が救急隊よりも先着する場合や、救助現場において、消防隊や救助隊などの消防車両にAEDなどの救急用資機逃を積載し、救命のチャンスを改い必要がある。また、大規模災害や多数の傷病者が発生する事故に対応するための資	消防隊や救助隊へのAED積 載は継続し目標を達成してい る。	消防隊用の心肺停止の傷病者に使用する資機材等の維持管理を継続する。感染集団が見による多数で傷病者発生事家に対資を制力資素を制力の数傷病者を関係する。 を、集団がより、 を、表するを、 を、表するを、 を、表するを、 を、表するを、 を、表するを、 を、表するを、 を、表するを、 を、表する。 を、表する。	①継続実施
14	救急課	救急隊員 養成·医療 連携事業	救急救命士養成を行うとともに、救急救命処置に必要な各種講習及び病院実習を実施し、技術、知識の維持向上を図る。 常時、複数の救急救命士が乗車できる体制を構築するとともに、救急救命処置に関する新たな資格等の取得に努め、更なる救命率の向上を目指す。また、訓練等を通じ救急救命士以外の救急隊員の技術、知識向上を図る。令和6年度は、3人の救急救命士養成、6人の就業前病院研修を実施した。地域における消防機関と医療機関の連携を図る。救急救命士が行う救命処置の質を担保するために、医師の指示体制、救急活動事案の検証、活動基準の作成及び教育訓練を実施し、PDCAサイクルによる継続的な医療行為の質の向上を図り、傷病者の予後の改善を図る。救急救命士が行う救急救命処置に必要な「医師の指示体制」、「教育研修」、「医学的な救急活動の検証」及び活動基準の見直し」を継続的に行い、救急救命士・救急隊員が行う救急業務の質を保持する。令和6年度は、救急隊の活動について毎月(12回)医師により救急活動の検証を受け、救急隊の質の向上に努めた。	13,655	-	_	_	-	の防止を図る必要がある。	全ての救急隊に常時複数名の 救急救命士が乗車できる体制 を確保するため、今年度も3人 の新規養成を実施した。 若手教を実施したとした教育 訓練を実施し、知識技術の向 上を図った。 湘南地区メディカルコントロール協議会が行う、各種舎及び小 県医師会主催の研養会をが小するなど連携を図った。 今年度もWEB会議を活用し、業 務効率を改善した。	名の救急救命士が搭乗する。救急救命士が搭乗する。救急救命士の技能にある。救急救命士の技能にの政権的ではある。大きの政権を担合の政策を推進する。以上の政策を推進以外の政策を出し、以上の政策を対し、以上の政策を対し、以上の政策を対し、以上の政策を対し、以上の政策を対し、以上、以上、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	①継続実施
i15	情報司令課	情報通信施設整備事業	消防情報指令システム及び消防救急デジタル無線設備等の適切な維持管理を行う。 消防情報指令システム更新整備については、令和元年度に更新整備を完了しているが、次期更新までの間、119番通報受信等の指令業務に支障をきたさないよう、関連する機器類の維持管理に努める。 消防救急デジタル無線の維持管理については、指令システム同様、現場で活動を行う消防部隊の災害対応に支障をきたさないよう、通信機器の維持管理に努める。	107,105	指標設定 が譲さないる まめ、対象 外	-	-	-	住民等からの119番通報に対し、迅速、的確に出動指令を出せるよう「消防情報指令を出せるよう「消防情報指令システム」等の維持管理及び機能強化を行い、地域住民の救命率向上や各種災害の被害軽減を図る。	消防情報指令システムの高機能をより発揮させるため、情報司令課員により日常的な電子地図のメンテナンス(付加データ入力)の実施、定期的に住民データ更新を行うことで本システムの高機能化を図った。	消防情報指令システム及び消防救急デジタル無線の計画的な維持管理及び更新整備を実施していく。	①継続実施
516	消防課(小田原署)	消防団運営事業	地域防災組織の要である消防団の組織力向上や消防団員の被服等の更新・整備を図る事業。 【内容】 消防団の組織力向上における持続可能な消防団体制を構築するために、検討を進める必要がある。また、被服等についても継続的に購入、更新を進める必要がある。 【主な成果】 被服等を断続的に購入、更新を進めることにより、消防団員の活動環境の改善を図ることができた。	7,849	指標設定 が適さない 事案である ため対象 外	-	-	-	地域防災の要である消防団員 が災害活動に従事するため に、統一した活動衣を更新する 必要がある。		活動服等の装備については、国が定める「消防団の装備の基準」に基づいて、今後も継続的に事業を進める必要がある。	②見直し・改善

	5F. F		事業概要と成果	R6	事	業の設定	它指標		評価・	振り返り	今後の方向性	
N	。 所原	事務事業名業	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
5	消防課(小田原署)	消防団車 両・資機材 整備事業	消防団の災害対応力を向上させるため、震災対策用にエンジンカッター、チェーンソー等の資機材の配備を進め装備の充実を図る事業。 【内容】 平成7年から、震災対策用のエンジンカッターやチェーンソーの配備を開始し、令和元年度に全分団へ配備が完了した。しかし、事業当初に配備にしたエンジンカッターやチェーンソーは老朽化が著しく、更に交換部品が生産終了している等、使用の際に支障をきたすおそれがあるため、今後、継続的に機器を更新し、事業を進める必要がある。 【主な成果】 消防団の震災等の災害対応能力が向上した。	36,194	震災対策 用エンジン カッターン チェーン ソーの配備 率(%)		100.0		大規模災害時等が発生した際	事業費、人件費ともに余剰な部分はなく、適切である。	災害時に使用する消防団 用資機材の整備・更新を 進め、地域防災力の強化 を図るため、今後も継続的 に事業を進める必要があ る。	①継続実施
5	消防課(小田原署)	消防団施 設維持管 理事業	消防団待機宿舎の現地建て替えや移転による再整備のほか、修繕による老朽化した消防団施設の長寿命化を図る事業。 【内容】 本市内に消防団待機宿舎は54施設あり、その多くの消防団待機宿舎が老朽化等により機能維持のための改修が必要である。今後も継続的に消防団待機宿舎の再整備や修繕を進める必要がある。 【主な成果】 消防団待機宿舎の再整備や修繕により、施設が長寿命化した。	25,870	修繕実施 件数(件)	4	4		大規模災害等が発生した際は、消防団員が待機したり、地域防災の拠点となりうるため、地域防災組織の消防力を低下させないためにも、市施策による整備が必要である。	施設の長寿命化を図った。また 交付金を利用することで費用	が進んでいるため、消防	②見直し・改善
5	経営総務課	健全経営 確保事業 (水道)	水道事業を健全に運営していくため、学識経験者や上下水道使用者等で構成される上下水道事業運営審議会に対し、水道料金の適正化、健全経営の在り方等について諮問を行い水道事業の適正な受益と負担等について、客観的な観点から検証する。令和6年度は2回開催し、令和5年度水道事業会計決算及び高田浄水場再整備事業インフレスライドの対応について報告を行い、意見をいただいた。		経常収支 比率 (%)	100.0	100.2	100.2%	学識経験者等が客観的な観点から市長の諮問に応じて調査 審議し、その結果を報告するとともに、必要と認める事項につ	水道事業及び下水道事業の統合に伴い、令和4年度から上下水道事業運営審議会として組織改編を行い、両事業の調査審議及び運営状況等の報告を行っている。	を行うため、引き続き、上 下水道事業運営審議会へ の諮問及び報告等を行っ	①継続実施
552	経 室 総 務 課	健全経営 確保事業 (下水道)	下水道事業を健全に運営していくため、学識経験者や上下水道使用者等で構成される上下水道事業運営審議会に対し、下水道使用料の適正化、健全経営の在り方等について諮問を行い下水道事業の適正な受益と負担等について、客観的な観点から検証する。令和6年度は2回開催し、令和5年度下水道事業会計決算、小田原市下水道管路包括的維持管理業務の進捗について及び小田原市下水道条例の改正についての報告を行い、意見をいただいた。	112	経常収支 比率 (%)	100.0	97.3	97.3%	学識経験者等が客観的な観点 から市長の諮問に応じて調査 審議し、その結果を報告すると	織改編を行い、両事業の調査 審議及び運営状況等の報告を	営を行うため、引き続き、 上下水道事業運営審議会 への諮問及び報告等を	①継続実施

	āF	-		事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標			振り返り	今後の方向性	
1	o (IE	「属 日名)	事務事業名 事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
5	21 #	経営総務課	上下水道 広報事業 (水道)	水道事業の重要性を効果的・効率的な手段(広報紙への掲載や「水道週間イベント」でのPR等)で市民等に伝え、水道事業について広く知ってもらうことで、理解を深める。 ・FMおだわらへのスポットCM(通年) ・JーCOMで水道週間イベント告知 ・神静民報への水道の日広告企画(6/4) ・水道週間イベント(6/8) また、積極的にインスタグラムを投稿するとともに、ホームページで情報発信を行った。	800	イベント等事業開催回数(回)	4	4		水道事業について市民に広く 知ってもらうことで理解を深め	広報紙やイベントでは、水道に	広報委員会を中心に、事業内容を企画・検討している。 広報広聴室と協力しながら水道事業の紹介動画を 増やしていく。	①継続実施
5	22 -	経営総務課・下水道整備課	上下水道 広報事業 (下水道)	下水道事業の重要性を効果的・効率的な手段(広報紙への掲載や「下水道ふれあいまつり」でのPR)で市民等に伝え、下水道接続促進を図ることにより、下水道使用料の確保など、下水道事業運営に必要な財源の確保を目的としている。令和2年4月から、市内の回遊性向上と新たな財源確保を目的としたデザインマンホール設置事業を開始し、令和6年度は2件(4か所)設置された。令和6年4月からマンホールカードの配布を開始した。これで、小田原市のマンホールカードは5種類となった。令和6年10月には小田原ガイド協会とのコラボイベント「デザインマンホール蓋をたどって!」を開催し2日間で18人が参加した。令和6年10月には下水道ふれあいまつりが3年ぶりに開催され、862人が参加した。令和6年10月には下水道ふれあいまつりが3年ぶりに開催され、862人が参加した。	527	イベント等事業開催回数(回)	2	2	100.0%	図っていく上で、必要な財源を 積極的に確保する一手段として、下水道事業の啓発は必要 不可欠である。	発していることから、効率的に 実施している。	広報委員会下水道部会を中心に、下水道広報アイテムであるマンホールカードやデザインマンホールの活用方法や、新たな啓発方法等の研究を進めながら、今後も当該事業の実施を継続していく。	①継続実施
5	23	経営総務課	水道事業 会計への 繰り出し	水道事業に係る経費のうち基幹水道構造物の耐震化事業に係る事業費の一部は、公的な便益も認められるため公費により負担することとなっていることから、「地方公営企業繰出金について(総務副大臣通知)」に基づき、公費で負担すべき経費を算出し、一般会計から繰り出す。	0	一般会計 からの繰出 額 (千円)	152,726	0		水道事業に係る経費のうち基 幹水道構造物の耐震化事業に 係る事業費の一部について は、公的な便益も認められるた め公費により負担することが妥 当である。		今後も「地方公営企業繰出金について(総務副大臣通知)」に基づき、公費で負担すべき経費を算出し、一般会計から繰り出していく。	①継続実施
5	24 #	経営総務課	下水道事業会計への繰り出し	下水道事業に係る経費の負担区分は「雨水公費・汚水私費」が原則であるが、汚水処理に要する経費のうち、公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理の経費や分流式下水道に要する経費の一部などは、公的な便益も認められるため公費により負担することとなっていることから、「地方公営企業繰出金について(総務副大臣通知)」に基づき、公費で負担すべき経費を算出し、一般会計から繰り出す。	2.100,000	一般会計 からの繰出 額 (千円)	2,350,619	2,100,000		雨水処理や汚水処理の一部 (公衆衛生の確保等)について は、受益が広く市民に及ぶこと から、その経費は公費で負担 することが妥当である。	不足額については、起債や内部留保資金で賄った。	今後も「地方公営企業繰出金について(総務副大臣通知)」に基づき、公費で負担すべき経費を算出し、一般会計から繰り出していく。	①継続実施

	55	一届		車義	事業概要と成果	R6	事	業の設定	E指標		評価∙拮	<b>長り返り</b>	今後の方向性	
	o (IE	f属 3名)	事務事業名	事義 事務 幣	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6	R6 実績	達成	妥当性・有効性(市がやるべき理由、	効率性(費用対効果)・	今後の事業展開	方向性
5.	25 指	経営総務課	酒匂川水流道 河水管事業 負担事		酒匂川流域の関係市町(小田原・南足柄・秦野市、開成・大井・山北・松田・二宮・中井・箱根町)の汚水処理を行う「酒匂川流域下水道事業」の安定的な運営(事業主体:神奈川県)を図るため、本市の負担割合に応じて、下水処理に係る維持管理等の負担金を負担した。また令和6年度は、維持管理負担金の合理的な負担のあり方について、神奈川県と意見交換を行った。	2,192,443	流域下水 近事業 な 日数 (日)	365			目的に対する事業自体の有効性) 酒匂川流域下水道は、関係市 町の生活環境の改きもに、命 生の向上を図るとともに、密匂 川の水質保全に寄を支える必要 であり、市民生活を支えるのであり、市民生活を支えるのであり、市民生活をある。に負担ないまなの神奈川選択肢はなく、行政が実施すべき事業である。	設置完了後、毎月県へ報告を	今後も、市民の生活環境 の改善等を図るため、当 該事業を継続していく。 なお、不明水対策につい てはをや放する。 はまで、維持世界との 負担金のでは、 後期には は、その は、その は、 をの は、 をの は、 をの は、 を は、 を は を は を は を は を は り に 、 の り に 、 の り に 、 の り に 、 を り に 、 を り に 、 を り に 、 を り に 、 を り に 、 を り に 、 を り に 、 を り に 、 を り に 、 を り 、 の た り に り に 。 の た が ら の た り に り た の た の た の た の た の た の た の た の た の た	①継続実施
5.	26	給排水業務課	上下水道 料金等賦 課徴収事 業(水道)	0	(水道料金) 水道給水条例施行規程に定める地区の水道使用者に対し、水道法第14条 第1項の規定に基づき、水道料金を賦課・徴収する。	2,749,712	-	-	-	-		(水道料金) 水道料金の未納者に対して、 督促状等の郵送、電話連絡及 び必要に応じた停水執行によ り、99%を超える徴収率を維持 している。		①継続実施
5.	27	水 業	上下水道 料金等賦 料數學収事 業(下水 道)	0	(下水道使用料) 下水道に接続し、利用している使用者に対し、下水道法第20条第1項の規定に基づき、下水道使用料を賦課・徴収する。 (受益者負担金) 公共下水道の建設に係る費用の一部とするため、当該建設により公共下水道が使用できるようになった土地の所有者等(利益を受ける者)に対し、都市計画法第75条第2項の規定に基づき、下水道事業受益者負担金(1㎡当たり280円・3年に分割して徴収が原則)を賦課・徴収する。	3,596,479	-	-	-	-		(下水道使用料) 下水道使用料の適正な賦課の ため、現地調査を始めとした、 使用状況の調査等を実施して いる。 (受益者負担金) 納付書の発送を年4回行って いたが、年1回に変更し、事務 量や経費の節減に努めてい る。	(下水道使用料) 今後も当該事業の実施を 継続していく (受益者負担金) 今後も当該事業の実施を 継続していく。	①継続実施
55	28	給排水業務課	下水道接 続促進事 業		下水道処理区域内の下水道接続促進を図るため、下水道の供用開始後3年以内の接続工事費に対する補助金の交付や、金融機関への接続工事費の融資あっせんを行い、市が利子補給をする制度とともに、未接続世帯への戸別訪問による接続勧奨を行う。	3,270	下水道接 続率(%)	94.3	94.6	100.3%	とは、広く市民の生活環境の改善や公衆衛生の向上させることから、行政が実施すべき事業である。	ら、会計年度任用職員による直	を継続していく。	①継続実施

	所属	事務事業名 事務	事業概要と成果	R6	事	業の設定	E指標		評価・排	<b>辰り返り</b>	今後の方向性	
NO	所属 (旧名)	事務事業名業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 月標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
52	水道整備課・浄水管理課	水道施設整備事業	「おだわら水道ビジョン(経営戦略)」に基づき、安心でおいしい水道水の安定供給を図るため、老朽化した取水・浄水・配水施設の更新(耐震化)を計画的に実施する。水道水の安定供給のため、基幹施設である高田浄水場の再整備や久野配水池の更新(耐震化)を進めるとともに、第二水源地の深井戸増設など施設拡張等に取り組むものである。令和6年度は、高田浄水場再整備事業を進めており、概ね順調に進捗し、浄水場の耐震化に努めている。また、第二水源地改良工事に着手し、酒匂川の西側地区の水源強化、津波等による酒匂川横断管路破損することによるリスク軽減に努めている。さらに、配水施設である下曽我加圧ポンプ場の更新工事は契約手続きを行った。	1,429,268	配水池の 耐震化率 (%)	70.6	70.9		浄水施設の更新(耐震化)については喫緊の課題であり、非常時や災害等に備え、取水・浄水・配水施設を順次更新(耐震化)し、安全安心な水道事業者としての責務である。	浄水施設の高田浄水場については、将来の水需要に対応した施設規模の適正化を図るとともに長期的な視点から整備 質の抑制と維持管理費の削減を見込んで更新している。配水施設については、下曽我	高田浄水場再整備事業については今和6年3月1年 度の完成を6年3月1年 度の完成を6年8月11年 度の完成を6年度から取水 を1年度から取水 を1年度が高い、1年の を1年度が高い、1年の を1年である第三し、2年の である第三し、2年の であるである。 では、1年の であるでは、1年の では では 1年の では 1年の 1年の 1年の 1年の 1年の 1年の 1年の 1年の 1年の 1年の	①継続実施
53	水道整備課	水道管路整備事業	「おだわら水道ビジョン(経営戦略)」に基づき、地震等の災害が発生した場合でも、生命の維持や生活に必要な水道水を安定して供給するため、水道管路の計画的な更新を推進する。水道水の安定供給のため、重要度の高い基幹管路等を優先的に更新(耐震化)するとともに、鉛製給水管の布設替えについても計画的に取り組むものである。令和6年度は基幹管路である矢作配水管改良工事の配管が完了した。また、重要給水施設や鉄道・緊急輸送道路下の重要度の高い管路の更新(耐震化)を進めるとともに、鉛製給水管等の更新を計画的に実施している。	281,555	基幹管路 の耐震 率(%)	61.1	60.9	99.7%	耐震管率が0.3ポイント上昇し 60.9%となった。また、重要給水 施設につながる管路について は、鉄道・河川・緊急輸送道路下 の管路を優先して更新(耐震化) し、災害時の断水被害を最小限 に抑えるよう努めている。 鉛製給水管については水質基準 の強化に伴い、安全安心な水道 水の供給のため解消を進めてい るところである。	良工事及び重要給水施設等につながる管路整備については、 更新に伴い今後の水需要を考慮した結径により、工事費の抑制を図った。 また、従来採用してきたダクタ	基幹でいては、「おだわら水道ビジョン(経営戦 を対道ビジョン(経営戦 を対して、登場を を対して、表示でにして、のま を対して、表示でにして、ま を対して、ま を対して、ま を対して、ま を対して、ま を対して、ま を対して、ま を対して、ま を対して、ま を対して、ま を対して、ま を対して、ま を対して、ま を対して、ま を対して、ま を対して、ま を対して、ま を対して、ま を対して、ま を対して、ま をが、本 をが、本 をいるとな をのま をいる。 をのま をのま をのま をのま をのま をのま をのま をのま	①継続実施
53	下水道整備課	汚水管渠 整備事業	生活環境の改善及び公共用水域の水質の保全を目的とし、未普及区域の解消を図る事業である。 千代第一号汚水幹線など汚水管渠の整備を計画的に進め、約3.8ヘクタール (約2.5キロメートル)が新たに整備済みとなった。	534,717	下水道全 体計画に 対する面積 普及率 (%)	89.1	89.0		の整備を行う。	い地域を優先的に整備すること で、効果的に事業を推進した。		①継続実施
53	下水道整備課	雨水渠整備事業	台風や局地的な豪雨による浸水被害のリスク軽減を図るため、雨水渠の整備を行う事業である。 大下水第一雨水幹線など雨水渠の整備を計画的に進め、約1.2ヘクタール(約0.3キロメートル)が新たに整備済みとなった。	560,168	雨水渠幹線整備率(%)	59.3	59.3		め、雨水渠の整備を行う。	「雨水渠幹線整備計画」に基づき、中心市街地の雨水排水を受ける大下水第一雨水幹線の整備を進めるとともに、過去の浸水被害のあった箇所の整備は完了した。	については、大下水第一 雨水幹線の整備を優先 し、令和12年度の完了を	①継続実施

	正屋	事義	事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標		評価・拼	 長り返り	今後の方向性	
N	所属 (旧名	事務事業名	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
53	下水道整備課	下水道維 持管理事 業	下水道管路及び施設の機能を持続的に確保するための事業である。 下水道管路については、緊急輸送路下や広域避難所などの排水を受ける重要な管渠(約149キロメートル)を対象とした地震対策工事を約5キロメートル 実施するとともに、重要な管渠以外については、標準耐用年数を超過した陶管を対象に長寿命化工事約1キロメートル実施した。 施設については、早川中継ポンプ場の沈砂池設備の改修を実施した。 また、下水道管路については包括委託による維持管理を行った。	1,074,748	重要な管 渠の耐 (化率(%)	52.3		109.0%	平常時の下水道機能の確保は もとより、災害時等においても 市民生活への影響を抑えるた めの対策を行う。	緊急輸送路下、広域避難所の 排水を受ける重要な管集の耐震化を進めるとともに、重要施 設である早川中継ポンプ場の 沈砂池設備の改修を実施した。 また、民間事業者の体制とノウハウを活用した下水道管路包 括的維持管理により、、業務の 効率化及び市民サービスの向 上が図られた。	地震対策については、令重 和13年度までに全ての重 要な管集の耐震化完了を 目指し、計画的に実施する。 「小田原市公共下水道」に トックマネジメント計画高い 管楽が早早川中継ポンプ場 を早川中継ポンプ場 を早川中継ポンプ場 を関の改築を進める。 また、下水道管見める括的 維持管理は、引き練的な維持管理に努める。	①継続実施
53	净水管理課	水質管理 保持事業	安心でおいしい水道水を供給するために、水質検査機器を更新し水質管理体制の充実を図る事業である。 水道法に基づく51項目中45項目の水質基準項目に加え、8項目の水質管理 目標設定項目の自己検査し、水道水の安全性を確認するだけでなく、浄水処理の様々な工程においても水質検査を実施することで、薬品注入の適正化に努めた。 水質検査機器については、保守点検等を適切に行いながら、浄水管理課と環境保護課で保有している分析機器の相互利用を実施した。 また、県が実施する精度管理へ参加し、職員の検査スキルの向上を図った。 令和6年度についてはポケット残留塩素計1台を更新した。	7,757	-	-	-	-		精度の高い検査を継続するため、令和2年度に4機器の更守を行ったが、機器購入から保変点検を含めたリース契約に変更したことによりコスト縮減と変務の効率化が図れた。また、環境保護課との分析機器の相互利用の継続により、分析機器のトータルコストの縮減が図れている。	施できる体制づくりのため、綿密に分析機器を管理し、良好な状態を保つとともに、精度管理へ参かすしてで職員の検査ス・水道法における水道水質基準	①継続実施
53	教育総務課	公立幼稚 園教育推 進事業	公立幼稚園における教育の質の向上を目的に、介助を要する園児を支援するため各園に会計年度任用職員を配置したほか、酒匂幼稚園、下中幼稚園での延長保育の実施、発達障がい児等の支援の方向性等を幼稚園教諭に助言するための臨床心理士等の専門家の派遣、教員の資質向上等を図るための研究事業を実施し、就学前教育の充実を図った。	81,803	介助教諭 等配置数 (人)	32	32	100.0%	後のあり方」に位置付けた公立	人員で運営しているが、質の高 い保育を提供する上でも適正 な職員数について検討してい	令和3年10月に策定した「小田原市立幼稚園の園児数減少への対応指針」により、園児数の最低基準を下回る園は、公立施設が果たすでは、公立施設が場たすで、統合・廃止を財活と、今後の対応を検討していく。	②見直し・改善
53	教育総務課・教育指導課	地域とともにあるり推進事業	各学校・園のグランド・デザインをもとに、子どもや教職員、保護者、地域の方々の願いを生かした特色ある学校づくりの取組について、各学校・園が地域とともに構成する研究会に委託し、子どもの学びと育ちを地域ぐるみで支えていく学校づくりを推進した。 子どもたちの健やかな成長を願い、市民が一体となって地域に根ざした教育活動を実践するため、小田原市学校支援地域本部を設置し、11中学校区(41校・園)で学校を支援する教育活動を推進した。各園、各小中学校にスクールボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動の推進、教育活動や教職員の支援を行った。	16,025	事業実施 校・園数 (校・園)	41	41	100.0%	各学校・園の研究会がそれぞれの特色を生かした取組を推進することは、本市の教育目標の具現化を図っていくために必要不可欠な事業である。単年度委託ではあるが、それぞれの研究会が中・長期的な視野を持って取り組んでいる。	ているところも多く、更なる市民	学校・家庭・地域が抱える 課題を地域ぐるみで解決 するため、地域の良さを生 かした特色ある学校づくり に取り組むとともに、ス う動地域指導者などの教育 力を活用し、より良い教育 環境を整える。	①継続実施

	所属	事務事業名 ***	事業概要と成果	R6	事業	美の設定				長り返り しゅうしゅう	今後の方向性	
NO	所属 (旧名)	事務事業名 業務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 月標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
537	教育総務課	放課後児 童健全育 成事業	保護者の就労や疾病等で、放課後に保護者のいない小学生を対象に、安全 安心な居場所を提供する。 市内全ての小学校で放課後児童クラブを開設しており、1年生から6年生まで の児童(令和6年度登録児童数約1,600人)を放課後、土曜日、夏休みなどの 長期休暇期間に受け入れ、見守りを行っている。 入所希望児童数は増えているが、待機児童Oを継続した。	355,267	-	-	-	-		令和5年10月から、2か所の放 課後児童クラブにおいて、市内 事業後君へ運営業務を委託し、る 環境ではを進めた。また、この 環境ではを進めた。また、この では、3 での放課後児童クラブにおいう の実施や市民活動団体との 選営事業や市民活動団体との 携など、プログラムの充実に めた。 が、待機児童Oを継続した。 が、待機児童Oを継続した。	てる環境づくりを図るため、市内事業者の運営状況を検証した上で、将来的な市内事業者の参入拡大	①継続実施
538	教育総務課	放課後子 ども教室 事業	全ての児童を対象として、放課後の時間に、小学校の余裕教室等を子どもの 安全安心な居場所として活用し、地域の方々の参画等を得て、学習や様々な 体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を創出する。 令和元年度までに小学校25校全口に設置した。 令和6年度の登録者数は922人、延べ720回の放課後子ども教室を実施し、1 回当たりの参加児童は平均約22人であった。	24,508	一体化(ク ラブ連携) 学校数 (校)	25	25		協力を得ながら実施すること で、児童が心豊かで、健やかに 育まれることにつながってい る。	動プログラムの実施やUMECO に登録している市民活動団体	放課後児童クラブとの連携を図り、引き続き、安全・安心な子どもの居場所を安此していくとともに、効率的な運用や連携について研究していく。	①継続実施
539	教育総務課・教育指導課	児童生徒 指導充実 事業	多様化する生徒指導の課題に対応するため、必要としている小中学校へ生徒 指導員を派遣し、生徒の心に十分寄り添いながら、気持ちを受け止め、抱えて いるストレスを和らげるとともに、より良い学校生活を送ることに前向きになる よう、教員と協力しながら指導を行った。 いじめ防止対策の実行性を高めるための調査研究や重大事態発生時におけ る調査を行うため、また関係機関との連絡調整を図るため、いじめ防止対策 調査会やいじめ問題対策連絡会を開催した。 さらに、いじめの未然防止を図るため、いじめ予防教室を3校15学級で実施し た。 これらの取組等により、学校現場でいじめを積極的に認知しようとする意識が 向上しており、早期発見・早期対応につながっている。	17,840	生徒指導 員の派遣 人数(人)	5	6	120.0%	生活を送ることができる環境を整えることは当然実施すべきことである。 とである。 生徒指導上の課題が大きくなると、他の児童生徒に及ぼす 影響が大きいため教員と協力 して対応する生徒指導員の配置は有効である。 また、いじめ予防教室は、継続 的に実施することで、いじめに	を決定している。 全中学校への派遣ではない が、配置校にその成果が偏る という考え方ではなく、市全体 の生徒指導体制の充実のため の配置と考えている。	継続実施予定	①継続実施
540	教育総務課	小学校施 設維持·管 理事業	学校施設の適切な維持・管理を行い、児童が安全・安心で快適に学ぶことができる教育環境を提供するため、学校施設の運営に係る光熱水費・委託料等の経常的業務の管理、校舎等の維持修繕・管理工事を行う。令和6年度は、光熱水費・委託料等の経常的業務の管理及び執行、小破修繕や樹木整枝剪定などの学校施設の維持管理のほか、「小田原市学校施設中長期整備計画」に基づき、校舎の普通教室等の床やトイレ改修、体育館の非構造部材改修(照明LED化)のほか、特別教室の空調設置等を行った。	867,575	-	-	-	-		実施方法や改修内容の見直しを図ることで、事業費を削減 し、より多くの改修・修繕等を実施した。	新しい学校づくり推進事業 との連動に配慮しながら、 「小田原市学校施設中長 期整備計画」に基づく既存 施設の安全確保や機能向 上に資する整備を行う。	②見直し・改善

	15	届		事業概要と成果	R6	事業	美の設定	≧指標			<b>長り返り</b>	今後の方向性	
N	O (IE	「属 日名)	事務事業名 業	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
54	¥1 ;	教育総務課	中学校施 設維持·管 理事業		86,288	-	-	1	ı		実施方法や改修内容の見直しを図ることで、事業費を削減し、より多くの改修・修繕等を実施した。	期整備計画」に基づく既存施設の安全確保や機能向上に資する整備を行う。	②見直し・改善
54	12	総	幼稚園施 設維持•管 理事業		7,861	-	-	-	-		を図ることで、事業費を削減 し、より多くの改修・修繕等を実施した。	に資する整備を行う。	②見直し・改善
54	13	教育総務課	校庭芝生管理事業	児童の運動時における安全性の確保や砂塵防止などに資するため、既に芝生化された校庭の適切な維持管理を行った。	2,677	校庭の全 面芝生化 施設数 (校)	3	3	100.0%	児童の安全性の確保や教育環境の改善に資するものであることから、市が関わるべきものではあるが、事業の実現には、各学校のほか地域との合意形成が必要と考えている。教育現場から児童のケガの防止につながっているとの声があることから、一定の成果は得られている。	法人)へ委託化することで、「市 民管理の仕組みづくり」を一定 程度達成し、効率的な芝生の		②見直し・改善
54	14	教育総務課	園庭芝生 管理事業	園児の運動時における安全性の確保や砂塵防止などに資するため、既に芝生化された園庭の適切な維持管理を行った。	1 220	園庭の全 面芝生化 施設数 (園)	5	5		園児のケガの防止につながっ	法人)へ委託化することで、「市 民管理の仕組みづくり」を一定 程度達成し、効率的な芝生の		②見直し・改善

	āf	: 届		事業概要と成果	R6	事	業の設定	定指標		評価∙拮	長り返り	今後の方向性	
N		i属 1名)	事務事業名 ***	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日輝	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
54	章 15 系	教育総務課	小学校教 材等整備・ 管理事業	1 学校配当予算 学校の教材、図書、保健、給食関係消耗品や学校用備品等に支出する経費 を教育費の予算の一部から各学校に配当するもの。 2 理科教育用備品整備(法令上の実施義務有り) 理科教育用備品の整備を図る。	103,516	児童1人当 たりの配当 額(円) (R6.5.1小 学生:8,138 人)	13,006	12,720		予算を配当し、各種消耗品や 備品等を各校の判断で購入す ることで、各学校現場の実情に 合わせた整備・管理につながっ ている。	各種消耗品や備品などの管 理・購入等を迅速に行うことに	各校ごとに年間執行計画 に沿って予算執行をしてお り、適正な予算管理及び 執行のためにも予算の配 当は必要であることから、 今後も継続していく。	①継続実施
544	育 16 新	<b>教育総務</b> 課	中学校教 材等整備・ 管理事業	1 学校配当予算 学校の教材、図書、保健、給食関係消耗品や学校用備品等に支出する経費 を教育費の予算の一部から各学校に配当するもの。 2 理科教育用備品整備(法令上の実施義務有り) 理科教育用備品の整備を図る。	62,443	生徒1人当 たりの配当 額(円) (R6.5.1中 学生人数: 4,235人)	14,723	14,744		予算を配当し、各種消耗品や 備品等の購入を各校の判断で 購入することで、各学校現場の 実情に合わせた整備・管理に つながっている。		各校ごとに年間執行計画 に沿って予算執行をしてお り、適正な予算管理及び 執行のためにも予算の配 当は必要であることから、 今後も継続していく。	①継続実施
54	7 17 系	教育総務課	幼稚園教 材等整備・ 管理事業	幼稚園の教材、備品等に支出する経費を教育費の予算の一部から各園に配 当するもの。	2,516	園児1人当 たりの配当 (R6.5.1園 児数:147 人)	17,748	17,116			各種消耗品や備品などの管理・購入等を迅速に行うことにつながる。	各園ごとに年間執行計画 に沿って予算執行をしてお り、適正な予算管理及び 執行のためにも予算の配 当は必要であることから、 今後も継続していく。	①継続実施
54	18 系 矛	総	新しい学 校づくり推 進事業	令和5年12月に策定した「新しい学校づくり推進基本方針」を踏まえ、「新しい学校づくり推進基本計画」と「新しい学校づくり施設整備指針」の策定・検討を進めた。このうち、「新しい学校づくり施設整備指針」については令和7年4月に策定・公表し、「新しい学校づくり推進基本計画」は令和7年度中の策定を目指して引き続き検討する。また、合意形成プロセスのあり方を検証するため、東富水・富水・桜井地域をモデル地域に、学校、地域関係者等を集めたワークショップを実施した。 民間スイミングスクールの活用については、令和6年度は神奈中スイミングの撤退に伴い、三の丸小学校の屋内プールを拠点とし、民間スイミングスクールと合わせて計6校で実施した。	37,342	委員会・部 会の開催 回数(回)	10	10		市立小中学校の学校施設の今後を考える事業であるため、設 後を考える事業であるため、設 置者である市が主体で行う必 要がある。	に行うことで、出張旅費や移動	「新しい学校づくり推進基本計画」の策定に向けて、引き続き検討を進める。 民間スイミングスクール等を活用した水が授業を引き続き実施するとともに、それらの成果を踏まえて、令和7年度中を目途に、水泳授業及び学校ブールの方向性を整理する。	②見直し・改善

	āF	屋		東義	事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標			 辰り返り	今後の方向性	
NO	所	名)	事務事業名	事務業的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日堙	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
54	<b>好 餐 餐 餐</b>	<u></u>	食育啓発事業		小・中学校における食育を推進するため、地場産物や郷土の食文化を継承した給食を生きた教材として活用し、食に関する指導や教科に関連した授業を行う。また、成長期の子どもたちが望ましい食習慣を身に付けるために家庭、地域に向けた食育の普及啓発を行う。	0	神産食実(%)(立こ食の) 神産の(水) (から) 神産の(水) (から) 神産の(水) (から) (から) (から) (から) (から) (から) (から) (から			100.0%	学校給食法、食育基本法、国や県の食育推進計画、小田原市健康増進計画に基づいて、小中学生の望ましい良智けや食に関する知識を身に付けさせるという教育活動である。また、家庭等に向けた食育の普	市立全小・中学校で小田原で 獲れたサパフグを使った給食を 提供した。市内産活用倍増作 戦を始動し、学校給食を通して 郷土の伝統ある優れた食文化	課等と打ち合わせを重ね、 市内産の取り扱い品目を 確保し、栄養教諭・学校栄 養職員に提案することで推	①継続実施
55	<b>(5)</b> (6) (7) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8	# 4	健康診断事業		学校保健安全法第13条に基づき実施する児童生徒の定期健康診断後の判定委員会を開催する。 ・心疾患判定員会 ・腎疾患判定委員会 ・脊柱側わん症判定委員会 ・脊柱側わん症判定委員会 学校保健安全法第11条に基づき、小学校に入学前の健康状況を把握することを目的とし、就学時健康診断を行う。	10,916	-	_	-	-		る。健康診断の結果、対象者を 絞り込み、学校・保護者及び医 療機関と連携し、精密検査や 経過観察を実施するなど、きめ 細かな対応を行っている。	施する。	①継続実施
55	<b>好</b>	1	小学校健 康診断事 業		学校保健安全法第13条に基づき、定期健康診断を行うとともに、その結果、経過観察等が必要と判断された児童を絞り込み、状況に応じて早期の治療に結び付けるため、継続観察を行う。 ・心臓疾患検診 ・腎臓疾患検診 ・脊柱側わん症検診	45,811	-	_	-	-		児童生徒の定期健康診断の受診率はほぼ100%となっている。健康診断の結果、対象者を絞り込み、学校・保護密検査や機関察を実施するなど、まなが成立であるなど、まなが、な対応を行っている。	引き続き、適切に事業を実施する。	①継続実施
55	<b>好</b> <b>级</b> <b>2</b> <b>4</b> <b>6</b> <b>7</b>		中学校健 康診断事 業		学校保健安全法第13条に基づき、定期健康診断を行うとともに、その結果、経過観察等が必要と判断された生徒を絞り込み、状況に応じて早期の治療に結び付けるため、継続観察を行う。 ・心臓疾患検診 ・腎臓疾患検診 ・脊柱側わん症検診	21,629	-	-	-	-		児童生徒の定期健康診断の受診率はほぼ100%となっている。健康診断の結果、対象者を絞り込み、学校・保護者及び医療機関と連携し、精密検査や表過観察を実施するなど、きめ細かな対応を行っている。	施する。	①継続実施

	70	F屋		事義	事業概要と成果	. R6	事	業の設定	官指標		評価・扱	長り返り	今後の方向性	
N	(IE	所属 日名)	事務事業名	事務的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
58	i3 i	給	幼稚園健 康診断事 業	0	学校保健安全法第13条に基づき、定期健康診断を行うとともに、その結果、経過観察等が必要と判断された園児を絞り込み、状況に応じて早期の治療に結び付けるため、継続観察を行う。	2,136	-	_	_	-		園児の定期健康診断の受診率はほぼ100%となっている。健康診断の結果、対象な医療機関込み、園・保護者及び医療機関と連携し、精密検査や経過観察を実施するなど、きめ細かな対応を行っている。	施する。	①継続実施
55	i4 i	保健給食課	保健教育 事業		急速に進む情報社会の中、不確かな性情報が氾濫しているため、性に対する正しい知識の普及を図ることを目的に、中学生及び保護者に対して学校単位で性教育講演会を開催する。また、より良い性教育講演会の実施のために、小田原医師会・中学校長会・中学校養護教諭・小田原市立病院から選出された委員で構成された性教育検討会を開催し、講演会の内容や講師の選定等を検討する。	1,767	開催校数 (校)	11	11	100.0%	る。	が講師になっており、医療現場 の実情を踏まえ、中学生に対し て適切な講演会が実施されて		①継続実施
55	i5 i	保健給食課	学校安全 対策事業		心身ともに健康な学校生活を送るため、児童・生徒等が、学校(園)管理下において事故に遭った際に、各種保険制度(日本スポーツ振興センター災害共済給付及び全国市長会学校災害賠償補償)を利用し、保護者が医療費を負担することなく、速やかに治療を受けることができるようにする。また、学校管理下における物損事故等現行保険の補償外の範囲を補う保険に加入することで児童生徒や保護者など関係者間のトラブル発生に伴う教職員の負担軽減を図る。さらに登下校時の安全対策として、市立小学校の児童を対象に、専用端末を無償で配付し、所持した児童の位置情報等が記録される「おだわらっ子見守りサービス」を開始した。	14,600	各種保険 制度への 加入率 (%)	100.0	100.0		となく、児童生徒が速やかに治療を受けられており、学校設置者として引き続き行政が実施すべき事業である。	けることができており、児童生	引き続き、適切に事業を実施するとともに、おだわらっ子見守りサービスについては、順次導入を進めていく。	①継続実施
55	i6 i	保健給食課	学校給食 事業		学校給食の適切な運営を進め、安心・安全で栄養バランスの取れた学校給食を提供する。また、公会計として市が直接学校給食費の徴収管理、給食食材の発注を行う。 学校給食材料費が保護者負担が原則であるが、物価高騰下の社会情勢を踏まえ、学校給食材料費の増加分の補てんを行い、学校給食費を据え置くことで、安全・安心で栄養バランスや量を保った給食を安定的に提供する。	815,492	公会計化 実施率 (%)	100.0	100.0	100.0%	食費の公会計化及び保護者からの学校給食費の徴収・管理 業務を地方公共団体自らの業 務として行うことを促進している 給食費については、保護者の 負担を軽減するために、市が 学校給食費を予算に計上し、	者の利便性の向上、徴収・管理業務の効率化等の効果等から、令和3年度から給食費の公会計化を実施した。 学校給食費を据え置き、保護	実施することにより、効率 的な事務の運用を図る。	①継続実施

	- 新屋		事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標			<b>長り返り</b>	今後の方向性	
N	所属 (旧名)	事務事業名業務的	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
55	保健給食課	小学校給食事業	学校給食調理業務委託等、小学校における学校給食の適切な運営を進め、安心・安全で栄養バランスの取れた学校給食を提供する。	380,795	調理業務 民化実 (%)			100.0%	学校給食法第4条(義務教育 諸学校の設置者は、当該義務 教育諸学校において学校給食 が実施されるように努めなけれ ばならない。、第11条(学校設 後の実施に必要な施設及び設 備に要する経費並びに学校給	令和6年度には、給食センター を含む全ての給食調理施設に おいて調理業務委託を完了し	学校給食センター及び共 同調理場3場、単独調理 校20校全ての調理業等 託を完了したので、今後 は、継続的に更新を図って いく。	①継続実施
55	保健給食課	中学校給食事業	中学校における学校給食の適切な運営を進め、安心・安全で栄養バランスの取れた学校給食を提供する。	520	調理業務 民間 民間 実施 (%)	100.0	100.0	100.0%			学校給食センター及び共 同調理場3場、単独調理 校20校全ての調理業務委 託を完了したので、今後 は、継続的に更新を図って いく。	①継続実施
55	保健給食課	幼稚園給食事業	幼稚園1園における、給食の適切な運営を進め、安心・安全で栄養バランスの取れた給食を提供する。	12	調理業務 務託 軍 (%)	100.0	100.0	100.0%	学校給食法第4条(義務教育 諸学校において学校給食 が実施されいて学校給食 が実施されい。)、第11条(学校 が実施さない。)、第11条(学校 はなり実施に必要並び 食の実施に必要並び 債に要達ごに経費の で運営に経費の でで を が終われ 後のでで と を ものも ものも もの もの もの もの もの もの もの もの もの もの も		学校給食センター及び共 同調理場3場、単独調理 校20校全ての調理業務委 託を完了したので、今後 は、継続的に更新を図って いく。	①継続実施
56	保健給食課	共同調理 場学校給 食事業	小・中学校受入校における学校給食の適切な運営を進め、安心・安全で栄養 パランスの取れた学校給食を提供する。	289,995	調理業務 限制 化 (%)	100.0	100.0	100.0%			学校給食センター及び共 同調理場3場、単独調理 校20校全ての調理業務委 託を完了したので、今後 は、継続的に更新を図って いく。	①継続実施

		诉届		事業概要と成果	R6	事	業の設定	定指標		評価∙拮	長り返り	今後の方向性	
V	o (I	所属 日名)	事務事業名	事業概要と成果 物 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
56	81	合	小学校給 給調設備整 備事業	老朽化した学校給食施設及び設備の改修工事を進める。	60,141	政策予算 に計上した 維持修繕 負費の執 行件数(件)	9	2		多くの給食施設が老朽化している。給食の提供に支障がないように給食施設及び設備を維持していく必要がある。	毎年度予算編成時期に優先順位を見直し、資産経営課と調整し施設整備を行っている。 給食調理場の空調設備整備について、令和6年度は富士見小学校の整備を行った。	画との整合を図りながら、 学校施設の長寿命化や機 能向上を含めた再整備計	①継続実施
5	62	和合	中学校給 食調型施 設"設備整 備事業	老朽化した学校給食施設及び設備の改修工事を進める。	22,824	政策予算 に計上した 維持修繕 負費の執 行件数(件)	3	2		多くの給食施設が老朽化している。給食の提供に支障がないように給食施設及び設備を はように給食施設及び設備を 維持していく必要がある。	毎年度予算編成時期に優先順 位を見直し、資産経営課と調整 し施設整備を行っている。		①継続実施
5	33	給食	共同調理 場施設·事 業	老朽化した学校給食施設及び設備の改修工事を進める。	58,714	政策予算 に計上した 維持修繕 負費の執 行件数(件)	2	2		維持していく必要がある。	毎年度予算編成時期に優先順位を見直し、また資産経営課と調整し施設整備を行っている。給食調理場の空調設備整備について、令和6年度は国府津学校給食共同調理場の整備を行った。	画との整合を図りながら、 学校施設の長寿命化や機 能向上を含めた再整備計 画のなかで、整備の方向	①継続実施
5	64	•	学校給食 センター整 備事業	竣工から50年ほど経過し、老朽化が著しく早急な再整備が喫緊の課題となっている小田原市学校給食センターについて、令和7年4月から給食の提供ができるよう新しい建設用地に整備した。	2.107.657	事業の進 捗率(%)	100.0	100.0		が喫緊の課題となっており、安全で安心なおいしい給食の提供継続のため整備が必要であり、実施すべき事業である。	ト、ライフサイクルコストに配慮 しながら整備事業者とともに整 備を行った。 令和6年10月に竣工し、令和7		③完了・休止・廃止

	51	<b>F E</b>		事業概要と成果	R6	事	業の設定	指標		評価∙扱		今後の方向性	
N	o (IE	f属 3名)	事務事業名 ***	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日煙	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
56	65	教育指導課	学力向上 支援事業	少人数指導スタッフを活用し、国に先駆け小学5年生までの35人学級を実現した。 また、児童生徒一人ひとりの学力向上・定着を図るため、少人数指導スタッフ 等を配置し、ティーム・ティーチングや少人数指導等によるきめ細かな学習体 制を整備するとともに、中学校教科非常勤講師を配置し教科指導の質の向上 と教員の負担軽減を図った。 個々の児童生徒の学力の伸びや非認知能力の成長を把握できるステップアップ プ調査のモデル実施を、令和6年度から全校において実施した。	47,354	スタッフ派 遺校の割 合(%)			100.0%	児童生徒の学力向上については、個に応じたきめ細かな指導の充実が必要であり、県が配当するな職員定数では配置が十分でないため、市の配置は学校にとって欠かせないものとなっている。ステップアップ調査については、個に応じたきめ細かな指導に資するものであり、継続的に実施していく必要がある。	少人数指導やティーム・ティーチング等による学習を実施することで、児童生活と人ひとりにより目が行き届き、個に応じた指導を進め、学力の向上を図ることができる。中学校においては県が	ては、これまでの配置に加	
56	66	教育指導課	外国語教 育推進事 業	世界の多様な文化を理解し、国際社会の一員としてのグローバルな視野とコミュニケーション力を育成するため、外国語指導助手(ALT)を配置するとともに、小学校に英語専科非常勤講師を配置し、外国語教育を推進することができた。令和6年度は、受託業者により、ALTの派遣に加え海外校とのオンライン交流を実施した。	50,038	ALT配置校 の割合 (%)	100.0	100.0		ぶ機会の創出や小学校で本格 導入となった外国語科を専門 的に指導できる専科非常勤講 師の配置は外国語教育の充実 と教員の指導力向上につなが り有効である。	び、外国の文化をより身近なものに捉えることができるようになり、英語表現を日常的に使う姿が見られた。 年度末のALT配置説明会兼小学校英語専科非常勤講師配置	に海外校とのオンライン交 流の実施を規定する等、	
56	67	教育指導課	読書活動推進事業	子どもの読書活動を推進するため、蔵書の整理や子どもや教師への読書相談、学習支援等を業務とする学校司書を全ての小中学校に週2日配置している。 学校司書を直接雇用にしたことにより、4月から学校への配置が可能となった。また、学校司書と教職員の連携がしやすくなり、子どもへの学習支援や読書相談が充実してきている。電子図書館事業の開始に伴い、児童生徒の学習用端末を利用しての電子図書館の利用を開始した。	28,840	学校司書 配置校の 割合(%)	100.0	100.0		関する業務を専門に行う学校		継続して学校司書を配置する。	①継続実施
56	88	教育指導課	ICT活用教育推進事業	国の進めるGIGAスクール構想の下、学習用端末と大容量の校内通信ネットワーク等を整備・活用し、児童生徒一人ひとりに個別最適化した学びや協働的な学びを実現する。令和3年度から授業での活用を、令和4年度からは家庭学習での活用を開始した。家庭学習への活用開始に当たり、フィルタリングソフトの導入や通信環境が未整備の家庭への支援を実施するなど、環境整備を行った。また、教科書のデジタル化や学力調査等のCBT化への対応として、既存学習ネットワークの性能診断を実施した。	264,642	1人1台のの 学末及通一の端校 内内ではできる。 とできる。 とても。 とても。 とても。 とても。 とても。 とても。 とても。 とても	36	36	100.0%	国の方針に基づく施策であり、 学習指導要領の確実な実施や	校から家庭へと拡大するに当 たり、費用対効果を考慮し、事	児童生徒の資質・能力のより確かな定着のため、教員研修、ICT支援員の派遣等を行い、ICTを有効に活用できるようスキルをあていくとともに、現有学習用端末の更新に向けて着実に作業を進めていく。	

	訴	雷		事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標		評価・振り返	ΣIJ	今後の方向性	
N	。 所加	名)	事務事業名 事務	(事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
51	教育指導課	自旨	人権教育推進事業	児童生徒が人間の生命の尊さについての理解を深め、学校・家庭・地域における人権尊重の意識の高揚を図るため、人権教育移動教室を開催するとともに、教職員の人権感覚を高め、今日的な人権課題に関する知識の習得及び実践力の向上を図るため、人権教育研修会を開催した。	82	人権研修 会参加者 数(人)	101	99		学校は児童生徒に人権を尊重 研修する心を育むとともに、実践力 によを身に付けるための教育活動 きたを展開すべき場であることか 合っ	る会を複数回実施すること り、多くの教職員が参加で 。また学校現場のニーズに た人権課題をテーマにした そのを開催するように努めて	継続実施予定	①継続実施
5	教育 指導 調	首首	情操教育 充実事業	小学校を対象に図工展、科学展を、中学校を対象に美術展、音楽会、科学展 を開催した。	356	各種行事 の開催 (回)	5	5		る豊かな感性や感覚を育むた 展を	、中学校を対象に美術展、 学展、音楽会を開催し、児童 もの豊かな人間性と社会性 が成、情操の涵養を目指し、	各種行事については継続 実施予定。また、文化政策 課所管の文化活動担い手 育成事業(三の丸ホール 鑑賞事業)で芸術鑑賞の 機会を確保する。	②見直し・改善
5	教育指導課	自首	体力・運動 能力向上 事業	児童生徒一人ひとりの体力・運動能力、運動・スポーツへの興味関心の向上と、親しむ態度の育成を図るため、体力・運動能力指導員の派遣による運動や遊びに関する指導助言や、オリンピアン等の著名なアスリートや大学教授等の派遣による講話や実技指導等を実施した。	516	新体力テストの総合位 価が上位位層(A~C) の徒のの後のの後のの後のの後のの後のの後のの後のの後のの後のの後のの後のの後のの	80.0	66.5		リート等の本物に触れることに より、児童生徒の運動・スポー ツに対する興味関心が高まる 様子が見られ、有効性が高い。 学校からの要望も多い。	議員を確保するという視点 大学と連携することで、人 P回数の確保が可能となっ る。また本来は頼が難しい は、アスリートについても県 リートネットワークの協力 り依頼を受けてもらうこと T能となっている。	継続実施予定	①継続実施
5	教育指導課	首首	部活動活 性化事業	中学校部活動の活性化及び教職員の負担軽減を図るため、部活動指導員や部活動地域指導者を派遣し人的なサポートを行うとともに、中学校体育連盟に対し大会開催費、派遣選手の交通費等に係る費用に対する助成を行った。指導員等の派遣により、生徒は専門性の高い技術指導を受けることができるとともに、教職員の負担軽減につながっている。 また・部活動の地域移行・地域連携について検討するため、外部団体を含む部活動地域移行推進会議、所管課と学校職員の代表からなる部活動の在り方検討会議を開催し、小田原らしい部活動の在り方について検討を行った。	5,143	部活動地 域指導者 派遣者 (人)	45	47		中学校の部活動については、 生徒の自主的な活動とすること により効果的な教育活動となる 一方、教職員の負担が大きい 現状があることから、指導員を 派遣することが有効である。	。生徒の技術向上と教職 )負担軽減につながってお校からの評価が高い。	教職員の負担軽減と指導の質の向上のため、引き続き部活動指導員等の派遣を継続していく。引き続き、部活動の地域移行・地域連携について、庁内関係課、外部団体と検討していく。	②見直し・改善

	마 등		事業概要と成果	R6	事	業の設定	官指標		評価・排	長り返り	今後の方向性	
N	所原 (旧名	事務事業名	*養 *** *** (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	決算額 (千円)	指標(単位)	R6 日堙	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
5	教育指導課	郷土学習推進事業	郷土に対する興味関心や探求心を高め、郷土を愛する心情を養うため、小中学生向けの副読本(3冊)を発行するとともに、その活用のため自然観察会を開催している。また、副読本の電子版を「おだわらデジタルミュージアム」に掲載し、学習用端末からの閲覧を可能としている。	1,796	自然観察 会の実施 回数(回)	7	7	100.0%	小田原の良さを生かした教育 を推進するためにも小田原市 の特徴に即した教材は必要で あり、市で作成することは妥当 である。 理科や社会科、総合的な学習 の時間等で副読本が活用され	副読本の電子データを研究所 ホームページのほか、おだわら デジタルミュージアムに掲載 し、児童生徒が学習用端末か ら閲覧できるようにしている。	たしたちの小田原」の改訂を予定。自然観察会については、より効果的な事業の在り方について検討して	②見直し・改善
5	教育指導課	防災教育事業	自分で自分の命を守るための思考力・判断力や行動力と、災害時における地域の支援者として行動しようとする意欲や実行力を育てるため、小中学生向けの防災教育用パンフレットを作成している。また、希望する園や学校に対して学校防災下バイザーを派遣し、児童生徒への防災に関する講話や学校防災計画に対する助言をしている。 防災や安全に対する児童生徒の意識を高めたり実践力を養うほか、学校の防災計画の見直しにつながっている。	476	学校防災 アドバイ ザー派遣 校数(校)	6	6	100.0%	東日本大震災を教訓に本市においても大規模地震や津波被害を想定した備えは必要であり、専門家のアドバイスをもとに学であり、専門家のの見直しを図ることは常に大災害の危機意識を持っている学校は常に大災害の危機意識を持っているため、繰り返し訓練をする必要がある。また全国国的に風水害しまる土砂災害や洪水被害も多く発生しているため、本市の地域の特性から本事業は継続的に実施していく必要性がある。	各学校の地域性や立地条件に 合った学校防災計画の見直し が図られている。	園や学校からの希望に応じて、学校防災アドバイ ザー派遣の派遣回数を増 やしていく。	②見直し・改善
5	教育指導課	支援教育推進事業	主に特別支援学級に在籍する児童生徒一人ひとりに応じた指導を行うため、個別支援員を配置した。また、特別な教育的配慮を必要とする児童生徒への支援について、関連機関と連携するともに、医師や臨床心理士、作業療法士、理学療法士等、支援教育相談支援チームの構成員を学校に派遣し、支援の方法について訪した。支援教育の在り方等について話し合うため、特別支援教育推進会議を開催したほか、課題を抱えた児童生徒や保護者、教員からの相談に対応するため、特別支援教育相談員及び心理相談員をおだわら子ども若者教育支援センターに配置するとともに、コミュニケーション等の課題への支援を行うため通級指導教室を運営した。また、教育的ニーズのある児童生徒への支援等について検討するため、就学支援委員会を始めとした就学相談を実施し、保護者が安心して個に応じた学びの場を選択することができるようにしている。外国につながりのある児童生徒がより良い人間関係と学習環境を構築できるよう、日本語指導等協力者を派遣することにより、友達や教員とのコミュニケーションを図れるようになり、適切な教育を受ける機会を得ている。	379,430	支援教育 相談支援 子一談派遣 回数(回)	40	53	132.5%	は年々増加傾向にあり、市の関与は必要である。特に、個別支援員の配置により、きめ細かな対応を行っているが、これまで以上に一人ひとりの教育的エーズに合わせた対応が必要である。また、インクルーシブ教育の推進のため、基礎的な環境整備	個別支援員については、単年度雇用であるが、可能な限り継続雇用することで人材育成を図可解や教員をの連携において効率性が高いうとの連携において対象を看護師が大きなでは、教育する場合である。 医療的ケアに従事する看きのいでは、教育する場場における、特別な接員については、教育性の高さから、時給及び1日当たりの勤務時間数についてはの必要性の高さから、時給及び1日当たりの勤務時間数について改善者を図った。 インクルーシブ教育推進のため、作業療法士、理学療法士等の専門家の助言は適切な方と。	徒が増加していることに加え、通常の学級においても支援を要する児童生徒が増加支援員の配置は欠か大野支援員の配置は交外が関すたいことから、更なる予算措置が必要である。また不	②見直し・改善
5	教育指導課	教育相談等充実事業	様々な課題を抱える子供や保護者を対象に、必要に応じて学校や専門機関との緊密な連携を図りながら、組織的に教育相談を進めている。不登校又はその傾向にある児童生徒一人ひとりとその保護者に対する教育相談の実施、教育相談指導学級の運営、不登校訪問相談員の配置を行い、個別の課題に応じたサポートと、児童生徒が、自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立する力を養うための支援を行っている。	55,469	相談回数(回)	3,000	3,584	119.5%	とする児童生徒が増え、不登校児童生徒数も年々増加傾向にあることから、相談件数は増加している。このような状況で、相談を継続していくためにも教	けでなく、その保護者への支え となっている事業であり、おだ わら子ども若者教育支援セン ターの教育相談体制の充実 や、関係機関等との連携によ	相談件数の増加や相談内容が多様化している状況に対応するため、専門的な人材の確保と相談環境の充実について検討する。	②見直し・改善

	所属	****	事業概要と成果 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R6	事	業の設定指標			評価・排	今後の方向性		
N	所属 (旧名)	事務事業名業		決算額 (千円)	指標(単位)	R6 目標	R6 実績	達成 割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 目的に対する事業自体の有効性)	効率性(費用対効果)・ その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
57	教育指導課	小学校児 童就学支 援事業	小学校の就学支援を目的に、保護者等の経済的負担の軽減と教育の機会均等を図るための就学援助制度のほか、特別支援教育就学奨励費、児童付添交通費補助金を支給した。また、申請者の負担軽減のため、令和4年度の就学援助費に続いて令和5年度からは特別支援教育就学奨励費について電子申請を導入した	54,279	-	-	-	-		事務の効率化、利便性の向上を図りながら取り組んでいる。 を図りながら取り組んでいる。 特別支援教育就学奨励費については、令和5年度から電子申請を導入した。	育就学奨励費について は、国の示す支給科目の	②見直し・改善
57	教育指導課	中学校生徒就学支援事業		35,817	-	-	-	-		システムを導入するとともに、 申請者が所得目安を計算でき るようHPに所得制限判断のた めの計算シートを掲載した。ま た電子申請についても導入済 である。	育就学奨励者を対していての科に、国の示す支給対応事立を対応事立を対応事業を対応を対応を対応を対応を対応を対応をは、に、化は、の更なを対応を進んで、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、ので	②見直し・改善
57	教育指導課	高等学校等奨学金事業	平成22年度から、国において公立高等学校授業料が原則無償化となったが、 実際には制服、教科書代等の負担で進学を諦めざるを得ない家庭があると想 定されることから、これらの家庭を支援することを目的に、市内に住所を有し、 高等学校等に在学する者を対象に年額40,000円(授業料以外の教科書・教材 等学資分)を、奨学金として支給している。 令和6年度においては、133人の申請に対し、審査の結果100人に合4,000,000 円の奨学金を支給した。 また、より利用しやすい制度を目指し、支給規則中の学業要件について改正 し、令和6年4月に施行した。	9,511	奨学金支 給者数 (人)	100	100	100.0%	おり、経済的な理由により進学 を諦めざるを得ない生徒を支	本制度と他の奨学金制度を併用できることを周知することにより、申請者の増加につながっている。	継続実施予定	②見直し・改善
58	教育指導課	教育ネットワーク整備事業	教職員の負担軽減を図り、児童生徒の成績等の個人情報を適切に管理するため、情報セキュリティポリシーに基づき教育ネットワークシステムの整備及び運用を行った。また、令和4年度に締結した契約に基づき、令和5年10月に校務支援システムの更新を行った。	196,118	教育ネット ワーク環境 整備校数 (校)	36	36	100.0%	教職員の事務負担の軽減と事務の正確性の向上、児童生徒の個人情報の適正な管理に資するものであり、市が取り組むべき有効な事業である。	和5年10月から本稼働した新システムにおいては、情報セキュリティの確保と教職員の使い勝手の向上の両立を図った。このことにより、個人情報の適切な管理はもとより、一層の校	システム統合により教育 DXを推進していることか ら、令和10年度の校務ネッ トワークシステム更新に合	②見直し・改善

N	所属 (旧名)	事務事業名	事業概要と成果 <sup>*</sup> **。 (事業目的、内容、評価対象年度の主な成果)	R6 決算額 (千円)	事業の設定指標				評価・振り返り	今後の方向性	
					指標(単位)	R6 月標	R6 実績	達成割合	妥当性・有効性(市がやるべき理由、 効率性(費用対効果)・ 目的に対する事業自体の有効性) その他改善を図った点	今後の事業展開	方向性
58	教育指導課	教職員人 事 服務・ 健康管理 事業	法に基づく教職員の健康診断を実施したほか、メンタルヘルスチェックや産業 医面接、人間ドック受検費用の助成を実施し、教職員の健康管理を支援した。 また、在校等時間管理システムを運用し、教職員の超過勤務時間を把握し、 勤務状況の改善のための指導等を行った。	13,556	超過勤務 周週	856			教職員の服務監督者として、健 康管理と労務管理を担うことは 必須である。また、この二つを 必須である。また、この二つを 実施することで、教職員が安定 的に業務に携わることができ、 児童生徒に対して効果的な教 育活動を行うことができる。	在校等時間管理システムにより把握したデータを、学校教職員衛生委員会等で周知し、働き方改革に向けた取組を一層推進していく。	①継続実施
58	教育指導課	教育研究 所運営等 事業	教育に関する専門的・技術的事項の調査研究、教職員の専門研修等を実施した。また、郷土小田原をフィールドに生徒が身近な地域課題と出会い、探究的・創造的な活動を行うことでよりよい社会を実現しようとする資質と能力を育むことをめざして「小田原版STEAM教育」を実施し、令和6年度は中学校全11校で専門事業者による職員研修を行うとともに、中学校4校において専門事業者による導入支援を行った。	29,868	教育講演 会の参加 率(%)	95.3	85.8		市の教育水準を向上させるたて、研修の内容、規模、対象等	参加が教職員の過度な負	② 見 直 し